

平成 27 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

平成 27 年 3 月 3 日 開会

平成 27 年 3 月 17 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成27年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月3日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	2
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成27年度の施政方針について	4
発議第1号から発議第2号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	8
報告第1号から議案第29号まで32件一括提案説明	11
散 会	21

3月6日（金曜日）第2号

議事日程	23
会議に付した事件	23
会議に出欠席した議員	23
説明のため出席した者の職、氏名	23
職務のため出席した者の職、氏名	23
開議の宣告	24
町政に対する一般質問	24
○2番 中川博夫君	24
1 公共下水道計画の今後について。	
(1) 住民アンケートの実施は。	
(2) 人口減少に対する考え方は。	
(3) 維持管理費の見通しは。	
(4) 国・県の補助金はいつまであるのか。	
2 地方創生の取り組みについて。	
(1) 町はどのような考えを持ち取り組んでいるか。	
(2) 他町では申請に町職員のほか議員・関係者と一緒に行っているときくが本町はどうか。	
3 体育館のフットサル使用について。	
○7番 野田増男君	33
1 美浜町エンジョイぷらんについて。	
(1) 町は住民のボランティア活動についてどのような見解をもっているか。	
(2) 従来やってきた活動ではダメ、目新しい内容でなければ予算は出せないという考え方	

はどうかと思うが、町の考えは。

2 総合公園を町民の憩いの場に。

3 小中学校の統廃合について。

○ 5 番 山本辰見君 4 0

1 公共下水道事業の将来見通しの困難さ。

(1) なぜ、(26年度中)町民に資料を提示し、説明し、判断を仰ぐことにしないのか。

(2) 美浜町の将来人口の見通し、事業に与える影響をどのようにとらえているか。

(3) 国民年金だけの世帯、高齢者だけの世帯、後継の若い世代の転出が進んでいる状況を地域別にどのようにとらえているか。また、その方々の負担に関してどのようにとらえているか。

2 中学生の自衛隊体験は改めるべき。

(1) 中学校に自衛隊関係のチラシ等が届けられた情報があるが、学校の対応は。今年度がはじめてか。教育委員会の指導などこれまでの経過もお聞きする。

(2) 自衛隊の職場体験活動はどのようになっているか。その意義は何か。また、教育的観点から、教育委員会として何を目的にしているのか。

(3) 18歳以上が対象の「自衛官募集チラシ」を14～15歳に配布すること自体異常だが、教育委員会としてどのような対応をされたのか。

3 県道並びに国道の安全対策について、計画はどのようになっているか。

(1) 県道野間河和線 野間駅から杉谷池の早期開通を、その計画は。

(2) 県道小鈴谷河和線 総合公園体育館から西側の歩道設置の計画は。

(3) 県道上野間布土線 布土小学校北側から国道247号までの早期開通を、その計画は。

(4) 国道247号並びに知多奥田駅周辺の横断歩道に音響式信号機の設置を、障害者対策としての計画は。

○ 4 番 千賀荘之助君 5 0

1 美浜町の借金について。

(1) 美浜町の借金は、現在いくらあるか。また、住民一人当たりいくらか。

(2) 美浜町の借金について、どう考えているか。

(3) 借金返済はどのようにしていくのか。

2 地方創生政策について。

○ 6 番 鈴木美代子君 5 8

1 介護保険について。

(1) 美浜町は、要支援1・2の利用者について従来通りのサービス提供は可能なのか。

(2) 美浜町に新たな負担増は生じないか。

(3) 国はNPOやボランティア団体を使って、多様なサービスを用意するようと言っているが、国の言うように出来るか。

(4) 低所得者対策はあらたに考えているか。

(5) 第6期事業計画において保険料はいくらぐらいを想定しているか。

(6) 介護保険について美浜町としてはどのようなビジョンを考えているか。

- 2 国民健康保険の引き下げを。
- 3 学校給食費の半額助成を。
- 4 学校給食の広域化協議からの撤退・中止を求める。

○ 1 番 大崎卓夫君 6 7

- 1 公共下水道事業について。

- (1) 現時点での、内容を町民にどのように説明するといいいのか。
- (2) 今やらなかったらこの先どうなるのか。
- (3) いろいろ数字が示されているが、結局町の負担金はいくらになるのか。
- (4) 事業が実施された場合、市街化区域の人は必ずつなげなければならないという法的な規制でもあるのか。
- (5) 本管につなぐ工事費は自分持ちだそうだがどれくらいかかるのか。また、補助金が出るのか。

散 会 7 4

3月9日（月曜日）第3号

議事日程 7 5

会議に付した事件 7 5

会議に出欠席した議員 7 5

説明のため出席した者の職、氏名 7 5

職務のため出席した者の職、氏名 7 5

開議の宣告 7 6

町政に対する一般質問 7 6

○ 3 番 石田秀夫君 7 6

- 1 総合公園遊歩道について。
- 2 交流拠点整備事業、多目的グラウンド増設整備について。
 - (1) 調査結果はどのようなものになったか。
 - (2) 第2町民グラウンドの利用率をどのように考えているのか。
 - (3) 第2町民グラウンドは、工業用地として売却の予定があるのか。また、進んでいるのか。
- 3 町民の森、敷地借上料について。
- 4 観光協会の自立について。

○ 9 番 杉浦 剛君 8 2

- 1 公共下水道整備計画について。

- (1) 加入率80%の可能性の根拠は何か。可能性を探るための方法は。認可されたとすれば加入義務は伴うものか。
- (2) 公共下水道への切り替え工事における補助金について問う。また、認可地区内における工事期間中の新築への対応は。
- (3) 受益者負担金の見込み額と考え方は。対象市街地のすべての土地が対象となるのか。
- (4) 1 m³あたり150円の下水道料金の根拠は何か。

(5) 公共下水道へ移行した場合、浄化槽管理会社への補償料が発生する法律があると聞いている。また、その費用が発生するとすれば全体事業費に入っているか。	
(6) 真空方式のランニングコストについて、耐用年数と点検方法、災害時における対策は。	
○10番 山本和久君	9 1
1 公共下水道について。	
(1) 調査研究の結果、事業着手される場合、その決定は何時頃か。	
(2) 飲食店等の事業者に対する対応はどのように考えているか。また、市街化調整区域内の排水処理はどのように考えているか。	
(3) 住民への説明が足りないと思うが、今後どのように説明し、理解をしていただく考えか。	
2 地方創生交付金事業について。	
(1) 本町の地方創生交付金事業はどのようにして決定されたか。	
(2) 地方創生交付金がなくなった場合、次年度以後も自己財源で継続する事業はどのような事業か。	
散 会	9 9

3月10日（火曜日）第4号

議事日程	1 0 1
会議に付した事件	1 0 2
会議に出欠席した議員	1 0 2
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 2
開議の宣告	1 0 3
同意第1号（質疑・討論・採決）	1 0 3
同意第2号（質疑・討論・採決）	1 0 4
議案第1号（質疑・討論・採決）	1 0 4
議案第2号（質疑・討論・採決）	1 0 5
議案第3号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第4号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第5号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第6号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第7号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第8号（質疑・委員会付託）	1 0 7
議案第9号（質疑・委員会付託）	1 0 7
議案第10号（質疑・委員会付託）	1 0 7
議案第11号（質疑・委員会付託）	1 0 7
議案第12号（質疑・委員会付託）	1 0 8
議案第13号（質疑・委員会付託）	1 0 8

議案第14号（質疑・委員会付託）	1 0 8
議案第15号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第16号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第17号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第18号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第19号（質疑・委員会付託）	1 0 9
議案第20号（質疑・委員会付託）	1 1 0
議案第21号（質疑・委員会付託）	1 1 0
議案第22号（質疑・委員会付託）	1 1 0
議案第23号から議案第29号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 1 0
発議第3号から発議第4号まで2件一括（提案説明・質疑）	1 4 3
発議第5号から発議第6号まで2件一括（提案説明・質疑）	1 4 8
散 会	1 5 0

3月17日（火曜日）第5号

議事日程	1 5 1
会議に付した事件	1 5 2
会議に出欠席した議員	1 5 2
説明のため出席した者の職、氏名	1 5 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 5 2
開議の宣告	1 5 3
議案第3号から議案第8号まで6件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 3
議案第9号から議案第16号まで8件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 5 6
議案第17号から議案第19号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 0
議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 2
議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 4
議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 5
議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 6 5
議案第24号から議案第26号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 8 0
議案第27号から議案第29号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 8 4
発議第3号の訂正の件から発議第4号の訂正の件まで2件一括（採決）	1 8 6
発議第3号（討論・採決）	1 8 7
発議第4号（討論・採決）	1 8 8
発議第5号（討論・採決）	1 8 9
発議第6号（討論・採決）	1 8 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 9 0
閉 会	1 9 1

平成27年 3 月 3 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年 3 月 3 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成27年度の施政方針について

日程第 4 発議第 1 号 美浜町農業委員会委員の推薦について

発議第 2 号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 5 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

同意第 1 号 美浜町教育委員会教育長の任命について

同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 号 美浜町名誉町民の推挙について

議案第 2 号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

議案第 3 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議案第12号 美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について

議案第13号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 美浜町教育委員会委員定数条例について

議案第16号 美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 町道路線の廃止及び認定について

議案第19号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第21号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第22号 平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第23号 平成27年度美浜町一般会計予算

議案第24号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成27年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第28号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 大崎卓夫君

3番 石田秀夫君

5番 山本辰見君

7番 野田増男君

9番 杉浦剛君

11番 丸田博雅君

13番 磯部輝次君

2番 中川博夫君

4番 千賀莊之助君

6番 鈴木美代子君

8番 森川元晴君

10番 山本和久君

12番 島田昭夫君

14番 家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長 山下治夫君

教育長 山田道夫君

総務部長 森田篤君

厚生部長 岩瀬知平君

建設部長 片岡勝君

総務課長 本多孝行君

税務課長 廣澤辰雄君

秘書広報課長 谷川徳寿君

福祉課長 沼田治義君

健康推進課長 磯貝尚美君

商工観光課長 竹内康雄君

土木課長 石川喜次君

水道課長 斎藤功君

学校給食センター所長 森川幸二君

副町長 石川達男君

会計管理者 山森隆君

企画部長 榎山博資君

経済環境部長 齋藤博君

教育部長 牧守君

防災安全課長 天木孝利君

企画政策課長 大井徳男君

住民課長 西田林治君

子育て支援課長 山下幸子君

農業水産課長 永田哲弥君

環境保全課長 岩本健市君

都市計画課長 河村伸吉君

生涯学習課長 坂本順一君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩 本 修 自 君

局長補佐兼
議会係長 夏 目 明 房 君

〔午前 9 時00分 開会〕

○議長（磯部輝次君）

おはようございます。

平成27年第 1 回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、近ごろでは草花の新芽とか、そういうのを見ることができまして、寒さの中でも春の日差しを感じるこのごろであります。間もなく春でございます。

本定例会は、本年度の最後の会議でもあり、また来年度の予算を決める大事な会議でもあります。十分御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第 1 回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、暦も 3 月を迎え、日差しに春の気配を感じることもふえてまいりました。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新たな年度を迎える今、何をすべきかを考えたときには、身も心も引き締まる思いであります。

今定例会には、春、新年度を迎えるための重要な事項である新年度当初予算を含め、住民の皆様の暮らしに直結する多くの議案を提出いたしております。いずれも、住みよいまちづくりをしたいという気持ちを込めたものばかりでございます。議員の皆様方には慎重審議をお願いするとともに、美浜町が暮らしやすい町であり続けられるよう、御意見、御提言くださるようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第 1 回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成26年11月分、12月分及び平成27年 1 月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告

があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長、報告をしてください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

諸般の報告を1件申し上げます。

過日、特別職報酬等審議会が開催され、その答申をいただきました。答申の内容は、「特別職の給料並びに議員皆様の報酬の額は、現行額で据え置くことが妥当である」というものでございます。

なお、答申書の写しを議長宛てに御提出いたしましたので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番 大崎卓夫君、14番 家田昇君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間と決しました。

日程第3 平成27年度の施政方針について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、平成27年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

平成27年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する施政方針と予算の大綱を申し述べ、議会及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本町は、中期・長期的視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を進めるため、「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を将来像とする新たなまちづくりの指針である第5次美浜町総合計画を一昨年11月に策定しております。その中で私といたしましては、少子化と人口減少、地域の活性化が、美浜町の大きな課題と考えています。

そして、町財政を取り巻く状況は、地価の下落、景気の低迷、人口の減少等、非常に厳しいことを認識し、今何をすべきか、どこまでが身の丈に合っているかよく考え、予算を計上いたしました。

最初に、今年度の主要な点についての取り組みについて御説明いたします。

まず第1点目は、本年は町制施行60周年の記念の年となります。町制60周年を記念し、町民皆さまと一緒に祝いをし、未来につなげる新たな出発、活気あふれる年とするため、町制60周年記念ロゴマーク等を活用し、町内外への積極的なPR・啓発を推進いたします。また、NHKと連携し、全国放送でのラジオ番組を実施いたします。

そのほか、記念事業を幾つか計画いたしました。女性議会の開催、記念式典の開催、名誉町民顕彰式、劇団四季小学生招待事業、山車まつり等々の事業を実施いたします。

なお、名誉町民に推挙させていただきますのは、本町奥田で大学院卒業まで生活されておられ、昨年6月に経団連会長に就任され御活躍されてみえます東レ株式会社取締役会長の榊原定征氏と、本町布土出身で元名古屋大総長の要職であられた平野眞一氏のお二人であります。お二人とも、長年にわたるそれぞれの分野における功績は日本国内外で高く評価され、美浜町出身者として町民の誇りであり、模範とするところであります。さらに地元のかかわり合いも深く、名誉町民にふさわしい方々であります。

第2点目は、本年は地方創生の元年の年となります。安倍政権が掲げる地方創生に向け、少子・高齢化や人口減少の対策に国と地方が総力を挙げて取り組む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されました。

これを受けて、美浜町は今後5カ年での目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方版総合戦略を策定しなければなりません。いわゆる自分の町の5年後の人口ビジョンと総合戦略をつくるということでございます。この取り組みいかに、地方の格差がますます増大することが予想されています。全庁挙げてこれに取り組むこととし、本部組織を立ち上げ、JAさん、漁協さん、商工会さん、観光協会の代表者の方々にもお集まりいただき、趣旨の説明と協力をお願いをいたしました。

平成27年度は5,800万円、追加交付110万7,000円の交付が決定いたしました。3月上旬には、計画を国に提出いたします。

第3点目は、パスポート発行事業であります。現在、愛知県で行っている旅券、パスポートの申請・受け取りを、27年4月から美浜町役場で行い、住民サービスの向上を図ってまいります。

第4点目は、町の将来を見据えることもとても重要であります。前年度より美浜町議会において特別委員会を設置し、事業実施について御検討いただいています公共下水道事業につきましては、その費用対効果、町財政に及ぼす影響等を検討し、実施の可否を判断するための事業計画策定委託料を引き続き計上いたしました。

公共下水道整備事業は、本町の将来にわたり安定したインフラ事業としての効果は非常に大きく、自治体が主体性を持って管理していかなければならない事業であり、都市計画法上定められている施設でもあります。本計画につきましては今後もより丁寧に説明を尽くし、議会を初め町民の皆様の御理解をいただく努力を進めてまいりたいと考えております。

本年度も、愛知県より専門的な助言をいただくため、引き続き職員の派遣をお願いしております。さらに、将来を見据えた職員研修の一環といたしましては、3年目になりますが、国、厚生労働省及び県地域振興部へ、そ

れぞれ1名の職員派遣を行ってまいります。

それでは、新年度予算の概要について、私のまちづくりの4本の柱であります1、安心・安全のまちづくり、2、健康、3、教育、4、地域の活性化の項目で説明をさせていただきます。

安心・安全のまちづくりとしましては、行政の最重要課題として、防災体制、防災資機材の整備、地域防災リーダーの育成等に取り組んでまいります。

防災対策といたしまして、家具転倒防止対策事業及び民間住宅の耐震改修促進事業を推進いたします。また、修繕計画に基づき、橋梁に関する耐震化・長寿命化修繕工事及び今後の工事に必要な設計を行い、地域の道路網の安全性と信頼性を維持し、住民の安心・安全な生活に努めてまいります。

上水道におきましては、耐震化、ポンプ施設の整備、配水管敷設替えを計画的に実施してまいります。

安心して子育てができる環境の整備といたしまして、現在行っています保育料の第3子無料化に加えまして、多子世帯の経済負担の軽減を図るため、3歳以上の児童が同時に入所している場合において、その3歳以上の児童のうち2人目以降の保育料を無料にいたします。

奥田保育所において平成25年度に運営開始いたしました障害児母子通園施設につきましては、平成27年1月1日付で美浜町が指定障害児通所支援事業者として愛知県知事より指定を受け、児童発達支援事業を行う施設として新たに美浜町立わかば園を開設しておりますが、より充実した母子・障害児対策を実施してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、平成24年12月に開所いたしました河和小学校に続き、奥田小学校内に昨年11月に開所いたしました。両クラブから遠い小学校の児童の利便性を図るため、クラブタクシー配車サービス事業も継続して行ってまいります。

なお、利用者負担の軽減及び施設利用促進のため、児童クラブの利用料を月額9,000円から5,000円、ただし、8月分は8,000円に引き下げ、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

一方、高齢化社会の進展に伴い、移動手段のない高齢者の外出支援といたしまして、高齢者タクシー助成券の配布事業を引き続き行ってまいります。

町営住宅事業では、老朽化が進んでいます河和団地のうち、2階建て住宅の6棟42戸を撤去し、平屋建て住宅16戸を新築いたします。また、不足しています駐車場を増設し、団地全体の居住環境を確保するため、実施設計及び工事を2カ年計画で行ってまいります。

健康対策といたしましては、昨年同様、各種の健康診査、予防接種、母子保健、健康推進等、必要な事業を着実に実施するための経費を計上いたしました。

総合公園を中心とした交流人口を増加し、町民に憩いの空間を提供するため、吉田下池沿いの散策路、周囲の施設や自然資源を結ぶ遊歩道、加えて吉田古窯群を活用した歴史文化を学び、見学できる場を整備いたします。また、スポーツを通じて健康増進や交流が促進されることを目的として、総合公園隣接地へグラウンド機能、多目的グラウンド2面を増設整備するための実施設計と用地の買収を行ってまいります。

教育につきましては、毎年度、学校関係者から御要望をいただいております特別支援学級アシスタント、学校生活支援員、情報教育アドバイザー等の配置を町単独事業として継続実施してまいります。

新規事業といたしましては、児童虐待防止促進事業として、児童虐待等に対する迅速な対応、適切な相談、援助、児童記録の整理を担う家庭児童相談員を配置することにより、要保護児童等に対する体制強化を図ります。

また、学校教育の充実には、あいち森と緑づくり税を活用した愛知県産木材を用いた児童・生徒机、椅子、教卓、ロッカー等の更新を行います。

そして、未来を担う子供たちに、シンガポールの小・中学校との国際交流を引き続き行い、国際理解と異文化

交流を培ってまいります。

地域における公民館を核とした生涯学習活動も充実いたします。具体的には、野間公民館、布土公民館に続きまして、本年度より奥田公民館においても公民館活動事業を開始いたします。

最後に、地域の活性化でございますが、行政として常に取り組むべき課題であり、今この経済が疲弊し、活力を失っている状況にあつては、多少の無理をしてでも、町を活性化するために率先して事業展開する必要があると考えています。本町の大きな特色であります大学がある駅前のポテンシャルを生かして、西部地区の核となる市街地整備を行うことを目指しています。これにあわせ、駅東地区を開発するための条件を整理して、将来の開発方針を検討するため、調査業務を行います。

商工会に委託し行ってまいりましたプレミアム商品券の発行事業につきましては、今年度は地方創生交付金を活用し、60周年記念事業の一環として、プレミアム分を20%に増額し行ってまいります。さらに、昨年からはじめましたふるさと納税を一層推進し、商工会の御協力を得ながら、本町のPRと財源の確保に努めてまいります。

農業振興につきましては、農村の自然景観、伝統文化、農畜水産物等の地域資源を活用し、都市と農村の交流人口の拡大を推進することにより、農漁村における所得向上と地域の活性化を図ることを目的に、グリーン・ツーリズム及びブルー・ツーリズムを開催してまいります。そして、新規就農者支援事業の実施を初め、経営体育成支援事業に取り組んでまいります。

水産振興につきましても、水産多面的機能発揮対策事業に国の支援を得て取り組むほか、アサリの放流、浜の活力を再生するため漁場の耕転を初め、有害動植物の食害防止網などの設置を行い、漁場環境の改善を図るとともに、二枚貝の生息状況の調査・研究を行い、育てる漁業に取り組む経費に補助をいたします。

文化財保存事業といたしましては、地元から御要望いただいております小野浦地区の町指定文化財、小野浦船山車保存施設改修費への補助を行います。

なお、婚活支援担当におきまして、結婚を望む方々に対し、商工会、JA、漁協さんを初め各種団体の御協力を得ながら、より強力に本年度も婚活支援に取り組んでまいります。

以上、新年度におきまして実施を予定しております事業を御紹介させていただきました。

これら事業を含む新年度一般会計予算に要する経費といたしまして70億4,500万円、対前年比4,300万円、率にして0.6%の減となりました。

減額の主な要因は、国において実施される臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の支給額変更に伴うものでございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計を初めとする5特別会計の予算総額は48億6,478万9,000円で、前年対比7.6%、3億4,153万6,000円の増となりました。

企業会計におきましては、水道事業会計、収入総額6億4,137万9,000円、支出総額7億1,314万8,000円で、前年対比は、収入においては1.4%の増、支出においては1.3%の減となりました。

これら一般会計、特別会計、企業会計を合わせた美浜町予算の総額は、支出額126億2,293万7,000円で、前年対比2.3%の増となりました。

最後になりましたが、今後も住民との対話を重視して、身の丈に合った行政に取り組み、常に現場目線で、現状に立ちどまることなく、未来を担う子供たちに「住んでよかったと思えるまち、みはま」を引き継げるよう、町政を進めてまいります。議会議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、平成27年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 発議第1号 美浜町農業委員会委員の推薦についてから

発議第2号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第4、発議第1号、美浜町農業委員会委員の推薦についてから発議第2号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明を願います。9番 杉浦君。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

○9番（杉浦 剛君）

おはようございます。

それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由の説明をしたいと思います。

ただいま議題となりました発議第1号、美浜町農業委員会委員の推薦について及び発議第2号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上2件の提案理由の説明をさせていただきます。

初めに発議第1号、美浜町農業委員会委員の推薦についてでございます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項の規定による議会推薦の農業委員会委員に次の者を推薦する。

代表提出者、美浜町議会議員 私、杉浦剛、提出者、美浜町議会議員 島田昭夫議員、美浜町議会議員 鈴木美代子議員、美浜町議会議員 丸田博雅議員でございます。

次に、推薦する方についてでございますが、住所は美浜町大字河和字西谷45番地、氏名、下村かをるさん、生年月日、昭和32年8月3日生まれ。次に住所、美浜町大字野間字小松川10と11合番地、氏名、廣野さち江さん、生年月日、昭和28年2月10日生まれ。次に住所、美浜町大字奥田字石畑435番地、氏名、石田喜久雄さん、生年月日、昭和25年6月3日生まれ。

以上の3名でございます。

提案理由につきまして、この案を提案するのは、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会において推薦する必要があるからでございます。

次に、発議第2号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

代表提出者、美浜町議会議員 私、杉浦剛、提出者、美浜町議会議員 島田昭夫議員、美浜町議会議員 丸田博雅議員でございます。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

なお、施行期日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第1号、美浜町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 千賀君。

○4番（千賀荘之助君）

委員長さん、御苦労さまでございます。

この件でございますが、これは法令によって女性の委員の割り当てがあったと思うんですが、美浜町の場合は2名でよかったのか。それとも、農業委員というのは、これは公職法の選挙法に基づいての選挙制度もあるわけでございますが、これは推薦でございますので、その辺の女性委員としての2名は最低限の対応をしてくださいという、そういう意味合いでこういうことになったんでしょうか。その辺についてお答えをお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

ただいまの御質問にお答えします。

千賀議員のおっしゃるとおりで、2名の議会推薦枠を確保してほしいと、そういったことで今回2名の枠をとらせていただきました。

なお、今までは議会推薦枠は4名でありましたけれども、農業共済の枠が1つふえましたので今回3名となりまして、2名の方を……

〔「議長。委員長に聞くことであって、議長さんがなぜそこまでの聞かなきゃいかんのか」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

以上のような経過がありまして、4名枠から3名になったということと、その3名枠の中で女性委員を2名、ぜひとも議会枠で推挙してほしいということで2名を推挙させていただきました。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ありませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

今3名の方の推薦がありました。当然仕事として農業なんかにかかわっている方だと思いますが、今、名前と住所だけなものですから、例えばお仕事でこんなことをしていると、推薦の理由みたいなのをもう少し教えていただけると助かります。

○9番（杉浦 剛君）

河和の下村かをるさんは、現在の農業委員会の会長であります下村晴久さんの奥さんでございます。農業におきましては、水稻を大面積でやられておりまして、本人としてはハウスキュウリのほうを一生懸命やっておるといふふうに聞いております。

また、廣野さち江さんは、この方も旦那さんとともに花卉の園芸のほうをやっております。私が何年前訪ねたときはオンシジュームを一生懸命つくられておりましたけれども、この花卉業界におかれましては市場の動向が随分目まぐるしく変わっておりますので、今はちょっとわかりませんが、専業で一生懸命やっておられる方です。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号、美浜町農業委員会委員の推薦についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、発議第2号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第 5 報告第 1 号 専決処分事項の報告についてから

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算まで32件一括提案説明

○議長（磯部輝次君）

日程第 5、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてから議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算まで、以上32件を一括議題とします。

以上32件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてを初めとして32件でございます。全議員お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてでございますが、昨年 8 月22日午後 7 時15分ごろ、消防団奥田分団奥田南班の団員が消防団訓練のためポンプ積載車を動かしたところ、後方不注意により同班所属の団員所有自動車に接触し、当該車両の車体右側後部を損傷する事故が発生いたしました。この事故に関しまして双方で話し合いを行ったところ示談が成立し、町が相手方車両の修理費用の全額を支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第 1 項の規定により、損害賠償の額及び和解について平成26年12月19日付で専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき議会に御報告申し上げるものでございます。

次に、同意第 1 号、美浜町教育委員会教育長の任命についてでございますが、現教育長、山田道夫氏より 3 月31日をもって教育委員を辞職したい旨の申し出がございました。教育委員の辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定において、任命権者である地方公共団体の長及び合議機関である教育委員会の同意を得て辞職できるものとされております。平成19年10月 1 日から 7 年 6 カ月の長きにわたり、本町教育行政を支えていただいた山田道夫氏の功績を思いますと、引き続きこの重責を担っていただきたいとの思いもございましたが、教育委員会制度改革という節目を迎えることに加えまして、御本人の意思を尊重し、辞職について同意いたしました。

今回、山田道夫氏の後任として、現野間小学校校長、山本敬氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は、平成27年 4 月 1 日より平成30年 3 月31日までの 3 年間でございます。

なお、山本氏は愛知教育大学卒業後、本町立河和小学校教員を皮切りに南知多町、半田市、東海市の各小・中学校に勤務の後、知多教育事務所管理主事、尾張教育事務所指導課長、尾張教育事務所長の要職を歴任の上、平成25年 4 月から本町野間小学校校長として勤務しております。教育現場はもとより行政の経験も豊富であり、本町教育行政を推進していく上で教育委員会教育長としてふさわしい方でございますので、御同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、同意第 2 号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在委員をお願いしている森保雄氏が来る 3 月31日をもって任期満了となりますが、引き続き住民の代表として同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は同条第 6 項の規定に基づき、平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの 3 年間とするものでございます。

次に、議案第 1 号、美浜町名誉町民の推挙についてでございますが、美浜町出身で、長年にわたり各分野での

活躍と貢献及び多大な功績を残しておられる経団連会長、榊原定征氏、並びに元名古屋大学総長、平野眞一氏を名誉町民に推挙いたしたく、美浜町名誉町民審査委員会に諮問したところ、適格者である旨の答申をいただきましたので、美浜町名誉町民条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第2号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月20日に公布、本年4月1日より施行されることに伴い、教育委員会制度が今後大きく変わることとなります。特に、これまで執行機関である教育委員会の代表であった教育委員長職が廃止され、責任の一元化を図るために、その職務権限をあわせ持つ新教育長が新たな代表者となることになりました。規約の変更に当たり、構成市町との協議を行う必要があるため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第3号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、昨年の12月定例会にて、12月に支給する期末手当の額を年間0.15月分引き上げる改正をお願いし、お認めいただいたところです。今般、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を受け、当該支給率を6月及び12月に振り分ける必要が生じたため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第4号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成26年8月の人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、単身赴任手当の支給額の引き上げ及び再任用職員に支給することを可能とする改正、管理職員特別勤務手当の支給額の引き上げ及び対象業務を充実する改正、12月議会においてお認めいただいた勤勉手当の年間0.15月の引き上げを6月及び12月に振り分ける改正、給与月額を平均2%引き下げる改正でございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第5号、美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、これまで教育委員会の代表であった教育委員長職が廃止され、その職務権限をあわせ持つ新教育長が新たな代表者となることで責任の一元化が図られることとなったため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、表彰審査委員会委員より教育委員会委員長を削除し、委員数を5名に減ずるものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第6号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに任命されることとなる教育長については、議会の選任同意を得た上で任命される常勤の特別職となるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、議会議員及び正副町長と同様に教育長の給料額の改定等を行う場合には、その審議の対象に加えることとするものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第7号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、これまで執行機関である教育委員会の代表であった教育委員長職が廃止されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、別表第1中、教育委員会委員長の項を削除するものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第8号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、平成27年4月1日以降に新たに任命されることとなる教育長については、議会の選任同意を得た上で任命される常勤の特別職となるため、第1条において教育長を追加するほか、第8条の期末手当の支給率の改正、並びに通勤手当及び退職手当に関する規定の追加を行うものでございます。

施行日は、平成27年4月1日とするものでございます。

なお、この改正とあわせて、美浜町教育委員会教育長の給与並びに勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号、美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、障害者福祉サービスの充実を図るとともに、福祉医療制度を知的・身体・精神の3障害共通の枠組みとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日は平成27年10月1日とするものでございます。

次に、議案第10号、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画による第1号被保険者の保険料率の改正として、従来の10段階を12段階に、標準保険料の月額を4,500円から5,100円に引き上げるものでございます。また、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を設けるものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第11号、美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでございますが、介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等が、市町村の条例で定めることとされましたので、本条例を新たに制定するものでございます。

制定に当たり、郡内の2市4町及び知多北部広域連合において、統一して厚生労働省令の基準を適用する規定整備を行うこととしております。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第12号、美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてでございますが、介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準が、市町村の条例で定めることとされましたので、本条例を新たに制定するものでございます。本条例の制定についても、前議案同様、知多の市町統一により厚生労働省令の基準を適用した規定となっております。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第13号、美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、省令の改正に伴い字句を改めるものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第14号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉法の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、保育所における保育の実施基準について、子ども・子育て支援法施行規則に規定が設けられたため、本条例の保育の実施基準を削除するものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第15号、美浜町教育委員会委員定数条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の代表である教育委員長職が廃止され、執行機関としての責任の一元化を図るため、その職務権限をあわせ持つ新教育長が新たな代表となります。

新教育長は、教育委員会を主宰すると同時に教育行政事務を遂行し、教育委員会が行う行為について全ての責任を負うこととなり、改正法第3条において、教育長と委員が明確に区分されることとなりました。これにより、専任となる教育長就任後の本町の教育委員は4名となります。

本町における教育委員の選任に当たり、これまで町内6小学校区から教育長を含めて5人を選任してまいりましたが、常に1小学校区について委員が不在となっております。改正法において、「条例で定めるところにより、町村教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる」とされており、委員数の上限は定められておりませんので、今回の教育委員会制度の改正にあわせて委員数を見直し、本町の実態に合わせた6小学校区より、それぞれ教育委員を選任したいと考えております。少子化が進展する中、山積する教育の諸問題に対処するため、本条例を制定させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、施行日は平成27年10月1日とするものでございます。

次に、議案第16号、美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに任命されることとなる教育長については、議会の選任同意を得た上で任命される常勤の特別職となりますが、新たに勤務時間、その他の勤務条件及び職務専念義務の免除に関する規定を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第17号、指定管理者の指定についてでございますが、平成24年4月からの3年間、小野浦区を食と健康の館の指定管理者として指定いたしました。この期間中、小野浦区により同施設が適切に管理・運営されたことに基づき、継続して小野浦区を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第18号、町道路線の廃止及び認定についてでございますが、主なものは、町道河和・古布・矢梨線の終点の変更による路線の廃止及び認定でございます。これらの道路の廃止及び認定について、道路法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第19号、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正にあわせ、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、管理職員特別勤務手当の対象業務を充実する改正、また再任用職員に対し、単身赴任手当の支給を可能とするものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条は、歳入歳出それぞれ3,678万8,000円を増額し、補正後の予算総額を74億7,238万6,000円とするものでございます。

第2条は、今回の補正予算に係る事業のうち平成27年度に繰り越すものについて、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費とするものでございます。なお、この繰越明許に係る事業は、国のまち・ひと・しごと創生交付金を活用したものでございます。

では、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費では、6目財産管理費において、庁舎に係る光熱水費を実績に基づき減額計上いたしました。

7目企画費においては、本町の人口減少を念頭に、今後の目標や施策の基本的方向等をまとめた美浜町まち・ひと・しごと総合戦略の策定委託に係る経費及び知多半島・美浜クリテリウム参加者の町内宿泊増を図るための費用を計上いたしました。

8目電子計算費においては、庁内ネットワーク管理システム機器借上料等の実績に基づき、減額計上いたしました。

9目交通安全対策費においては、巡回バス運行に係る燃料費を実績に基づき減額するとともに、巡回バス購入に係る入札執行残等を減額計上いたしました。

10目防犯対策費においては、防犯灯に係る光熱水費を実績に基づき減額計上いたしました。

また、12目諸費において、区有地の売却に伴う行政協力特別交付金を計上いたしております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費において、わかば園に配置する備品の購入費用を計上する一方、5目国民年金費において、実績に基づきプログラム修正に係る委託料を減額計上いたしました。

2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費において、わかば園の活用を推進し、あわせて利用者の負担軽減を図るための経費を計上いたしました。

3目児童福祉施設費においては、放課後児童クラブに係る臨時職員の賃金を実績に基づき減額計上するとともに、わかば園の備品購入に係る費用を計上し、あわせて住民間による育児の援助を推進するためのファミリーサポートセンター運営に係る費用を計上いたしております。

6目子育て世帯応援事業費においては、出産祝い用品の支給、紙おむつ等育児に必要な品の購入費用の助成に係る扶助費等、健やかな赤ちゃんを育てるための費用を計上するとともに、未就学児を持つ世帯の経済的負担を軽減するための子育て世帯応援商品券に係る費用等を計上いたしました。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費において、臨時職員の賃金を実績に基づき減額計上いたしました。

2目予防費においては、健康診査に係る委託料及び予防接種に係る医療材料費を、それぞれ実績に基づき減額計上いたしました。

3目保健対策費においても、妊婦・乳児の健康診査に係る負担金を実績に基づき減額計上しております。

3項知多南部衛生組合分担金では、組合における資源物売上収入の増加及びし尿処理施設における燃料費の減少等に伴い、分担金を減額計上いたしました。

また、4項知多南部広域環境組合分担金においては、同組合の平成25年度決算の確定に基づく繰越金の精算により、減額計上をしております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費では、3目農業振興費において、経営体育成支援事業及び新規就農総合支援事業に係る補助金を、実績に基づき減額計上いたしました。

5目農地費については、当初団体営で予定していた農道舗装事業が県単独事業となったことに伴い、減額計上をするものでございます。

3項水産業費、2目水産業振興費においては、水産業に係る新商品の開発及びPRを推進するため、事業者に対する交付金を計上いたしました。

次に、7款商工費、1項商工費では、2目商工振興費において、地域経済を活性化するため、プレミアムつき商品券の発行経費等を計上いたしました。

3目観光費においては、保育所入所年齢の乳児に対し年間パスポートを交付し、施設の活性化と消費の喚起を促すための費用を負担金に計上するとともに、町観光協会の独立に対して積極的に支援するため、交付金を計上いたしました。また、町の観光の拠点として食と健康の館を整備するため、館の整備基本計画策定業務委託料及び館の施設整備工事に要する予算を計上しております。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費では、3目道路新設改良費において、土地取得会計で支出した道路用地の購入費を計上いたしました。

5項都市計画費、1目都市計画総務費においては、民間木造住宅耐震改修に係る補助金を実績に基づき減額計上いたしました。

次に、9款消防費、1項消防費では、2目非常備消防費において、退職者の実績に基づく退職報償金の減額を計上するとともに、県などの補助事業に不採択になった事業費の減額計上、並びに実績による県消防操法大会訓練報償金の減額計上をいたしました。

以上、歳出について御説明いたしましたが、このうち平成27年度に繰り越すものについては、第2表繰越明許費を御参照くださいますようお願いいたします。

次に、歳入予算の主な内容について御説明いたします。

初めに、10款地方交付税は、国から追加交付決定通知がありましたので所要額を計上いたしました。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金においては、1目総務費国庫補助金において、前述の国のまち・ひと・しごと創生交付金を、また3目衛生費国庫補助金において、がん検診推進に係る疾病予防対策事業費等補助金をそれぞれ増額計上するとともに、4目土木費国庫補助金において、民間木造住宅耐震改修に係る社会資本整備総合交付金を減額計上いたしました。

また、3項委託金では、2目民生費委託金において、国民年金事務に係るプログラム修正減額に伴い、国民年金事務費委託金を減額計上いたしました。

次に、15款県支出金、2項県補助金においては、3目衛生費県補助金において、風疹ワクチン接種事業補助金を要望数に基づき増額計上いたしました。

また、5目農林水産業費県補助金では、新規就農総合支援事業補助金及び経営体育成支援事業補助金をそれぞれ実績に基づき減額計上するとともに、6目土木費県補助金においても、民間木造住宅耐震改修費補助金の減額を実績により計上いたしております。

次に、16款財産収入では、不動産売り払い収入において、区有地の売り払い収入を計上いたしました。

次に、17款寄附金では、民生費寄附金において社会福祉費寄附金及び児童福祉費寄附金を計上しております。

次に、18款繰入金では、財政調整基金繰入金において本補正予算により剰余金が発生することにより、本年度計上済みの財政調整基金からの繰入金を減額計上いたしました。

最後に、20款諸収入においては、健康診査受診者数に基づくがん検診料、退職者数に基づく退職報償金をそれぞれ実績に応じて減額計上し、県などの補助事業の不採択となった事業費も減額計上いたしました。また、平成

25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金確定に伴う精算金も計上いたしております。

次に、議案第21号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3,238万4,000円を増額し、補正後の予算総額を25億1,480万1,000円とするものでございます。

歳出については、3款後期高齢者支援金等において、支援金額確定に伴う不足分を計上いたしました。

8款保健事業費において、特定健診事業の執行額の確定による減を計上し、9款基金積立金においては、財政調整基金より発生する預金利子と同額を積み立てるため、不足分を計上いたしました。

また、10款諸支出金においては、平成25年度の療養給付費等負担金の清算に伴う国庫支出金等過年度返還金を計上いたしました。

歳入については、5款前期高齢者交付金において交付額の減を計上し、8款財産収入においては、財政調整基金利子を追加計上いたしました。

また、10款繰越金については、前年度繰越金の確定による計上でございます。

次に、議案第22号、平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,145万8,000円を増額し、補正後の予算総額を4,751万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容でございますが、一般会計への売り払いに伴い、土地売り払い収入及び土地開発基金償還金を計上いたしました。

次に、議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条は、予算総額を70億4,500万円、前年度当初予算に対し4,300万円、率にして0.6%の減とするものでございます。

第2条は、地方自治法の規定による継続費の経費の総額を2億5,217万円とし、年割額を平成27年度は6,572万5,000円、平成28年度には1億8,644万5,000円とするものでございます。

第3条は、道路整備事業債を初め4事業債において、約4億4,430万円の起債を予定するものでございます。

第4条は、一時借入金において、借入限度額を前年度と同額の2億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、歳出予算の主な内容について款別に御説明いたします。

1款議会費では、議会運営に要する経費を計上いたしました。

2款総務費では、総務管理、徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査に要する経費を計上いたしました。総務管理に係る経費のうち財政管理費においては、昨年度から町の特産品をお礼としてお返しすることも手伝って、多くの方々からの御寄附をいただくことができたふさと納税について、商工会などの団体と協力し、より魅力ある地域特産品開発及び普及に取り組むための経費を計上いたしました。また、平成27年度は町制60周年の年となりますので、記念式典に要する経費等を計上しております。

さらに、近年の生活様式の変化に対応し、納税の利便性を高めるため、住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税について、コンビニエンスストアでの収納を可能にするための経費を計上するとともに、現在、県機関にて対応中のパスポートの申請・受け取り業務を、平成27年度から本町で行うための経費も計上しております。

3款民生費では、社会福祉、老人福祉、障害者福祉及び児童福祉に係る事業のほか、国民健康保険、後期高齢者、介護保険など、各特別会計に対する繰り出し事業に係る経費などを計上いたしました。また、昨年に引き続き臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の両支給事業に係る経費も計上しております。

なお、平成25年度に運営を開始した母子通園施設については、平成27年1月1日付で美浜町が指定障害児通所

支援事業者として愛知県知事より指定を受け、新たに美浜町立わかば園として開設しておりますが、より充実した母子・障害児対策を実施する予算として、当該施設の運営に係る経費もこの中に含まれております。

4 款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合、知多南部広域環境組合に係る経費を計上いたしました。主な事業は、各種検診、予防接種事業、母子保健事業、健康推進事業及び住宅太陽光発電システム設置補助などの環境対策事業、並びに分別収集及びごみ減量化などの清掃事業でございます。

5 款労働費では、勤労者住宅資金融資制度預託金及び知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金、雇用情報紹介事業委託料などの労働諸費を計上いたしました。

6 款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費を計上いたしました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、各種農畜産水産団体への補助、農道、水路、ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払い事業などでございます。

新規事業といたしまして、町西海岸の漁場の耕転・整地及び有害動植物の駆除を実施し、育てる漁場の推進を図るための資源維持増加事業補助金、また、漁港施設の改善点及び老朽化の進行ぐあいなどを調査し、改善工事を実施するための漁港機能保全計画策定業務委託料を計上いたしました。

7 款商工費では、商工振興、観光及び消費者行政に要する経費を計上いたしました。

なお、商工会のプレミアムつき商品券発行に対する補助につきましては、町制60周年を記念して国の地方創生交付金事業を活用し、プレミアム分を20%にふやした上で実施いたします。この事業については、先ほど議案第20号の提案理由でも御説明したとおり、平成26年度3月補正予算に計上した上で、平成27年度への繰り越し事業として計上いたしてございます。

8 款土木費では、道路、河川、排水路の維持修繕事業のほか、道路改良、舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上する一方、新たに奥田駅周辺を西部地区の核となるように市街地整備を行い、駅の東地区を開発するための条件を整備し、将来の開発方針を検討するための調査委託料も計上しております。

また、低所得者の居住の安定を図るため、老朽化の進む2階建ての町営住宅を取り壊し、新たに平屋建て住宅を建築し、あわせて駐車場の整備に要する経費を平成28年度までの継続事業とした上で、所要額を計上いたしました。さらに、前年度より検討しておりました総合公園グラウンド周辺の交流拠点整備については、新たなグラウンド整備実施計画の委託及び土地購入に係る経費を計上いたしております。

議会においては特別委員会を設置し、公共下水道の事業実施について御検討をいただいておりますが、その費用対効果、町財政に及ぼす影響等を検討し、実施の可否を判断するための事業計画策定委託料を引き続き計上いたしました。公共下水道計画については、今後もより丁寧にわかりやすい説明を尽くし、住民及び議会の皆様の御理解をいただく努力を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

9 款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費等を計上しておりますが、その中には、新たに布土権太地区の防火体制を強化するため、防火水槽を設置するための経費を含んでおります。町民の安心・安全を守ることを行政の最優先課題とし、防災体制の整備などに引き続き取り組んでまいります。

10 款教育費では、小・中学校を初め公民館、図書館、町民グラウンド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。そのうち新規のものとして、各小・中学校に設置済みのAEDを更新する経費、並びに県の木の香る学校づくり事業交付金を活用し、県産木材を使用した机及び椅子などを購入する経費等を計上いたしました。

12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

次に、歳入予算について御説明いたします。

まず、1款町税では、法人税収を経済の状況や過去の推移等からかたく見積もりつつ、固定資産税における土地及び家屋の評価替えに伴う価格の下落による減収を見積もったなどにより、対前年3.3%減の29億2,571万5,000円の計上となりました。

地方譲与税及び各種交付金については、前年度までの収入実績、景気の動向、軽自動車税等における税率改正などを勘案して計上しております。具体的には、2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金については減額を、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金については増額として計上いたしました。

地方交付税においては8,000万円の大幅な減額となりましたが、これは特別加算の廃止並びに地方財政計画の見直しなどを考慮したものでございます。

12款分担金及び負担金が減額となり、13款使用料及び手数料が増額となったのは、保育所における自由契約児の保育料見直しによるものが主な原因でございます。

14款国庫支出金については、総合公園グラウンド周辺の交流拠点整備に係る公園整備費補助金については増額となる一方で、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金が大幅に減額となったことにより、全体として減額となっております。

15款県支出金は、子育て支援減税手当給付事業が減額となる一方で、多面的機能支払い事業、4年に一度の国勢調査に係る委託金、さらに歳出において御説明申し上げた木の香る学校づくり事業交付金が新たに増額となったことが、全体として増額となった主な原因であります。

16款財産収入では、基金利子及び株配当金の減額を計上しております。

17款寄附金の増額については、ふるさと納税いただいた方へのお礼の内容を拡充予定であり、その効果による寄附金の増額を見込みました。

18款繰入金では、財政調整基金からの繰り入れが増額となっておりますが、税収の落ち込み等厳しい財政状況の中、継続して住んでよかったと思えるまちづくりのため、苦渋の決断をした結果でございます。新年度予算の執行においても精査を重ね、繰入額の減額を実現できるよう努力してまいります。

19款繰越金につきましては、同額を計上いたしました。

20款諸収入では、わかば園入所受託収入の増額、町制60周年記念シャツの売却代金等を見込んだ結果、前年度比で増を計上いたしております。

21款町債での増は、総合公園グラウンド周辺の交流拠点整備事業及び町営住宅整備事業等に係る経費について、新規借入れをすることによるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

町政を取り巻く環境は、人口減少、景気の低迷、地価の下落等、依然として大変厳しい状況に変わりありませんが、今後も住民の方々との対話を重視し、身の丈に合った行政に取り組み、美浜に住んでよかったと思っただけよう町政を進めてまいります。議会を初めとする住民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げ、平成27年度一般会計予算の概要説明といたします。

○議長（磯部輝次君）

ここで議長から申し上げます。

ここで休憩いたします。再開を11時といたします。

以上でございます。

〔午前10時34分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議案第24号から説明を願います。町長。

○町長（山下治夫君）

次に、議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ27億4,249万8,000円でございます。

その主な内容は、歳出において、保険給付費16億6,300万5,000円、後期高齢者支援金等3億3,069万2,000円、介護納付金1億2,688万9,000円、共同事業拠出金5億7,376万7,000円、保健事業費1,633万2,000円を計上いたしました。

歳入においては、国民健康保険税6億30万5,000円、国庫支出金4億1,641万1,000円、療養給付費等交付金1億2,208万5,000円、前期高齢者交付金6億5,146万8,000円、県支出金1億3,168万円、共同事業交付金5億6,640万1,000円、一般会計からの繰入金1億4,619万円、国民健康保険財政調整基金からの繰入金8,000万円、前年度繰越金については2,321万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第25号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2億6,814万6,000円でございます。

その主な内容は、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金2億5,837万9,000円を、歳入においては、後期高齢者医療保険料2億710万4,000円、一般会計からの繰入金6,068万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ17億4,206万7,000円でございます。

その主な内容は、歳出において、保険給付費で介護度1から5までに認定された方へのサービス給付費15億1,738万2,000円、要支援1・2と認定された方へのサービス給付費6,734万3,000円、地域支援事業費3,017万5,000円でございます。

歳入においては、第1号被保険者の介護保険料3億9,983万3,000円、国庫支出金3億3,793万6,000円、支払基金交付金4億7,224万8,000円、県支出金2億5,411万6,000円、一般会計からの繰入金2億4,592万5,000円、介護保険給付費準備基金からの繰入金3,195万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第27号、平成27年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ6,066万2,000円でございます。

その内容は、歳出において、土地取得費に6,050万円、土地開発基金費に16万1,000円、土地開発基金償還金に1,000円を計上し、公共用地取得の円滑化を図るものでございます。

歳入においては、土地開発基金運用収入15万8,000円、土地売り払い収入1,000円、土地開発基金借入金6,050万円を、また預金利子、寄附金、繰越金それぞれ1,000円を計上いたしました。

次に、議案第28号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5,141万6,000円でございます。

歳出については、総務費で職員の人件費等669万2,000円を、事業費では施設整備費において補助事業設計業務

委託料170万円、処理場施設工事2,200万円及び公共ます設置工事等40万円を、施設維持管理費において施設の保守点検、清掃委託等に844万8,000円を、公債費において、償還元金と利子を合わせて1,184万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳入については、排水施設使用料250万円、一般会計繰入金2,445万6,000円、事業費県補助金1,344万円、排水事業債750万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、業務量は戸数8,559戸、年間総給水量304万9,940立方メートル、1日平均給水量8,356立方メートルでございます。

3条の収益的収支は、収入に5億6,480万6,000円を、支出には5億2,341万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、4条の資本的収支は、収入7,657万3,000円、支出1億8,973万1,000円となり、収支不足額1億1,315万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金1億268万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,047万3,000円で補填いたします。

主な事業は、国庫補助事業による緊急時給水拠点確保等事業、ポンプ場整備事業、配水管更新事業及び漏水管修繕事業でございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、全議案お認めくださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。日程の都合により、明日3月4日と3月5日の2日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、明日3月4日と3月5日の2日間を休会することに決しました。

来る3月6日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前11時10分 散会〕

平成27年 3 月 6 日（金曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成27年 3 月 6 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	10 番	山 本 和 久 君
11 番	丸 田 博 雅 君	12 番	島 田 昭 夫 君
13 番	磯 部 輝 次 君	14 番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	山 森 隆 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	靱 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	本 多 孝 行 君	防 災 安 全 課 長	天 木 孝 利 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	西 田 林 治 君
福 祉 課 長	沼 田 治 義 君	子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君
健康推進課長	磯 貝 尚 美 君	農 業 水 産 課 長	永 田 哲 弥 君
商工観光課長	竹 内 康 雄 君	環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君
土 木 課 長	石 川 喜 次 君	都 市 計 画 課 長	河 村 伸 吉 君
水 道 課 長	齋 藤 功 君	生 涯 学 習 課 長	坂 本 順 一 君
学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

おはようございます。

多くの傍聴者の皆様、朝早くからお越し願ひまして、本当にありがとうございます。まだまだ寒い日が続いていますが、一雨ごとに気温が上がっております。もうしばらくの御忍耐だと思います。もう春も近づいております。

また、昨日は両中学校で卒業式が行われました。河和中学校では143名の方、また野間中学校では96名の生徒が、保護者、在校生または多くの関係者のお祝いのもとに旅立ちをいたしました。さらなる成長を願うものであります。

会議に入るに先立ちまして、お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力のほうをお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には 9 名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち、6 名の一般質問を行います。通告順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町議会会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においては、誠実で簡明な答弁をされるようお願い申し上げます。

それでは、中川君は質問する準備をしてください。

2 番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

〔2 番 中川博夫君 登席〕

○2 番（中川博夫君）

おはようございます。

早朝よりの傍聴の方々に厚く御礼を申し上げます。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして 3 項目の質問をさせていただきます。

1 番目、公共下水道の今後について。

- (1) 住民アンケートの実施は。
- (2) 人口減少に対する考えは。
- (3) 維持管理費の見通しは。
- (4) 国・県の補助金はいつまでであるのか。

2 番、地方創生の取り組みについて。

- (1) 町はどのような考えを持ち取り組んでいるのか。
- (2) 他町では申請に対して町職員のほか議員・関係者と一緒に行っているときくが本町はどうか。

3 番、体育館のフットサル使用について。

平成24年3月議会で、フットサル練習場として体育館を貸し出してはどうかとの質問をしましたが、その後の考えはどうなっているのか。

以上、3点を御質問いたします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆様、おはようございます。

今任期の最後の議会となりました。今議会では、9名の議員の方々から御質問いただいております。私といたしましても、執行部といたしましても、誠実にお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様、お気づきの点がございましたら、教えていただければ幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中川博夫議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、地方創生の取り組みについての御質問についてお答えし、そのほかにつきましては担当部長より御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、御質問の1点目、町はどのような考えを持ち取り組んでいるかについてでございますが、このまち・ひと・しごと創生法は、昨年9月に創生法案が閣議決定され、それを受けて11月の臨時国会で成立したものでございます。

法律の目的でございますが、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施するものでございます。

そうしたことから、美浜町においても少子高齢化が進む中、若い世代の結婚、出産、子育ての施策を中心に、交流人口の増大、働く場所の創出や安心して働けるような環境づくり、また時代に合った地域をつくり、安心・安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連結することができるようなことを考慮しながら取り組んでおります。また、昨年末には、農協、漁協、商工会、観光協会の代表者にお集まりいただき、制度の概要説明と、今後の協力をお願いいたしております。

次に、御質問の2点目、ほかの町では申請に町職員のほか議員・関係者と一緒に行っていると聞くが本町はどうかについてでございますが、関係する国の補正予算は、本年1月9日に成立し、それを受けて全国の都道府県職員を対象に概要説明が行われ、本町にも2月10日付で国から交付金交付要綱や交付金の交付限度額が示されたところでございます。

今回の議会で、この交付限度額に係る補正予算案を提出いたしておりますが、補正予算成立後に交付金交付申

請書を提出する流れとなっております。この事業の流れは全国統一でございます。本町におきましては、去る2月12日に議会議長に御一緒いただき、私と2人で大村愛知県知事にまち・ひと・しごと創生事業への採択を要望いたしました。なお、この内容を町ホームページ内の町長フラッシュニュースにも掲載しておりますので、議員も御確認いただければ幸いです。

また、平成27年度に策定する予定の今後5カ年の地方版総合戦略につきましては、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われることが国から求められております。そのために、今後は産・官・学・金・労・言の参画を含め、オール美浜でこの課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

〔降壇〕

○建設部長（片岡 勝君）

次に、公共下水道計画の今後についての御質問の1点目、住民アンケートの実施はについてでございますが、住民アンケートの実施は、現在のところ予定はしておりません。議会が住民の意向の反映の場であり、総括であることは申すまでもございません。今後は、住民説明会を各小学校区にて開く予定とさせていただいております。また、広報みはまにおいても随時情報を提供し、御意見をお寄せくださるよう呼びかけております。

なお、6月以降に開催予定の住民説明会では、丁寧でわかりやすい内容での説明はもちろんのこと、質疑の時間を設けて住民の皆様の貴重な御意見をいただく場とする予定でございますので、お願いいたします。その場で積極的な御意見をいただき、できる限り計画に反映させていただきたいと考えております。アンケートも大切かもしれませんが、住民の皆様への説明の場も必要であり、今回は住民説明会に重きを置いて、住民の皆様の意見をいただく場としたいと、このように考えております。

次に、御質問の2点目、人口減少に対する考え方についてでございますが、人口減少は計画づくりにおいて重要な要素であることは申すまでもございません。これまでの他市町村における一般下水道計画では、人口増加を想定し、施設計画が過大となる傾向がございました。本町が目指すコストキャップ下水道では、あらかじめ人口減少を想定したものでございますのでお願いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に設定いたしました最新の生存率や純移動率を用いて推計しており、平成42年時点での人口2万700人をもとに、現在計画を進めております。これは現在の都市計画マスタープランの推計値よりもやや少ない人口と見ておりまして、より厳しい数字、最新の数字で推計していることとなります。

なお、愛知県全県域污水適正処理構想の想定年次が平成42年となっていることから、この年を本町においても目標年次としております。

下水道計画区域人口については、この年に1万8,150人としており、適正な数字であると考えております。今後、根幹的な社会インフラ施設である下水道が整備なされることにより、今の世代だけではなく、子供、孫たちまで健康で快適な生活を営むことができ、土地を有効活用することで、工業や商業などを活性化させ、人口減少を抑制できるものと、このように考えております。

知多管内では、公共下水道が整備されていないのは南知多町と本町だけでございます。公共下水道は自治体が当然行うインフラ整備の一つだと認識しておりますので、その視点に立ってまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、維持管理費の見通しはについてでございますが、維持管理費は、住民の皆様から納めていただく下水道使用料を原資といたしまして、污水处理場の運転、補修及び管渠の維持管理費などに充てる予

定でございます。コストキャップ下水道は包括的民間委託として、設計、建設、維持管理を一括して発注する方式を採用することを検討しておりますので、民間の創意工夫の中で、工事費はもちろん、維持管理費についてもさらなるコスト削減が可能だと、こんなふうを考えております。下水道事業は独立採算の企業会計を採用する予定ですので、財政シミュレーションをしっかりと立てて進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、国・県の補助金はいつまでであるのかについてでございますが、国・県補助金は、少なくとも建設整備の事業期間中は重点支援をいただけるものと考えております。ただし、今後、全国の下水道を含めたインフラ施設の更新時期を迎えることによりまして、新設事業に回せる財源が減少していくと、こういった見通しと伺っております。

このような背景がある中で、国が指導する汚水処理施設の10年概成の方針に従うことが、本町が国の支援を最大限活用できる機会だと考えております。この機会に事業に着手することが可能であるなら、補助金をいただけるものと見込んでおります。今進めている計画は、国土交通省と愛知県の実地支援があつてこそ成立する事業でございます。国及び県としっかりと協議し、財源確保の見通しを確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

次に、体育館のフットサル使用についてでございますが、本町総合公園体育館の壁面につきましては、板張りの構造となっておりまして、競技種目につきましても、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球のほか、ソフトバレー、インディアカ、タスポニー等の壁面に影響を与えない種目で御利用いただいております。壁に衝撃を与えるおそれのあるスポーツ競技には、利用を許可しておりません。

平成24年3月定例会におきましても御質問にお答えさせていただきましたが、フットサルはミニサッカーとも呼ばれているように、ボールを足で蹴るスポーツで、そのスピードはバスケットやバレーボールの比ではないほど強く、本町の体育館では、壁の補強や防球ネットで周囲の人たちへの安全面に配慮した施設整備が必要となります。壁の補強などの改修計画はありませんので、現在も体育館ではなくグラウンドを使っていただくようお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、1番目の公共下水道の今後についてということですが、住民アンケートの実施はということで今、御回答いただいたんですけれども、一応学区で、学区が18学区あるんですけれども、それで、そこで住民説明会を行うという回答がありました。住民説明会では、住民の方々全員が出席するとは限りませんので、その場において各18学区の中から、住民説明会ではなくてアンケートの実施をしたほうがよろしいではないかという声が上がったときは、町の考えはどうなりますか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

先に中川議員、私のほう、住民説明会でございますが、小学校区ということで6単位、6学区の構成でまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

住民アンケート、その場で御意見等が出ましたら、そういったことも踏まえた中で前向きな形での対応をさせていただきたいというふうに思っております。現在のところではアンケートということは考えておりませんので、その点、御理解願いたいと思います。

○2番（中川博夫君）

この公共下水道は、簡単に言えば、大変住民にとっても便利でよいことだと思いますんですけども、使用するのは住民の方々がほとんどなんです。そういったことから、今後、住民説明会におきまして意見を聴取しながら、6学区のほうで、それからあと、住民が最も必要だということの御意見を必ず聴取していただきたいと思います。その中で、ある程度住民のほうで2分の1以上のアンケートを実施したほうがよろしいかという案件が出ましたら、その辺を執行部のほうでもお考え願ひまして、住民のアンケートの結果の配慮のほうをよろしく願ひしたいと思います。

こういった結果は、今後まだ今から若い世代に負を残すということになりますものですから、それを今後15年、20年先を見ていただきまして、大丈夫かということが出てこないと思うんです。時代も一年一年変わってきておりますものですから、その辺をよく執行部のほうでもお考え願ひまして、ゴー発車をかける前にどうしても住民が対象だということを御理解いただきたいと思います。

若い方々には、負の遺産を残すということは大変なことなんです。これが30年、40年と、コストキャップをするに当たりまして方法があったかと思いますが、国・県も30年、40年先のことで必ず補助金が何かの対象には私はならないんじゃないかと思っておりますんですけども、その点はどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

補助金の今、話が出ましたが、説明させていただいたように、国土交通省のほう、10年間で補助金の投入時期だということで、ここ10年間というそういったことで考え方を進めておりますので、30年、40年ということではございませんので、その点、御理解願ひたいと思います。

○2番（中川博夫君）

それから、3番目に申し上げました維持管理費の見直しはということですが、ちょうど私のほうに小野浦の集落排水があるわけなんですけれども、集落排水も年間約3,000万円近く必要な経費が出ているわけなんです。こういった経費を東西に、また処理場をつくるには何カ所の設備が今必要かと予定しておりますでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

現在の計画段階での進めとして、東西に1カ所ずつ処理場の建設を予定したいということで計画のほうを進めております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

東西に1カ所ずつということですが、小野浦の集落排水と比べますと人口がいろいろ違って来るわけなんですけれども、東にお幾ら程度、西にお幾ら程度の維持管理費が必要でしょうか、年間です。

○建設部長（片岡 勝君）

今現在、議員も御承知だと思いますが、基本事業計画を進めております。まだまとめの段階に3月から急ピッチで進めているわけですが、その中でそういった維持管理費も全て網羅した中で発表したいと思っておりますので、今、東が幾ら、西が幾らということで数字はつかんでおりません。これにつきましては、最終段階のまとめの中で管理費を発表したいと、そのように思っております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

そういった中で、住民が使うことが一番最重視の課題となってくるわけなものですから、その辺を執行部のほうもよくお考え願ひて、今後の計画をどうしても5年、10年じゃなくて20年、30年後も町の財政に圧迫が来ない

ように、見積もりのほうをお立て願うことを本当に緻密にお願いしたいと思います。どうしても負担がかかるようでは、住民の方々に、ましてまた人口が減少していく中で、どうしても町の財政に負担がかかってくるのは見えてきているんじゃないかと私は思っているんですけれども、都市計画税の充当だとか、そういったものだけでは間に合わなくなってくるのが現状ではないかと思うんですけれども、その点はどうか。

○建設部長（片岡 勝君）

現在、そういったことも踏まえて、コンサルタント含めて鋭意協議を行ってまとめに入りたいと、このように考えておる中で、維持管理運営費、いずれにいたしましても41年間のシミュレーションをつくった中で、安定的な町の財政に影響を及ぼさない、以前から申し上げております都市計画税の充当額のマックスを1億円以内で抑えるということで進めております。その点については昨日も協議を行いましたけれども、1億円以内の範囲内で今後、財政投入していくということでのシミュレーションをつくっておりますので、その点、御理解願いたいと思います。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

コンサルト関係も仕事のほうがやっぱりそういったふうで見立ててやっていることでしょうけれども、30年、40年先もそのような結果が決してそのまま出てくるわけではないと思いますので、その点をまたよく執行部の方々も勉強をそれ以上にしていただきながらやっていただくのが現状じゃないかと思います。

そうした中で、国・県の補助もやっぱり係の方がかわりますものですから、また国の行政も方向づけが変わってくるかと思うので、それを見立てながら進めていくのが現状の姿ではないかと思いますんですけれども、そういったことをよくお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

答弁は要りますか。

再質問はございますか。では、再質問してください。

○2番（中川博夫君）

では、2番目の地方創生の取り組みについて御質問させていただきます。

町はどのような考えを持ち、取り組んでいるのかということなんですけれども、これは地方創生、先ほど町長さんのほうからも、昨年の12月27日に国が発表いたしましたまち・ひと・しごと総合戦略ということで、これは美浜町にとっても国の発表とまた違った、美浜町独自の取り組みが必要じゃないかと思うんですけれども、その中で美浜町として最大課題の問題がいろいろと、また計画、そういった面では打ち出されているかと思うんですけれども、この中で予算配分をする中で、若い職員の方々、それから中間層の職員の方々、それから執行部の方々、3種ぐらいに分けまして一応そういったプロジェクトチームをつくっていただいているかどうかと思うんですけれども、やっぱり意見を、皆個々に違ってくるかと思うんですけれども、その辺はどうか。

○企画部長（靱山博資君）

中川議員のおっしゃいますプロジェクトチームというのは、当然、昨年の暮れにプロジェクトチームをつくって発足しております。そういった中で、昨年暮れにこのまち・ひと・しごとの課題に対応するために、町長を本部長といたします対策本部を立ち上げまして、その下部組織としまして係長クラスのプロジェクトチームを発足させております。その中でいろんな意見交換、それから町長答弁もさせていただきましたけれども、農協、漁協、商工会、観光協会等々にも情報提供しながら今回の予算をお願いしておるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

若い方の職員の方々は、まだ20年、30年と定年まではあるわけなんですけれども、どうしても若い方の意見も取り入れるようにしていただきまして、あとそれを中間職の方々にまた持っていまして、最後は執行部のほうで事案を練っていただくようにぜひともお願いしたいと思います。

こういった中で、本町におきましても町村の合併以来、人口減少が続いているわけなんですけれども、合併当時の人口から、約3万人近くあったのが今はちょうど1万8,000か9,000人ぐらいになってくるかと思うんですけれども、この50年余りで1万人近くは人口が減少しているわけなんです。本町にとっても大変なことだと、最重要課題であると思います。そういった中で、まち・ひと、町は自然ですけれども、国のまち・ひと・しごとの関係をやっぱり町独自の考えを持っていただくように、最大限に美浜町はよくやっていると、そういうふうに思っていただけのように計画のほうをぜひともお願いしたいと思いますんですけれども、その点はどうか。

○企画部長（靱山博資君）

当然、この人口減少という問題は非常に重要な問題でありまして、先般発表されました消滅市町村にも美浜町は入っております。そういった中で、オール美浜、町長も申し上げましたように、産・官・学・金・労・言の参画ということを町長が申し上げましたけれども、これにつきましては、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアを含めまして、オール美浜体制での取り組みを考えておりますので、よろしくお願いいたします。当然、議員の皆様におかれまして、こういった議論に参画していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

それから、国の長期ビジョンにおける日本の総人口の将来展望と本町の長期的な人口推移の見通しは、先ほどちょっとお伺い申し上げましたけれども、どのように見ておみえですか。

○企画部長（靱山博資君）

長期ビジョンによります人口推計につきましては、27年度に総合戦略とあわせまして、人口ビジョンの策定を町のほうは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

では、次に、国は地方公共団体に地方人口と地方版総合戦略の策定を求めているわけなんですけれども、町の対応はどうでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

この地方創生の制度の中で、議員言われましたように、地方人口ビジョンそれから地方版総合戦略の策定が義務づけられております。そういった中で、27年度、今回、補正予算をお願いして、繰り越し事業で27年度実施ということで予定しているわけなんですけれども、先ほど来申し上げましたとおり、オール美浜体制での取り組みをしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○2番（中川博夫君）

では、次に、町が実施している農業・漁業の関係の新規就労者についてその実績はどうでしょうか、現在の。

○議長（磯部輝次君）

質問通告外と思います。違う質問の仕方です。ください。

○2番（中川博夫君）

では、また後日、全員協議会等で御質問をさせていただきますけれども、それから、2番目に、他町では申請に町職員のほかということで申しあげましたんですけれども、町として国関係、県はせんだって行かれるということなんですけれども、国だとかのほうにお願いだとか、そういったもののこの地方創生に對しまして町としてまたお願い事が多々あると思うんですけれども、その点は国のほうに對しての対応はどうなっておりますでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

国への対応はという御質問でございますけれども、この点につきましては、現在、美浜町として加入しております福祉ユニットという厚労省の外郭団体があるわけでございますけれども、そういったところから情報提供いただいております。当然そういった中で町長初め、副町長それから担当者もそういった中の会議に出席させていただきまして、情報収集やら、お願いやら、ほかの町に先駆けての対応を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

ほかの市町村も、都市部のほうもそうなんですけれども、やっぱり対応が一番重要課題だと思うんです。ですから、そこで国のほうも受け入れを一番にしてくれるのか、最後にしてくれるのか、それは本町の熱意にかかってくると思うんです。その点を皆さん方には大変御足労をおかけしますけれども、執行部のほうともよく御相談していただきまして、よりこれでいこうというそういったものを策定していただきまして、よろしく願い申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

答弁要りますですか。

○2番（中川博夫君）

結構です。

○議長（磯部輝次君）

では再質問を。

○2番（中川博夫君）

最後に、体育館のフットサルの関係の使用についてということなんですけれども、先ほど本町の体育館は板張りだとか、それがしてあるものですから、平成24年度に私がフットサルの関係について一応お聞き申し上げましたけれども、だから美浜町に来る学生関係とすれば、一般の方々も一応南知多町の総合体育館のほうでやっているのが現状です、送り迎えをいたしまして。だから、反対には、今、愛知県がこのフットサルを誘致しようという意気込みがかかっているかと思うんですけれども、その辺の状況を把握されておりますでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

愛知県がフットサルのほうを誘致するというお話は何った記憶はございます。先ほども申し上げましたけれども、もう既にうちの総合公園体育館のほう、至るところ穴があいている部分もございまして、補修の関係もいろいろ必要なかというようなことも思っております。

今年度、26年度につきましては、フットサルをやれないかというお問い合わせにつきましては数件あったということをお伺いしております。ただし、本町につきましては、先ほども申し上げましたとおり、屋内でのフットサルの使用については御遠慮いただいているということで、もしもやられるのであれば、グラウンドのほうでお願い

したいということでお話をさせていただいているところでございますけれども、その問い合わせの後に、では、実際にグラウンドのほうでフットサルのほうをやってみえるかといいますと、その実績も今のところございません。今のところ体育館のほうの補強等をやる予定もございませんし、まことに申しわけないですが、専用のフットサルのコートを整備されたそういったところでやっていただくというのが一番ベストかというようなことを我々は思っております。

とにかく一般の住民の方々が気持ちよく体育館を使っていただきたいというようなことで利用を制限させていただいておりますけれども、その点につきましては御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

愛知県の大村知事もこれに熱を入れているようなんですけれども、愛知県が、そういった専用の競技場をつくった場合に、またこの名古屋からこちら練習場としては近いものですから、そういったことが起きれば、もし起きた場合、美浜町も協力をとっていただけるかどうかということが来ましたら、対応するのかどうか、その点はどうかでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

例えば施設の大幅な改修が必要だというようなことが生じてきたような場合、それに対応できるかどうかというところも、それもまた検討しなければならないと思いますので、即座に地域それぞれ、各地域の総合公園体育館のほうを各会場にしてそういった大会をやってくださいと言われても、やれるケースとやれないケースがやっぱりあるかと思います。よくそういった御照会がありましたら、内部のほうで検討させて御回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2番（中川博夫君）

これは費用がかかる問題なんですけれども、もし町のほうで費用がかかりますと、そういったふうでできない場合は、県はやっぱり補助金のほうを、町からも、じゃ、これだけ見積もりが出たと、改修費に、そういったものの対応も県のほうもすると思うんです。その点をまた熟慮していただきながら、今後のフットサル関係のやっぱり対応にまた耳を傾けていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

答弁要りますか。

○2番（中川博夫君）

はい。

○教育部長（牧 守君）

総合公園体育館のほうを建築しましてからほぼ20年ぐらい経過しておりまして、設備、施設関係もいろいろなところが傷んできております。議員の皆様にも御予算のほうをお認めいただいて、サブアリーナの空調等も5,000万円ほどかけて修理させていただいたりとか、いろいろなところの修理がこれから必要になってきます。たまたま空調の設備につきましても、国の緊急経済対策の特別交付金をいただくということができましたので、ああいった整備もできましたけれども、単独で大幅な施設整備、修繕関係をやろうとしますと、やはり非常な負担となります。

議員おっしゃられるように、県のほうで大幅なそういった補助金等の交付をいただけて施設の改修ができるという前提であれば、またそういったことも考えられるのかと思っております。耳を傾けない気持ちはありませんので、そういったいい条件があれば、ぜひやれるものは考えていきたいということも思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

野田君は質問する準備をしてください。

7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問をしてください。

〔7番 野田増男君 登席〕

○7番（野田増男君）

それでは、改めておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

今回は、美浜町エンジョイぷらんについて質問したいと思います。

町は住民のボランティア活動についてどのような見解をもっているのか伺いたいと思います。

2番、応募により審査会を立てて報告会を行うというやり方は、それなりに意味があると思いますが、従来やってきた活動ではダメ、何か新しいイベントや内容でなければ予算は出せないという考えはどうかと思うが、町の考えを伺いたいと思います。

総合公園を町民の憩いの場に。

総合公園は、場所的にも、施設のにも大変便利がよく、利用されていると思います。しかし、残念ながら子供たち（幼児や年少者）が楽しんで過ごせるような場所が少ないように思います。町民の森の活用も含め、親子、家族連れがゆっくり楽しめるような遊具や施設があると、図書館の利用とともに楽しんで過ごせる場になり、子育ての環境の充実にもなるのではないですか。伺いたいと思います。

3番、小中学校の統廃合について。

文部科学省は、公立小・中学校の統廃合に関する手引き案を発表した。小学校は6学級以下、中学校は3学級以下で、統廃合するかどうかの検討を自治体に求めている。この問題について美浜町の見解を伺いたいと思います。

通告書の質問は以上です。よろしくお願いします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

野田増男議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、小中学校の統廃合についての御質問をお答えいたし、その他は担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

今回、文部科学省の公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きが出されましたので、一部の町民の方々に統廃合を心配する声が出ていることは承知いたしております。

本町では統廃合を考えてはいませんが、今回、御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、改めて申し上げたいことは、私は現在のところ、小・中学校の統廃合については考えていないということとであります。

学校規模の適正化では、法令上、標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに12学級以上18学級以

下が標準とされています。町内では、河和小学校と河和中学校2校がこの標準規模となっております。

統廃合の検討は、さまざまな要素が絡む困難な課題ではありますが、あくまでも児童・生徒の教育条件改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものであります。これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童・生徒数のもとで具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があると考えています。

同時に、小・中学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核としての性格を有することから、防災、地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っています。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っています。具体的な検討につきましては、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。

学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者の皆さんや将来の受益者である就学前の子供の保護者の方々の声を重視しつつ、かつ地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、繰り返しになりますが、少子化が進展する中においては、このような件は大変重要な問題であります。地方行政だけではなく、教育委員会さらには地域の方々との十分な話し合いが必要であると考えておりますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○企画部長（靱山博資君）

次に、美浜町エンジョイぷらんの御質問の1点目、町は町民のボランティア活動についてどのような見解をもっているかについてでございますが、まずもってボランティア活動への御協力に対してこの場をおかりしまして御礼申し上げます。

さて、ボランティア活動についての見解でございますが、以前はボランティアとは奉仕と考えられており、恵まれない方々に行う奉仕・慈善活動という認識で「してあげる」という使命感、奉仕感が強かったように思います。

しかし、現在のボランティア活動は、ボランティアに従事する全ての人、子供も、高齢者も、女性も、男性も、その活動に対してともに生き、ともに喜び、ともに学び、ともに暮らしていくための何かをやりたいと思うことを主体に行う活動となり、自分のできることを行って自分自身も向上していくという考え方に変化してきているように思います。

そうしたことから、美浜町では地域の春まつりでの山車の運行から始まって、消防団活動、老人会活動、子ども会活動、または地域コミュニティーの中心となり町を地域から支えてくださる存在であり、地域活動のかなめとなっただけ、なくてはならない活動だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の従来やってきた活動ではダメ、目新しい内容でなければ予算は出せないという考えはどうかと思うが、町の考えはについてでございますが、美浜町まちづくりエンジョイぷらんは、第5次総合計画の実施に伴い創設された交付金の交付事業でございます。

実績といたしましては、平成26年度の交付金の交付決定団体は、アイデア型で9件、金額にしまして171万6,000円、テーマ型で4件、70万円の合計で13件、241万6,000円でございます。また、平成27年度は、アイデア

型で8件、金額にして207万円、テーマ型で2件、金額にして60万円の、合計で10件、267万円の要望がございます。

以前に実施しておりましたまちづくり推進委員会交付金事業につきましては、平成6年度に創設され、以来20年継続してまいりましたが、その反省点を踏まえまして、昨年より住民みずからの企画提案により実施する公共性・公益性の高いまちづくり活動に対して交付する交付金とさせていただきます。そうしたことから、議員お尋ねの従来からやってきた活動ではだめだとか、目新しいイベントや内容でなければ予算は出せないという考えは持っておりません。これからも地域ボランティア活動に対しては、応援をしていきたいと思っております。また、当然従来から行っていただきました活動は地域からの要望の多い、必要性の高い活動と考えておりますので、今後も継続していただければと思っております。

しかし、美浜町まちづくりエンジョイぷらんとしては、3年を限度として一つの事業として捉え、毎年の活動を振り返り、それに基づいて改善していただくことをお願いしております。その点を従来からやってきた活動ではだめだとか、目新しいイベントや内容でなければ予算は出せないというように理解をされたのではないかと思います。それらの点を反省し、今後は十分に御説明し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

昨年度から創設しました事業でございますので、利用団体や皆さんの御意見を聞きながら、よりよい美浜町まちづくりエンジョイぷらんにしていきたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、総合公園を町民の憩いの場についてでございますが、まず最初に、総合公園の整備についてでございますが、平成27年度に遊歩道を完成させます。平成28年度には野球やサッカーが2面同時にできる多目的グラウンドを完成させる予定でございます。施設を充実することにより、さらに多くの方々に利用していただけるものと考えております。

御指摘のとおり、これまでスポーツ施設の整備を中心に行ってきたことから、運動を目的とした利用者に特化した施設となっております。子供たちの過ごせるような場所を提供し切れていなかったかもしれません。今回の整備計画の中では、子供たちが遊ぶことのできる遊具を幾つか配置して、親子でゆっくり時間を過ごせるようにし、子育て環境の充実につなげていきたいと考えております。

図書館や水野屋敷記念館、町民の森もあわせて、総合公園施設を拠点としてさまざまな世代の方々に自然豊かで文化的な環境を満喫していただけるよう工夫してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございます。

美浜町エンジョイぷらんについてちょっと伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中に、前回のまちづくり、20年間続いて、その反省点を踏まえてと何かあったんですけども、その反省点はどういうことが反省点ですか。

○企画政策課長（大井徳男君）

野田議員の20年間の反省とはどういう点があったかという御質問かと思いますが、まず初めに、今までのまち

づくり推進会議の交付金でございますが、町からは地域の活性化、コミュニティーに使って事業を実施してくださいという形で行ってまいりました。その内容では、地域の特色や自分たちで行いたい事業ができないという点や行政区で1団体しかできないという縛りもございましたので、その1つの団体が実施してしまいますとあとは手を挙げたくてもできなかったという点、それから活動範囲が各区で、区の枠内でしかできなかったということもございましたので、今回はその点を踏まえて、まちづくりエンジョイぷらんではその制限を取り払う要綱とさせていただきます。

以上でございます。

○7番（野田増男君）

そのところはわかりました。

もう一つ、要綱の中の第4条3に、当該年度に完了する新規の事業、ただし既存の事業であっても事業内容の質を高め、新たな展開を図るものは、当該事業の実施年度から既存して連続3年間に限り交付対象事業とするとあるんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。新しいことを何かやるというふうでやれば、3年間はそのままいいというふうじゃないんですか。

○企画政策課長（大井徳男君）

まず初めに、一番当初の事業を着手するときには、当然、新しい事業をやっていただくということがこの交付要綱の第4条の第3項に記載してございます。その後のただし書きでございますが、今、議員御説明いただきましたように、一つの事業をやって、それを1年間でまず完了してくださいというのが条件でございます。ただ、どうしても継続性のある事業につきましては、2年目、3年目もやっていただくことは、全然それについては問題ないわけでございますが、ただ2年目、3年目につきましてはその事業を一度振り返っていただきまして、当然改正点のあるものについては改正し、またそれを実施していただくという内容のこの要綱でございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（野田増男君）

何かちょっとよくわからないんですけれども、毎年何か、じゃ、新しいことをやっていかなければいけないということですね。何か同じことをやっていたのではだめということじゃないんですか、それは。

○企画政策課長（大井徳男君）

議員言われることが一番理想なんですけど、当然その地域においては、継続していかなければいけないような事業というのがございますので、その事業につきましては、2年目、3年目も当然やっていただくことは必要かと思います。ただ、やはりやっていく中で、当然改正点とか、反省点というのも出てくるかと思うので、その点を少しずつ改良を加えて次年度へと結びつけていただければというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○7番（野田増男君）

ちょっとよくわからないんですけれども、ありがとうございました。

聞いたところによって間違っていたらごめんなさい。この資金をもらっても、何かをやろうというときに、自己資金もある程度必要であるというのを聞いたんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○企画政策課長（大井徳男君）

まちづくりエンジョイぷらんを使って何かをやろうというときでございますよね。その部分については、別に自己資金はこちらのほうとしては求めてございません。ですから、そのまま最高の30万円分何か事業計画を組んでいただければ、それはそれで結構だという計画でございます。

○7番（野田増男君）

じゃ、その枠のうちならいいということですね、どういうふうに使おうが。

○企画政策課長（大井徳男君）

大変申しわけございませんが、あくまでも交付金でございますので、当然使う要綱、内容につきましては縛りはございますので、その点だけ御理解いただければ、使っていただくのは十分。

○7番（野田増男君）

そこがちょっとよくわからない。その30万円を出すんだから……いいです、まあ、そのように。

もう一つ、この事業をもっとアピールしてもいいと思うんですけども、この間、説明会のときにも、美浜町、竹やぶだらけじゃなくても、竹山になっていますよね。その竹を地道に切って炭焼きをやっている人、交付金を見たら、本当にお茶菓子代ぐらいのしか出ていないです。それをこういうところへ入れてというのはどうなんでしょう。ちょっと聞くとところによると、それをアピールするとみんなにあげないといけないとか何か言っていたんですが、いいと思うんですけども、どうでしょうか。

○企画政策課長（大井徳男君）

大変申しわけございません。まちづくりエンジョイぷらんにつきましては、今2つのテーマ型で実施しております。まずは、町民の方々が自分たちでやりたいというアイデア型、もう一つは行政がこういうことをやってほしいと思うようなテーマ型でございます。今議員言われるような炭焼きにつきましては、行政のほうからこういうふうな炭焼きに関して何かやってほしいというテーマ型で取り組んでやっていただけるような形に持っていければ、そのような形もできるんじゃないかというふうに考えております。

あと、大変申しわけございませんが、説明不足というの、またPR不足というの、否めないところがございますので、その点につきましては、今後十分その部分についてPRに努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（野田増男君）

もう一つ、アイデア型とテーマ型、これはよくわからないですけども、どこまでアイデアがどういうふうなのか、テーマはどういうふうなのか、ちょっと説明をお願いします。

○企画政策課長（大井徳男君）

今議員の御質問のアイデア型とテーマ型という2種類の内容についての御質問かと思いますが、まずアイデア型と申しますのは、町民みずからの方がこういう事業をやりたいということを要望されまして、その内容についてこちらのほうからその事業に対して交付金を出すという事業でございます。ですから、今までのまちづくり推進委員会では行政区の単位でしかできなかったものが、庁内全域で受益というエリアが広がりました。ですから、今までは行政からこういうことをやってください、地域の活性化に取り組んでください、コミュニティーに取り組んでくださいということをお願いしていたんですが、今回につきましては、町民みずからの方がこういう事業をやりたい、これを町全域でやりたいという方向に変わりましたのがアイデア型でございます。

また、テーマ型につきましては、今までどおりまちづくり推進委員会交付金と同じように、こういう事業があるからやってくれないか、例えば都市計画課のほうでいいます花づくり、花いっぱい運動を何かやってくれないかというようなお願いをすることに対して、町民の団体の方から、それなら私たちでもできますから、じゃ、その形でやりたいというような考え方で進めるのがテーマ型でございます。ですから、テーマ型とアイデア型の違いといいますのは、まずテーマ型は行政からのお願いする部分で、アイデア型というのは町民側の方からこういう事業ができるというような考え方ができる事業でございますので、お願いいたします。

○7番（野田増男君）

わかりました。

もう一つ、各学区で以前から地道に地域づくりに取り組んできた団体、ボランティア団体があったんですけれども、27年度のエンジョイぷらんの団体名を見ると、その団体がほとんどいないんです。前回13団体から今度10団体、この辺の減ったことをどう思いますか。

○企画政策課長（大井徳男君）

26年度は13団体から27年度は10団体に減ったその理由と申しますのは、先ほどのまちづくりエンジョイぷらん交付金交付要綱の中の第4条に、当該年度で完了する新規の事業というのがうたわれてございます。その部分が1年間で事業を完了して次年度に結びつけるような事業がないということで、26年度で終わった事業がそのまま減った団体というふうに捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（野田増男君）

じゃ、そこでもうボランティアをやらなくてもいいということなんですか。切っていくわけですね。

○企画政策課長（大井徳男君）

ボランティアをやらなくていいじゃなくて、またその団体が次の違う何か一つテーマ型の事業を持ってまた申請をしていただければ、当然これからも、先ほど部長が答弁でお答えさせていただきましたように、地域におけるボランティア活動というのは、町にとっては本当になめとなる活動でございますので、町としては今後十分応援していきたいと思っております。ですから、決して切るだとか、応援しないだとか、もうやめるだとか、そういう考えは一切持っておりませんので、その点だけ御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○7番（野田増男君）

持っていないとは思いますが、実際もうやらないなんていう団体があるんですよね。今回も予算の中に奥田駅前開発、東側ですか、それもあるんですけども、今、奥田の駅の花壇、草が生えています。あれは以前、花でいっぱいだったわけです。あれをあそこの団体もやめてしまったんです。何かややこしい話になってきたのもうやめますということで。あの団体に聞くと、お金なんてそんなに要らないと、苗代、種代だけもらえれば僕らはやるんですと。だから、それをずっとやっていきたいということだったんですけども、それじゃ、このエンジョイぷらんに合わないという何かで、自分たちでもうやめますとって、今はもう草が生えています。これはどう思いますか。

○企画政策課長（大井徳男君）

まず、奥田の駅前の花壇がまちづくり推進委員会交付金の制度を廃止してまちづくりエンジョイぷらんのほうにかわったというのが原因でそういうふうになったということでしたら、大変申しわけなく思います。

ただ、今議員言われたように、本当に少額のお金でいい、種代だけでいい、苗代だけでいいというような考えがございましたら、都市計画課のほうにあります花の原料を交付する資金もございますので、そちらのほうも一度お尋ねになってやっていただければ、まちづくりエンジョイぷらんのような、そういうようなちょっと複雑な手続をとらなくてもできるような制度もあるかと思っておりますので、またそちらのほうの御案内をいただければというふうに思いますし、こちらのほうからもその団体のほうにはお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（野田増男君）

わかりました。

そういうのがあるかと思うんですけども、その人たち、20年間やってきて、ここに来て何かややこしい話が

出てきてというふうでやめてしまったんです。だから、その20年間ずっとやってきているのにその話が出てきてやめたというのを、それで今はもう続けていないです。いいです、それはそれで。

では、この質問の最後に聞きたいと思います。このエンジョイぷらんで本当に皆さん、美浜町町民のボランティア、エンジョイしていると思いますか。それをお願いします。

○企画政策課長（大井徳男君）

エンジョイぷらんの名前のおりでいきますと、美浜町エンジョイぷらんということですので、エンジョイしているかしていないかということになると、エンジョイしていただいているし、またそれが地域の方々へフィードバックされているというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（野田増男君）

よくわかりました。なるべく皆さん、簡単にやれるように、ボランティア、花、苗代だけでもやりたいという人があるんですから、その辺に目を当ててください。お願いします。

次に、総合公園を町民の憩いの場に。今、部長の答弁の中に、遊具なんかも入れていく、今から入れていくという話があったんですけれども、どの程度までの予定があるか、ちょっと教えてください。

○都市計画課長（河村伸吉君）

遊具を数カ所、できたら3カ所、4カ所ぐらい配置したいと思っています。場所は第1グラウンドと今後新たにつくる多目的グラウンドの間の緑地、そちらに配置したいと思っております。

○7番（野田増男君）

配置はいいんですけれども、どういうものを、ちょっと説明してほしいんです。

○都市計画課長（河村伸吉君）

子供たちが楽しめる遊具ということで、できたら木製のものでジャングルジムのようなものを中心に、滑り台ですとか、ブランコですとか、そういったものを複合的に組み合わせたような楽しいものを準備したいと思っております。

○7番（野田増男君）

わかりました。よろしくお願いします。

これも大変な費用をかけるんですから、完成当初は皆さんが遊べる、ただスポーツをやるだけではなくて、やっぱり子供が来て、小さい子も来て遊べるというところも欲しいと思います。よろしくお願いします。

続けて、小中学校の統廃合について、これは私もなかなか難しい話なんですけれども、町長、明確な回答をありがとうございます。我が美浜町、統合、廃校にならないように、町長初め、職員の皆さん、頑張ってください。私も頑張ります。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開を10時45分からといたします。

以上でございます。

〔午前10時24分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

山本辰見君は質問する準備をしてください。

5 番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問をしてください。

〔5 番 山本辰見君 登席〕

○5 番（山本辰見君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づき、順次質問いたします。

町長初め、当局の皆さんの誠意ある答弁を求めるものでございます。時間が限られていますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

1 点目は、公共下水道事業の将来の見通しの困難さについてであります。

これまで再三にわたり町民からの要望として、なぜ説明会などを準備しないのか、町民の声を聞く機会を用意しないのか、私たち議員にも詰め寄られております。今発行しております町の広報では、一方的に事業を展開することしか提示されておられません。

この4月が4年に1度の町長選挙、町議選でございます。なぜ4月に町長選挙、町議会選挙が控えていることがわかっておりながら、26年度の予算でこの事業の検討をしましたけれども、今後4年間の行政そして議会にかかわる人たちを選択するのに、その前にいわゆる26年度中あるいは4月中に町民の皆さんにこの重大な大型事業に対して必要な資料を提示して、説明して、その事業に関しての判断を仰ぐことにしなかったのか、お答えいただきたい。この点については、ぜひ町長から答弁を求めたいと思います。

2 点目は、住民から近い将来、4分の1近く人口が減少する、こういうのがもう見越される中で、維持管理費を結果として住民が負担するわけですが、これがさらに膨らむのではないかと。いや、心配というよりも危険性すら抱いております。公共下水道事業にかかわる美浜町の将来人口の見通し、あるいは人口減少がこの事業に大きな影響を与えていると思っておりますけれども、どのように捉えているのか、お答えください。

3 点目はこれとも関連しますけれども、国民年金だけの世帯、あるいは高齢者だけの世帯、そしてとりわけその中でも後継の跡取りが他の市町、半田市やあるいは名古屋のほうで、そちらで居を構えたと、こういう状況があるわけですが、これを地域別にどのように捉えているのか、またその方たちが本当に私たちはもうこの負担を払っていけないということを心配しているわけですが、どう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

大きい2点目でございます。

自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所、ここが動いて自衛官募集の動きをしておりました。知多5市5町の各中学校に陸上自衛隊高等工科学学校の案内チラシ並びに自衛官の募集のチラシが届けられたと、こういう情報が手に入りました。美浜町内の学校の対応はどのようになっているのでしょうか。これは今年度初めてのことだったのか、これまでもあったのか、お聞きをします。

そして、このことに関して教育委員会としてどのような指導・対応をしてきたのか、お聞きします。

2 点目は、自衛隊への職場体験のことでございます。

これは職場体験、美浜町でも実施しているようではございますけれども、その意味するところをどう捉えているのか。教育的な観点から、教育委員会としては何を目的としてこの職場体験を実施しているのか、お聞きします。私は中

学生の自衛隊の体験はやめるべきだと思いますけれども、今後、町長の方針としては、どう受けとめているでしょうか。

3点目は、少年兵に係る国際条約の中では、18歳未満を兵士にしてはならないとなっております。また、選択議定書というのがありますけれども、これまでは子どもの権利条約の中にある15歳にならない子供を兵士にしてはならないと、こうなっていたのを18歳に引き上げられました。先ほどの国際条約と同じ流れです。このように自衛官は18歳以上が対象なのに対して、自衛官の募集チラシを自衛隊側がそれぞれ学校に14歳とか、15歳の子供に配布すること自体異常だと思いますけれども、教育委員会としてどう対応されたのか、お聞きします。

3点目は、交通安全の問題とか、道路整備のことに関連します。

県道並びに国道の整備・安全対策について計画はどのようになっているのでしょうか。また、見通し等を端的に示していただきたいと思います。

1点目は、県道野間河和線、野間駅から杉谷池までの早期開通をこれまでも求めてきましたけれども、この計画は今後どのようになっているのか。今、お寺の下で埋設物か、焼き物の窯跡の調査を行っているんですけど、次の段階はどうなるのか、お答え願います。

もう一点は、上野間河和線、上野間から体育館を通っていく道ですけれども、役場のほうからの道には歩道ができました。しかし、体育館から西側のほうは歩道が両方ともありません。体育館とか、図書館の利用者から、ここには鵜の味の店とか、食堂などもあるわけですけども、結構歩いて買い物に行ったり、図書館に行っている方が見られます。危険で本当に仕方ありませんけれども、どのようになるのでしょうか。

3点目は、上野間布土線、いわゆる布土小学校の北側のところでぷつ々とまったままでございます。国道247号まで、これはもう何年もかかっているかと思いますが、早期開通を、国道までつないでほしいという要望があると思いますが、さっぱり見通しすら示されておられません。

4点目は、これは今の県道というよりも、国道にかかわることにも関連しますが、知多奥田周辺、とりわけ日本福祉大学の関係する子供たちが通うところで、ぜひ音響式の信号をつけてほしいという要望を私も質問したことがありますから、私の先輩議員も取り上げたことがあります。日本福祉大学が来て20年になりますけれども、このいわゆる名前のとおり、障害を持った子供たちがたくさん通ってみえます。特に目の障害のある方から、本当に苦勞をかけっ放しではなかったかと思いますが、大学が美浜町に残っていただくためにも、町のほうがリードして音響式の、あるいは国道もそうですし、奥田駅前のところもそうですけれども、障害者対策としての計画はあるのか、お聞きします。

壇上からの質問は、以上でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共下水道事業の将来見通しの困難さについての御質問の1点目、なぜ、26年度中に町民に資料を示し説明し、判断を仰ぐことをしないのかについてでございますが、議員も御承知のとおり、26年度の調査委託業務の中で、この3月末までに下水道の全体事業基本計画のまとめをしているところでございます。

当然、委託業者により作成するもので、国・県の補助金などの財政的な裏づけなど、十分な検証を必要とするものでございますので、そのように進めております。

また、今回のコストキャップ下水道は、国が提案するさまざまな低コスト手法を用いようとするもので、それが効果的にかつ適正に取り入れられているか、国・県とともに確認をすることになります。

このような状況のため、事業の確実な全体像を描くには、国や県と調整を図ることが必要であります。時間を

必要とすることから、年度内に住民の方々に計画内容をお示しすることができません。さきの議会にて山本議員への答弁にて御説明いたしたとおり、しっかり検証した内容に仕上げた上で、6月から住民説明会に臨みたいと考えております。

なお、このような状況でありますので、この事業の可否については、来年度に御判断願いたいと、このように考えております。それまでの間、日々計画を練り上げて、皆様に納得していただける内容になるようにしたいと考えておりますし、また本町としては、必要な作業を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、美浜町の将来人口の見通し、事業に与える影響をどのようにとらえているかについてでございますが、維持管理費については、利用料金収入により賄うこととしており、1立米当たり150円と設定いたしております。これは独立採算の企業会計を前提として収支のバランスをとるためで、事業運営のための大切な原資となるものでございます。

先ほども説明させていただいたように、コストキャップ下水道では適切に見込んだ人口減少を前提とした使用料収入を設定し、41年間のシミュレーションを組んでいきますが、その結果、使用料収入により施設の維持管理ができると見込んでおりますので、住民負担が増すことはない、このように考えております。

次に、御質問の3点目、国民年金だけの世帯、高齢者だけの世帯、後継の若い世代の転出が進んでいる状況を地域別にどのようにとらえているか、またその方々の負担に関してどのようにとらえているかについてでございますが、地域別の人口動態は本町では把握しておりませんが、下水道整備をして実際に接続していただくときに、地域によって多少のばらつきが生じることがあるかもしれません。

本町といたしましては、浄化槽やくみ取りからの切りかえ接続費用などを補助することにより、住民の皆様の負担を軽減する制度を設けたいと考えております。なお、その中で生活扶助世帯には、接続費用の全額を補助していきたいと考えております。

住民の方の負担については、浄化槽を維持管理する費用に比べ、公共下水道を使用していただいた方が安価となる試算をしておりますので、低所得者世帯などにも安心して御利用いただけるものと考えております。

下水道があることにより産業や商業等を活性化させ、人口減少を抑制し、魅力あるまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

御答弁する前に一言、この間、中日新聞の中にも、自衛隊への入隊が最近ふえてきたというようなことで、5市5町の状況が中日新聞に載っていたかと思います。山本議員、今回御質問いただきましたけれども、中学生がそういった道に進んでいくということを危惧されての御質問だと思いますけれども、美浜町の教育委員会としましては、中学生を自衛隊入隊へ導くようなことは全く考えておりませんので、まずもってそれを先に言わせていただきます。

それでは、答弁のほうに入らせていただきます。

次に、中学生の自衛隊体験は改めるべきについてでございますが、御質問の1点目の中学校に自衛隊関係のチラシ等が届けられえた情報があるが、学校の対応は、今年度が初めてか、教育委員会の指導などこれまでの経緯もお聞きすると、3点目、18歳以上が対象の自衛官募集チラシを14歳～15歳に配布すること自体異常だが、教育委員会としてどのような対応をされたかは関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

山本辰見議員より、中学校へ募集チラシが届けられたという貴重な情報をいただきましたので、両中学校へ確認をいたしました。自衛官募集チラシは届けられておりませんでした。なお、陸上自衛隊高等工科学校の案内チラシにつきましては、自衛隊半田地域事務所が中学校に配布しておりまして、学校は他の高等学校と同様に当

該案内チラシを3年生の男子生徒に配布させていただいていると。

自衛官募集チラシについては、先ほどお答えしましたとおり、配布されていないため、生徒には配っておりません。

広報みはまにおきまして、自衛官募集記事のほうに掲載されておりますので、教育委員会としては、学校へは周知は行っておりません。

次に、御質問の2点目、自衛隊の職場体験活動はどうなっているか、その意義は何か、また教育的観点から教育委員会として何を目的にしているのかについてでございますが、現在、愛知県教育委員会におきましては、キャリア教育の推進を目的に、中学生の職場体験活動として、あいち・出会いと体験の道場という事業を実施しています。この事業を受けまして、本年度は両中学校で18名の生徒が自主的に自衛隊で職場体験をしております。

主な内容につきましては、集団訓練や傷の手当て、止血法、担架での運搬といった応急処置やAEDを組み合わせた心肺蘇生法の体験などでございます。職場体験学習は、生徒が実際に職場に行って働くことによりまして、自分の生き方について考え、職場体験と事前・事後指導を通して子供たちが将来の生き方について真剣に考え、働くことや学ぶことへの意欲が向上することを狙いとして行っておるもので、自分を考えるよい機会だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

次に、県道並びに国道の安全対策について、計画はどのようになっているのかとの御質問の1点目、県道野間河和線、野間駅から杉谷池の早期開通は、その計画はについてでございますが、初めに名鉄野間駅から法山寺までの区間およそ280メートルの進捗状況及び整備の予定を御説明いたします。

本区間は、一般県道野間河和線のバイパスとして平成19年度に工事着手されましたが、翌年度の事業実施に当たり埋蔵文化財調査が必要との理由により工事が中断されておりました。その後、埋蔵文化財の本調査が本年度に実施され、本工事については来年度、27年度再開する予定をしており、まずは野間駅から法山寺までの区間を優先的に整備していくと県よりお聞きしております。

次に、御質問の2点目、県道小鈴谷河和線、総合公園体育館から西側の歩道設置の計画についてでございますが、愛知県からは、本路線は歩行者等の利用者も少なく優先度も低いことから、財政状況や他の事業の進捗状況等を勘案しながら検討するとお聞きしております。

以前の定例会で他の議員からの御質問にお答えいたしましたとおり、現在整備が進められております知多西部線常滑美浜バイパスの整備により、県道小鈴谷河和線との交差点に一部ではありますが歩道の整備が予定されておりますので、これとあわせて上野間地区までの約3キロメートル区間の整備を早期に実施されるよう要望してまいります。

次に、御質問の3点目、県道上野間布土線、布土小学校北側から国道247号までの早期開通を、その計画はについてでございますが、本区間の現道約350メートルにつきましては、本町の東西を結ぶ重要な路線の一部区間であり、公共施設も立地し交通量も多い道路であります。幅員が狭く見通しの悪い状況でございます。このことから、以前から県に対しまして整備の要望を行ってまいりましたが、多額な費用の要する名鉄線との交差、それと河川整備との調整など課題も多いことから、周辺の交通状況や地域の開発の動向、並びに他の事業の進捗状況を勘案しながら事業化について検討していくと、このようにお聞きしております。

いずれの路線も本町の交通安全対策の推進、観光振興に寄与するなど、重要な道路でありますので、引き続き県に対しまして鋭意要望を行ってまいりますので、御理解くださるよう、お願いいたします。

なお、昨年7月2日及び8月11日には、町長初め、担当職員と県議会議員、及び町議会正副議長に同席していただきまして、愛知県に対し、予算の確保や重点配分等の整備促進に関する要望を行ってきたところでございます。

次に、御質問の4点目、国道247号並びに知多奥田駅周辺の横断歩道に音響式信号機の設置を、障がい者対策としての計画はについてでございますが、本施設の設置は、愛知県公安委員会が特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づきまして、危険度、交通量及び事故の発生状況などを管轄する警察署が調査し、必要に応じた音響式などの信号機のバリアフリー化を進めている状況でございます。

本町の今後の高齢化人口の増加を考えれば、こうした信号機の設置は障害者のみならず、ユニバーサルデザインの観点からも有効な対策になると認識しておりますので、愛知県及び愛知県公安委員会に要望してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

きょうは集中的に公共下水道のことを話したいので、逆に後ろのほうから少し補充質問して、後で公共下水道のことを触れます。

先ほど、自衛官募集のことで届けられていないと言いましたけれども、私が聞いた段階では、学校では配布していないというふうにお聞きしました。持ってきたけれども受け取らなかったのかどうかはわかりませんが。

それから、もう一点は、こんな重要なことが、私から指摘されるまで教育委員会としてつかんでいなかっただろうと思います。また、町長のほうにもそういう報告はどの時点であったのか、後でお聞きしたいと思います。

もう一点は、先ほど、あいち・出会いと体験の道場という形で自衛隊の職場体験を進めていると言いましたけれども、本来、このあいち・出会いの形、私、詳しくは勉強していませんけれども、いわゆる地元の企業、ここでいうと美浜町内だけということではないと思いますけれども、最低でも半田とかこの周辺、家から通えるぐらゐの職場でこんな仕事があるということが本来の趣旨だと思います。出かけているのが町のほうから報告がありましたけれども、豊川の基地で職場体験、豊川なんか美浜のほうから就職する方、いわゆる地域として範囲に入っているんですか。そういうことでいくと、ぜひこれはそういうことも含めてやめていただきたい。ほかだとやっていない市町もありますから、ぜひやめていただきたい。

2点、そのことを先にお聞きします。

○教育部長（牧 守君）

自衛隊への体験学習につきましては、議員御指摘のとおり、過去3年間、本年度含めてやっていったということを把握していなかった点がございます。まことに申しわけなかったと思います。昨年の11月の時点で山本議員のほうから実際はどうなっているんだというようなことで、改めて各学校のほうに照会をかけさせていただいて、今回、両中学校から18名の者が参加していると、過去においてもそれと同等程度の子供たちが行っているということが判明しました。申しわけなかったと思っております。

それと、半田の地域事務所のほうからそういったいろいろな、要は子供たちがあいち・出会いと体験の道場の関係で半田の地域事務所、自衛隊の仕事はどんなものかということをお自分たちが希望してそちらへ申し込まれて、地域事務所のほうに集まって、そこから豊川の駐屯地のほうまでそういった体験ができる日程が、そういう講習のコースがありますので、乗せていっていただいて向こうで体験をしたということでございます。

地域についてはいろいろ御意見があらうかと思いますが、この出会いと体験の道場の実績報告等を見ますと、どうしても地元事業所を中心に考えてしまうと職種が限られたものになってしまうので、体験できる事業所を他市町まで広げていきたいというようなことで、やはりそういった実績の中で課題が挙げられておりまして、地域が知多半島以外であらうと、いろいろな職種を体験するという意味では地域を特に限定する必要もないだろうしと思っております。ということで、済みません、よろしくお願いします。

○５番（山本辰見君）

先ほど前段で、自衛隊をどんどん進めているつもりは毛頭ありませんと言いながら、今の発言はちょっと食い違いませんか。

もう一つは、これは指摘だけしておきます。

自衛官の募集チラシの問題、本来、先ほど紹介しましたように、18歳以下の子は兵士にはしてはならない。この立場からすると、中学校に持ってくること自体、自衛官の募集チラシですね、そのことを教育委員会として一遍検討していただいて、今度から持ってくるんでないということを強く向こうに伝えていただきたいと思います。

道路のことです。

先ほど、最後のところで部長のほうからありました学生に対する安全対策の問題、高齢者の問題等も言いましたけれども、本当に奥田のいわゆる国道の信号のところに立っていました。目の見えないお子さんが白い杖をついて歩いているんですが、最近の車は、実は奥田の駅前もそうです。いわゆる停車するとエンジンがとまる車があるんです。それからプリウスだとか、ほかの車も含めると。車が通っても本当に子供たちが車がいるのか、とまってくれたのかもわからないような、いい意味では静かな車になったわけですが、そういうことをいうと、本当に苦勞して渡っています。

以前取り上げたときは、私の知り合いの方が学生のアパートをやっていたところに、率直に目が見えなくて車椅子の子だったんですが、そういう子たちが本当に学校へ安心して通えるように手を打ってほしいということでしたけれども、その辺では、ぜひそれは一般的な要望とは別に、半田に出向いて学校がこんな状況だと、役場の職員と地元の自治会、ごめんなさい、アパートの経営者と町の点検で年1回ずつぐるっと回っていると思うんです、危険箇所はないかとかいうことで。そこの中には、ひょっとして項目では点滅信号という言葉になっていないかもしれませんが、いわゆる学生、一般的な勉強をするんじゃないで、学生そのものがそういう障害者の方たちを受け入れている学校ですから、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、先ほどの体育館から西側の歩道のことです。

さっき答弁では、利用状況が少ないから、じゃ、体育館から役場のほうは特別多いんですか。あそこまではずっと進んできたわけですから、引き続き、本当に強い、例えば片側でもいいと思います。両方整備は難しいと思います。片側でいいと思いますから、私たちは車に乗っているののでつい気がついていませんけれども、歩く人たち、本当にあそこは大型のトラック、ダンプからローリーが走りますから、ぜひそれはもっと強く取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

今、先ほど答弁させていただいたように、常滑美浜バイパス工事で歩道の設置が予定されております。そうした中で、答弁にもさせていただいたとおり、上野間の方向に向かって歩道設置の要望を鋭意要望しますので、よろしくお願いします。

○５番（山本辰見君）

先ほどの道路のことですと、1点目だけは、途中までは今年度、27年度工事が始まるということですが

れども、2点目のことも見込みが余り見えませんから、布土の小学校からのところも検討中ということで、全然年度すらも今後の見通しがまるっきり見えていません。ひょっとしたらあそこでとまってから相当の年数、正確ではありませんけれども20年近くになっていないかと思うわけですが、この辺は本当に力を入れて、私、武豊なんかを見ますと、本当にいろんな事業との関連ですけれども、よく県道、町道が整備されていると思うんですけれども、美浜にぶつと来ると今の産業道路、南進の問題でもびたつととまっていますし、きょうは質問に入っていませんけれども、柿谷のところのいわゆる広げる道が、さっぱりあの道も伸びるとか、病院のところとつながる見通しもありますし、ぜひ力強く検討、折衝していただきたいと思います。答弁要りません。

公共下水道事業のところに戻ります。

実は、私は野間の南のほうに住んでおるんですけれども、私の地域の山裾まで市街化区域です。畑までです。ひょっとしたらコンクリートで押さえないとおうちを建てられないところまで市街化区域です。それは当時、昔、40年ぐらい前にはそういう状況だったと思いますけれども、実際に自宅が200坪ぐらい、畑を合わせると1,000坪ぐらいという、最初、1,000という数字を聞いたときはびっくりしましたけれども、3反歩ぐらいあればそれに近いわけですから、それから野間だけじゃなくて北奥田のほうでもやっぱり自宅と畑を合わせると1,000坪ぐらいある。そういう方たちが今、公共下水をつなぐ地域の範囲に入るわけですが、特に若い世帯が跡を継ぐ人がいなくて、収入は国民年金だけだというところがあるわけですが、ちょっと計算してもらえる方をお願いしたいと思いますけれども、例えばうちが300坪、畑が700坪で合計で1,000坪ぐらいだと、ざっとで結構ですけれども、固定資産税、都市計画税はどのぐらい負担しているんですか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

突然の質問でなかなか難しいところがございますが、評価につきましては、市街化、調整、そういった地域によって随分差がございます。また、個別の土地によっても相当差がございますので、一概に御質問いただいても、すぐ回答というのがなかなか難しい面がございますが、仮に100坪、評価が1,000万円だいたしますと、これはまず仮です、よろしいですね。土地につきましては、200平米まで小規模住宅の特例、6分の1になります。それを超える分については、3分の1の特例がございます。それらを考慮いたしますと、固定資産税約3万ほど、あと都市計画税が2万ほどになるのではないかと感じております。

また、建物のほう、家屋につきましては、これも仮でよろしいですね。平成25年建築の160平米の建物といたしますと、それで評価を1,200万と仮定しますと、固定資産税が約17万、それに新築住宅軽減がございます。それによって軽減措置がございますので、半額の8万5,000円ほどになります。それにあわせて都市計画税が加算されることになります。それが4万弱だと想定されます。

以上でございます。

○5番（山本辰見君）

なぜこういう質問をさせてもらったかというと、もちろんうちが新しいとか古いでいわゆる評価はうんと違うわけですが、しっかり昔は頑張って働いて、土地も確保して資産はあるけれども、今は実は現金収入が全くないと、そういう方々は、町長は前に違うところで答弁したと思いますけれども、土地がうんと安くなっても売れる状況では全くありません。前でしたら、例えばの話、畑1枚売って税金を払っていくとかいう状況があったと思うんですけれども、そういう状況じゃないということをまず指摘したいと思います。

厚生部から提示していただきました資料を先ほど地区別にどうなんだということを答弁いただけませんでしたけれども、美浜町全体の高齢化率というのは、去年の12月30日時点ですから結構新しい数字になっております。全体では27%、いわゆる65歳以上がですね。30%を超えているところは、布土で、これは小学校区単位でしたけ

れども31.4%、野間小学校区で32.8%でした。行政区別で見ますと、これは去年の4月の時点での資料でしたけれども、小野浦区が36.8%、一色区が36.2%、細目区が33.0%、布土が31.2%、切山が30.6%、ほかはそれより低くて平均して27%ということですが、これが先ほど人口が減少する話を検討した中で、20年後あるいは25年後には美浜町全体で27%の今の状況が36%ぐらい、いわゆる4分の1の高齢者が3分の1以上高齢者になるだろうと、そういう状況でございます。

そして、今挙げた地域は、新しく状況が変わらなければ、もう既に三十何%ですから、4割あるいは5割近くが高齢者になる状況があると思います。そういう中で、果たして先ほどいろいろ説明がある中で、補助金を出すとか、早くつないでくれたら安くするとか言いましたけれども、そういう方々が率直に、はい、そうですかと言ってつないでくれると判断しているのでしょうか、まずお聞きします。そして、そういう状況をどう分析したのか、教えてください。

○建設部長（片岡 勝君）

はい、そうですかと、率直に云々ということですが、これはまちづくりの中で公共下水道の整備というのは不可欠だというふうに思っております。そうした中で再三申し上げておりますが、住民の方々の御協力、これがなければこれはもう成り立ちません。そうした中で、町が精いっぱい他町村との自治体と比べましても、国とのアドバイスをいただきながら、最良の方法での今後のコストキャップ下水道を進めていきたいと、このように考えておる中でございます。

そうした中で、高齢者世帯等がございますが、仮に整備がゴーということになれば、29年度から着手した中で、そのの該当者につきましては、その整備が始まったときにこういう接続をするのでということではなくて、個々それぞれの条件等もございます。そうした中で、早目早目に高齢者の方、経済的な問題もございます。そうした中で、何年後にはこの接続となりますと、そうした中で少しずつ蓄えをお願いして、そういったことも相談に乗っていきたい。もちろん補助は、町としても十分手厚い形をとらせていただきたいと、このように考えておりますので、何とかそういった方向で良好に進めるように努力しておるのが現状でございます。

○5番（山本辰見君）

率直に言いまして、今、聞いている段階では、西部のほうは5年、6年後に工事が始まる。率直に言いまして、今から準備をしていかないと、十数年先だと思います。多分に野間のほうに終末処理ができると、下から、南のほうからつないでくるんじゃないのかというのはざっと思うわけですが、まだ説明は全然ありませんけれども、今で70歳ぐらいを超えている方たちが、そのの時点では80歳近くなります。そして、高齢化の率がさっき紹介したように4割、5割の方が、この数字は65歳以上ですが、そういうときに、3年以内に接続するのは義務ですよ、はい、わかりましたと、そういう状況はなかなか見えてきません。今でさえも、そのときどうだろう、私たちは多分つながないというたくさんの方の意見をいただきました。ぜひこれは実態を本当に、町の人たちは役場にいるんですけども、ぜひ地域に回ってこの人たちから直接話を聞いてほしいと思いますけれども。

先ほど同僚議員も取り上げた意見集約のことを全然触れませんでしたけれども、私がもう一点指摘したいのは、私の子供は今、35歳ぐらいです。孫が4歳の子がいます。この子たちが、子供が70歳を超えてもまだ借金がずっと残っていたと、それから孫が45歳になったときに借金を抱えたまま、そのときちょうど終わるぐらいです。先ほど41年間と言いました。そういう大きい事業です。

このようにこの孫子の代までずっと負担を強いられることになる、このことが大きい事業をすれば当然当たり前、個人の家を建てるときも30年の借金をするのはありますけれども、いわゆる美浜町、先ほど言いましたように人口が右肩下がり、もう人口が減ることが見え見え、しかもその中でいわゆるお金を払える15歳から65歳の

人口が極端にぐっと減っていくんです。高齢者のパーセントはそんなに変わりません。子供たちも減っていくんですけれども、15歳以下というもののパーセントは全体ではあれですけれども、そういうことでいきますと、私はこのまま、先ほど部長が丁寧な説明をすると言いましたけれども、ちょっと今たくさんのことを言ってしまったから確認したいんです。説明会、小学校単位と言いました。河和小学校区では何世帯で人口は何人なんですか。そこで1カ所と言いましたけれども、まずそれをお聞きします。

○議長（磯部輝次君）

どちらか答えられますか。河和地区の住民の関係ですね。

○住民課長（西田林治君）

ちょっと合計しなければいけません、2月末現在で、北方区で1,750人、浦戸は209人、河和区が河和で6,370人ということになっていますので、合計で8,331人ということになります。

○5番（山本辰見君）

8,000人の人口、もちろん人口だと思いますから、子供たちは除いたにしたって、例えばその6割とか、そういう人口、総合体育館でどんと6,000人からの人を集めて説明会をするわけですね。

○都市計画課長（河村伸吉君）

呼びかけさせていただきまして、集まっていただく予定です。必要があれば、何分割かに分けて説明会をさせていただきたいと思います。

○5番（山本辰見君）

例えば私、野間ですから、野間学区、5区あって、通常多分会場は野間公民館ということになります。野間ですと人口は3,000人です。3,100人。子供たちを除いたら2,000人からの対象者がいると思います。それを今言ったように分けますと、今の河和だったら6,000人からの人たちに説明を丁寧に、意見を集約して、意見があればというんですけれども、1カ所で足りると思っているんですか、もともと。区ごとにやったって、18カ所で分けたってすごい数だと思いますけれども、そういう意味では、説明あるいは意見集約のことを同僚議員も言いました。アンケートなり、皆さんは実は全部でき上がってから説明をするんじゃなくて、それはそれで大事なことです。

その前に今の事業をこのまま進めていいだろうかと、予算をどんどん使っていっていいだろうかとということを時点で皆さんの意見を聞くということはもっと大事じゃないですか。それについて、いや、こういうふうにしてほしい、ああいうふうにして、もちろん専門的なことには一般の方はわからないところがあると思うんですけれども、意見集約ということが全然見えてきません。丁寧な説明というだけあるんですけれども、町民をどういうふうに捉えているんですか、その辺では。まずそのことを、開催の仕方をやり直してください。それからもっと早目で。

それで、一番最初に指摘したのが、当然、26年度の事業の中で、次の年は選挙がある年だということですから、26年度中に町民に相談して、細かい結論は別にしても、説明をする必要があるから年度内に資料をまとめようということは、十分町長のお願いで行政はできるわけです。多分3月中にはもうほとんどできていると思います。あと、先ほど県と国の調整と言いましたけれども、それは2カ月あればできることは、もうちょっと前倒しは十分可能だと思いますけれども、町長はなぜそういうことを指示していないんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

当然、今回の事業基本計画の作成は、26年度3月末が納期でございます。そうした中で、今、山本議員も言われましたけれども、国・県との共同、国との共同ですけれども、そうした中で国と県との支援をいただきながら、

アドバイスそれと指導をいただきながらこのコストキャップ型の研究調査を進めているわけでございます。そうして、もう既に4回、国土交通省のほうと町のほうと県と協議会を設けております。協議会の中で4回、今年度も打ち合わせをさせていただいております。

そうした中で、美浜町のまとめた事業基本計画を持って、今度その旨を持って国土交通省それと県、それに対しての成果品に対しての協議を行います。そうした中で、ある程度の工費、運営費、そういったものが出た中で、やはり共同研究ということで国土交通省のほうから、いや、ここの部分はさらにコストキャップしてできるということの中で、そういった協議を重ねた中でしっかりした成果をまとめたという趣旨でございますので、本町で3月でまとめたそれイコール事業費だということでお知らせするわけにはいきません。

そうした中で、今度の協議会が4月以降と、国土交通省の都合もございますが、4月以降にその協議会を重ねて結論をいただきたいと、結論を出したいと、こういう目で進めておりますので、当然流れからいきますと、その結果のまとめを含めまして6月が住民説明会に一番妥当であろうと、一番近似値でもあろうというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○5番（山本辰見君）

この事業の一番の売りがコストキャップで、安くできるから今度、取り組みたいということでございます。22年度の段階では、美浜町の現状の財政状況から見ると、大型の事業はとてもじゃないけれどもやれない、合併浄化槽でいきたいと。コストキャップというと、何となく安くやれるんだ、住民の負担も少ないんだというふうに一般的に捉えられやすいです。

それから、今、先ほどの私の答弁だったか、前任の人の質問だったかで、その接続についても補助金を出したいということでしたけれども、その補助金のことについて少し確認させてください。

それと、維持費のこと、1トン150円という計算をしておりますけれども、私、資料を見ましたら、150円というのは県内でも150円なのは1カ所、160円が1カ所で、あとはほとんど80円とか、90円というのが、県が出している資料で、半田市でも基本料金450円で10トンまで50円、20トンでも90円となっております。常滑市が10トンまで50円、75円、あるいは東海市でも80円とか70円、ほとんど100円を切るぐらいで、美浜町より高いのが東栄町というところが10トンまでが1,600円、1トン当たりになると160円になります。それから、弥富市が10トンで1,500円、ここだけが美浜町と同じですが、ある方が、その方の意見を私、推薦しませんけれども、ほかの市町より安くできるから、おい、協力してくれというんだったらまだわかるけれども、愛知県でも上から数えて2番目のところの料金設定のことも気になります。

もう一つは、先日、まだ広報とか、町民の人に発表されていない中身ですけれども、公共下水へつなぐ場合には補助金を出したいと、これまでもいろんな答弁で20万円から70万円ぐらいの工事費がかかるだろうと、それについて基本は半分は補助をしていきたい、70万円かかるくみ取り、便器の取りかえも含めたら半分、35万円を補助しようということを言われました。このあれこれの補助金あるいは高齢者の人は早く割引してあるから、生活の大変な人はただでいいと言いましたけれども、その資金はどこから出るのでしょうか。それが多分、都市計画税で私たちが出している税金から出す、何か補助しますということ自分たちの負担じゃないふうに聞こえるんですけど、違いますか。

○議長（磯部輝次君）

途中でございますが、時間をもう経過しております。

○5番（山本辰見君）

これを最後にしますから、今の件をお答えいただきたいと思います。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、単価のことですけれども、他市町村については基本料金がまずありまして、それに単価、先ほど言われました安い単価を掛けております。美浜町の場合は最初から150円ということで、少なく使えばそれだけ安いという価格設定になっております。下水道、経営をしていかなければいけないということで、水処理原価というのがあります。維持管理費に対して水量を割れば1立米当たりの原価が出るんですけれども、それを確保していくということで、計算上は今のところ149円の原価がかかるという中で、150円という設定をさせていただきました。赤字経営ということはしたくありませんので、そのような経営理念の中でやっています。ほかの市町村では一般財源からつぎ込んでいるというふうに聞いていますので、決してそれがいいとは私たちは思っておりません。

あと、補助金については都市計画税を充てさせていただきます。ただ、これ、国からの補助を2分の1いただきます。例えば都市計画税8億円を使うということであれば、16億円の財源になります。その16億円を住民の方に還元していくということになりますので、8億円を納めていただいた中で、16億円を還元できるということで、効果的な事業だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開は13時、つまり午後1時からの再開といたします。

〔午前11時39分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

千賀君、質問する準備をしてください。

4番 千賀荘之助君の質問を許可します。千賀荘之助君、質問してください。

〔4番 千賀荘之助君 登席〕

○4番（千賀荘之助君）

議長の許可が出ましたので、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

1番、美浜町の借金についての対応はということですが、活字には借金についてとしてあるだけで申しわけございませんでした。

では、質問に入らせていただきます。

国の財務省は、ことし2月10日付で国債と借入金、政府短期証券を合計した国の借金が2014年末時点で1,029兆9,205億円になったと発表いたしました。ことしの1月1日時点の総人口1億2,702万人で割ると、国民1人当たり約811万円の借金を抱えることになり、これを踏まえて美浜町の借金について質問をいたします。

（1）美浜町の借金は、現在いくらあるか。また、住民一人当たりいくらか。

（2）美浜町の借金について、どう考えているか。

（3）借金の返済はどのようにしていくのか。

2番、地方創生政策について。

国は、戦後1990年代初めまで、高速道路や新幹線などを整備した。その後は、自治体の自由度を高める分権に重点を置き、地域振興を目指したが、東京一極集中はとまらなかった。いわゆる神奈川県、千葉県、埼玉県、東

京都だと思います。今回、安倍政権が重点政策に掲げる地方創生政策は2015年に一步を踏み出すが、人口減に歯止めをかける目的で結婚、出産、子育ての支援を行うとか、地方の中小企業の潜在能力を引き出し、東京以外で仕事をしやすいようにして、都市から地方へ向かう人の流れを後押しすることとしている。この国の方針に対して町はどのように対応するつもりか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただき、あとは再質問でよろしくをお願いいたします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

千賀荘之助議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の借金についての御質問の１点目、美浜町の借金は現在いくらあるか、また、住民一人当たりいくらについてでございますが、議員の言われる借金、つまり町債の一般会計における平成25年度末現在の残高を申し上げますと、総額56億4,074万5,000円であり、同じ基準日現在の住民基本台帳登録人口2万3,008人で割りますと、住民1人当たり約24万5,000円となります。

この1人当たりの額について本町近隣市町の状況を申し上げますと、比較的財政状態が安定していると言われる武豊町では町債の残高が約66億円で、住民1人当たり約15万4,000円でございます。また、南知多町では残高が約58億円で、1人当たり約29万6,000円。常滑市では残高約235億7,000万円で、住民1人当たり約41万円となっております。この点を踏まえて、本町は金額的にはおおむね中ほどに位置するのではないかと考えております。

次に、御質問の２点目、美浜町の借金について、どう考えているかについてでございますが、平成25年度の決算時における町債の残高は、先ほども申し上げたとおり、総額56億4,074万5,000円であり、そのうち37億2,842万1,000円、全体の66%ほどを占めるのが臨時財政対策債でございます。この臨時財政対策債とは、本来であれば地方交付税として収入されるはずの金額が、国の財政状況の悪化に伴い交付されず、その額を町債により確保したものでございます。言うなれば、国の財政的な都合により、国が払えない分について国が後々面倒を見るという条件で町がその分を借金するというものであります。

一方、例えば、耐震補強を初めとする小・中学校の整備事業、同報無線の整備事業、保育所の増築事業、漁港の整備事業などの費用に借金を充てるという形の町債、普通債の残高は15億9,491万1,000円であり、全体の約28%となっております。つまり、平成25年度決算時における借金の約3分の2が国の財政状況に伴い、町が好むと好まざるとにかかわらず、せざるを得ない借金だということでございます。

ちなみに、私が町長に就任した年、平成19年の9月定例会にてお認めいただいた平成18年度一般会計決算における町債はどのようなものであったかを申し上げますと、その残高の総額は66億3,495万9,000円でございます。その内訳といたしまして、災害復旧以外で小・中学校の整備事業、役場庁舎及び公民館の耐震化等の事業に充てるための普通債の残高が40億1,568万円であり、町債全体に占める割合は約61%でございます。また、その一方で、地方交付税となるべき金額を本町が借金して確保するという臨時財政対策債は残高17億2,689万7,000円であり、町債全体に占める割合は26%でございます。

この２つの年度の一般会計決算により、私が町長に就任してから約8年間におけるいわゆる借金の増減について御説明いたします。

まず、総額では9億9,421万4,000円、率にして約15%の減少となっております。このうち、普通債は24億2,076万9,000円、率にして約60%の減少となっており、町の責任で借りた借金は、確実に大きく減っております。しかし、その一方で、臨時財政対策債は20億152万4,000円、率にして約116%の増加となり、倍以上に膨れ上がっているということでございます。また、各年度の予算に占める返済の額、公債費につきましては、平成18年度

が9億861万1,000円、実質公債費比率が17.2%であったものが、平成25年度には公債費6億5,528万6,000円、実質公債費比率が5.9%となっております。

実質公債費比率には、知多南部消防組合と知多南部衛生組合に係る地方債償還に係る経費についても算入されておりますが、特に知多南部衛生組合の高額な地方債につきましては、この約8年間で大幅に減少しており、また今後数年で償還を終了予定のものもあるため、実質公債費比率の低下が期待できるものと考えております。このことから、美浜町単独での財政運営は、健全化を目指し着実に歩んできたと自負できる一方で、国の財政状況に大きく翻弄されていると考えています。

先ほどから申し上げておりますように、臨時財政対策債はその償還について交付税措置されているとはいえ、町債、つまり町の借金であることに変わりがなく、町債全体を押し上げるものであり、非常に悩ましいものであると思っております。

ところで、私は、行政が住民の皆様の安心・安全な生活を確保し、快適に暮らすことができるようにするためには、町債の発行、つまり借金をすることもある程度必要だと思っております。ある事業を行うために、基金等に積み立てるなどの方法もございますが、そのときなすべき事業をお金がたまるまで待つ、お金がたまるまで先送りするということが果たして適切か、この点は重要な判断が必要だと考えています。その意味では、将来の見通しをしっかりと立てた上で、必要な事業のために必要な範囲で行うのであれば借金は必要であると思っておりますし、長く有効に利用できる施設の整備を後年度の受益者にも応分の負担をいただくことにより整備できるという見地からも非常に有効なものであると思っております。

次に、御質問の3点目、借金の返済はどのようにしていくのかについてでございますが、どのような経緯であれ、お借りしたものは誠実にお返ししていくということにほかなりません。歳入の柱である町税について申せば、地価の下落はとまっておらず、また人口減少にも歯どめがかからないことから、今後大きな伸びは期待できないこと、また景気対策による交付金は臨時的なものであり、国の施策により大きく影響されることから、財源の確保が大きな課題であると考えております。この点を踏まえ、今後も引き続き歳入財源の確保に向けた努力と、長期的な財政見通しに基づく事業の厳選を行い、安定的な財政運営を維持しつつ、着実に町債の返還を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地方創生政策についての御質問にお答えいたします。

中川博夫議員の御質問にもお答えいたしました。昨年11月の臨時国会でまち・ひと・しごと創生法が成立しております。この法律は、地方は人口減を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高いことから、人口減少の克服や地方創生のために東京への人口一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決に取り組むことを目的としております。

美浜町も、平成17年の国勢調査を境に人口減少へと移行しました。また、日本創生会議の発表によれば、日本の市町村の約半分に当たる896市町村が消滅可能都市とされ、その中に本町も位置づけされていることも踏まえ、国の施策に準じて町の長期人口ビジョンを作成し、今後の美浜町の目指すべき方向を的確に分析するとともに、今後5年間に取り組むべき具体的な施策を地方版総合戦略として位置づけ、実施していきたいと考えております。

また、地方創生施策への対策を関係機関と十分に調整するため、愛知県内の先陣を切って昨年12月15日に私を本部長とし、町幹部を構成員とした美浜町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、12月25日には農協、漁協、商工会、観光協会の代表者に御参集いただき、制度の概要説明と今後の協力をお願いしたところでございます。

今般、1月に国において成立した補正予算では、地域住民生活等緊急支援のために、地域の消費の喚起など景

気の脆弱な部分にスピード感を持ちつつのを絞って対応する地域消費喚起・生活支援型交付金と、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への取り組みを通じて、地方の活性化を促していくことを目的とする地方創生先行型の交付金があり、本町には合計5,910万7,000円の交付限度額の通知をいただきました。

美浜町におきましても、国が推奨している消費喚起効果の高いプレミアム商品券の発行を初めとして、少子化対策に的を絞った事業の実施や今後の地方創生施策の事業計画を作成するための総合戦略策定事業、農水産業や商工業の活性化を図りながら雇用を創出するための新商品の開発や販路開拓に係る支援、内閣府の担当者と直接相談しながら計画した観光振興推進を図るため、食と健康の館を将来のみちの駅とすべく、地域拠点機能の強化事業など今回の補正予算で計上いたしました。

今後の本町の対策としましては、今回の補正予算を作成した経緯と同様に、議会を初め、農協、漁協、商工会、観光協会などの団体と意見調整を図りながら、この町がより一層発展できるように、雇用の場の創出、少子化対策の充実、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する拠点づくりなど地方創生に努めていきたいと考えております。

まち・ひと・しごと創生は、総合戦略プランを作成した後の5カ年が非常に重要な時期と考えますので、オール美浜で取り組んでまいりたいとも思っております。議員の皆様にも策定段階や効果検証においても十分御審議、御協力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○4番（千賀荘之助君）

町長さんの答弁をお聞きして、まず一安心いたしました。なぜかといいますと、ことしの予算案を5市5町の中で美浜町が随一、前年度対比横ばい以下ということで、これはなかなか町長としては、本来ならば前年度対比どれだけアップというのが今までの流れだったと私はそのように記憶しております。そういった点につきまして、山下町長、あなたは非常に堅実な、そしていつも言っている町民の安全・安心、住みよい町、そういったことについて実践をしておられる真ただ中であろうかと私は理解しております。そういった中におきまして、先ほど美浜町の借金についていろいろ丁寧なお言葉、いわゆる答弁をありがとうございました。

問題は、国の地方創生問題、これは長期的な視点に立って、きょう、あしたにあれをやるで金を出せじゃなしに、まず基本的にはやはり教育、それから人口、最後に投資、そういった大きく3点に分かれるかと私は理解しております。そういった中で、先ほど町長も私の思っているような理念に対して御丁寧な答弁がございました。まことにありがとうございます。

そこで、部長さんは3月をもって退任ということで、非常に申しわけないんですが、今からずっと担当課長さんにお答えをお願いいたしておきます。

まず、総務課長さん、本多さん、あなたはこの地方創生政策についてどのようなお考えでございましょうか。

○総務課長（本多孝行君）

まず、行政の組織としましては直接担当ではございませんので、あくまでも一個人といいますか、その考えでお答えするというふうでよろしいでしょうか。

財政ということでございますので、直接創生ということではございません。ただ、一個人として本当にありがたい制度だと思っております。また、財政の担当とするのであれば、千賀議員もよく御存じのとおり、大変厳しい財政状況の中、国のある意味英断ではあると思います。もちろんその用途は限定されるというのはものの、各市

町で創意工夫して元気を出すようにというふうに交付金をいただけるということ自体は、大変ありがたいというふうに思っております。そしてまた一個人として戻りますけれども、それを生かして何とか自分が生まれ育ったところが元気になっていっていただきたいというふうな気持ちも含めて、お答えとさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○４番（千賀荘之助君）

次に、企画課長さんに同じ質問をいたします。

○企画政策課長（大井徳男君）

御指名ありがとうございます。

それで、先ほど千賀議員が御質問されたこの地方創生についてどう思うかということでございますが、今回の地方創生事業につきましては、先ほど町長、冒頭でも御答弁させていただきましたように、2008年ぐらいから始まった人口減少でございます。その人口減少は今後、加速的に進みまして、50年後には8,600万人、100年後には4,000万人になってしまうというようなことが推計されます。

そのために今ここで対策をとらないと将来における経済社会に大変な影響が出てしまうというようなことから、今回、この人口減少を克服するためにできた政策ということで、確かに人口問題というのは、今対策をとってもここ1年、2年、3年で答えが出るものではございません。議員先ほど言われたように、今対策をとっても答えがでるのが10年、15年先ということで、ですから先ほど50年、100年先には人口が8,000万人だ、4,000万人だという推計が出ている以上、今本当にこのまち・ひと・しごと創生の事業で対策をとっていかないと大変なことになってしまうというようなことの考えの中から、今この事業を出していただいたことは、大変ありがたい事業だというふうに思っております。

以上です。

○４番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

学校関係の教育部門に入りたいと思うんですが、部長さん、あなたはまだ定年じゃないよな。じゃ、今の問題、教育関係、特に重要な事柄だと私は理解しております。一度どのような見解をお持ちか、お願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

日本の経済が少し前までデフレということで、何度か経済再生ということで、非常に国自体が力を入れて取り組んできました。自民党政権にかわりまして今の首相が誕生したわけですが、矢継ぎ早に3本の矢の経済対策のほうを打ち出しまして、順次それぞれそういった対策の実施に精進されてこられたということでございます。どういう、過程についてはちょっとわかりませんが、そういった影響もあつてということだろうと思いますが、株価のほうも相当上がってきてまして、ただ景気というのか、大企業を中心に経済状況が好転してきたというようなことで、この域にもう少し経済対策をここで打っておけば、本来の路線に乗って経済も再生するだろうというようなことで今回、地方創生の経済対策を打たれたものだという事を思っております。

今回の地方創生に関しては、教育に関しては特段、うちのほうも計画のほうを変えてきておりませんが、また地域戦略プランのほうで27年度中に策定されるという中で、もちろん教育、本町の教育の向上というんですか、そういったものに向けて何か打てる対策があれば、ぜひそれに入れていただいて、美浜の教育の向上に向けて頑張っていきたいと思っております。ということで御回答とさせていただきます。

○４番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

引き続いて、厚生部長さん、あなたは定年か。まだ、まだあるんですね。じゃ、厚生部長さん、人口問題についてあなたはどのような見解をお持ちですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

人口問題でございますが、国がどういう形で打ち出す前から、既にエンジョイぷらんですか、前々から人口減少というのは心配されておまして、私も自分なりに美浜町の人口構成を調べさせていただいて、ずっとやっぱり若い女性が少ないということは以前から気がついておったことでして、今回それが国のほうでずばりというか、指摘されて、幾ら全体の出生率が上がりましても、その町の若い女性が少なくなっていくということは、結局は人口が減少してしまうということで、私ども、厚生部、子育てに今、一生懸命力を入れてやっております。私が厚生部に行きましてからも、自分なりに全力で走ってきたつもりでございます。

国のほうもそうでございますけれども、人口減少に対しましては、若い世代の仕事、仕事がないとやはり子供をなかなかつukれないということで、所得を何とか上げなければいけないということと子育てということ、私どもは子育てのほうへ力を入れて今後もやっていきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（千賀莊之助君）

企画部長さん、あなたは定年ですか。じゃ、企画課長さんをお願いいたします。

私から、先ほど来言っておる教育それから人口問題、それから投資問題、最後のその投資についてはどのようなお考えでしょうか。

○企画政策課長（大井徳男君）

人口問題から投資を含めてのトータルのお答えということで、どう思っているかということでよろしいでしょうか。

確かに日本のバブルというのは、バブルがはじけてはや20年近くたつ中で、行政につきましても、本当にいろんな部分で影響が出てきているところは事実だと思います。そういう意味では、資金が皆様方のほうに還元できないということで、大変その辺の部分については苦慮し、またその辺が悩みの一つかというふうには考えております。

それで、今後そのようなことをどういうふうにして対策をとっていったらいいんだろうかということの中に、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、町独自では何もできない。当然、漁協、農協、商工会、観光協会の代表者を含めた中で、産・学・官・金・労・言、要するに全ての人たちにお力をおかりしながら、オール美浜でやっぱり対応していき、その辺の部分について対策をとっていきたいというふうに考えております。これでよろしかったでしょうか。

○４番（千賀莊之助君）

ありがとうございました。

最後になりますが、経済環境部長さん、やはり美浜町は何といっても非常に面積の大きい町でございます。何が多いかといいますと、やはり農地が圧倒的に多いと、私はそのように理解しております。そういった中で、今回のこの地方創生の件については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

実は、本町、観光と農業の町の一面といいますか、大変大きいウエートを占めております。ですから、地方に人を呼んで仕事をつくるというこの地方創生の観点から、私の部署はありがたいとかいう執行部側の今言葉が出たんですが、どうやってやっていこうという実は危機感といいますか、今後この１年間で総合戦略をつくらなけ

ればいけないという中で、私の部署の持つておるウエートというのがかなり大きいと思います。投資という意味で結構なウエートがあるかと思います。今回の補正でも、館だとか、観光協会の独立だとか、そういった面で投資的なことをやらせていただくわけです。

ですから、そういった意味でいかに魅力ある観光と農業の材料を使いながら住み続ける持続可能な美浜をつくっていく、人口を維持しながら、そういうふうと考えていかなければいけないというふうに捉えて考えておりますので、よろしくお願いします。

○４番（千賀荘之助君）

議長さん、時間はまだいいですか。

○議長（磯部輝次君）

千賀議員の持ち時間、１時51分までです。それを念頭に入れてください。

○４番（千賀荘之助君）

じゃ、ぎりぎりまでやらせてもらいますので、済みません。

あの、経済環境部長さん、あなたは6次産業ということについての意味合い、またこの美浜町として何があるかということについて勉強をなされておりますか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

今、6次産業という言葉が出ましたが、農業、漁業の1次産業のものを工業とか流通の商業部門、そこら辺と組み合わせながら、1次、2次、3次産業、掛けますと6になるんですが、足していっても6になるんですが、そういった意味で地方というか、我々の地域に農家は販売だけじゃなくて、販売というのか、生産するだけではなくて、加工して地域のいろんな農産物だとか、ブランド化だとか、特産品を開発して地域を潤していこうというような捉えをしております。

以上です。

○４番（千賀荘之助君）

経済環境部長さん、あなたのおっしゃることは基本的な線はそうでございます。南知多町は既にくずミカンを活用した中で、100%ミカンジュースとしてかなり好評を博して、何か話に聞いていると原材料が足りないぐらいだということをお聞きしておるわけですが、美浜町の場合も具体的な言葉を選んでいだけではこれは前へ進んでいけません。いけません、勉強問題でございます、いわゆる教育。いいですか、その辺について具体的にどのような構想をお持ちですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

ちょうどこの3月補正でとらせていただきました農水関係のほうの予算、100万円あります。その中には、ノリの佃煮、これを加工して販売していこうというちょっと試行的なことをことし1年かけてやっていきたいと思っております。

それから、町内農家の中にはグレープフルーツをつくっている農家もみえまして、そういった方々が独自での6次産業化をしようということでやっております。そういった中で、それをいかにPRしていくか、販売していくかというような形の資金もこの地方創生の中で実は予算化してありますので、今後そういった形で支援だとか、協力をしていきたいというふうに考えております。

○４番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

この創生事業については、公共事業はどうも該当しないということをお聞きしておるんですが、それで間違い

ございませんですか、建設部長さん。

○議長（磯部輝次君）

企画のほうで。

○企画部長（靱山博資君）

議員おっしゃるとおりでございまして、基本的にはソフト事業が対象ということになっておりますけれども、中に含まれておる場合は、今の示されておる基準でございまして、2分の1以内であればハード事業も含まれておっても認めていただけるというふうに伺っております。

○4番（千賀荘之助君）

わかりました。では、最後、まだ時間あるね。6分ばかり。ございますね。

○議長（磯部輝次君）

5分。

○4番（千賀荘之助君）

はい、済みません。

では最後に、町長に非常に御丁寧な、またわかりやすい答弁をいただきながら、まことに御無礼でございますが、この問題の私の締めとして、町長さん、何か言うことがありましたらお願いいたします。

○町長（山下治夫君）

私、先ほど答弁させていただきましたことを簡潔に申しますと、美浜町が抱えている課題と、国が告示していただきました地方創生の課題は共通するところばかりでございます。そうした中で、本当に今後5年間我々の国からやりなさいということを言われているということは、ある程度の財政的な裏づけを期待できるものというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように行政だけではなく、本当にオール美浜という体制で、これに臨み、少しでも地域の発展、人口減少に歯どめをかけていきたいと、そんなふうに思っておりますので、また議会議員の皆様におかれましても、それぞれの立場から御理解をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○4番（千賀荘之助君）

はい、ありがとうございます。

そこで、私の自分自身のけじめとして、町長さんに創生事業の締めとしての、恐らく各市町が必死になっているような事業等が県・国のほうへ提出なされると思います。そうしますと、職員さんたちに対して非常に失礼に当たると思うんですが、この問題については町の職員ではとてもじゃないけれども対応し切れなくて、国のほうから出向していくぞと、そういう形が必ず出てくるものと私は理解しております。そういったことも一つの方法は方法として、それに負けないように職員さんたちも勉強をしっかりやっていただいて、美浜町が少しでもよくなるように頑張ってくださいることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。特に、町長ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。千賀君は自席に戻ってください。

〔4番 千賀荘之助君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

鈴木君は質問をする準備をしてください。

6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問をしてください。

○ 6 番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明解なる答弁を求めるものであります。

質問のその 1、介護保険についてであります。

第186通常国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法が可決されました。厚生労働省はこの法律に基づき、要支援 1・2 の訪問介護と通所介護を、2015年 4 月から順次地域支援事業に移行するように各自治体に指示をしています。中央社会保障推進協議会は2013年に、地域支援事業への移行で要支援 1・2 の利用者への従来どおりのサービス提供が可能なのかについて各自治体に緊急アンケートを行いました。その調査の結果から、要支援 1・2 の訪問介護、通所介護の市町村事業への移行は困難である実態が明らかになりました。介護保険第 6 期事業計画実施が2015年 4 月に迫っている中で、2014年緊急アンケートの回答は、2013年度調査よりさらに深刻で、多様なサービスについて「見通しがたたない」は回答自治体の 85%を占めました。以下、6 点についてお伺いします。

1、美浜町は、要支援 1・2 の利用者について、従来通りのサービス提供は可能なのか。保障できるのか。

2、美浜町に新たな負担増は生じないか。

3、国は N P O やボランティア団体を使って、多様なサービスを用意するようと言っているが、国の言うように出来るのか。

4、低所得者対策はあらたに考えているか。

5、第 6 期事業計画において、保険料はいくらぐらいを想定しているのか。

6、今回の介護保険制度の変更に伴って、美浜町としてはどのようなビジョンを持っているのか。また、今回の介護保険制度の変更が美浜町民にとってどのようにプラスになるのか。さらに、お年寄りが未来にどんな展望を持てるのか。

質問のその 2 です。

国民健康保険の引き下げについてであります。

平成25年度の国民健康保険特別会計は、前年度の繰り越し分と単年度黒字分と合わせると 1 億 5,330 万円の黒字であり、その上 9,000 万円の基金を持っております。これだけあれば、約 3,500 世帯の国保税の引き下げは十分可能であると考えます。町長は、町民の願いに応えるべきではないか。

質問のその 3、学校給食費の半額助成についてであります。

学校教育法、学校給食法に規定されている文言は、学校給食執務バンドブックの中で、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている。どの子供にとっても、すばらしい子供時代を過ごすことのできる環境づくりは大人の役割であり、地方自治体の役割であると思います。長年続く不景気で毎日の暮らしも厳しいとき、子育て支援のためにも少子化対策としても、学校給食費の半額補助を考えないか。若い子育て世代にとって、1 人毎月 5,000 円近い給食費の補助はありがたいのではないだろうか。学校給食費の半額補助が一般財源の不用額を使ってできないでしょうか。

質問のその 4、学校給食の広域化協議からの撤退・中止を求めます。

学校給食の意義、理念について、広域化協議の中で論議をしているのでしょうか。教育の一環としての食育が重要であり、本来各校ごとに調理する自校方式とすべきであるが、少なくとも各市町村単位で学校給食はすべきであります。地元食材を積極的に活用することにより、地場産業への理解・愛着が醸成される。地産地消により、

農家経営に貢献する学校給食体制にすべきだと考えます。学校給食体制を考えると、コスト面だけの協議に終始していないか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○厚生部長（岩瀬知平君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護保険についての御質問の1点目、美浜町は要支援1・2の利用者について、従来通りのサービス提供は可能なのかについてでございますが、今回の国の見直しでは要支援者の訪問介護及び通所介護については、高齢者の多様なニーズに地域住民で応えるため、全国一律の基準による専門的なサービスから、市町村が地域の実情に応じ実施する介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へ移行するものでございます。総合事業では既存の介護事業所に加え、NPOやボランティアなどがサービスの担い手として想定をされ、サービスの内容や利用料についても町が独自に設定することになります。

なお、移行後におきましても、利用者の必要に応じ、これまで受けていたものと同等のサービス利用が可能となります。したがって、専門的な訪問介護や通所介護が必要な方は、従来どおり介護事業所によるサービスを利用することが可能であると考えております。ただし、日常生活支援サービスについてはNPOやボランティア等が担い手として対応していただく計画でございます。

次に、御質問の2点目、美浜町に新たな負担増が生じないかについてでございますが、今回の見直しでは予防給付のうち訪問介護及び通所介護については、新たな総合事業として実施される予定でございます。この事業における国、県、市町村、1号被保険者及び2号被保険者の財源構成は予防給付の割合と同様であり、変更はございません。また、総合事業の事業費の上限については現行制度も踏まえつつ、予防給付から総合事業へ移行する分を賄えるように設定をされる予定でございます。現時点では町に新たな負担増は生じないと考えております。

次に、御質問の3点目、国はNPOやボランティア団体を使って多様なサービスを用意するようと言っているが、国の言うように出来るかについてでございますが、国は将来単身高齢者や日常生活の支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、それらの高齢者の多様なニーズに対応していくため、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPOやボランティア等の担い手を養成、発掘し、高齢者の多様なサービスを提供していくことを目指しています。

本町としましては、平成29年4月までの移行開始に向け、体制の整備に取り組んでまいります。まずは、要支援者の方々がどのようなサービスを必要としているのか、既存サービスの必要性を含めて把握を行った上、NPOやボランティア等にどのようなサービスの担い手があるのか、地域資源の状況を把握し、サービスの担い手となる人材の発掘や育成、具体的なサービス内容や費用の設定等の制度設計を行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、低所得者対策はあらたに考えているかについてでございますが、今回の見直しでは介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で、新たに公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を図っております。

具体的には、平成27年4月から生活保護被保護者及び世帯全員が市町村民税非課税かつ本人が年金収入等で80万円以下である第1段階の方を対象に、保険料基準額0.5を0.45に軽減し、平成29年4月からの消費税10%引き上げ時にあわせて、市町村民税非課税世帯全体を対象として、第1段階の方は保険料基準額0.45を0.3に、第2段階の方は保険料基準額0.75を0.5に、第3段階の方は保険料基準額0.75を0.7に、それぞれ軽減される予定でございます。なお、この軽減措置の公費負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となります。また、町独自の低所得者対策としましては、保険料の算出に当たる所得段階を10段階から12段階に見直し、多段階化に

より所得に応じたきめ細かい保険料の設定を行い、低所得者の負担軽減を図ってまいります。

次に、御質問の５点目、第６期事業計画において保険料はいくらぐらいを想定しているかについてでございますが、本町の第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案につきましては、去る２月２６日の介護保険運営協議会におきまして、原案が承認され、本計画に基づき、今議会に議案として１号被保険者の保険料基準額を月額５,１００円とする、介護保険料率等を改正する美浜町介護保険条例の一部を改正する条例を提出いたしました。

次に、御質問の６点目、介護保険について美浜町としてどのようなビジョンを考えているのかについてでございますが、本町の高齢化率は平成２６年４月１日現在で２５％を超え、町民の約４人に１人は高齢者となっており、超高齢化が進んでおります。また、高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者等の支援を必要とする人も増加すると考えられます。

こうした状況の中、本町としましては、高齢化のピークとなる団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年を見据え、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図ることが重要であると考えております。

町としては、高齢者が住みなれた地域で気軽に楽しく交流ができる高齢者サロン活動を積極的に支援し、地域の人々がボランティアとして企画、運営するサロン活動の育成、充実を図ってまいりたいと考えております。また、介護を必要とする高齢者の方々が可能な限り住みなれた地域で生活が継続してできるようにするためには、地元医師会を初め、介護事業所及びボランティア団体等の御協力が不可欠であると考えております。各方面の御協力をいただき、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険税の引き下げをについてでございますが、昨年の９月議会でも同じ御質問があり答弁いたしました。確かに平成２５年度の決算では、７,４５０万円の単年度の黒字となりました。実質単年度収支の黒字は５年ぶりのことであります。しかしながら、この黒字額の中には、一般会計の財政状況が厳しい中、過去の赤字を補填するため、何とか繰り入れていただいた３,０００万円の一般会計の繰入金と、２６年度中に過年度返還金として国庫に返還予定するという給付金が、３,７００万円が含まれておりますので、これらを考慮すると国保会計による実質黒字額は７５０万円ほどとなります。単年度の黒字額が７５０万円ほどになります。国保会計の収支について、国保税の引き下げができるほど、実質的に改善されたものではないということを御理解いただきたいと思います。

しかも、平成２１年度から２４年度では４年連続実質単年度収支赤字となっておりまして、この４年間で２億４,０１０万円の、単年度赤字の集計した額が赤字を出しております。２５年度は何とか赤字とはなりませんでしたが、国保会計がそこまで改善されたとは考えておりません。単年度の数値だけを捉えて、それだけが住民の皆さんに伝わってしまいますと、誤解を招く事態になりますので、繰り返し申し上げますが、平成２１年度から平成２４年度におきましては、２億４,０１０万円の赤字、平成２５年度までの５年間の通算でも１億６,５６０万円の赤字でございます。

また、美浜町の国民健康保険税の税率につきましては、近隣の市町と比較しても決して高い税率設定にはなっておりませんし、医療費の伸びを考慮いたしますと、急に収支がよくなる見通しもございません。このような状況でございますので、国保税の引き下げについては考えてはおりません。

厚生部は以上でございます。

○教育部長（牧 守君）

次に、学校給食費の半額助成をとの御質問についてでございますけれども、これまでも同様の御質問を３回お受けし、その都度答弁させていただいておりますが、教育基本法の第５条第４項におきまして、義務教育については授業料を徴収しないとしており、その他の教材費等については保護者負担が基本となっております。給食

費についても同様の考えで、基本は保護者負担でございます。

また、学校給食法第11条の経費負担におきましては、「学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とする。学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」となっており、これが法律上の基本的な考え方でございますので、本町もそれに沿って実施しているところでございます。

以上のことから、学校給食費の無償化及び半額助成に関しましては、町として考えてはおりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、学校給食の広域化協議からの撤退・中止を求めるについてでございますが、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、健康の保持増進、正しい食生活、食料の大切さ、明るい社交性・協同の精神、生命・自然を尊重する精神を養う等、教育の一環として、さまざまな役割を担っていることが基本であると考えております。常日ごろから学校関係者との情報交換会に力を入れ、栄養教諭を中心に食に関する指導を積極的に実施しているところでございます。

現在、給食センターは築30年が経過し、将来の建てかえを見据えた基本構想をまとめる時期に来ておりまして、行政として必要であると考えております。その方法の一つとして広域化も視野に入れた調査研究を実施しているところでございます。研究内容といたしましては、当然施設の効率化を初め、コスト面、アレルギー対策、食育の進め方、職員の処遇、地産地消を含めた食材の調達、配送方法、衛生管理など、コスト面に執着するものではなく、あらゆる面を総合的に研究してまとめていくこととしております。基本構想を計画するため、いろいろな角度から検討することが大切であり、その一手法として広域化もあるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、昨年の3月議会議案説明会にて、町長の諸般報告におきまして、2市4町での協議が調わなかったこと及び南知多町との広域化の検討を行う旨をお伝えいたしました。その後南知多町との協議については島への搬送の問題、建設時期、財源等において協議が調いませんでした。現在は武豊町との2町において広域化の可能性について、調査研究に入ったところでありますので、ここに御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君、再質問はありますか。

○6番（鈴木美代子君）

美浜町は、何年に、ごめんなさい、介護保険の話ですけれども、何年に地域支援事業に移行する考えですか。何年度にというか。

○福祉課長（沼田治義君）

鈴木議員の御質問にお答えをします。

地域事業につきましては、各団体のほうで準備の期間というものがございますので、その準備の時間を経過措置という形で国のほうもお認めをいただいておりますので、私ども美浜町につきましては、平成29年4月をめどに準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（鈴木美代子君）

平成29年4月と、一番最終ですか。最後ですか。

○福祉課長（沼田治義君）

議員御指摘のとおり、法律で平成29年度末までに準備をしろというものになってございます。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

今、いろいろ部長から説明がありましたけれども、一番美浜町で地域支援事業の移行が困難だということは何の点でしょうか。それで、今、もう一つは、国のほうはNPOやボランティアを使って、そういう人たちを利用して訪問介護、通所介護をスムーズにやるようにということを言っていますけれども、それができそうですか。何か、今も私もいろんなボランティアをやっている人に聞くと、命にかかわるようなことは私たちはできないからという声が大分あるんですけども、いかがですか。

○福祉課長（沼田治義君）

今、御指摘のところでございますが、困難な点、それからNPOだとかボランティアに任せられることができるのかという点につきましては、私どもも準備している中で、今課題として受けとめている問題でございます。訪問介護と通所介護につきましては、予防給付から地域支援事業に移行するという中で、あくまでも専門的なサービス、いわゆる身体の機能訓練だとか排せつだとか食事の介護、こういったものにつきましては、あくまでも資格を持った職員のおる介護事業所、こちらのほうでやっていただきます。

それ以外のサービス、いわゆる簡易なサービス、具体的に言いますと、例えば清掃だとか洗濯だとかごみ出しだとか、こういった生活の簡易な支援サービスにつきましては、国のほうはNPOだとかボランティアのほうへ担っていただくように進めていっていただきたいと、こういう形で進めているというのが現状でございます。美浜町も、じゃ今、鈴木議員が言われるように受け皿はどうなっているんだという部分もございます。先ほど、私どもの部長が答弁したとおりでございます。今からはその受け皿をきちっとつくり上げていくというところが、私どもの責任ではないかというふうに思っております。

具体的には、今、地域でサロン活動を一生懸命やっていたいただいている方々がみえます。こういった方々とも御相談をしていきながら、町としてどんな支援ができるのか、どういう形の助けをしていけばそういった事業ができるのか、いろいろそういった方々の議論をさせていただきまして、地域の高齢者の方々が地域で安心して生活できるように、体制整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○6番（鈴木美代子君）

サロン活動をしている人は、私たちの村にもいて、本当に大変だなと思います。でも、その方たちも結構年が大きいから、平成29年からやると、今から、ことし27年、あと2年ぐらいというの大分大きな年になると思うから、サロンをやっている人でも、サロンだけやっている分にはいいけれども、こういった地域支援事業という名のもとにいろんなことを、そういった人にボランティアをやってもらって、地域支援事業がスムーズにいけるようにするには困難ではないかなと思うんですけども、そういった意味で困難だという声を上げている自治体がたくさんあるんですけども、半分以上あるんですけども、美浜町はそういう点では困難ではないということですか。

○福祉課長（沼田治義君）

ただいまの御質問でございますが、私どもも全国の多数の自治体が非常に困難であるという状況であるということは承知をいたしております。私ども美浜町においても、非常に大きな課題であると考えております。ただ、国のほうが介護保険法を改正をしまして、こういった仕組みに変えていくという中で、この改正が将来に引き続いて、介護保険が安定的にできるようのためにこういう改正がされるということで私ども捉えておりますので、私のほうとしてはこの2年をかけまして、きちっとそういった取り組みを進めていきたいというふうに思ってい

ますのでよろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

もちろん、職員の皆さんの御苦労は本当に大変だと思うんですけども、やっぱりいざこういったNPOやボランティアを使って、介護保険の中の通所介護だとか訪問介護だとか、それをスムーズにいくようにするには、国のほうがもう少し予算を提示しなければ難しいんじゃないですかと思うんですけども、いかがですか。

○福祉課長（沼田治義君）

ただいまの御質問でございますが、国のほうもそういった各地方の状況も承知の上で、この移行に伴います経費、そういったものは当然これからは新しい総合事業のほうで行っていくということでございまして、この総合事業というのも現在の介護保険の財源、いわゆる被保険者の保険料、それから公費、これと同じ財源を使って総合事業のほうも実施をしていきます。国は移行に際し、いろんな市町村の諸課題を解決するために費用がかかってくると思いますので、そういった部分におきましても、上限を上乗せを上げて支援をしていきたいということを言っていますので、私どももそれを十二分に活用させていただいて、円滑な移行に努めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

この介護保険の業者さんに言わせると、本当に悲鳴を上げているんですね。本当に、そういうものを、今言われたみたいに、財源が同じところからの話なものだから、本当にやれないという声もよく聞こえてくるんですけども、国は新たな新しいこういう財源というのを出さなくて、今もやっているところと同じ出どころが一緒なんですね、たしか。じゃないですか、違いますか。

○福祉課長（沼田治義君）

先ほどの答弁と繰り返しのになってしまいますが、議員御指摘のとおりでございまして、介護保険の財源の中で、賄っておりますので御承知いただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

だから、介護保険の財源の中でやるものだから、介護保険の、それこそ例えば介護従事者とか職員や何かの給料もその中、報酬点数を下げたりするから、その中からしかやれないから、本当に保険料も高くなるし、今回は非常に上げてはいないけれども、すごい厳しいなと思うんですけども、国に対して物を言っていくという形で、もう少し目をあけろというそういう声は出していきますか。

○福祉課長（沼田治義君）

御指摘をいただいた点につきましては、私どもはこの改正につきましては、あくまでも介護保険制度が継続的に将来にわたって、継続的に安定的に行われるための改正と受けとめておりますので、これにつきましては、国が示された基準をもとに、他町の状況も踏まえながら対応していきたいと思っていますし、あと課題となりました、また私ども保険者、市町村がこれをやるにおいて、非常にこれは困難で課題だよという部分が今後出てくるようであれば、私どもの上級機関である県のほうに提言をしていきたいと、こういうふうに思っていますのでよろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

つまり、そういう厳しい状況になるまでは、粛々と準備をしていくということですよ。準備しなければ仕方ないですね、確かに。そのとおりだと思います。

私は、本当に今回の介護保険制度の変更で、美浜町のお年寄りにとって未来にどんな展望が開けるかというビジョンを、何かあるかと、お年寄りたちにまたプラスになるようなビジョンはあるかということを考えてましたが、

ありますか。

○福祉課長（沼田治義君）

議員御指摘の、将来に向けて、お年寄りの方々に明るいビジョンがあるかというものでございますが、議員も御承知のように高齢化がどんどん進みます。そうしますと、介護を受ける方もどんどんふえます。それから、介護を受ける、介護認定をする方がふえるということは、介護サービスを受ける方も、これもおのずとどんどんふえていきます。

そうした中で、部長の答弁にもあったんですが、比較的軽度な支援を要する方につきましては、そういったNPOだとかボランティアだとか地域のボランティアの方々とか、こういう方々でお願いをしながら、そういった方々、支援をする方々の中にも町内で元気な高齢者の方もたくさんお見えです。そういう方にも支援をする側に入っていて、地域ぐるみで介護の制度を支えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

要支援1、要支援2の方を別枠でこういった地域支援事業に移行するわけですが、要支援1、要支援2の中には、認知症の方も随分いて、本当にじゃ要支援1や要支援2は軽度だから軽いのかというと、そうでもない実態があるんです、実は本当に。だから、私は要支援1、要支援2の人たちをおろそかにできないと思っています。ぜひ、温かい介護で、この方たちが将来にわたって、安心して長生きできるように、私は美浜の介護体制について淡い期待ですけれども持って、これからはそう思っていますけれども。

次に移ります。

国民健康保険税の引き下げなんですけど、確かに厳しい実態はよくわかります。国保も楽じゃないと。そんな状況としても、厳しい状況があるんだと言われましたけれども、私は今まで本当に長いこと不況が続いて、こういった国保についても高いばかりで、本当に大変なんです。国保もそうです、介護もそうですし、お金を払っていくばかりで、何か少しはいいことないかなと、元気になる要素がないかなといつもお年寄りたちは口にしていますけれども、何かそのためにも国保の引き下げを考えられないかとずっと考えてきました、私は、自分で。

国保の引き下げを、確かに厳しいけれども、多額ではなくてもそういった国保の加入者の、全体的にお年寄りが多いんだけど、少し、ああよかったなと思えるようなことになるといいなと思っているんです。そういう国保を下げる可能性は全くないでしょうか。私は、今回の今の答弁を聞いて、それじゃ本当にそう多額な引き下げができなくても、わずかでも町民を元気づけるようなことができないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

鈴木さんの御質問には私どもとしても一つだけ言いたいことがございまして、町の財政本当に苦しい中、平成25年、平成24年から始まっておりますけれども、初めて一般会計から繰入金を始めてやった年です。そのときに、5,000万円以上法定外で入れさせてもらった。それまでは全く入ってなかったです。そして、今、美浜町の保険料、確かに下げられれば本当にこんなすばらしいことはないですが、今5市5町見てもほぼ半分ぐらいのところにあります。もっと高いところもあります。

その中で、美浜町というところは要するに健診をたくさん受けていただきたいんですが、医療費は県下でワースト5にいつも入っているような団体です。その中で、ここで一生懸命キープしていきたいということで、健診等もやって鋭意下げるように努力しておりますので、それとことし医療費を使わない世帯の方、そして健診を受けてくれた方、の世帯に対しましては、賞賜金5,000円をつけまして表彰させていただくという事業も行います

ので、御理解いただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

今、話は聞きましたが、全体で国保会計から3,000万、3,700万と、3,000万は入れてもらったお金で、一般財源で、3,700万は県へ返すお金ですかね。自由になるお金はないというんですが、その中でも例えば1億5,300万の繰越金と、それから9,000万円の基金で、例えば国保税が、それは1万円も下げられなくても、その半分でも下げられる可能性があるとするならば、残りの1億5,300万と9,000万で2億4,000万ぐらいあると思うんですけども、その中で自由になるお金はないですかね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

先ほども、御答弁させていただきましたけれども、平均して3,000万円ずつ貯金がなくなっていく状態が続いて、25年度初めて町としては大英断だと思いますけれども、入れていただきましたので、黒字になったというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

確かに、国保も黒字額を使ってしまつては、あとはどうなるやらというふうになる可能性もあるわね。ただ、そうはいうけれども、本当に毎日の生活で四苦八苦して大変な思いで、国保税やそういう税金、介護でもそういうものを払っていて、少しはそれだけ払ってくれたおかげだよと言って、1件について1万円も引かなくても5,000円ぐらいの引き下げができるといいなと思うんですけども、そういう可能性は全くないことはないと思うんですけども、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

これは繰り返しになりますが、毎年3,000万円ずつ貯金がなくなっていく中で、5,000円でも引き下げれば貯金がなくなるのはまた加速されると、いずれはこれは国保税を値上げすることになりますので、今下げましても、すぐに引き上げというような事態になってしまいますので、今はこの水準、そんな高い水準じゃ本当にありませんので、また資料のほうをお見せいたしますけれども、5市5町の中で決して高い水準にはありませんので、御理解いただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

確かに、今国保税を引き下げるのは大変かもしれない。確かに、部長さんの言うとおりのかもしれないけれども、今までさんざん本当に税金を出してきたり、介護保険や国保やいっぱい出してきて、さんざん苦勞してきた町民の方々に、多少なりとも本当に下がったよというふうに言ってあげたいなと思うんですけども、確かにその辺でぜひもう一度よく検討していただいて、そういった多少なりとも余裕があればぜひ、はい、考えていただきたいと思います。

次、3番目です。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君に言います。持ち時間、答弁含めて2時38分までですから御了解ください。

○6番（鈴木美代子君）

38分。はい、わかりました。

○議長（磯部輝次君）

答弁含めてです。

○6番（鈴木美代子君）

はい。学校給食費の半額助成なんですけれども、今、部長さんが言われました本当に学校給食法も大変な状況

なんですが、学校給食といったら皆さんも覚えがあるでしょうが、1人分の学校給食費、本当に5,000円ぐらいなんです。2人、3人、子供がいるとその時期になると大変なんです。今、持っていなくて、口座振替にしているかもしれませんが、大変な状況で、本当に子育て支援策としてもこれを給食半額助成にしてやって、そうすると子供が育てやすい状況になるから、ぜひその子育て支援の策として、施策として私はいいなと思うんですけれども、学校給食法に規定されている文言で、学校給食執務ハンドブックの中にあるんですね。「法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている」という文章もあるんです。今、部長がいけない、これを学校給食法や学校教育法には無償にはできないと言いましたけれども、ここではちゃんと無償にできる可能性もあると、軽減することは可能とされているという、そういったところもあるんですね。

それを使えば、本当に学校給食を、半額助成ができれば本当にすばらしいと思うんです。例えば、私はこれとってわからなかったものだから、いつも不用額、不用額、よく余るものだから、余るときもあるものですから、2億円とか3億円と余るときがありましたので、不用額を使って子供たちの子育て支援に使えないかと私はそう言ったんですけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

まず、何からいけばいいのか。まず、子育て支援として半額にできるといいなというようなことで、議員御質問でございます。

私もいろいろ、確かに1人当たり毎月5,000円ぐらい給食費かかるわけですが、基本的には法で定めるとおりというのか、保護者負担ということでやっていただきたいなと思っております。子育て支援の一環策と議員言われますが、この給食費以外で町全体の予算の中いろいろ見渡しますと、子供のおむつ費の補助だとか、乳児医療だとか、いろんな形で、あと何があるのかな、学童保育もそうですし、いろんな意味で子育て支援のほう、町、我が町としては一生懸命やっていると、私はそう思っております。

それに加えて、給食費まだやれると、それが一番まだまだ切りがない話なんですけれども、基本的には議員おっしゃられた給食の執務ハンドブック、ここの中には一つの質問として、できれば義務教育費の原則から学校給食費は年額無償にするべきではないかとの意見があるけどもどうだという、そういった質疑応答みたいな形の回答がここでちょっと紹介されているということで、基本的には義務教育の無償化というのは教育基本法あるいは学校教育法で言うところの授業料の無償化、あるいは教科用図書の無償化というところが無償化ということでありまして、給食費のまでは基本的にはここに含まれていないということでございます。

最高裁の判例におきましても、これを徴収することについては違憲ではないというところの判例も出されておりますし、給食費については県下におきましても無償化を実施しているところもあります、今のところ、完全無償化ね。全国におきましても、1カ所、2カ所あるかもしれませんが、ほとんど無償化を実施しているところもありますし、基本的には今のとおり、申しわけないですけれども、保護者の負担ということでお願いしたいと、そんなふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

もう時間がありませんので、私では学校給食……

○議長（磯部輝次君）

マイクを入れてください。

○6番（鈴木美代子君）

学校給食について、本当にやっぱり教育は無償化すべきだということで、今、全国で結構たくさんの町でやっているんです、教育の無償化を、現実にはやっているんです。この美浜町でやれるかどうかわかりませんが、や

っぱり母親や住民の運動で無償化をしているところがあります。私は、ぜひこれからも私たちも頑張って運動としていきたいんですが、本当にお金が大変なんです。一月最低1人5,000円、2人いると1万円ぐらい払わないといけない。3人いると1万5,000円で、本当に、給食費は少しでも安くなれば本当にありがたい、そう思います。私はこれで終わりますけれども、またやりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩いたします。再開を3時いたします。

以上でございます。

〔午後2時39分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

大崎君は質問をする準備をしてください。

1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎君、質問をしてください。

〔1番 大崎卓夫君 登席〕

○1番（大崎卓夫君）

あらかじめ議長に提出いたしました通告書に基づいて質問いたします。

今回は公共下水道事業について、1点に絞り質問いたします。

この計画が発表されてから、1年半がたちます。この間我々議員も特別委員会をつくり、勉強してまいりました。しかし、残念ながらわからない点、はっきりしない点が多くあり、町民の皆様からいろいろ聞かれても返答に困ることが多々あります。そこで、特によく聞かれる次の5点について質問いたします。

1点目、町民の皆さんには現時点での内容をどのように説明すればいいのでしょうか。

2点目、今回この計画を見送った場合、この先どうなるのでしょうか。

3点目、いろいろな数字が示されていますが、結局のところ、町の負担金はいくらになるのでしょうか。

4点目、この事業が実施された場合、市街化区域の人たちは必ずつなげなければならないという法的な規制もあるのでしょうか。

5点目、本管につなぐ工事費は自分持ちだそうですが、費用はどれぐらいかかるのでしょうか。また、補助金が出るのでしょうか。

通告書の質問は以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

大崎卓夫議員の御質問にお答えをいたします。

公共下水道事業についての御質問の1点目、現時点での、内容を町民にどのように説明するといいかについてでございますが、現在、業務を進めておりまして、汚水管渠の計画、終末処理場の計画、財政の計画、水質向上の見直しなどを調査検討をしております。基本的な方針といたしましては、処理区域を東部地区と西部地区の2つに分け、それぞれに終末処理場を置く単独公共下水道としております。今年度、町内における現地測量、地下

埋設物、既設マンホールの調査などを行い、その成果をもとに具体的な設計積算を進めております。

この業務は、平成24年度に国と本町が共同で実施したコストキャップ下水道をより具体化し、効率的で効果的な整備が可能となるよう、さまざまな検討を行うたたき台づくりであり、実現可能性を探る第一歩の計画づくりでもあると考えております。

なお、国や県など上部機関とも連携調整を図り、財源の裏づけなどの確認なども行ってまいります。また、地域経済に還元できることも重要なことと考えておりまして、地元業者からの意見を反映しながら計画を策定しております。住民の皆様には、本年6月ごろをめどとして、小学校区ごとに説明会を実施する予定であり、皆様の御意見を計画に反映させていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、今やらなかったらこの先どうなるのかについてでございますが、公共下水道を先送りする場合、最も懸念されるのは国の補助金の見通しが立たなくなることです。今回の計画は、11年間で整備を行おうとするものですが、現在、国ではおよそ10年程度で適正な污水处理環境整備をほぼ完了するように指導しており、この国の10年概成の考え方にできる限り沿うものとして計画をしております。国は、現在までに蓄積された大量の社会インフラの大規模な更新時期が到来する前、つまり国の財源を新規事業に投資できる期間になりますが、新設する公共下水道事業についても、補助を重点的に配分すると提示をしています。

また、特に本町の目指しているコストキャップ下水道は、国と共同歩調の中で進めており、重点的な財政的支援を期待できるものと考えております。本事業は、国と県からの密接な指導のもとに進めている計画であり、実現の可能性が固まるなら、今が最適で最後の機会だと考えており、まさに、今、始めなければできない事業でございます。本町はこれまで長年の間、公共下水道の検討を進めてまいりました。その中で、本町の人口密度などから、特に市街化区域では集合処理が有利であるとの結果が出ておりましたが、これまで財政的な理由により踏み出せませんでした。しかし、コストを抑えた事業が可能との研究結果を踏まえ、今、一步を踏み出そうとしているところでございます。

なお、これまでのように合併浄化槽で污水の処理を進めようとするならば、一般財源に大きな負担が生じることとなりますし、町内全戸完了するまで長い期間がかかるほか、住宅のみを対象としていることから、商工業施設は補助の対象から外れており、污水处理への効果も部分的となっております。これに対し、公共下水道は都市計画税という財源が確保されており、国・県の支援も確実なものであり、早期に完成させることができます。建築主の負担も、合併浄化槽を設置するよりも、公共下水につなぐほうが安価となることから、公共下水道事業に踏み出すべき時期だと本町としては考えております。

次に、御質問の3点目、いろいろな数字が示されているが、結局町の負担金はいくらになるのかについてでございますが、現在進めている業務の中で、事業費の総枠を確認しようとしているところでございます。管渠の路線延長や処理場の規模、構造などから、概算の工事費を算出し、維持管理費用なども含めまして、41年間の事業全体の費用を算出することになっております。そこから、国や県からいただける財源の裏づけをする中で、使用料や受益者負担金、町の負担金などが算出されます。町負担額については、年間1億円程度の都市計画税を財源としたシミュレーションを守ることを前提に、作業を進めておるところでございます。詳細な事業費、町負担金の額などは、検証の上でお示ししたいと考えております。

次に、御質問の4点目、事業が実施された場合、市街化区域の人は必ずつながなければならないという法的な規制でもあるのかについてでございますが、段階的に御説明いたします。

まず、下水道法第4条第1項の規定では、事業計画を策定し、その計画区域の認可を受け、設定することにより、国の補助金を活用しながら、公共下水道の設置ができることとなりますが、その事業認可区域を東西それぞ

れの区域で設定します。その後、順次小さなエリアごとに整備を進め、整備できたところから供用を開始して、下水をつなぐことのできる処理区域になります。下水道法第10条第1項において、処理区域と公示された時点で、その区域内の土地の所有者は遅滞なく下水を公共下水道に流入させるために必要な排水施設を設けなければならないとされております。

次に、御質問の5点目、本管につなぐ工事費は自分持ちだそうだが、どれくらいかかるのか、また補助金は出るのかについてでございますが、まず下水道事業の中で、個人の宅地内に公共下水ますを設置しますので、土地の所有者は下水をそのますまでつないでいただくことになります。例えば、くみ取り便所の方は、水洗便所に改造した上で、お風呂や台所の排水を公共下水ますまでつないでいただくことになります。この切りかえのために、工事費は御自身の負担となりますが、その一部について町が補助を行うこととしております。

また、既に合併浄化槽が設置されている場合に、下水に切りかえを行うとき、標準的な工事費として、およそ20万円かかると見込んでおりますが、町の補助はその半額にプラス5万円で約15万円とし、個人の負担は5万円ほどとなると想定をしております。なお、補助の方法や補助額などについては、今後財源の裏づけをしながら、詳細を詰めていきたいと考えております。住民の皆様には補助を御活用いただき、負担の軽減を図り、接続を促進して、できる限り多くの方に快適な生活を送っていただくよう、町としても努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

大崎君、再質問はありますか。

○1番（大崎卓夫君）

一つずつ確認したいと思います。

もう一度、町の負担金が幾らになるか、具体的にわかりやすく数字を挙げて説明してください。

○建設部長（片岡 勝君）

具体的な数字をというところでございますが、今、先ほど壇上でも町長報告させていただいたように、現在調査業務委託のまとめに入っております。ですから、国総研、国交省と共同研究で発表したときの内容でちょっと御説明をさせていただきますのでお願いいたします。

まず、事業費のほうでございますが、建設工事費のほうで、端数のほうは捨てますと、139億円。維持管理費が32億円、改築更新工事費が24億円、起債利子が38億円。締めまして233億円と、こういう数字が現在のところの数字でございます。

その財源の内訳といたしましては、国・県費のほうで57億円、収入のほうですけれども。総務省の交付税が54億円、下水道の使用料が92億円、資産残存価額が12億円でございます。受益者負担金が2億8,000万円。そうしますと、不足分の約15.9ですけれども、16億円ですね、これが町の負担となっております。ただし、これに、事業費につきましては、当初発表してございます233億円の内訳でございますが、一昨日もコンサルタントとの打ち合わせの中で、建設工事費並びに維持管理費がさらにコストキャップできるように、改めてもう一度精査するように昨日指示を出して検討してまいるという段階でございます。

○1番（大崎卓夫君）

総事業費が41年間で233億円という数字が出ていますけれども、この41年間という数字というのはどこから出てきたのでしょうか。それはわかりませんが、どこから出たのかわかりませんが、簡単に言えば41年の間に毎年1億円ずつ返済して、16年かけて合計16億円返せばそれで全部済みという、そういう理解していい

ですか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほど、今現在の町の負担分16億円につきましては、41年間をもって都市計画税で見当てていくということで、それが最終ということの流れになります。

○1番（大崎卓夫君）

加入率の80%にこだわっているみたいですが、最終的には加入率が80%になれば、あとは下水道料金だけで維持管理、これ全て下水道料金だけで維持管理していけるということですか。

○建設部長（片岡 勝君）

今、こういった41年間のシミュレーションを作成の中で、安定した、マックスで1億円ということで、最初の5年間は据え置きの子の補給のみでございますが、その中で使用料をもってこのコストキャップ型下水道の運営が赤字にならず、良好な運営が図れるということでございます。

○1番（大崎卓夫君）

生活保護を受けている世帯には全額補助する予定のようですが、どうしても工事代が工面できない人、特に年金暮らしのお年寄りなどは、これは、この件については午前中にも同僚議員から質問されたと思いますが、これはどうなるのか、いま一度答弁してください。

○建設部長（片岡 勝君）

そういった世帯の方にもぜひ加入のほうをしていただくということで、最善の努力をさせていただきます。例えば、処理区域の供用開始時期をその方にあらかじめお知らせしながら、住民の方に接続の準備の仕方、必要経費など、そういったことをお示し願って、準備期間を設けさせていただいた中で、必要経費を蓄えていただくような形をお願いさせてもらって、技術的あるいは補助的な面で、丁寧なお知らせをさせていただいて、何とかお願いしていくというような形をとらせていただきたいと思います。

また、各世帯にはそれぞれのやはり事情がございますので、一つ一つそういった方々、特にそういった年金暮らしの世帯の方には、丁寧に町のほうから、そういった接続に対応させていただく手法を根気よく説明させていただいて、何とか接続のほうに向けて努力するのが町の義務だと思っておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（磯部輝次君）

再質問ありますか。

○1番（大崎卓夫君）

2年後、3年後には、下水道が来ることがわかっている。しかし、今すぐ家を建てたいと、それまで待てられない、そういう人はどうしたらいいんですか。どうなるんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

家を建てたいということで、2年、3年後ということであれば、その幹線がそこまで来るタイミングが相まればいいですが、そういったことでないということでしたときには、必ず家を新築したいというようなことである場合は、これはもう合併浄化槽のほうで一時的に対応するという形になるかと思います。ただし、そういったことの中で、旧来の合併浄化槽の補助手当をするのか、そういったことにつきましては、今検討していくつもりでおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問ありますか。

○ 1 番（大崎卓夫君）

先ほどの答弁の中で、本管につなぐ工事代の半額程度を補助する用意があると言われました。もう少し具体的に数字を示して説明してください。

○建設部長（片岡 勝君）

公共下水道への切りかえ工事費の補助の支出予定でございますが、今考えておりますのはくみ取りにおきまして、標準工事費で申しますけれども、これは企業ヒアリングである程度標準の工事費ということで御理解願いたいと思いますが、くみ取りの方でほぼ70万円の工事費がかかるということでございます。そうした場合に、2分の1の35万円を補助金、自己負担が35万円ということになります。単独浄化槽の方につきましては、標準工事費が50万円、これにつきましても2分の1の補助でございますので、25万円が補助金と、自己負担が25万円となります。

合併浄化槽の場合でございますが、町長が壇上でも答弁させていただきましたですけれども、近年に合併浄化槽に入れかえた方等々の方も見えますので、標準工事費としては20万円ほどだと聞いておりますが、2分の1の補助の10万円、これにプラス5万円ということで、合併浄化槽の場合は15万円の補助という形になるかと思えます。それから、集合住宅の合併浄化槽につきましては、標準工事費が50万円ほどとお聞きしております。補助金についてはその2分の1、25万円と。自己負担が25万円と、こういう形になっております。

また、これの補助金の根拠の裏づけといたしましては、国のほうの効果促進事業ということで2分の1、国から補助が出ますので、残りの2分の1を町のほうの都市計画税で対応させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○ 1 番（大崎卓夫君）

半額と言わずに、これからもっと努力して国と交渉して、全額補助できるようにしたらどうですか。そうすれば、反対する人もいなくなると思うんですけども、そこら辺どうですか。

○建設部長（片岡 勝君）

これにつきましては、国の補助制度で、国は2分の1だと、効果促進事業ということで、これも新たにこの事業に対して運用できるということで設けられたものでございますので、補助率はあくまで国のほうは2分の1だということでお示しされておりますので、この効果促進事業につきましては、ほかの自治体でそういった切りかえ工事をやって接続をされていると思うんですけども、もしこれが採択で実施できるということになれば、美浜町が初めての形でこういった接続に対して効果促進事業が使えるということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

再質問ありますか。

○ 1 番（大崎卓夫君）

現在、調査中の結果が今年度中に出ますよね。その結果の数字が、当初の概算見積もりの数字と大きく異なった場合、オーバーした場合ですね、そのときはこの計画を断念するという、そういう選択肢があるんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、このコストキャップ型下水道につきましては、国のほうが示されたのが、まず財政が厳しい自治体がほとんどと思いますが、そういった自治体において何とかこういった下水道が整備できないかという手法の中で考えられたのがこの形でございますが、まずその前提にはその自治体がどれだけの財源を持って、このくらいなら出せるということがまず第一に来ております。それが美浜町の場合は、先ほどから説明させていただいておりま

すけれども、1億円がマックスだと。1億円のマックスであるならば、この公共下水道事業は成り立っていくだろうということで今調査させていただいております。

それにおいて、現在そういった、議員さんの皆さんも再三事業費はお知らせさせていただいておりますので御承知だと思いますけれども、国との共同研究発表の数字で233億、建設費で139億と出ております。これに関しまして、今、先ほどから言っていますが、3月末にまとめようということでコンサルとの打ち合わせをやっております。

そして、ちょっと触れましたですけれども、一昨日もそういったとにかく139億、ほぼそういった建設費、維持管理費等も出ておりますけれども、私のほうはさらにコストキャップできるんじゃないかということで、もう一度精査せよということで、きのう指示を出しました。そうした中で、どの程度になるかということはまだ、議員も知りたいと思いますけれども、さらなるコストキャップを図れということで指示を出しましたので、その辺で139億が、建設費ですけれども、それが不可能であるということはまず考えられませんので、断念ということは今思っておりません。これが現実でございます。

○1番（大崎卓夫君）

最後になりますけれども、町長にお聞きます。

人口がこれから減っていくのがわかっている。税収も減っていくのがわかっている。空き家がふえています。大きな金を使ってまでやらなくても今のままでもいいのにと、そういうことで反対する人がいます。そういう考え方もあるでしょう。しかし、私はこのまま何もしないでじり貧になっていく、自然消滅していく、そういうのを見ているのはどうかと思うんです。やれる可能性が少しでもある限り、将来の人たちのためにも美浜町を活性化するためにも、私はやるべきだと思っているんです。ましてや、今回この事業は国交省が美浜町をモデル地区に指定して行うということですから、メンツにかけても力を入れてくれるでしょう。失敗をさせることはないでしょう。

今後、国のほうからいかにたくさんの補助金を引き出せるか、町長の政治手腕が問われることになると思いますけれども、その辺、町長、どうですか。

○町長（山下治夫君）

今、下水道の説明で233億というとてもない数字が、私どもも示させていただいております。ややもすると、本当に大きな、大き過ぎるではないかということで御心配の方も多々あるということも十分我々も情報が入っております。

少し話は大きくなりますが、ちょっと時間をいただきたいと思うんですが、この知多半島が元気になったのは振り返ってみますと、愛知用水、すごく大きなプロジェクトだったと思います。愛知用水があるから、今大変苦しいんですけれども、農業関係者を初め、この知多半島が維持できているんじゃないかな。

2つ目の工事は、僕は知多中央道路だと思います。知多中央道路ができたことにおいて、この知多半島の先端である美浜町、また先端の南知多町まで多くの観光客が来ていただいております。

3つ目は、セントレアではないかなというふうに思っております。

それぞれ、その大きなプロジェクトのときに、地域の住民の方々がもろ手を挙げて賛成したかどうかということは、そうではないんじゃないかというふうに感じております。町内で言わせていただければ、私は詳しくは知りませんが、ビーチランドが来るとき、地域住民の方々がこぞって賛成したというふうには聞いておりません。

そうした中で、行政を担う私の立場といたしましては、町の将来を考えたときに、やはり今は精いっぱい将来のことを考えながら、この計画を準備するべきだろうということのもとに始めさせていただいたわけであります。

皆様のきょうの議会の一般質問でもそうです。どこどこの町は何かやっているぞ、どこどこの町は何かやっているぞ、先進地はもっといいことやっているぞという御叱責をいただきました。私、この公共下水道は町にとってなくてはならない、普通のものだというふうに思います。しかし、それぞれ住んでいる方々においては、ある一定の金額がかかるわけですので、その不安は非常に大きかろうと思います。

しかし、知多半島で下水がないのは私どもの町と南知多町の2町なんです。じゃ、これからこの町の将来を考えたときに、人口が減っていく、空き家がふえる、何もしなくていいのかというときに、やはり将来を考えれば普通の町に、上下水道が整った町にすべきだろうという思いでおります。また、今、議員のおっしゃられるように、質問で担当者が答えましたが、切りかえ工事今までにはほかの町、つまり武豊町、阿久比町、東浦町、半田市、全部やられたところは宅内工事の補助金は一切なかった。私の先輩の町長、先輩の市長さんに聞きました。何か下水道を始めるときに問題がありましたか。何も問題なかった。一部お金が大きいという声があったけれども、抵抗は余りなかったよということを聞いております。

私どもは、今までいろんな検討をした結果、余りに大きな数字が出て、皆様が少しそのイメージが悪い中ではありますが、私は、今、大崎議員言われましたように、国・県に日参さしていただき、きょうまで来ました。それは、国もやはり財政力が弱い自治体が整備できるということについては非常に関心を持っておられるし、今までいろんな工法を取り入れた中で、非常に安い工法、安価な工法、管理しやすい工法、そういったものもお示し願っています。

例えば、コンピューターの話をするれば、今例えば非常に高価なものも、半年をすれば金額で半額になってしまいます。それほど技術的な革新が進んでおります。この公共下水道におきましても、全国さまざまところでそれぞれ苦勞された先輩自治体、工事した方々からの中のいいものを取り入れて実際に、机上ではないんですね、実際にやっているものをやっぱり今取り入れさせていただいておるというふうに思っております。ですから、議会の調査特別委員会の委員さんも長久手市の終末処理場を見ていただきました。イメージと違ったと思います。昔のようなイメージはなかったと思います。町の真ん中にあります。また、緑にあふれています。

そういった意味で、今は物すごく技術革新されておりますので、私も精いっぱい今調査をさせていただいておりますが、どうか議会のほうにも特別調査委員会がありますので、今後も引き続き検討を願いながら、お互いの立場でこの地域が将来どうあるべきかという、非常に大切な時期の一つではないかなというふうに思っております。私も鋭意努力させていただいて、今、担当が言いましたように、補助金もしかることながら、新しい技術、新しいそういったものを取り入れ、町民の方々になるべく御迷惑をかけないように、また今は環境社会とも言われております。私ども、美しい浜の町と書きます。美しい浜に囲まれたこの町が今以上に環境よく、住みやすく、また海産物、そういった資源にも恵まれるようなまちづくりをしていかなければいけないと思っておりますので、行政も精いっぱい努力しますので、どうか議員さんにおかれましてもいろいろと御意見賜れば幸いですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

再質問ありますか。

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。

大崎君は自席に戻ってください。

〔1 番 大崎卓夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日３月７日と３月８日の２日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、明日３月７日と３月８日の２日間を休会することに決しました。

来る３月９日は午前９時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。皆さん、どうもお疲れさまでございました。

〔午後３時４０分 散会〕

平成27年 3 月 9 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成27年 3 月 9 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	10 番	山 本 和 久 君
11 番	丸 田 博 雅 君	12 番	島 田 昭 夫 君
13 番	磯 部 輝 次 君	14 番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26 名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	山 森 隆 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	靱 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	本 多 孝 行 君	防 災 安 全 課 長	天 木 孝 利 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	西 田 林 治 君
福 祉 課 長	沼 田 治 義 君	健 康 推 進 課 長	磯 貝 尚 美 君
農業水産課長	永 田 哲 弥 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	石 川 喜 次 君
都市計画課長	河 村 伸 吉 君	水 道 課 長	斎 藤 功 君
生涯学習課長	坂 本 順 一 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さんには朝早くからお越しいただきまして、本当にありがとうございます。日ごろは町政に対しても、また我々議員活動におきましても深い御理解をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回は26年度の最後の定例会でございます。きょうは一般質問の日でございます。最後までおつき合い願えるようお願いいたしまして、私の挨拶にかえさせていただきます。

なお、お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りになるよう御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1つ目は、子育て支援課長の義理のお母さんが亡くなられ、本日欠席をさせていただくという報告がございました。

2点目でございますが、本日の会議に知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただきましたが、本日はそのうち3名を行います。通告順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内であります。厳守願いたいと思います。

なお、関連質問は認めないことといたします。

それでは、石田君は質問する準備をしてください。

3番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君は質問をしてください。

〔3番 石田秀夫君 登席〕

○3番（石田秀夫君）

おはようございます。

あらかじめ議長宛てに通告いたしました通告書に基づいて質問させていただきます。

1番、総合公園遊歩道について。

自然を生かし快適に住み続けられるまちづくりを大きな目標に掲げられ進められた遊歩道整備であると思われるが、自然を生かした整備かと問われております。どのように考えられたのかお伺いいたします。

2点目、交流拠点整備事業、多目的グラウンド増設整備について。

昨年3月議会において調査費がついたが、調査結果はどのようなものになったか。

第2町民グラウンドの利用率をどのように考えているのか。

第2町民グラウンドは、現在グラウンドとして利用しているが、工業用地として売却の予定があるのか。また、

進んでいるのか。

3 番目です。町民の森、敷地借上料について。

地価は値下がりをしている中で、町民の森の借上料も見直しが必要かと思われるが、当局の考えを伺います。

4 番目、観光協会の自立について。

観光協会の自立と銘打って新年度予算案に盛り込まれているが、現在までの経緯、問題点は何か。今後どのように進めていくのか、当局の考えを伺います。

以上、壇上にての質問は終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆様、早朝より大変御苦労さまでございます。私ども執行部も精いっぱい答弁させていただきます。どうか、お気づきの点がございましたら、後ほどでも結構ですので教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、石田秀夫議員の御質問にお答えいたします。

私からは観光協会の自立についての御質問にお答えいたし、その他は担当部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在までの推移、問題点がどこにあるのかについてでございますが、記録をさかのぼりますと、昭和30年の旧河和町及び旧野間町の合併によって観光協会も合併となり、美浜町観光協会が発足しております。その後、平成元年3月までは美浜町長が観光協会長を務めておりましたが、やはり観光に携わる民間事業者の方に会長についていただくことがふさわしいということで、故山本準治氏が初代の民間会長に就任されました。

一方で、事務局も自立すべきであろうという議論はその当時からありましたが、知多半島内では先例がなかったため、当分の間、事務局は行政にとどめることになりました。これ以降、事務局の自立が観光協会最大の課題であるという認識は役員が共有いたしておりましたが、残念ながら具体的な動きがないまま、25年もの月日が経過いたしました。

問題点について申し上げますと、私ども行政側においては、スピード感を持った営業活動が要求される観光分野において、公務員である町職員が事務局員を務めていること、そしてその職員にいたしましても、役所の人事の都合で2年から3年で異動してしまうことが挙げられます。さらには、異動した職員の後任には全く経験のない者が来ることも珍しくなく、やっと仕事を覚えたころにはいないという状況が常態化していることが大きな問題点であろうと思います。

観光事業者側におきましては、役場に事務局があるとはいえ、やはり自分たちが自由に使える職員がいないこと、また小規模の事業者が多いため、イベントなどがあってもなかなか参加できないというのが実情であります。

このような事態を解消するためにも、役所の人事から独立した民間の方を専任職員として確保することが重要であるということで、両者の考えは以前から一致いたしておりました。

そのような中、知多半島内でも過去数年の間に半数の市町で観光協会の事務局が行政から自立したことに加え、知多半島観光圏協議会も発足したことから、本町観光協会の役員及び事務局員においても、時代の流れに沿って前進しようという結論に達したところでございます。

加えまして、昨年臨時国会で地方創生関連2法が成立したことを受け、この観光協会の自立が、地方創生が求めるところの、地方における雇用の創出、交流人口の拡大などに合致することから、まさにチャンス到来と捉えております。

今後の予定についてでございますが、今議会で予算をお認めいただけましたら、観光協会において6月に事務局長を選考した後、事務局長も加わっていただき、事務職員及びパート職員を選考の上、10月から正式に雇用を開始したいと考えております。年内は、事務の引き継ぎ及び知多奥田駅構内の空き店舗を事務所に改修する工事を行いながら、平成28年1月から新美浜町観光協会を発足させる計画でございます。

石田議員を初め議会の皆様にも御理解していただきたいのは、観光協会の事務局が町行政から独立いたしましても、私ども町行政が観光に関与しなくなるということはありませんということでもあります。このことは、ほかの市町をごらんになればおわかりいただけるものと思います。あくまでも、町と観光協会が役割分担した上で、例えば町は観光振興計画など中長期の計画立案や東海テレビ放送関連の事業を担当する一方、観光協会は観光の現場を担当するというように、本来やるべき仕事に専念し、ともに美浜町の観光をより一層盛り上げていこうとするものであります。

御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○建設部長（片岡 勝君）

次に、総合公園遊歩道についてでございますが、本町は御指摘のとおり自然を生かし快適に住み続けられるまちづくりを掲げ、まちづくりを進めております。

まちづくりとは、自然の里山を生かしつつ、計画的な土地利用をしてまちの基盤をつくることだと考えております。今回の整備は、公園緑地を整備して、住みやすく快適な環境を創出することを目指すものでございます。人が利用するためには、自然を保全しつつも、手を加えることによって初めて安全で安心して利用できるものとなると考えております。

公園は、あらゆる世代の人がそれぞれの目的を持って利用し、さまざまな使われ方をする施設ですので、特に安心・安全の視点が欠かせないと考えております。そのためには、そこに公園があり、人が利用していることが外部から明瞭にわかることが必要だと思います。外部から利用者が見えることで、人は安心して近づくことができと思っています。里山の中にある公園としての魅力も、利用者があってこそ生かされると考えています。そのような視点で、自然を最大限生かしつつ、遊歩道を整備させていただいております。

自然は生きておりますので、これからも守り育てていかなければなりません。里山の自然があってこそこの公園の魅力も増していきますので、そのような思いを持ってこれからもこの公園を今後10年、20年と日々よりよいものに皆様とともに育てていきたいと、このように考えております。

次に、交流拠点整備事業、多目的グラウンド増設整備についての御質問の1点目、調査結果はどのようなになったかについてでございますが、今年度の成果についてお尋ねのことと思います。

主な内容といたしまして、現地の測量と基本設計を進めております。現況測量においては、候補地の土地所有者を初め関係者の方々の御協力のもと、立ち会いも無事終了することができました。

計画の内容でございますが、軟式の野球が可能な野球場2面を整備し、サッカーやその他各種イベントにも対応できる多目的グラウンドとして、利用者のための駐車場もあわせて整備する予定です。また、幅広い世代の方が利用できるよう、特に子育て世代のために遊具等を設置する計画でございます。

今後も地域の方々、関係機関の方々の御協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

2点目の第2町民グラウンドの利用率をどのように考えているかについてでございますが、平成20年度の利用件数121件及び利用人数5,210人を基準に算出した結果、利用件数につきましては21年度95%、22年度116.5%、23年度72.7%、24年度69.4%、25年度73.6%となっております。利用人数につきましては、21年度89.8%、22年度104.1%、23年度59.6%、24年度51.3%、25年度79.2%となっております。

町外からの利用につきましてはアクセス条件が悪く、施設も駐車場が未舗装など、総合公園グラウンドに比べてよい状態ではございません。そのため、総合公園グラウンドに予約を申し込んだものの予約できないときに利用される状況となっております。さらに、グラウンド隣接地に太陽光発電パネルの設置に伴いまして、グラウンド利用を制限する必要がありますので、今後はさらに利用件数の減少が予想されるところでございます。

以上でございます。

○企画部長（靱山博資君）

次に、御質問の3点目、第2町民グラウンドは、工業用地として売却の予定があるのか、また進んでいるのかについてお答えをいたします。

平成25年6月議会で山本和久議員から同様の御質問をいただき、その中で、第2町民グラウンド周辺は都市計画区域の用途地域の準工業地域として位置づけられているため、関係部課長で組織している町有地土地利用検討委員会で検討した結果、土地の有効活用等の面から工業用地として利用する方向が示され、今後も土地利用の方向性を工業団地として位置づけ推進していく考えである旨の答弁をいたしております。その際、町内の企業30社に対してアンケート調査を実施しておりますが、14社から回答があり、うち10社が移転希望を示されたものの、昨今の景気低迷の折、現実には移転の話は進んでおりません。今後も十分に情報を収集しながら町有地の有効活用をできるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、町民の森、敷地借上料についての御質問についてでございますが、現在借地しておりますのは8万1,694.95平方メートル、約8ヘクタールで、年間81万7,200円を借地料としてお支払いをしております。つまり1平方メートル当たり10円でお借りしております。借地期間につきましては、長期契約により平成20年4月1日から平成30年3月31日の間となっております、現在に至っている状況でございます。

御質問の借地料の見直しにつきましては、現在契約期間中のため、契約期間が満了する平成30年3月31日に向けまして、借地料を初め総合公園を含めた交流拠点との一体的な利用の中で、今後の利用計画を再検討し、契約相手方と協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長きにわたり貸し主の方の御理解と御協力をいただき、1平方メートル10円という安価でお貸ししていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○3番（石田秀夫君）

今まで議員をやらせていただきまして、この議会での答弁が、最初の答弁まででそれ以上の答えは出ないということから、再質問ではなく指摘だけさせていただいて終わりたいと思うんですが、御了承願います。

総合公園遊歩道整備事業について。

美浜の山はほとんど雑木林であります。多額の予算をつぎ込み、木を切ってはげ山にし、歩道管理用道路取りつけが古窯跡を遺跡としての価値を落としてしまった。池との調和が壊れてしまった。まるっきりど素人の発

想、開発としか言いようがないと思っております。この後にまだ予算をつぎ込むのか。開発のまずさ、木をみんな切ってしまうと言われる言葉の裏には、緑に囲まれ、自然と調和し、美浜の自然を生かしたまちづくり観を持った方たちの強い期待感に対しての期待外れ、裏切りかと思っております。

グラウンド、野球場２面、サッカー場２面、多目的広場、駐車場確保、今回、一般会計都市計画費の中に土地取得費が盛り込まれているが、土地先行取得、調査事業計画の段階で用地交渉されており、この当初予算に事業工事着手に向けて大きく進むことになると思いますが、このスポーツ人口、今現在美浜町でのスポーツ人口において３つのグラウンドを使用するだけの人がいるのか。第５次総合計画の中でも明らかにスポーツの利用者の減少が示されております。主要施策実績報告書においても、過去１０年見ても、高齢化による明らかな減少傾向にあります。体育協会におかれましては、登録者数において、野球で２５年で２００人、２６年で１７１人、ソフトボール、２５年で３６８人、２６年で３５２人、サッカー、１６３人、２６年で１４２人と、これから高齢化による減少傾向にあると思われると思います。

こういった状況の中で、今グラウンドがつくられようと、広大な面積において多額の予算を要し、つくられようとしておりますが、そこにおいての管理費が出てくるのか。施設グラウンド利用料で管理費が賄えるのか。これだけ規模の大きなものをつくれば、大きな管理費、職員を１人張りつける必要が出てくるのではないのか。町外利用者に貸し出して管理費が出てくるのですかと。調査はどのようにされたのか。どなたの発想か知りませんが、庁舎内協議によるものならば、行政不信になるのは必然かと思えます。

都市計画税の使い方、市街化区域の土地に係る町民の血税であります。地方自治体にとっては安定財源であります。美浜町はグラウンドをつくって遊ばせておだけ余裕があるのですか。多額の費用をかけて、国から補助金があるからといって、公債利息を払って遊ばせておく余裕があるのでしょうか。身の丈に合った事業にしたいと、私はそう思います。道楽者の道楽としか考えようがないと私は思います。規模拡大には賛成できません。明らかに町費の無駄遣いであります。責任上、この予算には納得できません。

町民の森に関して、名古屋市が里山活動が盛んに行われているのをインターネットで紹介を見ております。美浜の大きな売り物、持ち味は里海、里山であるはずなのに、今では名古屋市の人のほうが盛んに活動している。町にて町民の森と位置づけられてきましたが、手が入らず荒れ放題、ほったらかし状態、美浜という名を売るものにはなっていないのが現状だと思います。非常に残念であります。保安林を解除して返してやれば地主が喜んで考えるのではないですか。利用・活用されていないならば、値を下げるか、使用貸借にするか、返すか、使わないものに今美浜町はそんなに財政的に余裕があるのか。現在、町は区有地、神社地、個人借地料の見直しをしているのではないのでしょうか。

観光協会に関してです。

今回……

○議長（磯部輝次君）

ちょっと途中ですか、せっかく通告書を提出されまして、１項目から４項目ございますね。一方的にそれをしゃべられていっても、どこでどういうふうに答えていいのか、意見を言っているかとわかりませんから、せっかくですが、一つ一つ、この項目はこうであるというふうに区切っていただけませんか。議長のほうから申します。

○３番（石田秀夫君）

最初に申し上げさせてもらいましたように、指摘だけで終わりたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

これは一般質問ですから、指摘だけでなく、それに対して、石田君の質問に対しての当局の質問を引き出

すのがこの議会のきょうの日ですから。一方的にしゃべるだけなら、それは賛成討論なり反対討論のほうでやればいいことで、一般質問とはちょっと違うような気がする。そうしないと、意見を言う場合にも一方的にぼーっと一から言われても、どういうふうに答えていいってわかりませんから、一つずつ、そのようにして今我々も議会運営委員会で来ておりますから、それに従ってください。

○3番（石田秀夫君）

最初に言わせていただきましたように、指摘だけで終わらせていただく、これ以上、この中で質問しているということは時間の無駄になるということで、指摘で終わらせていただきたいということです。そういうところでお許しを願いたい。

○議長（磯部輝次君）

おたくの意見を言って、あと当局の、執行部のほうも、それに対して意見があると思うんです。それは時間として私のほうが許可しますので、その辺を十分御理解ください。

○3番（石田秀夫君）

私は答えを求めているわけではありません。こういうところを指摘しているということです。

○議長（磯部輝次君）

じゃ、もうはっきり言って質問の様式になっておりませんから、場違いだと思いますよ。

○3番（石田秀夫君）

そうじゃなくて、最初に質問文は出させていただきました。答弁はいただきました。それで終わりです。最初に申し上げましたとおり、再質問は……

○議長（磯部輝次君）

わかりました。続けてください、どうぞ。

○3番（石田秀夫君）

観光協会。

今回、地方再生交付金実施において予算が出されております。観光協会樹立について、議案説明の中でも同僚議員の質問にて、奥田駅に事務所を構えるという説明がありました。事務所を構えて、当然事務員を置くということになると思うが、創生資金、2019年まで5年間続くということだが、切れた場合、町は出すのか。

問題点もお聞きしております。一番懸念される点は、商工観光課をなくするのかと、縮小するのか、事務所に移すのかと、会員が心配しております。観光協会として、関係各所に行っても町の職員がついて行く、行かないとでは信用度がまるっきり違うと心配しているのをお聞きしております。以前、職員がいるとき、指定管理にする前に、食と健康の館にて管理とともに観光案内、宿泊案内施設の案内、多数あり、職員が案内していたとお聞きしております。会員各店に、事業所にパンフレットを置く、簡素で一番お金がかからない、効果のあるやり方だと思っております。今の現状を考えるならば、いかに人が来てくれるか、町外から引っ張れるかであります。潮干狩り、海水浴、タケノコ狩り、イチゴ狩り、狩り事業のもと実を求めて人は来る、また人を引っ張れると、案内できるということを言われております。隣の坂井海岸、潮干狩りに海水浴、えらいにぎわいだ。美浜地内西海岸でもアサリがいるところにはいる。アサリの生息、育つ環境をもっと調査研究すべきだ。浜の整備に力を入れるべきだ。現在、潮干狩りが夏にないということは、関連してほかの業種にも影響が出てくるとの手厳しい御意見をいただいております。そういった中で、観光客の少ない地元通勤・通学大学生の乗りおりの多い奥田駅に、観光協会自立といって事務所の設置、地方創生資金の使い方に疑問を抱かざるを得ません。再度よく検討する必要があるのではないかと思います。

以上、終わります。

○議長（磯部輝次君）

今、石田君の討論ですか、自分の意見を述べられました。これに対して執行部のほうで意見を求める方あれば、どうぞ、許可します。

○3番（石田秀夫君）

これにて質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

執行部よろしいですか、先ほどに対しての討論になるかと思いますが。議長として許可します。言い分あれば。
〔「答えは要らんというんだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、石田秀夫君の質問を終わります。石田君は自席に戻ってください。

〔3番 石田秀夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

杉浦君は質問する準備をしてください。

9番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問をしてください。

〔9番 杉浦剛君 登席〕

○9番（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

4年前に再当選させていただきまして、私の任期がもうじき終わるんですけれども、最後の一般質問として悔いなくやりたいと思います。皆さんよろしく願いいたします。

〔「みんな一緒だぞ」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

はい、みんな一緒です。

〔「おまえだけじゃないぞ」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

はい、わかります。よろしくお願いいたします。

さて、あらかじめ提出しました一般質問通告書に従って、壇上での質問をさせていただきます。

これからの日本社会の趨勢は、誰もが認識している少子高齢化社会の到来です。既に国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議の発表などで、20歳から40歳代の女性の人口から割り出した将来の人口推移の予想を出しております。具体的に申しますと、2005年には出生数と死亡者数の逆転が起きました。そして2010年、日本の人口は1億2,806万人をピークに減少に転じております。そして、この予測でいきますと、2035年、65歳以上の世帯数は40%になっていくというふうに言われております。そして、何とひとり暮らしの世帯が3割、30%ですね。これは2050年、日本の総人口9,700万人、高齢者4割と言われておりますけれども、その15年前にもう既に世帯としての高齢者世帯が早々と到来することを予測しております。

2040年の美浜町の人口は、2つのデータの平均値でも、現在の人口より5,000人少ない。今は2万3,000人ぐらいですけれども、5,000人少ない平均値で1万8,000人と予測されております。6歳以上は36.4%、そしてこのデータを出した日本創成会議の予想はもっと衝撃的なものを発表されました。愛知県下で数少ない自治体を消滅自治体になるかもしれないということで、美浜町と南知多町の名前を出したわけです。これは我々住んでいる住民

にとっては全く予想外でありました。それほど衝撃的な発表がされたわけです。しかし、そこには何もしなく、このままいけばというようにただ書きがありました。ですから、今各自治体は必死にどうしたら人口抑制ができるのか、これが大きなテーマであります。

我が町も山下町政の中でも一生懸命子育て支援の各施策、婚活活動の支援アップ、懸命であります。それについても、この3月議会で予算審議しておりましたけれども、こういったこととともに、ますます高齢者への負担金、扶助費は年々増加しているというような状況であります。

そして、2年ほど前から突然に話題に上がってきましたのが、公共下水道整備計画であります。かつて美浜町は2度にわたりこの整備計画を検討いたしました。いずれもコストがかかり過ぎる、我が町の財政ではとても補えないということで中止、断念しております。ですから、以後は合併浄化槽が環境浄化の一つの柱として、この美しい美浜町を守るんだということで補助金を出し、推進してまいりました。今現在、約44%ぐらいの合併浄化槽が進んでおります。しかしながら、まだまだ単独浄化槽、そしてくみ取りというものも多く存在している。こういう中で公共下水道事業の話が出てきたものだと思います。

国交省がコストカット工法、つまり30%の工法を選び、モデル地区に選ばれたそうです。国・県の肝いりの計画が発表され、調査研究していくんだということで、昨年26年にも当議会で調査予算をつけたところであります。

一般質問の初日には、これら関心の高い質問に6人のうち3名の方の質問がありました。きょうも、私を含め2名の方の質問がなされます。

この公共下水道整備事業計画、これこそが若者の定住、人口抑制策の一環であり、他市町と同等な当たり前のこのシステムを備えることによって、美浜町をより活性化していくんだというビジョンが1日目の初日の質問で発表されました。国と県の確かな財源で大きなバックアップのもとに、さまざまな優遇補助金がある今だからこそ、これをやるべきだというような見解に一步踏み込んだような気がいたします。今までは慎重に、議会や町民に何とか理解を得たいというような論調でしたけれども、本当に声高な感じで、これをやらなきゃ町の活性化はもう無理なんだというようなイメージすら浮かびました。

しかし、同じ少子高齢化に向かう大前提にあってもさまざまな意見があります。私は以下6点の、初日にも同じような意見がありましたので、改めて確認しつつ、最後に私の見解を述べて一般質問を終わりたいと思います。それではよろしくお願いします。壇上での質問は以上です。

〔発言する者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

ごめんなさい。きょうは、私がいつもなれない、傍聴者の方が多くて緊張しております。

それでは、質問の要旨ですが、公共下水整備事業について。

加入率が80%の可能性の根拠は何か。可能性を探るための方法は。認可されたとすれば加入義務は伴うのか。

（2）公共下水道への切替工事における補助金について伺う。また、公共下水道認可地区内における工事期間中の、これは合併浄化槽への新築の対応はどうするのかということについてお聞きしたいと思います。

また、受益者負担金についてというようなことで、その見込み額と考え方をお聞きしたいと思いますし、対象市街地の全ての土地がこの負担対象となるのでしょうか。その辺を詳しくお聞きしたいと思います。

そして、利用料金ですけれども、1立米当たり150円の根拠をお聞きしたいと思います。

（5）では、公共下水道事業へ移行した場合、現在、浄化槽管理会社があります。そこへの補償料が発生するという法律を聞いております。その補償料が発生するとすれば、どのくらいで、全体の事業費にも入っているのでしょうか。

そして最後に、このコストキャップの下水道計画におけますし尿汚水の運搬の方式ですが、真空方式が採用されています。そのランニングコストについて、耐用年数と点検方法、そしていつ来るかわからない災害等における対策を伺いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○建設部長（片岡 勝君）

杉浦議員の御質問にお答えいたします。

公共下水道整備計画についての御質問の１点目、加入率80%の可能性の根拠は何か。可能性を探るための方法は、認可されたとすれば加入義務は伴うものかについてでございますが、加入率すなわち接続率80%について、平成25年度末の愛知県内の名古屋市を除きます加入率が86.6%、知多管内では83.5%となっております。おおむね80%を超えていることから、実現可能な数字であると考えております。

また、現在考えている下水道計画区域内においては、単独浄化槽及びくみ取り便所の家屋が多く、生活雑排水などの水洗化への需要は少なくないの見込んでおり、これら単独浄化槽及びくみ取り便所の世帯が下水道につながるにより80%の加入率は達成可能であると、このように考えております。本町といたしましては、接続率向上のため、さらに接続に対しまして補助金を支給することを検討しているところでございます。

また、下水道の認可区域についてでございますが、現在下水道法第４条第１項に、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならないと記されております。事業計画を策定し、その計画区域を設定することにより、国の補助金を活用しながら、公共下水道の設置ができる区域となります。

そして、下水道法第10条第１項におきまして、公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、その他の排水施設を設置しなければならないとされております。公共下水道の供用が開始され、処理区域の公示がなされた区域について、加入の義務が生じてくることになります。

次に、御質問の２点目、公共下水道への切替工事における補助金について問う。また、認可区域内における工事中の新築への対応はについてでございますが、現在、事業計画を検討する中で、住民の皆様からさまざまな御意見をいただいております。公共下水道は利用していただき成り立つ事業ですので、接続していただくことが最優先であると考えております。現在の調査検討業務の中で国の補助金制度を活用しながら、下水道につながるときに係る住民負担の一部を補助することを検討しております。今後、全体事業の中で具体的に調整していくこととなりますが、国の補助金制度を最大限活用しながら、住民の皆様にご負担をおかけしないための制度としていきたいと考えております。

なお、認可区域内において下水道を整備している期間中に建築される場合については、その区域が処理区域として公示され供用開始された後は、遅滞なく下水道へ接続していただく必要があることから、建築される方にはそのことを十分御理解いただけるようお知らせしたいと考えております。

なお、合併浄化槽への補助については、公共下水道に接続することを条件に、さらに対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の３点目、受益者負担金見込み額と考え方は。対象市街地の全ての土地が対象となるのかについてでございますが、都市計画法第75条第１項において、国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を、当該利益を受ける者に負担させることができる旨が規定されております。

下水道事業により下水道が整備されますと、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べ利便性・快適性が著しく向上し、結果として当該地域の資産価値を増加させます。加えて、当該利益を受ける者の範囲が明確となることなどの理由により、下水道事業では受益者負担金制度が採用されております。

なお、受益者負担金は下水道管枝線の整備のための財源として使われることになります。

負担金の算出の考え方についてですが、今回の検討においては、なるべく皆様の負担にならないよう検討していきたいと考えておりますが、徴収する場合には、下水道の処理区域内の宅地、田畑、雑種地全ての土地が対象となります。受益者負担金は土地に対して一度だけ賦課される負担金となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、負担金は1平米当たり80円を想定しておりまして、近隣市町が350円であることと比較いたしまして低く設定しております。受益者負担金は、公共下水道事業を行っている県内ほぼ全ての市町村が土地所有者に課しているもので、事業を行う上で必要な財源となっております。また、公共下水道が接続可能となる土地であれば、土地の価値が上がりますので、負担していただいたことがそのような意味では有利な形で反映され则认为することも可能だと考えております。

次に、御質問の4点目、1立米当たり150円の下水道料金の根拠は何かについてでございますが、汚水1立米を処理するのに必要な費用を汚水処理原価と呼んでおりますが、コストキャップ型下水道の汚水処理原価が1立米当たり149円と試算されていることから、150円と設定しております。

また、総務省が過去に、使用料単価が150円未満のままでは汚水処理原価を回収できない事業にあつては、まずは使用料単価を150円に引き上げることと、このような示しが出ております。適正な使用料単価としての150円を設定していることから、本町が150円に設定することは妥当であると考えております。

なお、県内では弥富市などが150円と設定しておりますが、これより低額の単価を設定しているところが大部分となっております。ただし、そのような市町村では下水道事業の財源不足につき、一般会計から補填している場合が多いことも事実でございます。本町では独立採算を目指し、必要な財源を確保するため、総務省が提示しております利用料単価を予定しております。

次に、御質問の5点目、公共下水道へ移行した場合、現在の浄化槽管理会社への補償料が発生する法律があると聞いている。また、その費用が発生するとすれば、全体の事業費に入っているかについてでございますが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の内容に関するお尋ねであると思っております。

この法律は、下水道の整備により仕事を失うことによる浄化槽管理会社等の業者に対し、かわりの公共事業の受注や金銭補償、職種転換のための職業訓練支援などの便宜を図ることを自治体に許可した法律となっております。今回の下水道事業においては、当該浄化槽管理会社等の事業者に対しまして、下水道の処理場管理や下水処理により発生します下水汚泥の処理等に関し、お手伝いいただくことを考えております。したがって、特別な金銭補償等に関しては考えておりませんので、全体の事業費にも見込んでおりません。

なお、今回対象となる業者として株式会社知多環境保全センターさんが挙げられますが、これまで数回打ち合わせしており、御協力いただきながら対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の6点目、真空方式のランニングコストについて、耐用年数と点検方法、災害時における対策はについてでございますが、下水道の整備方法に関しましては、国や県と調整しながら低コスト手法を駆使し、より安く、より早く整備できる整備方法を検討しているところでございます。

下水道の管渠整備の一手法として、真空式下水道システムがございます。これは、管渠内を真空にすることにより、真空の力で汚水を収集する方法となっており、従来の自然流下方式に比べ浅く埋設できることから、管渠

の建設コストが大幅に低減でき、工期の短縮も図れる整備手法であるため、さまざまな自治体で採用がふえている工法でございます。現在、この真空式下水道システムを採用するかどうかも含めて、より安く、より早く整備できる管渠整備の方法を検討しているところでございます。

また、真空式の下水道管については、柔軟性、伸縮性、耐摩耗性にすぐれている管を使用するため、非常に耐震性にすぐれており、地震等の災害時には有効な工法であると考えております。耐用年数につきましては、従来型下水道設備の耐用年数と比較しても同等の年数となっております。参考までに、管渠につきましては50年、ポンプにつきましては15年、タンク・制御盤類36年、真空弁30年と、このような耐用年数となっております。また、点検方法については、浅い位置に布設されていることから、地上からの目視点検が可能となっております。

このような最新の技術を取り入れ、経済性なども考慮し、総合的な観点から必要な施設を計画しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。なお、知多管内においては常滑市においてシステムを採用しております。県内の実績も多数あることを確認しておりますので、本町においても十分検討してまいりたいと考えております。

なお、地元業者、町内でも大栄産業さんにつきましても製品の製造納品を行っているということを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

それでは、順番に1番から再質問させていただきます。

加入率の80%の可能性の根拠ですけれども、先ほどですと、主に県内と知多管内の平均値、そういったことで出されておりますが、実際に他町村はいろんな条件が違いますよね。そういう中で、この美浜町のようなコンパクトシティでないところはなかなか他町との比較ができにくいかと思います。同僚議員からも初日に出ておりましたけれども、比較しやすいところといえば、常滑の市街地ではないところ、南のほうの計画されているところですが、今現在そこはまだ計画認可地区内に入っておりませんので、なかなかそれを引き合いに出してどうかということではできませんけれども、80%を切ると、これはさまざまな計画の大前提になってくるかと思うんですが、例えばこれが50%の場合、もう少し高く70%の場合、どういうふうになってきますか。

○建設部長（片岡 勝君）

今80%ということですが、この目標値は最低であると考えております。80%以上を目指しているのが美浜町でございますけれども、その80%、今全体管内でも上回っておるということで説明させていただいておりますが、昨日の一般質問のほうでも御答弁させていただいておりますが、他市町村と違う点という意味で、この接続に関して美浜町は補助を出すということで、これは他町村はやっておりません。他町村につきましては全額自己負担ということで接続が80%以上をつくり上げております。そうした意味で、この80%というのは美浜町が効果促進事業によりまして補助金を出して自己負担を軽減させるという意味で80%はしたいと、可能であるというふうに見込んでおります。まずそれが1点目でございます。

それと、仮にそれより低いという場合でございますが、それは先ほどから説明しておりますが、他市町村も総務省から大々的に指摘があります一般財源を投入するという形になろうかと思いますけれども、うちはこの使用料を賄って良好な下水道事業を展開していくと、こういう運びになっておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

運びはもちろん結構でございます。そうじゃなくて、現実には、例えばもう前からの質問もありましたけれども、接続で一番大きな原因になるのは、ある雑誌を読んでいたら、やっぱり高齢世帯、ひとり暮らし世帯、それから

年金生活者の方たち、この方たちがなかなかこういったものが出しにくいということがあって、今の部長の説明によると加入促進の補助金を、今回出るんだから、それは大丈夫じゃないかという見通しだと思います。

しかし、私の住んでいるところは布土ですけども、旧市街地の私の家の周り、もう全く片手どころか両手を使って、じゃ、あそこのおばあさんはひとり暮らしだよな、あそこは老夫婦だよな、いろいろと数えられます、すぐに。そういった市街地が対象になっているんですよ。この対象市街地に住んでみえるひとり暮らしの御老人または高齢夫婦は、隣の方も入院しました。いつ何どき、うちのおふくろと同じ年齢ぐらいですから88歳、90歳近いですね。いつ何どきそういう状態になるかわからない。息子夫婦はもう自分の一軒家を建ててほかへ移った、または郊外に移ったというような実態の市街地の中であります。

ですから、今部長が言われた半額助成するんだよと、具体的に3月の議会後、広報に載っておりましたね。大体くみ取り世帯で半額の35万円でしたね。単独槽で20万円、合併槽で5万円でしたかね。集合住宅はちょっと高いですね、20万円ぐらいですけども、そういった負担をも拒否する世帯がやっぱり出てくるかもしれないということで、私はこの80%をクリアするということに関しても、その可能性を探るという意味で、これは初日にも出ておりました、アンケートをとったらどうだというような話がありましたよね。先ほど、石田議員の質問に対して、第2グラウンドの工業化へ移るときに町内30社にアンケートをとったと。こういうのが具体的な例ですよ。それで利用見込みがあるのかということをとって、それからこういったものも、もう本当に慎重に、念には念を入れてやるやり方じゃないんですかね。そう思いました。ですから、私、この80%、もう隣町または県内が十分クリアしているから大丈夫だ、今度は加入促進の補助金をたっぴりと出すから大丈夫だというだけでは、この80%はなかなか現実的にクリアできないんじゃないかなという危惧を率直に思っております。

そして、この加入義務を伴う、この件についてもう少しお聞きしたいと思います。これは補助事業であるがゆえに、80%じゃないですよ。本当は100%してもらわなければならないという法律があるんですが、しかし、このペナルティーはあるんですか。この義務違反、またはこれは明確な指示じゃなくても、そんなお金はどうしても出せない、もう私もあと5年生きるかどうかわからないこの家につなげないんだといった、そういった切実な判断をされた方の中に接続できない人にも、こういった接続義務は生じます。この度合いにペナルティーはいかほどのものなのでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

排水区域指定の中であれば、これは当然接続の義務が発生します。法律的にもそういった形をとらざるを得ない形になります。そうした中で、じゃ、3年以内に接続をしようじゃないかということの中で、できない方が当然みえると思います。そうした方について、今杉浦議員言われますペナルティーがあるのかと、特にペナルティーはございません。自治体のほう、行政のほうとしてその方々にも説得していく形をとらせてもらった中で、何とか接続のほうへ向けて努力していくと、これが自治体の役目だと、こんなふうに思っております。

○9番（杉浦 剛君）

80%を切ると、私、この80%がどうも一つのあれなんじゃないかと思って今考えているんですけども、80%を切らないように持っていこうということで今の御答弁があるのだというふうに聞いておりましたけれども、できるだけこういったことは本当に世帯動向やいろんなものを調べた中で、本当は取り組んでいってほしいなと思います。

次に、この切りかえの、先ほども出ましたけれども、切りかえの補助金が半額だということと、合併浄化槽はそれにプラス5万円を出すんだということで、本当にこういった資金を投入しながら加入促進をするわけですけども、これは私今回の議案説明会の前ですから、行政報告会でお聞きしたことです、例えば東部が6年かか

りますね、工事がね。西部が5年かかる、計画ですと。そして、終末の最終処理場のほうからつくっていきますので、接続したところから供用開始をしていくという説明がありました。ですから、例えばここで行くと計画はもうあそこの元の航空隊のところでしょうから、河和南部地区はもう1年目で接続許可ですけれども、布土になりますと6年後ですね、接続がね、そうですね。という中で、6年待てないということで、例えば新築したときに合併浄化槽が一つの義務ですね。そういう中で、今は合併浄化槽にも35万円ぐらいですか、補助金がついておりますけれども、これが認可区域内に入ると、その補助金はもうつけてはいけませんよという話でしたね。ですから、その間、布土で新築を建てる方は合併浄化槽を自前で設置して、そして先ほど部長が言われたように、前提としては公共下水道に接続する旨でないと認可しないですよ、きっと、新築においては。そういう前提になりますので二重の負担が施主にかかります。それをどういうふうにするかということで、全員協議会のときに質問をさせていただいたときに、ぜひとも検討していきたいというお答えでした。そして、なかなか、検討したいというだけじゃなくて、同僚議員から具体的にじゃ何軒建っていく予定だと、どのくらいの、じゃそこに至るまでのその人たちの検討する、何とか待ってもらうための、または接続してもそこに補助金を、これは正式には出ませんけれども、特別に出されるのを検討するのかわかりませんが、そういった問題が出てきます。これについてお答えください。

○建設部長（片岡 勝君）

幹線供用開始できる区域外につきまして、新築ないし建てかえ等が発生した場合の件でございますが、当然供用開始できるまでの間が待てないということでの新築、建てかえにつきましては、前も、このあいの行政報告会でも少しお話しさせていただいたんですけれども、その間どうしてもということであるなら、合併浄化槽の設置ということになるかと思います。その合併浄化槽の旧来の補助につきましては現在検討しておりますので、そういった、できる限り従来の形がとればなということも思っております。

それともう一点、建てかえの場合は、これは県のほうの建築指導課のほうにも確認をとっておりますが、下水道区域として排水区域が設定された区域内において、例えば今既存の家屋があります。それを取り壊して、また新築するんだというような方については、今入っておる単独浄化槽等が今度建築する規模に見合う人槽であれば、当面供用開始ができるまでの間、その単独浄化槽、旧来の単独浄化槽を利用していただければいいということは確認をとっておりますので、その点もあわせてお願いいたします。

○9番（杉浦 剛君）

ですから、こういった問題も出てきますので、いろんな意味で本当にこれは検討が要るのではなかろうかなと思います。

3番目の受益者負担金についてです。

これは、このとき初めて、私勉強不足でこういった受益者負担金について随分誤解しておりました。これは本当に自分が住んでいる家だけの負担金なのかなというふうに思っていましたので、初めて行政報告会で、これ200平米の平均値で出していましたね。美浜町の中の受益者負担金については200平米の、80円の計算で1回きりだということで1万6,000円ぐらいでしたね。しかし、いろいろと尋ねていくうちに、いや、住んでいない家も、持ち家もそうですよ、それから市街地の区域内の雑種地もそうですよというような話になりました。宅地が建つところだったらそうなのかなという、だんだんとそんな解釈にいきましたら、最後に、きょう部長の答弁にもありましたように、認可地区内の全ての田畑、農地も全部対象になるということでした。その理由は、先ほど利便性、活用性が上がり、資産価値が上がるんだというような説明でありました。このことについて、同僚議員からも200平米で本当に大丈夫なのと。農村地域になると、我が家でも400坪ぐらいありますので、もうかなり広い農

村屋敷を皆さん地元の方は持ってみえますね。だから、例えば宅地になったところの、売り出したところだと200平米でいいでしょうけれども、これが果たして平均でいくのかなというのが一つ疑問だったんですけども、それ以上に全ての農地も対象になるということで、まさにこれは普通、市街化農地、畑、1反や2反持ってみえる方もみえるので、大きな額になっていくだろうなというふうに思って、少しこの辺のことを危惧しました。

他市町村と、350円と、我が町が80円にしたんだという、この差額の大きさですね、この辺はどこを基準にして出して80円にしたんでしょうか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

他市町村については350円が大体平均です。美浜町については80円ということで考えています。41年間の全体のシミュレーションの中でさまざまな費用ですとか収入なども計算しまして、最終的に3億円ぐらいが不足するだろうという計算になりました。それを市街化区域の、対象区域の面積で割り返すと80円という金額になります。ということで80円という数字を出させていただきました。

以上です。

○9番（杉浦 剛君）

そういった逆算方式で出したということですね。わかりました。

じゃ、次に、時間がないので移ります。

150円の下水道料金の根拠ですけれども、この辺ももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（河村伸吉君）

第1答弁で答えさせていただいた……

〔「わかりました、じゃ結構、時間がありません」と呼ぶ者あり〕

○9番（杉浦 剛君）

私が思っているのは、污水处理費が、原価が149円だという答弁がありましたけれども、実際常滑に私、係の方とちょっと御相談させてもらって連絡しました。常滑も150円ですね。そして、污水处理費は幾らですかとお聞きしましたら550円ですと言っていました。その差額どうしていますか、一般財源から繰り入れていますということでした。ですから、この150円のこれはですね、私、加入率80%、大前提でもありますし、しかしこの根拠がなかなかわかりません。ですから、加入率がもし下がったり、いろんなことが起きてきた場合、ランニングコストがふえてきたりとか、そしたら必ずこれは上げるか、一般財源から繰り入れるかしなきゃ維持できないということだと思います。

それから、第5番目のことですが、今、株式会社知多環境センターがこういった浄化槽管理をしています。ですから、ここへの補償料の法律がありますけれども、そのかわりに今度污水处理の業務をやってもらうんだということで、その代がえと言ったらなんでしょうけれども、そういった形になるんだということですが、この考え方はよくわかりますけれども、今下水処理の問題で、くみ取りの、1者独占じゃないかとかいろんなことの質問があります中で、将来的にわたりここ1者だけでこの事業をやってもらおうということ、そのものに一つの懸念はないんでしょうか。これは、だから、今言わんとすることはよくわかっていますけれども、そういう競争原理が働かなくなるんじゃないかとか、本当にコストが安くなるんだろうかということを考えていったときに、そのような問題が少し出てくるんじゃないかなというふうに思います。これお答えですね、ちょっと、25分までですよね。

○議長（磯部輝次君）

そうです。

○ 9 番（杉浦 剛君）

はい、わかりました。

次の真空管のランニングコストですけれども、耐用年数が長いのはよくわかりました。しかし、真空管ですから、必ず真空にしなきゃいけないということで、災害のときに一番大きなのは継ぎ目ですよね。継ぎ目の問題、それから点検方法は、浅いから目視だということを言われましたけれども、これは目視でそんな真空がわかるんですか。私、担当者の方から資料をいただいたときに、目視じゃなくてセンサーがついているんだというようなこともありましたので、きっと今、日進月歩の技術の中でいろんな点検方法あると思います。

こういう中でやられるならということですが、最後になりましたけれども、本当に今から、前段で申しましたように、先々は本当に 1 万 8,000 人の予測の中で、生産人口といたらもう 1 万人を切るんですよね、美浜町は。9,000 人ぐらいです。高齢者と、それから子供を合わせると半分ぐらいいきますので。そういう中で、こういった大きな投資をするということで、今から団塊の世代が 75 歳以上になってきます。1 人当たりの医療費は、65 歳未満の方の医療費の 5 倍になるだろうと言われております。事実、美浜町の中でも本当に高齢者に対する扶助費はどんどん上がっております。毎年 1 億円ぐらい上がっているんじゃないかと思います。そういう中でこの計画です。国がついている、県がついているということで始まった鳴り物入りの、肝いりのなものですけれども、国の財源も県の財源も税金です。日本国は 1 兆円を超した債務を持っているんだから。ですから、今からインフラが……、1 兆円じゃないですか。

〔「一千」と呼ぶ者あり〕

○ 9 番（杉浦 剛君）

1,000 兆円、ごめんなさい、1,000 兆円ですね。今からインフラ整備は老朽化していく中で、これは一昨日の、初日の部長答弁にもありましたけれども、どんどん補助金は下がっていく可能性はあるだろうということでしたね。ですから、こういったことがもう目に見えてわかっているわけですよ。そういう中で進めることをぜひとも我々町民は今後 50 年の美浜町の選択、その中で考えていかなければならないと思います。

○ 議長（磯部輝次君）

議長のほうから杉浦君に申し上げます。

10 時 25 分、制限でした。

○ 9 番（杉浦 剛君）

制限でした。

○ 議長（磯部輝次君）

はい。

○ 9 番（杉浦 剛君）

以上で……

○ 議長（磯部輝次君）

あと執行部のほうで意見、今、最終的にありましたらどうぞ、許可します。

○ 建設部長（片岡 勝君）

今杉浦議員言われますこともよくわかることなんでございますが、今回、せっかくのこういった国との共同研究の中で進められる事業が、美浜町にお話をいただいたという中で、今現在調査を進めておる中で、何とかコストキャップを最大限生かした形で進められるよう努力したいと思います。執行部のほうとしては努力したいと思いますので、その点だけよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。杉浦君は自席に帰ってください。

〔 9 番 杉浦剛君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開を10時45分からといたします。

以上でございます。

〔午前10時26分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

山本和久君は質問する準備してください。

10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君は質問してください。

〔10番 山本和久君 登席〕

○10番（山本和久君）

3月議会最後の一般質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問してまいります。本日は2項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、既に同僚議員のほうからたくさんの、本日の1番、2番、公共下水道と地方創生ですね、質問があったわけなんです、おさらいの意味でも確認したいと思いますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

1、公共下水道について。

美浜町は、平成24年度より国土交通省の低コスト型公共下水道、コストキャップ型下水道の提案を受け、現在着手可能か否か平成26年度予算において調査費用を計上して、調査研究が行われています。

公共下水道の事業化には多額の経費が必要なことや、個人の負担金の問題等、住民の皆様の関心は極めて強いものがあります。そこで以下3点質問いたします。

（1）調査研究の結果、事業着手される場合、その決定はいつごろになるのか。

（2）現在、広報等で周知しているのは市街化区域内の一般家庭の下水道だが、飲食店等の事業者に対する対応はどのように考えているのか。また、市街化調整区域内の排水処理はどのように考えているのか。

（3）住民の皆様への説明がまだまだ足りないと思うが、今後どのように説明し、理解をしていただく考えか。

2、地方創生交付金事業について。

平成26年度の国の施策により、本町へは総額約5,900万円の地方創生交付金が支給されます。本町としても多様な事業展開が予定され、その貴重な財源として活用される予定であります。そこで、以下2点質問いたします。

（1）本町の地方創生交付金事業は、どのようにして決定されたのか。

（2）地方創生交付金がなくなった場合、次年度以降も自己財源で継続する事業はどのような事業か。

以上で壇上の質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

山本和久議員の御質問にお答えをいたします。

公共下水道についての御質問の1点目、調査研究の結果、事業着手される場合、その決定はいつごろかについ

てでございますが、現在行っている調査研究業務につきましては、汚水処理3省と言われております国土交通省、農林水産省、環境省の連名により、今後およそ10年間で適正な汚水処理環境整備がほぼ完了するよう指導を受けており、本町におきましても全地域においてほぼ10年間で完了できるよう、これまでの合併浄化槽設置に加え下水道整備を含めた汚水処理構想について検討を実施し、慎重に検討作業を進めているところでございます。

公共下水道事業を着手する場合の決定の時期についてですが、平成27年度の後半期になると見込んでおります。

地域や関係者としかるべき議論が十分に尽くされ、実施の可否を御判断いただくべきと判断した場合に、議会に関係条例を上程いたしたいと考えております。同時に、その後の手続に必要な業務費用を補正予算としてお願いする予定であります。

仮に実施する方向性が定まった場合は、都市計画決定及び事業認可手続を平成27年度内に終了させ、28年度中には包括的民間委託の契約相手方を募集し、審査後決定して、平成29年度に契約、工事着手というスケジュールで進むものと想定をしているところでございます。

次に、御質問の2点目、飲食店等の事業者に対する対応はどのように考えているのか。また、市街化調整区域内の排水処理はどのように考えているかについてでございますが、広報みはまに掲載いたしました接続補助金についての御質問だと思いますが、飲食店等の事業者に対しましても、住宅と同様の考え方で補助金を準備する予定といたしております。対象工事費の上限を70万円とし、その2分の1の補助を考えております。

市街化調整区域の排水処理についてでございますが、下水道の計画区域外であれば、これまでどおり合併浄化槽による排水処理を継続することとなります。

なお、下水道の計画区域は主に市街化区域とその隣接地で、ある程度市街化が形成されている市街化調整区域のうち、集合処理が有利と判定された区域について計画区域といたしています。下水道計画区域内で、下水道へ切りかえる工事であれば、市街化調整区域内であっても接続補助を行う予定です。新築時の合併浄化槽の補助については、公共下水に必ず接続することを条件に検討していきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、住民への説明が足りないと思うが、今後どのように説明し、理解をしていただくかについてでございますが、これまでの答弁でも御説明いたしましたとおり、ただいまのところ、まだまだ調査検討中でございますので、結論が出ましたら、6月ごろより地元に出向き、御説明いたしたいと考えています。そのとき、計画全体の概要と財政シミュレーションなどのほか、住民の方への補助金などについてお示しし、御理解を得たいと考えております。特に接続補助金につきましては、今後詳しい制度を固めてまいりたいと思っております。

下水道を皆様に受け入れていただく準備のための情報提供を、さまざまな形でお示ししていきたいと考えております。また、今年度の調査結果につきましても、まとまりましたら広報などでお知らせしたいと考えております。住民の方への説明とともに、御意見をいただきながら、計画をよりよいものへと高めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地方創生交付金事業についての御質問の1点目、本町の地方創生交付金事業はどのように決定されたかについてでございますが、中川博夫議員、千賀荘之助議員にもお答えいたしましたように、昨年11月の臨時国会で地域再生法とまち・ひと・しごと創生法の関連二法案が成立いたしました。それを受けまして、本年1月9日に国の補正予算が成立し、本町へも2月10日付で地域住民生活等緊急支援のための交付金として、総額5,910万7,000円の交付限度額が割り当てられました。

美浜町においては、まち・ひと・しごと創生法が成立したことを受け、昨年12月に、愛知県内でもトップに位置する時期に、私を本部長といたします美浜町まち・ひと・しごと創生本部を設立し、12月25日には農協、漁協、

商工会、観光協会の代表の方にお集まりいただき、法の趣旨、制度の概要を御説明いたしました。また、そのときに各団体の今後の事業展開について検討していただくようお願いをしたところでございます。

交付金の内訳等でございますが、2つの交付金から構成されておりまして、1つ目は地域消費喚起・生活支援型で2,864万8,000円の交付限度額でございます。この交付金は、主に個人に対する直接の給付事業を対象として、地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策となる事業が目的であります。国が推奨しておりますのがプレミアム商品券の発行でございますので、本町におきましても商工会と調整した結果、プレミアム率20%で商品券発行額7,200万円を予定するのを初めとして、少子化対策の一環であります子育て世帯応援商品券交付事業で910万円、おむつ等育児用品助成事業で200万円などを計画いたしました。

もう一つは地方創生先行型で、こちらは3,045万9,000円の交付限度額でございます。この交付金は、比較的自由に設計できますが、K P I（客観的な指標）を設定し、P D C A（計画・実行・検証・改革）の整備が必要となってくるものでございます。

事業内容につきましては、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、2060年を目標とした長期人口ビジョンの作成や今後5カ年の目標や施策の基本方針の具体的施策をまとめる地方版総合戦略の作成、農漁業・商工業に係る新製品の開発、創業支援、販路開拓、観光協会運営事業、食と健康の館整備事業などの観光振興、ファミリーサポートセンター支援とした少子化対策事業などがございます。しかし、国においてハード事業に対しての交付金の交付基準が定まっておりますので、一部内容等の調整が生じることがありますので、よろしくお願いいたします。

事業の決定につきましては、昨年12月末に農協、漁協、商工会、観光協会等に御説明した中で、担当課が取りまとめた事業を各団体と調整し計画いたしました。

次に、御質問の2点目、地方創生交付金がなくなった場合、次年度以降も自己財源で継続する事業はどのような事業かについてでございますが、今回3月補正予算で議会に審議をお願いし、可決されたときは、平成27年度へ繰越明許処理を行い、平成27年度で事業を執行する計画でございます。そうした中で、今後、交付金がなくなった場合でも町の事業として少子化対策に係る事業、産業の振興、雇用の場の創出、交流の増大等に係る事業につきましては、継続していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

山本君、再質問はありますか。

○10番（山本和久君）

では、順次再質問を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

まず、公共下水道についてなんですが、今の町長の答弁では、3省の通達を受けて、国交省と農水省とたしか環境省だと思うんですが、水処理環境整備がほぼ10年で完了するよという指導を受けたというような答弁があったと思うんですが、国による水処理環境整備という、この内容がちょっとわかりづらいものですから、その辺、内容をちょっとお知らせいただくとありがたいなと思うんですが。

○建設部長（片岡 勝君）

今、この内容でございますが、3省からの指導の内容ですけれども、簡略に申しますと下水道並びに合併浄化槽、それから集落排水施設、そういったものの施設の中でし尿と生活雑排水を95%以上処理しなさいということがこの趣旨でございます。そして、ここ10年というのが、おおむね10年でそういった形をとりなさいというのがこの指導内容でございます。ですから、10年が、何年何月だということじゃなくて、指導の通達によりますとお

おむね10年ということで解消しなさいということでございますので、お願いいたします。

○10番（山本和久君）

確認しますと、10年後には公共下水道につながか、住宅地の場合ですね、対象地域の場合、公共下水道につながるか合併処理浄化槽か、どちらかを現在の時点から選んで、10年後にはそういう形で進めなさいと、そういう通達と考えてよろしいですか。

そうしますと、今も部長の答弁にあったんですが、おおよそ10年、この種の通達、あるいは努力目標というのがあると思うんですけども、私の考えでは何年何月何日というふうにきっちりと固定をして通達が出るのが多いと思うんですが、おおよそとかほぼ10年とかという、ある程度おしまいの期間が曖昧になっているというのは、何か意図的なものがあるんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

特に、今議員言われますような意図的なものはないと思いますが、その自治体によってそれぞれ状況、事情がございまして。そういった意味の中で、おおむね10年ということで理解しております。

○10番（山本和久君）

それぞれのケースによって違うということで、おおむね10年で合併か下水かどちらかということですので、逆に言えば、今の単独浄化槽はもう10年後からは使えませんかという、そういう理解でよろしいですね。

そうしまして、その提案を受けまして、そこで今の着手可能かどうか検討しているコストキャップ型が国交省より美浜町にモデルケースとして提案をされたという話なんですけど、やっぱり今の3省の汚水処理の指導とコストキャップの話はどんなようなつながりがありましたでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

国の指導であります、この下水処理施設の10年概成ということで、まさにコストキャップ型下水道がマッチすると、こんなふうに考えて捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

そのような経緯でコストキャップ型の提案をいただいて、現在、今年度予算に調査費を計上して調査研究をしていて、3月を迎え、年度末ですのでおおよそその結果が出るものとおっしゃるわけなんですけど、その材料をもとにして着手可能かどうかの判断をされるというお話ですので、それがいろんな諸調整を行って27年度後半というような今答弁があったわけなんですけど、着手するのもしないかの判断をするということなんですけど、細かい材料はいっぱいあると思うんですけど、主な判断材料というんですか、それは要するに着手か否か、しないのか、その辺の判断材料というのは何か、主なもので結構ですので、どういうことを注目しているよということがあればお伺いしたいんですが。

○建設部長（片岡 勝君）

適否の、可否というんですか、判断材料といたしまして、やはりこの事業費がウエートを占めるわけですが、特に今回、質問にも出ております住民負担額の精査、そういったものと町の財政ですね、これの適否、そういった結果をお示しした形の上で判断願うということでございます。そうした中で、前の一般質問でもちょっと答えさせていただいておりますけれども、国との共同研究ということで、うちの調査委託業務としては3月末をもってまとめますが、その後4月以降に国土交通省のほうと共同で協議会を開いた中で、その中身の精査に入っていきます。そういった検証がまとまった、取りまとめた上で発表できる段階が、先ほどから町長も申しておりますが、地元へ出向いて、27年6月以降ということでございますので、そういった中で、冒頭に国土交通省のほうが発表いたしました事業費とどういう兼ね合いになっていくかということが判断材料になろうかと思いま

すので、その辺お願いいたしたいと思います。

○ 10 番（山本和久君）

町の調査結果を国・県ともう一回検討して結果を出したいというお答えだったと思うんですが、大変大きな事業ですので、ぜひとも慎重な判断をよろしくお願いいたしたいと思います。

それで、仮に事業着手と決まった場合、着手は29年との答弁があったわけなんですけど、先ほどの杉浦議員の質問にもちょっと重複しちゃうんですが、工事着手が決定したら、実際に各家庭がつなげるようになるのはいつごろでしょうか。また、新築家屋の浄化槽を聞こうと思ったんですが、これはいいですので、各、東部、西部地区の接続可能な期日を教えていただきたいと思います。

○建設部長（片岡 勝君）

工事着手を今計画予定して進めさせていただけたらという前提で、29年度の工事着手になりますので、まず処理場のほうから整備をさせていただきます。そうした中で、その後管渠のほうへ持っていきますので、最短の供用開始の接続の部分につきましては31年度ということで、それで最終が、東部地区から西部地区にわたる計画を持っておりますので、最終が39年度というようなことになろうかと、そんなふうに考えております。

○ 10 番（山本和久君）

ありがとうございます。現在は、浄化槽の新設に関しては、合併処理浄化槽のみの設置が可能で、一般家庭の場合、町より設置補助金が支給されているわけなんですけど、この補助金は旧来の単独処理浄化槽より高額な、現在対応する合併処理浄化槽を設置することによる差額分の補填というような考えを持っておるわけなんですけど、そういう考えでよろしいかどうか。

また、飲食店の業務用の合併処理浄化槽の設置に関しては、一般家庭用とは違って補助金、助成金はないと承知しておるわけなんですけど、これもそれでよろしかったでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

○環境保全課長（岩本健市君）

旧来の単独浄化槽より割高な合併処理浄化槽を設置することに対する差額の補填と考えて間違いないかについてでございますが、平成12年の法改正により、平成13年度より新たに単独浄化槽を設置することはできなくなりました。これは、健全な水環境を保全するとともに、水質汚濁の大きな原因である生活排水対策が不可欠な考え方によるものでございます。このため、国では合併処理浄化槽普及促進のために、設置する補助制度を設けており、県・市町村が上乘せする形で補助し、住民負担の軽減を図っているものであります。したがって、単独浄化槽が認められない状況においては、割高な合併処理浄化槽設置補助金が差額の補填でという捉え方も確かにあると思います。

次に、飲食店の業務用の合併処理浄化槽設置の補助金はないと承知しているが間違いないかについてでございますが、議員御承知のように、店舗のみの建物ですと補助金制度はありませんが、店舗併用住宅の場合は住宅の面積により補助を行っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 10 番（山本和久君）

ありがとうございます。確認できました。

それで、今度の仮に下水道が整備された場合、接続に対する補助金の件なんですけど、合併処理浄化槽ではなかったものが、今度は一般家庭同様の助成を考えているというような部長の答弁があったわけなんですけど、町長の答弁だったですかね。その辺は、事業者、商工業者にとっては非常にありがたいお話で評価をしたいと思いますが、ただ、これ現在稼働中の飲食店の合併処理浄化槽というものも一般家庭用に比べるとはるかに大きな、何十

人槽とか、店舗の場合、客席数があつた場合、そのお客様が全員トイレを使用するというような考えのもとで非常に大きな合併処理浄化槽が入っているわけで、この初期投資たるやもう数百万円から1,000万円を超えるような投資をされている事業所もあるわけですし、一般家庭同様の助成があるというありがたいお話だったんですが、やっぱりそれだけ投資をした浄化槽を捨てて下水道へまたつなぐという考えですので、もう一步踏み込んだ助成策を考えるべきだと私は考えるが、その辺の執行部の考えはどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

山本議員言われることはよくわかりますが、今現在考えておるのはやはり限度額の関係もございまして、補助金の額でいいますと、店舗用の切りかえ工事費につきましても補助金としては35万円ということで、今のところ計画しておるのが現状でございます。

○10番（山本和久君）

補助金に関してはいろいろまた判断材料が変わってくる場合もあると思いますので、またその時点で、可能であれば対応していただきたいなと思っております。

それから、下水道の周知徹底のこと、要するに説明責任のことなんですが、広報みはまあたくさんやっておりますが、まだまだ足りないと思います。結局のところ、情報不足のため、住民の皆さん、自分の家が下水道に接続するのに接続料や月々の利用料金などがどの程度かかるものか、不確定要素が多くて下水道という文字が飛び交つとるもんですから、非常に不安に思ってみえるところが大きいと思います。ここへ来て、調査研究の結果や国土交通省や県との打ち合わせする材料等、ある程度の見通しが見えてきたと私は思っておりますので、補助金等の調査研究の結果を踏まえながら出てきたものと承知しておりますので、大まかなあれが見えてきたところで構いませんので、思いつき前向きに開示をしていただいて、説明していただきたいと思います。

また、各学区で6月ごろより説明会を行うというお話だったんですが、その際、具体的に、例えば河和というと北田面の何番地と何番地の誰々さんが下水道につなが場合は幾らかかりますよというような具体的なシミュレーション、これが出るのはいつごろでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

個々のそれぞれ条件も違いますし、いろいろなパターンが出てくると思います。そうした個人さんにとっての今負担額が一番大事なところでございますので、ある種のパターンをつくって、何種類かパターンを設けまして、ある程度の見積もり、概算額を提示した中で、御自分の家がどのくらい費用がかかるのかということの参考にできるようなパターンづくりを説明会までにさせていただきたいと、このように考えておりますので、お願いしたいと思います。

○10番（山本和久君）

ありがとうございます。やはりその点が各個人的には一番不安に思っているところですので、大体私のうちがここに当てはまるなというようなモデルケース的なものが提案できれば、また一つ不安材料が払拭できるかなと思っておりますので、ぜひとも早い段階でそういう形でやっていただきたいと思います。

いずれにしても、やっぱり情報開示というのが非常にたくさん、大事なウエートを占めていると思います。私のところへ入る話でも、公共下水道、非常にいいことだと、ぜひともやってほしい。ただ、自分のうちで幾らかかるのか全くわからない状態で話がどんどん進んでいくのは、これはちょっと危険だなと、そういうようなお話はよく聞きます。地域住民の皆さんにしっかり説明責任を果たして、それで納得をしていただいた上で事業着手、これがやっぱり一番理想的だと思いますので、執行部の皆さんにはもう少し説明責任をいっぱい果たしていただいて、納得を得るように頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の地方創生ですね。これは、国の関連二法が26年11月に成立したもので、本町では山下町長を本部長として美浜町まち・ひと・しごと創生本部が立ち上がったというような答弁があったわけなんです、この構成メンバーはどのようなメンバーでしょうか。先ほどの答弁では、JAさんとか漁協さんとか商工会さん、観光協会さんという名前も入っておったんですが、その辺の代表の方もメンバーとして入っているのか、その辺をちょっと確かめたかった、よろしくお願いいたします。

○企画部長（榎山博資君）

町の総合戦略本部につきましては、町の部長以上の職員を対象にして戦略を練るということで決めていますので、ただ、そういった外部の方の意見も当然取り入れないかということで、必要に応じてそういった会議に出ていただくような考えを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

各種団体のほうのメンバーもその都度意見を集約するときには声をかけるというようなお話だったと思うんですが、ぜひとも住民の代表の方、これも入れていただきたいなと思っております。行政と団体のみではなくて、やっぱり自分たち、住んでいる地域住民の声も聞く耳を持っているよというような、そういうような形の組織であってほしいなと思っております。

それで、過日いただいた資料によりますと、交付金は2種類あって、地域消費の喚起・生活支援型、それから2つ目は地方創生先行型ということで、1つ目の地域消費喚起・生活支援型ということで、主に個人に対する直接の給付事業というようなお話だったんですが、内容的にはプレミアム商品券の発行やクリテリウム及び少子化対策が3つほど挙がっておるわけなんです、ほかの市町を見ますと、国の勧めもあってプレミアム商品券事業1本でいく自治体が非常に多い中で、美浜町はたくさんの事業を行うわけですが、その辺はどのように考えていますか。

○企画部長（榎山博資君）

当然、消費喚起ということでプレミアム商品券が一番の特効薬と言えるかもしれませんが、この事業はほかにそういった商業の活性化に加えまして少子化対策等も事業の目標に入っておりますので、そういった子育て世代の応援という意味合いで、今回ビーチランドのパスポートだとか赤ちゃんの応援事業だとかの事業を加えていただけたものでございます。

○10番（山本和久君）

これに限ったことではないんですが、あれもこれもやりたいと、限られた財源で。そうすると、1つ当たりの金額が非常に割り振ってしまって、規模的には小さなものになってしまいますので、やっぱり身の丈に合った、限られた予算で行う事業もありますけれども、めり張りのついた、ここはひとつこれでいこうとか、たくさんやるのではなくて、そういうめり張りのきいた行政運営が求められておると思いますので、たくさんやっていたいて効果が出れば、これは全くもって問題ないことでありますけれども、そういう選択肢もあるということをひとつ御提案しまして、認識していただきたいと思っております。

それから、2つ目の地方創生先行型事業に対する交付金ですけれども、2060年を目標とした人口ビジョンとか、今後5カ年の地方版総合戦略の作成とあるんですが、人口ビジョンは大体読めばわかりますけれども、今後5カ年の地方版総合戦略、これのちょっと内容がわかっておれば教えていただきたいと思います。

○企画部長（榎山博資君）

このまち・ひと・しごとの総合戦略につきましては、基本目標といたしまして、仕事、人の好循環づくりという大きな目標がございます。そういった中で、地方における安定した雇用の創出、それから地方への新しい流れ

をつくる、もう一点、若い世代への結婚・出産・子育ての希望をかなえる、それともう一点、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るという、そういった4つの基本目標がございます。そういった中で人口減少に歯止めをかけて、地方というか美浜町を元気にしていくという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

そうしますと、いろんな戦略を設けてやっていくというお話なんですが、既にあります美浜町は大きな第5次の総合計画ですね、これとの整合性はどのように考えてみえますか。

○企画部長（靱山博資君）

当然、総合計画とも並行して、総合計画というのはもともと美浜町の発展を願っての全体計画でございますので、それに符合するような形で戦略プランを立てていきたいと思っております。このプランにつきましては国のほうから、前にもお答えしましたけれども、産・官・学・金・労・言という、いわゆる住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、それからマスコミという全体制での推進を求められておりますので、そういった形でみんなの意見を聞きながら計画づくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

それで、総合戦略については国のほうに報告義務があるというようなことも伺っておるわけなんですが、これが受け取っているが、内容的なことなんですが、ある程度目標値を設定して、それに対して5年間で努力をするというような、以前、平成17年に行いました美浜町の集中改革プランですね、これは職員みずから目標値を設けて行革に取り組むという、その結果を検証するというようなプランがあったわけなんですが、そういうような形で、方策としては目標値を設けて、それに対して努力をして、その結果をまた検証するというような、そういう種類の戦略と考えてよろしいでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

国からもPDCAということで、Plan、まず計画を立てて、それからDo、実施、それからCheck、評価、Action、改善という4つの視点をプロセスの中に取り組むということで、計画がありまして実施をする、それを評価して改善して、また計画を練るということで、それぞれ毎年、5年間ですので、事業検証しながら、次の年の計画づくりに役立てるという形での進め方を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

そうしますと、あらかじめ目標を設定するのではなくて、着手した事業に対する結果が出て、それにまたどうするかというようなかじ取りを決めて、要するに積み上げ方式で戦略を練っていくという、そういう解釈でよろしいですか。

○企画部長（靱山博資君）

当然、今年度につきましては緊急的取り組みということで、今補正予算でお願いしております。それをまず予算をお認めいただいて、その結果を実施して評価をして改善して次の年につなげていくという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

ありがとうございます。この種のこういうプランとか戦略というようなものは、俗に言う絵に描いた餅というんですか、仏つくって魂入れずというのが、組織がそれだけできて中身のないものになってしまうという、そういう危惧がよくされておるわけなんですが、まさにこの戦略についても、本当に実効性のある戦略で、美浜町のためになるように頑張りたいと思います。

継続事業その他もその都度都度の風を読んでいただきまして、よりタイムリーな政策ができればいいと思っておりますので、今後とも努力のほうをよろしくお願いいたします。

以上で結構です。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本和久君は自席に帰ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日3月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、お疲れさまでございました。

〔午前11時31分 散会〕

平成27年 3 月 10 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成27年 3 月 10 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 1 号 美浜町名誉町民の推挙について
- 日程第 4 議案第 2 号 知多地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第 5 議案第 3 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 美浜町教育委員会委員定数条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 18 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 21 議案第 19 号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 23 号 平成27年度美浜町一般会計予算
- 議案第 24 号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 25 号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 26 号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成27年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 28 号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算

日程第26 発議第3号 政党助成金の廃止を求める意見書について

発議第4号 全原発の再稼働の断念を求める意見書について

日程第27 発議第5号 消費税10%への増税の中止を求める意見書について

発議第6号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	健康推進課長	磯貝尚美君
農業水産課長	永田哲弥君	商工観光課長	竹内康雄君
環境保全課長	岩本健市君	土木課長	石川喜次君
都市計画課長	河村伸吉君	水道課長	齋藤功君
生涯学習課長	坂本順一君	学校給食センター所長	森川幸二君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

おはようございます。

さて、早いもので、東日本大震災から明日11日で満4年になります。被災地の復興は道半ばでまだ終わってはおられません。非常に大きな傷を残しております。見える部分の復興は進んではおりますが、肝心な人々の生活の再建は大幅におくれているとことであります。風化させることなく、私たちも今の生活に感謝しながら、災害に対してふだんから心がけておいて、万全を期したいとお願いしたいものであります。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

1 番目、子育て支援課長から欠席させていただきたいとの連絡がありました。

2 点目は、日本共産党議員団より請求のありました資料について、執行部より提供がありましたので、お手元に配付しましたから、御確認を願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 1 号 美浜町教育委員会教育長の任命について

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、同意第 1 号、美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第 1 号、美浜町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第２ 同意第２号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（磯部輝次君）

日程第２、同意第２号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第２号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第３ 議案第１号 美浜町名誉町民の推挙について

○議長（磯部輝次君）

日程第３、議案第１号、美浜町名誉町民の推挙についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第1号、美浜町名誉町民の推挙についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。

よって、本案は可決されました。

日程第4 議案第2号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第2号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号、知多地方教育事務協議会規約の変更についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。

よって、本案は可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第3号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 4 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 6、議案第 4 号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第 5 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、議案第 5 号、美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 6 号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、議案第 6 号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 7 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第 9、議案第 7 号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第8号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第10、議案第8号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第9号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第11、議案第9号、美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第10号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第12、議案第10号、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第11号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第13、議案第11号、美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第12号 美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第14、議案第12号、美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第13号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第15、議案第13号、美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第14号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第16、議案第14号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第15号 美浜町教育委員会委員定数条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第17、議案第15号、美浜町教育委員会委員定数条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第16号 美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第18、議案第16号、美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第17号 指定管理者の指定について

○議長（磯部輝次君）

日程第19、議案第17号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第20 議案第18号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（磯部輝次君）

日程第20、議案第18号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第21 議案第19号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第21、議案第19号、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第22 議案第20号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（磯部輝次君）

日程第22、議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第23 議案第21号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（磯部輝次君）

日程第23、議案第21号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24 議案第22号 平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第24、議案第22号、平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第25 議案第23号 平成27年度美浜町一般会計予算から

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第25、議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算から議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題とし、順次議事を進めます。

平成27年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いをいたします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披歴するものでありませんので、この点を御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、平成27年度一般会計予算を除き1議題1議員につき3回までを限度としますので、御了承願います。

最初に、議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中でも最も重要な案件であります。かつ、その内容也多岐にわたりますので、4つの区分に分かれて質疑を行います。

1つ目の区分については歳入全般について、2つ目の区分としては歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分としては5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分としては9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

歳入についてであります。

16ページの町税を見ていきますと、ずっと町税のマイナスばかりが並びますけれども、これは不景気が長く続いているから、この先のプラス状況が見込めないからでしょうか。

それから、24ページの国庫支出金の、もしかして説明会で言ったかもしれませんが、難しい言葉が並びますので理解できなくて、もう一度聞くことになります。国庫支出金の中で、衛生費の国庫負担金、養育医療給付費負担金をもう一回説明してください。額は70万5,000円ということで、そう大したことないと言われるかもしれませんが、よくわからないので説明してください。

また、総務費の管理補助金ですけれども、これについては社会保障・税番号制度システム整備費補助金、個人番号カード交付事業費補助金ですけれども、こういった形にすることによって町民はどのようなメリットがあるか、もう一度説明してください。

それから、その下の社会福祉費補助金、これについては額も額ですけれども、3つあるわけで、これについて先ほどと同じように、こういう形で補助金をもらうことによって町民にはどんな影響があるのかお聞きしたいと思います。

また、児童福祉費補助金も同じ形でお聞きします。

それから、道路橋梁費補助金ですけれども、これも522万5,000円という形で出ていますが、この橋の説明をしてください。どこの橋が長寿命化修繕補助をするのか、お聞きしたいと思います。

27ページの地域生活支援事業補助金ですけれども、県の補助金です。これは一応、例えば介護の問題なんかが地域生活支援事業に国から振り分けられるんですけれども、そういうことに関係しているんでしょうか。

それから、児童福祉費補助金で保育緊急確保事業費補助金が出ていますが、これは何でしょうか。保育の緊急確保というと、今度新しくファミリーサポートをやると言うんですけれども、それに関係しているんでしょうか。

それから、農業費補助金は、多面的機能支払事業補助金について、これがよくわからないんですけれども、わかるように説明していただきたいと思います。

それから、雑入の最後ですけれども、ここにも地域生活支援事業負担金544万6,000円あるわけなんですけれども、

これも私たちにわかるように説明してください。わかる方もいるかもしれませんが、私たちは本当にあっちをかじってこっちをかじってと、表面のことしか余り知らないというのが実情ですので、ぜひわかるように説明してください。

以上です。

○税務課長（廣澤辰雄君）

14ページの町税がマイナスばかりで不景気が長く続くかという景気についての御質問でございますが、本町の町税の決算状況につきましては、年度により若干の差はございますが、ここ数年ほぼ横ばい状況で推移しております。当初予算の算定に当たりましては、基本的に26年度決算見込みをベースに、過去の推移、今後の見込み、税制改正等々を勘案して積算しております。

それでは、主なマイナス税目について御説明をさせていただきます。

法人町民税でございますが、円安、株価上昇について企業によりまして企業収益の増に寄与しておりますが、消費税に伴う駆け込み需要の反動、設備投資の弱さも目立つと言われており、また原油安が下支えとなるほか、輸出もようやく底入れしつつあります。景気は持ち直し基調をたどると見られております。

本町の法人税につきましては、数社の主要企業の業績によりまして億単位で増減する非常に不安定なものでございます。そのようなことからかための予算を組まざるを得ない状況でございました。

次に、固定資産税、都市計画税につきましては、地価下落と評価がえが主なマイナス要因で、平成26年度の地価公示の県内で最も大きい下落率を示した住宅地点が愛知、美浜7の奥田地点、7.4%減、商業地点では愛知美浜5の2、河和地点で、4.5%減と大変厳しい数値を示されました。担当としても大変ショックを受けております。人口減少と高齢化による住宅地の需要低迷が地価下落の要因の一つと考えられております。この状況は引き続き継続するものと推測しております。

家屋につきましては、来年度、27年度が評価がえの年となりますので、その減価分を見込んでおりますが、新增築分の棟数につきましては、ここ数年横ばい状況でございます。

もう一点、たばこ税がマイナスとなっております。旧3級品の消費本数はたばこの値上がりもありまして微増しておりますが、旧3級品以外につきましては、たばこの値上げ、健康志向によりまして減少傾向にございます。トータルの消費本数では年々減少することから、前年予算の118万本減で積算しております。

このような考え方のもとに当初予算を積算しております。

財務省が経済情勢報告による景気の総括判断をしております。そこでは、個人消費は基調として緩やかに回復している、生産は持ち直しの動き、雇用は改善傾向にあるとしております。今後の景気見通しについては回復に向かうことが期待されるとする一方で、地方における回復のおくれもありまして、いまだ楽観できない状況と見ております。

以上でございます。

○住民課長（西田林治君）

25ページの一番上の枠、その一番下にあります保健衛生費負担金の養育医療給付費負担金でございますが、これにつきましては養育医療給付ということで、2,000グラム未満で生まれた未熟児の方、その方に対して病院のほうで生命維持装置つき、呼吸器等のついた保育器で入院治療するということがございます。そうした場合に多額な自己負担が発生するということから、その自己負担を補助するのが母子保健で認められていますので、その実質の給付費の2分の1を国が負担していただきます。その金額が歳入として入ってくるものでございます。

○秘書広報課長（谷川徳寿君）

その次の社会保障・税番号制度システム整備費でありますけれども、変更することによっての町民のメリットでありますけれども、この法律では個人番号の利用範囲が決められております。社会保障分野としまして、年金分野、労働分野、福祉・医療、その他の分野と分けられております。そのほかに税、災害対策の分野で利用が決められております。その中で、例えば国民年金の支給手続ですとか、児童扶養手当の支給手続におきまして所得証明などを添付することがあるかと思います。その添付が省略されるということになりますので、よろしくお願いいたします。

○福祉課長（沼田治義君）

続きまして、福祉課の所管します社会福祉関係の補助金の国庫補助金ですけれども、3点補助金がございますので、順次御説明をいたしたいと思います。

まず、1点目の地域生活支援事業国庫補助金でございますが、これにつきましては議員も御承知のように、障害者の方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が行う事業でございます。本町ではストマ等の日常生活用具の給付や障害者の方々の移動支援並びに障害者の方々の相談支援事業等を実施しております。その事業の費用について国が2分の1補助をしていただきますので、本年度につきましてはその総額が1,931万5,000円となりますので、その2分の1であります965万7,000円を計上させていただきました。ちなみに、この事業の財源割合は障害福祉サービス費と同様に、国が2分の1、県が4分の1を負担し、残り4分の1を町が負担して実施するものでございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、3点目ですけれども、関連がありますのであわせて御説明をいたします。

臨時福祉給付金につきましては、国が昨年度同様に、本年度におきましても消費税率の引き上げの影響を緩和するため、低所得者に対し給付金を支給するための補助金でございます。本年度につきましては、給付対象者1人につきまして6,000円を支給するものでございます。この事業につきましては国の10分の10の事業でございます。臨時福祉給付金給付事業費補助金につきましては給付費本体の補助金2,100万円を、臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては事務費全体の補助金を864万1,000円それぞれ計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○厚生部長（岩瀬知平君）

それでは、その下の段、児童福祉費補助金について御説明させていただきます。

1,565万円ですが、一番上の子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金ということでございますが、これも消費税値上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対しまして臨時特例的な給付措置を行うものということで、平成26年度に行ったものの27年度版ということでございます。

支給対象者につきましては、基準日におきます平成27年6月分の児童手当の受給者でございます。対象児童1人につき1万円から3,000円ということで、ちょっと値下がりしておりますけれども、国の10分の10の事業でございます。上が手当そのものの補助でその下が事務費としていただくものでございます。

その下の児童虐待DV対策等総合支援事業補助金でございます。これにつきましては、児童の虐待防止支援事業につきましては国が2分の1補助をしていただけるというものでございまして、本町では専門員の方を臨時職員として雇い入れる予定をしておりますので、その2分の1の額をいただく予定にしております。

以上でございます。

○土木課長（石川喜次君）

続きまして、橋梁長寿命化修繕補助金522万5,000円になります。今補助金につきましては、新浦戸二丁目地内の2級河川、大川にかけられているバンダ橋と町道上野間駅前線の2級河川、稲早川にかけられている天神前橋の耐震補強工事と長寿命化修繕工事の費用に対する補助金となります。

以上でございます。

○福祉課長（沼田治義君）

続きまして、27ページの県補助金ということで、またこちらのほうでも地域生活支援事業費補助金ということで、これが先ほど私が説明しました、先ほどは国の説明をさせていただいたんですけども、内容は一緒でございます。県の持ち分の部分ということで4分の1相当を上げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

続きまして、児童福祉費補助金でございます。その中の27ページ、保育緊急確保事業補助金の内容はということかということでございますが、内容につきましては、保健センターのほうの保健師のほうで行っております乳児家庭全戸訪問事業、これが38万4,000円ございまして、あと地域子育て支援拠点事業ということでいたしておるんですけども、いわゆる子育て支援センターの事業についていただいております。496万8,000円をいただく予定にさせていただいております。

以上でございます。

○土木課長（石川喜次君）

続きまして、農業費補助金、多面的機能支払事業補助金2,682万7,000円についてどのようなものかという御質問でございますが、本支払事業につきましては、農地の保全や農業用施設の修繕等を実施していただいた地元の団体に対する交付金でございます。本補助金につきましては、平成27年度の当初予算から新規に計上したのになります。その理由といたしましては、平成27年度からこの多面的機能支払が法律に基づいた制度と変わり、交付金の交付ルートが国から県及び町を通じて各保全管理団体に交付するルートに変更されたものであります。

補助金の率といたしましては、国50%、県25%、町25%になりまして、本2,682万7,000円につきましては、国と県の負担分になります。

以上でございます。

○福祉課長（沼田治義君）

雑入のところ、35ページの雑入の地域生活支援事業負担金ということで、先ほど來說明している名前とちょっと同じような名前になっておりますが、この中身につきましては、かもめ福祉会が旧美浜保健所のほうで行っていただいております美浜町と南知多町の方々の授産事業に対する委託料でございまして、それに伴います南知多町さんの負担金544万6,000円を雑入で計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

本当に聞こえが悪かったんですけども、道路橋梁費の補助金をもう一度説明してください。ちょっと声を大き目に。

○土木課長（石川喜次君）

25ページの橋梁長寿命化修繕補助金につきましては、新浦戸二丁目地内の2級河川、大川にかけられているバ

ンダ橋と町道上野間駅前線の2級河川、稲早川にかけられている天神前橋の耐震補強工事と長寿命化修繕工事に
対する補助金になります。

以上でございます。

○6番（鈴木美代子君）

養育医療給付費の負担金で、これは2,000グラム以下で生まれた子供の医療のための個人負担を援助するもの
だと思います。27年度はどのぐらいそういう子供が、少ないと思うんですけども生まれる予定で、わかるよね、
そんなことは。

○住民課長（西田林治君）

どのぐらいのお子様を対象になるかということでございますが、年間、27年度見込み、20件ほど予定しており
ますが、これはレセプト枚数でございますので、1回2,000グラム以下でひっかかってくると、ひっかかって
くるという言い方は悪いですが、該当になりますと基本的に3カ月該当になってくるんです。3カ月たつ
とお医者さんがその時点で判断して延長するのか、やめるのかということになりますので、今、レセプト枚数で
20件ということになりましたので、大体3カ月を基本と考えているので、3で割っていただくと年間対象者は6
乳児ぐらい、6乳児から7乳児ぐらいということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

そのほか歳入でございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のほうに行きます。

1款の議会費から4款の衛生費まで、これの質疑に入ります。質疑はございせんか。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

失礼します。130ページぐらいまで該当することになると思います。ちょっとページ数だけ書いたもので、もし
それが違うといったら、指摘してください。一応通告してありますので、順番に質問させていただきます。

41ページの2款総務費の中で、一般管理費、個人情報保護制度再構築支援業務。先ほど、同僚議員から歳入の
ほうでも同じような質問があったんですが、いわゆるマイナンバー制度にかかわるほかの事業もいっぱいあるか
と思います。私どもから資料請求してつくっていただいた資料の中にも関連する予算がいっぱいあるわけですが
れども、とりあえずこの項目でお聞きしたいと思います。

いろいろ業務が便利になるということも言われたと思うんですが、じゃ、今までの住基カードだとか何かで何
か支障があってこれに移行したのかというのが少しひっかかるのと、ここの言葉どおりですと個人情報の保護制
度ということですから、いわゆるプライバシーの保護だとか何かいうことにかかわると思いますけれども、そう
いうことではどこまで保障されるのか少し気になる場所ですので、住民の側から見たこのマイナンバー制度と
いうか、今の業務がどういうメリットがあるのか、これをやらなければ何か支障があったのかというようなこと
を確認したいのと、いわゆるプライバシーの保護のことで確認したいと思います。

次、57ページの2款総務費、企画費の中で、まちおこし実行委員会負担金というのがあります。この中身がち
ょっとよくわからないのと、自治会用品ということになっていきますけれども、どんな中身なのかもう一度説明願
いたいと思います。

もう一つは、65ページの防犯対策事業ということで、防犯灯設置工事と予算が組んであります。一般質問にな

っちゃいかわけですけども、とりわけ私、西海岸での奥田地域の全体が本当に暗いというのを何度も指摘しましたけれども、もちろん国道は県・国の工事だと思いますけれども、そこに通じる町道だと何かで大きい交差点だけはあるわけですけども、町道のほうの交差点にいわゆる防犯灯設置をどの程度計画しているのか、確認したいと思います。

それから、ページ数はごめんなさい、基金の積み立て事業というのがあります。この中で公共施設整備基金あるいは教育施設整備基金、これはどういうのが対象になって、今どの事業にどのぐらいを予定しているのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ同じ基金の中で都市計画事業基金というのがありますけれども、今後の積み立て計画はどういうふうになっていますでしょうか。

それから、73ページの知多地方税滞納整理機構負担金というのがあるかと思います。これは何度も指摘しましたけれども、既にもう数年にわたって美浜町からも職員を派遣して、一定県の指導をいただくという事業だと思っています、負担金ということです。もう既に何人も入れかわりで指導を受けてきているわけですから、整理機構から撤退する、これは予算にのせないでほしい、撤退してほしい、あるいは機構の解散を求めるという声がありますけれども、そういう検討はされているのかどうかお願いしたいと思います。

93ページの保養施設利用助成事業二百何万の予算がありますけれども、これは以前の60歳以上、3枚配布していたときと比べてどの程度の利用状況に落ちているのか、ちょっと確認したいと思います。

95ページの高齢者タクシー助成事業。実は私も何人か紹介して、こういう手続ですということで教えてあげた方もいるんですけども、率直に言って、写真を持ってこなければいけないですし、申請を希望しているのになかなか手間がかかってということで、非常に心配されております。当然、車が乗れない方を対象なのに、申請を希望して本人が取りに来なければいけないとかという形になっておる。もちろん写真が要るとか、そういうのもありますけれども、もう少し簡便にできる方法はないのかということ、代理の方でとれないのかとか、そういうことの仕組みをもう一度お願いしたいと思います。

それから、105ページの児童福祉事業、ここに遺児手当とありますけれども、ちょっと勉強不足で申しわけありません。どういう形の対象者というか仕組みになって、対象者はどのくらいいるのかお願いしたいと思います。

それから、109ページの3款保育所園庭芝生化事業というのがあります。今後ほかの園での普及の計画は計画されているのか、奥田保育園、本当に思ったより早く伸びて、私の子供も利用させてもらっていますけれども、子供じゃない、孫ですけども、本当にいい事業だったということを思うわけですから、順次広げていく計画はないのかどうかお聞きます。

それから、125ページの風疹ワクチン接種委託。この問題は、今まで女性の接種がなくて、当然お産に係る話ですけども、ということが心配されておりましたけれども、以前、NHKだったか何かの特集で、実は結婚するあれは、そういう方たちの男性の側のほうがワクチンを受けていなくて、そちらが原因だった例が、数字はちょっとつかんでいませんけれども非常に多かったということで、そういう報道がありましたけれども、この風疹ワクチン委託に当たってどういう指導を、いわゆる基本的なスタンスを持っているのか、もう一度確認したいと思います。

それから、衛生ですから合併処理の浄化槽のところも衛生に入るかと思います。合併処理浄化槽設置整備事業というのがあります。こちらに資料もいただきましたので、この資料の説明をしていただけると結構かと思いますが、5ページのところにこれまでの5年間の実績と今後の見通しのことがありますから、これをもう少し説明していただけると助かります。

済みません、それと関連して、当然、公共事業になった場合に、きのう、おとといの一般質問あるいは説明会の中でもあったように、都市計画税として合併浄化槽にかわる新しい公共事業になるわけですが、接続する区画になった場合に、合併浄化槽の補助が、きのうの質問で何か検討したいということでしたけれども、これにまた多分都市計画税から充当することになれば、こちら数字だけありますけれども、金額的にはどういうぐらいいのことが見込まれるのか。それも含めて教えていただけるといいです。

以上です。

○総務課長（本多孝行君）

まず、2款一般管理費の中にございますが、個人情報保護制度再構築支援業務、ここから御説明をいたしたいと思います。

今、議員が住基カードの関係、あるいはプライバシー保護のかかわりとかいう面から見て住民から見た支障はどんなんだということでおっしゃったと思いますが、ここの240万円に限って言うのであれば、これにつきましては、まずマイナンバー制自体が税・社会保障に関するものについては、個人情報を後で使っていいと法律で定まっております。そのほかの業務、美浜町クラスですと700ぐらいの業務があるわけなんですけれども、その中でマイナンバーを業務をする上で使う必要があるもの、便利になるもの、そういったものについては法律で使っていていいとっていないものですから、逆に言うと条例によってこれはマイナンバーを使いますというふうにしないと個人情報の保護になりません。

その前段といたしまして、26年度の補正予算でその洗い出し業務に関しては予算を認めていただきまして、ただいま業務を進めております。どういった業務がこのマイナンバーを使うことに該当するのかという洗い出しを今しております。洗い出しをした上で、ではその業務に係る町の例えば条例、規則、規定あるいは様式に至るまで、こういった文言を入れなければ個人のプライバシー保護に支障が出るのではないかと。逆に言うと、こういった文言に変えなければマイナンバーを使えない、そういったものを洗い出した上でそれを使えるようにするために例規の改正をしていくための業務ということになります。そういった意味では、住民の方々が直接云々というのではなくて、私どもが業務を遂行する上で必要な法規の改正等を行う業務ということであります。ですが、それはもちろんそれをやることによりまして住民の皆様の個人情報というのを保護するため、最低限の利用にするための業務というふうに考えていただければいいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○企画政策課長（大井徳男君）

それでは、57ページの企画費、美浜町まちおこし実行委員会負担金と地域共同事業の自治会用品、この2点についてもう少し中身の説明をということでございますので、この2点につきまして私から説明申し上げます。

初めに、美浜町まちおこし実行委員会負担金100万円についてでございますが、この負担金につきましては、農協、漁協、商工会、町で組織しております婚活に係る実施団体、美浜町まちおこし実行委員会に対して支出するものでございます。平成27年度につきましては、町制60周年記念事業の一環で、最近よくマスコミのほうに出ております日本福祉大学出身の占い師でゲッターズ飯田さんという方が、議員御存じかと思いますが、その方を招聘いたしまして、彼の営業種目にあります婚活に対してマネジメントをしていただけるということでございますので、講師をお願いしていただくものでございます。また、実施回数も観光協会から要望されております1泊2日の婚活を含めまして3回程度を予定しております費用でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域共同事業の備品購入費の機械器具費、自治会費用の250万円でございますが、この事業につきましては、100%補助の全国自治宝くじ補助金を使って各行政区から要望のありました備品を購入するもので

ございます。本来ならば各行政区が各自で申請し実施するものでございますが、この補助金は最低交付基準額、俗に言われる足切り額が定められておりまして、100万円未満の事業費は対象にならないということでございますので、町が各行政区の要望を取りまとめ一括で購入し、無償譲渡するものでございます。なお、平成27年度は布土区から切山区までの東部地区で、次年度におきましては小野浦区から美浜緑苑区までの西部地区を予定しております。また、各地区行政区から要望のございました備品につきましては、布土・時志区につきましては1台当たり5万2,000円の高出力トランシーバー15台を要望されて、事業費につきましては大体78万8,000円程度。それから、北方区につきましては消防コミュニティのコミュニティセンターの暗幕の一式取りかえ、30万円程度。それから、浦戸区につきましては、老人会が使う液晶テレビとか、カラオケセット、座椅子等で28万円程度。それから、河和区につきましては会議用テーブル10本とか折り畳み椅子等で27万円程度の事業費でございます。矢梨区につきましては、液晶テレビ、冷蔵庫、会議用テーブル、チェーンソー等で大体43万円ほど。それから、切山区につきましては盆踊りのやぐら、アンプ、スピーカーなどで37万円程度でございます。

以上でございます。

○防災安全課長（天木孝利君）

65ページ、工事請負費、防犯灯設置工事40万円についての御質問でございます。議員、奥田地区の県道を中心に、国道を中心に防犯灯を設置していただけないかというような御意見だったと思います。

27年度の防犯灯の設置の予定につきましては、町内10カ所、これにつきましては各行政区からの要望に基づきまして、その中で、なかなか全てをできないものですが、一応予算の範囲内ということで、27年度、10カ所を予定させていただいております。その中に、議員御質問にありました奥田地区は残念ながら入ってはございませんが、今後その部分については次年度以降についても、当然、地元のほうからの御要望も上がってくると思いますので、その中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○総務課長（本多孝行君）

同じく65ページ、基金積立事業でございますが、対象となる事業ということでございますが、まずもってここに計上してある金額につきましては、基金の残額に対する利息分を計上してあるのみでございます。そういった意味では、あくまで基金の積み立て事業の目的としましては、差し当たり預金利子を積み立てるのが事業の計画であるというふうにお考えいただきたいと思います。

その基金のそれぞれの目的といいますのは、各もともと条例を定めた上で基金を設置いたしておりますので、例えば教育施設整備基金であれば教育施設の整備のためという、まさにこのままでございますけれども、そういった目的のための基金でございます。

都市計画事業基金の今後積み立て計画はというのがございますが、これは十分もう皆さん御存じのとおり目的税でございますので、例えば2億円入ってきたときに1億円使えば残りの1億円はどうするんだといったら、それは基金に積み立てると、そういった意味で都市計画基金事業の今後の積み立て計画はとなれば、納めていただいた税収から充当しました事業の残りの金額については、ここの基金の積み立てに入ってくるということでございます。

以上です。

○税務課長（廣澤辰雄君）

73ページ、滞納整理機構負担金について、機構から撤退あるいは解散を検討してはどうかという御質問でございますが、まず県内の参加状況を御説明させていただきます。26年度につきましては、参加市町村数は47市町村、あと不参加が7市町、27年度につきましては、名古屋市を除く全市町が参加すると聞いております。機構への参

加につきましては、３年スパンで徴収業務を行っております。１期目が23年度から25年度まで、現在は２期目で、今年度、26年度から28年度までの３年間となります。そのことから、計画どおり参加するための予算を計上させていただきますましたので、よろしくお願いいたします。

○福祉課長（沼田治義君）

山本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目の保養施設利用助成事業、いわゆるかんぽの宿の日帰り利用券助成事業だと思いますが、これにつきましては議員御指摘のとおり、平成25年度から対象年齢を引き上げさせていただきまして、60歳から70歳にさせていただきました。対象者に対しまして年２枚の利用券を交付させていただいております。

まず、実績でございますが、平成25年の実績が4,267枚で234万6,850円でございます。26年度の見込みが4,306枚の236万8,300円という形で見込みをさせていただいております。利用率につきましては約51%、交付した枚数の約半分の方が利用されているというのが現状でございます。横ばいの状態で行っておるというふうで私どもは理解しております。

平成27年度当初予算につきましては、550円の助成金の対象である70歳以上の高齢者、これは住基人口で4,470人おりますので、そちらの55%相当の2,459人が２回利用するということで見込ませていただきまして、270万5,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、高齢者タクシー料金助成事業につきまして、申請手続が複雑で大変である、もっと簡単にできないかという御質問だったと思いますが、高齢者タクシー助成券は金券でございますので、不正利用等を予防するために、お手数でございますが御本人さんに申請をお願いしているというのが現状でございます。しかしながら、利用者の方々から本人ではなくやれる方法を町のほうも考えてほしいというお話を御要望いただいているのも事実でございます。そうした中で、町としましては今後、新規申請時につきましては、申請時に必要な住民台帳カード、この作成につきましては御本人しかできませんので、御本人さんに来ていただきたいということと、私どももタクシー利用時のチケットの使い方等を御本人さんに説明したいものですから、まことに申しわけないですけども、新規申請時につきましては、従来どおり御本人さんに来ていただいて窓口のほうで申請をしていただきたいと、このように思っております。ただし、２年目以降につきましてはの更新につきましては、委任状等により家族が代理で申請ができるように今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○厚生部長（岩瀬知平君）

続きまして、105ページ、遺児手当の仕組みでございます。

まず、町の遺児手当でございますが、対象者は父か母が死亡したケース、父母が離婚した場合、父か母が身体障害者として１級、２級かあるいは療育手帳Ａの場合、それと父か母が１年以上行方不明になった場合、５番目として母が結婚しないで産んだ子供ということで対象になっております。

支給年齢につきましては18歳ということで、高校３年生の３月までということでございます。児童１人につき2,600円を支払っております。支給月は３月と７月でございます。平成25年度の決算からいきますと、延べ2,925人、760万5,000円を支払っております。受給者からいきますと161人、25年度で対象になっております。27年のこの予算につきましては、もう少し多く見積もっておるわけでございますが、大体そのくらいの方が申請をされるということでございます。

次に、109ページの保育所費の芝生化事業でございます。今後ほかの園での普及の計画はということでございます。

平成27年度、新規で芝生を張るということがこの予算書に載っておりませんのでそういう御質問をされたかと思えます。私も、奥田保育所で一番適当な大きさと業者さんのほうから言われておりまして、園児の数とか、園庭の広さ、そこであれば芝生は何とか大丈夫だというお墨つきをいただいております。今後、同じような規模のところへ進めていくというふうに考えておりまして、大規模なところをどうしようかというのを今からの課題というふうに思っております。

以上でございます。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

125ページの風疹ワクチン接種委託料についてでございます。

美浜町におきましては、平成25年から風疹のワクチンのほうの助成を行っております。妊娠初期の妊婦さんが風疹にかかりますと、先天性の風疹症候群というのに赤ちゃんがかかってしまうということから、予防のワクチンを行っております。対象者につきましては、妊娠を予定または希望する女性とその夫になる方、それと妊婦さんを除く妊娠中の者の夫ということで予防接種のほうを行っております。ただ、条件がありまして、予防接種を行うに当たり、抗体価がしっかりある方については予防接種をする必要がないものですから、抗体価をはかっていただいて、免疫がしっかりあるかどうかの確認をさせていただきます。免疫の十分でなかった方について予防接種のほうをするというような方法で行っております。

予防接種の費用につきましては、風疹だけのワクチンを希望される方については3,000円の助成を行っております。これは料金の2分の1の助成になっております。それから、一応風疹のほうの抗体価が低いということは、あわせて麻疹の抗体価も低いので、麻疹・風疹混合ワクチンというものがあるんですけれども、そちらのほうもあわせてやってもいいというような県の指導がありまして、麻疹・風疹混合ワクチンを希望される方につきましては5,000円の助成で、これも2分の1個人負担で町の助成で行っております。これにつきましては、町内の6医療機関のところに個別接種として委託して実施しているものでございます。

以上です。

○環境保全課長（岩本健市君）

次に、127ページ、合併処理浄化槽設置整備補助金でございますが、これにつきましては5人槽45基、7人槽40基、10人槽5基の合わせて90基の補助の額でございます。これにつきましては、国のほうで循環型社会形成推進地域計画を5年間、今の27年度につきましては、23年度から27年度の5年間につきまして国の浄化槽の設置状況について補助金の枠どりをしているものでございまして、計画に基づいて27年度、90基というふうで予算を計上させていただいております。

お手元にあります浄化槽の実績につきましては、21年から25年度で、5人槽で208基、7人槽で174基、10人槽で11基、合計の393基でございます。平均しますと79基になりますので、次の循環型社会形成推進地域計画、平成28年度から32年度の5年間につきましては80基という考えで、今後国のほうも補助金枠の申請をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○都市計画課長（河村伸吉君）

先ほどの御質問の中で、下水道が決まった場合に、下水道事業へ移行する過渡期に補助金をどうするかというお話ですが、公共下水道に接続していただくことを前提条件にして対応を考えていきたいと思っております。内容については、まだ具体的には詰めておりません。よろしくお願いします。

○5番（山本辰見君）

私の要望にお応えいただいていない部分があるので、ちょっと補足的な質問になりますけれども、1点目に質問しました個人情報、いわゆるマイナンバー制度のところでございますけれども、実は地方公務員法では、先ほどあれこれにプライバシーで守られるんだということを言いましたけれども、職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとあります。そして、地方税法の中にも職員の守秘義務が定められておりますけれども、ところがこれが国会で論議になったときに、内閣の幹部のほうから自治体向けにナンバー制度についての説明の資料があったという、届いているかどうか、それも含めて報告いただきたいと思いますけれども、マイナンバー法に記載した個人情報の提供については、先ほどの地方税の情報を含めて守秘義務が解除される、そして情報システムで提供の求めがあった場合には、マイナンバー情報を提供する義務があるというふうに説明されています。こういうのが当局のほうに資料として来ているのか、また説明を受けているのかちょっと確認と、極端に言うと、こういうことがあると思うんです。例えばの話ですけれども、町の税務課では当然、先ほどの社会保障と税のところでは言われました住民税、固定資産税あるいは個人事業税なんかを扱っていると思いますけれども、その中にはいわゆる寡婦控除、先ほどこちらであった離婚したとか別れたとかいう場合の状況だとか、障害者がそのうちはどういうふうになっているとか、離婚したとか、あるいは本人だとか家族の障害の情報なんかが全部含まれると思います。そういうプライバシーの情報が含まれていると思います。それから、例えば事業をしているところだと、あそこはもうかっていると思ったらよく見たら赤字だったということが把握できる。国の今言ったように資料は拒否できないということになっていきますけれども、その辺では、先ほどの保護されるというのはどこまで本当に保護されるのか、そういう自治体へ説明したとありますけれども、そういうのは届いているんでしょうか。それが1点。

もう一つは、先ほど最後のほうで、かんぼの宿の利用の状況は大体わかりました。私ここで聞いたのはもう一つ、以前、60歳以上、3枚を配布していたときと比べた場合、どんな利用状況に下がっちゃったのか確認したい。

もう一点、風疹ワクチンのところで、当然、女性の方、男性の方にも説明していると言いましたけれども、特に男の人に特別力を込めてやってもらうように、そういうのではどこまで努力しているのか、実態を教えてくださいと思います。

とりあえずそういうことです。

○総務課長（本多孝行君）

まず、議員おっしゃった、では通知は届いているのかということ、具体的に例えば去年の10月は来ていたなとかいう記憶は正直言ってございません。ですが、これに関しましては非常に厚い資料が届いておりますので、その中にそういった項目が入っていたような気はいたします。

個人情報の保護ということでございますけれども、先ほどの税の情報等はマイナンバーに関しては解除されるということは、もともとは同じ役場の中であっても、税務用の資料というものは、例えば戸籍住民基本台帳の資料をすぐに何でも無制限に税務情報のほうで知るといふ、そういったことが基本的にはできなかったということがまず大前提であると思います。同じ役場だからみんな知り合っているよということではなかったんです。ですが、マイナンバーに関しましては、そういったものが解除されるという解釈でいいのかと思います。役場の職員以外、不特定多数の方に何でも教えてもいいよという意味の解除ではないというふうに解釈をいたしております。ですので、例えば社会保障のほうで税務情報を知りたいといった場合は、昔はなかなか難しいものがあったというふうに記憶しておりますけれども、そういったものが解除されるのがこのマイナンバー制に関してはということだというふうに考えております。

それで、私のほうの先ほどの240万円に関していうのであれば、そういったものは法律で定められた一定項目

以外にも町としてはいろんな情報を使いたい、そういったものが出てまいりますので、それについての洗い出しと、それから法規的な整備をするものが先ほどの240万円のこの委託事業でございます。議員の御質問と若干ずれが出るかもしれませんが、41ページの個人情報の保護制度の再構築支援業務委託料というもので御質問がありましたので、それに絡めてお答えいたしておきます。

以上です。

○福祉課長（沼田治義君）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

保養施設利用助成の関係が以前の制度、60歳のときの状況ということでございますが、平成24年、前制度のとき、このときの実績につきましては7,829枚、利用額につきましては430万5,950円という状況が24年度の実績でございます。これを全体の分母で割り返して利用率を出しますと45%ぐらいになります。そうしますと、今度60歳から70歳に引き上げたことによりまして利用率については若干上がったのかと、51%相当になっていますので利用率については上がったというふうに私どもは分析をいたしております。

以上でございます。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

では、議員の男性に対してどのくらいPRをというようなことでお答えさせていただきたいと思います。

一応ホームページと「広報みはま」は年に1度ずつ出させていただいております。あと、男性が、要は女性が免疫を全然獲得できていないと男性からもらってしまうということがあるので、やはり基本は女性をとにかくしっかりと打ってもらうということを念頭に置いてやっているんですけれども、母子手帳を交付するときに1人の妊婦に当たり大体30分ぐらいかけていろんなことを保健情報を提供しながらお話するんですけれども、そのときに御主人のことについて、妊婦さんは打てないですけれども御主人は大丈夫ですかというふうにお聞きして、必ずこんなふうで補助をしておりますので免疫を一度はかっていただいて実施をしてくださということで御紹介をしております。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

歳出を質問する前に、いつものように歳出における消費税の総額を教えてくださいたいと思います。

次に、では入ります。

53ページの特別管理産業廃棄物収集運搬処理業務委託料です。これは、説明ではPCBと聞いたような気がするんですけれども、PCBというそういう本当に大変なものが、美浜庁内において処理しなければならないものがどこにあって、どういうふう処理をするのかお聞きしたいと思います。

それから、57ページの男女共同参画についてであります。研究報奨金です。男女共同参画研究が言われて久しいわけなんですけれども、報奨金は何に使うのか、講演とかそういうものがあるわけでしょうが、お聞きしたいと思います。

それから、57ページの負担金のところで、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金で、額は3,000円と小さいわけなんですけれども、リニアについてはなかなか庶民の手が届くような乗り物ではないと思います。まず、普通の新幹線の3倍から4倍の電気がかかって大変な乗り物だということで、とにかく早さを強調しているんでしょうけれども、それについて美浜町としてここに負担金を出すのはいかがなものかと思いますが、これは一般質問ではありませんので、町の考え方をお聞きしたいと思います。

次です。59ページの交付金のところで、行政区町制60周年記念事業活動交付金と200万円あるわけなんですけれど

も、60周年に当たってその冠の事業が全体でいっぱい出てきます。これについてどんな記念事業があるのか、私たちもこっちでやったり、こうやって見ていくとこっちにもあったりで目がちらついちやうなんですけれども、きちんと書類にこういう記念事業がありますというふうに示していただけないでしょうか。

それから、交通安全対策事業は61ページですが、この交通安全対策事業の中に、子供たちのヘルメットとか、そういうものが消耗品費の中に入っているのでしょうか、お聞きしたいと思います。その考え方についてもお聞きしたいと思います。ヘルメットについては、教育費の中でもう一度お聞きしたいと思います。

それから、79ページの自庁処理運用支援委託料というのがあります。委託料の中にありますね。5万4,000円という額は小さいと思いますけれども、ごめんなさい、この意味がよく私はわかりません。説明してください、わかりやすく。済みません、何遍も言いますが、私たちは詳しいことは全然わからないんです。名前は聞いたことがあるなという程度で、詳しいことを知っているのはやっぱり行政側ですので、ぜひ議員が他の住民に説明できるようにわかりやすく説明していただければと思います。

それから、93ページの委託料です。13節の委託料で、軽度生活援助事業委託料がありますが、これについて軽度生活、軽度というのはどの程度を指しているのか、どういった方を指しているのか、もう一回お聞きします。

それから、99ページの地域生活支援事業、これはさっきの入のところで説明がありましたので、歳出のほうの支援事業でこれが当たるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、105ページの子ども・子育て会議委員報償金、これもあります。まず、子ども・子育て会議、今、私も把握していませんので申しわけないんですが、どの方がメンバーになっているのか、そしてどういった活動をしているのかお聞きしたいと思います。

それから、105ページ、母子家庭等日常生活支援事業委託料、それで母子家庭等自立支援員保険負担金、わかば園利用者負担額軽減事業補助金、この辺を一括で説明していただけるとありがたいです。

それから、113ページの子育て支援センター運営事業があります。子育て支援センターは、本当に若いお母さん方からありがたいと、保育所に入れる前の子供さんたちを連れて、こういった集団生活になれさせるためには本当にうれしいと、そういう声はもちろん聞いています。ただ、子育て支援センターがそういったお母さん方から本当に狭いんじゃないかという声を随分聞くんです。この子育て支援センターは保育所の2階を利用していると思うんですけれども、27年度でこの子育て支援センターの増築というのか、何か場所を広げてあげる、そういったものを考えているかどうか、それもお聞きしたいと思います。

それから、127ページの里山保全事業ですけれども、里山保全活動指導もありますが、委託料も、里山保全についてどういった考え方があるのか、どうしようと思っているのか、美浜町のそういった里山をどうしようという考えのもとに美浜町はこういった予算を上げているのかお聞きしたいと思います。

それから、129ページの省エネルギー推進事業も、これも幾らか新築のうちの屋根を見ると、そういった太陽光の発電システムが載っているのがありますが、今のところどれだけ普及していてこれからどういうふうにしようという考え方なのかお聞きしたいと思います。

それからもう一点、131ページの指定ごみ袋販売業務委託料で、指定ごみ袋の120万円入っていますが、この間、職員にもお見せしましたが、私は本当に自分が使っているからたびたび見かけるんです。指定ごみ袋の上が詰まっていて、見せた方はわかると思いますが、こういう袋に上があいているんですけれども、詰まっていて肝心のごみが入らない状況の、そういった袋が割合見かけます。それは見せましたよね、こういう袋が出回っていると。時々あるんです。ごみが入らない、こういうふうになって真ん中のあいていなきやいけないところが詰まっているんです。こういったものをチェックするにはどうしたらいいのか、そういうものが住民の中で売られているん

ですけれども、お店屋さんでね。そういったミスのある袋、それをどうやってチェックができるのか、その辺を考えたことがあるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○総務課長（本多孝行君）

まず、消費税の額でございますが、一般会計、国保会計、後期高齢者等、水道事業を除きまして全部でよろしいでしょうか。

予算ベースでいきますと、1億456万3,000円というふうに私どもでは一応仮といいますか、まだあくまで仮ですけれども、これぐらいが算出されたものでございます。1億456万3,000円でございます。

その次に、53ページの特別管理産業廃棄物収集運搬処理事業でございますが、これにつきましては議案説明会でもちょっと触れましたけれども、PCBというふうに申し上げました。今どういう状態かというような御質問がございましたので、役場の地下に昔は外から高压の電気を入れて変圧をする変圧器の部屋があったんですけれども、今そちらがありませんので、そこはちょうど鍵がかかりますので、そちらのほうへトランスとかコンデンサーのそういったものは保管してあります。これも議案説明会でちょっと触れたんですけれども、あのときコンデンサーと言いましたけれども、実はトランス、大きいほうの間違いなので申しわけございません。トランスなんかPCBを処理する施設が正直言って余りないんです。トランスの処理をできるのがこの辺では富山県に1カ所あるだけなものですから、そちらへ、それも毒性の非常に高いものですので、特別なちゃんとした密閉できるものに入れて運ぶという必要が出てきます。そのために、ふだんから普通の人に接しないところに保存してあるわけなんですけれども、先ほども言いましたように、密閉する容器に入れて富山のほうへ運んで処理をしてもらうという予定をいたしております。

以上でございます。

○企画政策課長（大井徳男君）

それでは、57ページのリニア中央新幹線期成促進同盟会負担金についての町の考え方ということが1点と、それから男女共同参画の研究報償金の支払い先がどこかということと、あと59ページの町制60周年記念事業432万1,000円計上させていただいております。この金額の支出の内容、それからその中の行政区の町制60周年記念事業活動費交付金、この辺の部分の説明、それから60周年記念事業の全体で何かわかるものの資料が欲しいということでございますので、この3点につきまして御説明のほうをさせていただきます。

まず1点目、リニア中央新幹線の建設期成促進同盟会負担金3,000円についてでございますが、リニア中央新幹線は、議員御存じだと思いますが、東京・名古屋間を第1期として、12年後の2027年に開業を予定しております。その後、名古屋・大阪間が30年後の2045年に開業を目指し推進しているところでございますが、本町におきましても漁協さん、農協さん、商工会さん、観光協会さんがこの期成同盟会の賛助会員となっておりまして、早期建設促進のための関係機関への要望活動とか連絡調整などを行っていくための負担金でございますので、今後も継続して実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の男女共同参画の研究報奨金9万円についてでございますが、この内容につきましては、町職員及び町内の団体が男女共同参画の研究会とか研修会、講演会を実施する場合におきまして、講師のほうへ講師謝礼としてお支払いするものでございます。

また、現在、愛知県が男女共同参画の人材育成セミナーというのを実施しておりますが、そちらのほうに年間を通して受講される方、年間大体10回ほどございますが、こちらに受講される方1名に対して交通費相当額を報償費としてお支払いしているものでございます。

続きまして、3点目の59ページ、町制60周年記念事業の432万1,000円でございますが、60周年記念事業の事業費が222万円を計上させていただいております。これにつきましては、消耗品費として一応女性の議会用DVDの撮影とか、それからNHKの全国放送の消耗品代、それから60周年記念の啓発用資材として、今現在ポロシャツ、それからクリアファイル、名刺等に張るシールなどを作成する費用を計上してございます。なお、このポロシャツにつきましては、1着当たり千七、八百円になるかと思いますが、全て購入していただきたいというふう
に計画をしております。

また、行政区町制60周年記念事業の活動費交付金200万円についてでございますが、来年度町制60周年記念事業の一環として、10月11日に山車祭りを開催する計画でございます。この事業は、文化庁の交付金をいただき実施する予定で計画しておりますが、しかしこの交付金の中には対象外となるもの、交付金の対象外となるもの、ボランティアの昼食代とかDVDの撮影代、それからはっぴ代、山車祭りの物損保険料等が交付金の対象外となりますので、そちらの経費に充てるために山車祭り実行委員会のほうに交付する金額をこちらのほうで計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、町全体の60周年記念事業のわかる何か一覧表、これを早速つくりまして、お昼の休憩後ぐらいにはお渡しするように段取りをとりますので、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○防災安全課長（天木孝利君）

鈴木美代子議員の交通安全対策事業、61ページの中に小学生児童並びに中学生用の通学用のヘルメットは入っておるかという御質問でございます。

これにつきましては、11需用費の中の消耗品費の中に通学用ヘルメットといたしまして、防災安全課のほうで購入の準備をさせていただいております。ヘルメットについてのいろんなさまざまな御意見があるかとは思いますが、私ども交通安全対策を担当する課といたしまして、児童等の頭を保護するという意味からの観点からも大変役に立っておるという認識のもと、今年度も準備させていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○総務課長（本多孝行君）

79ページの自庁処理運用支援業務委託料と、これは何かということなんですけれども、実は81ページにもあると思うんですけれども、これはそれぞれ選挙の費用で計上してあります。簡単に言いますと、選挙の入場券を電算会社のほうに委託するのではなくて、役場のほうにサーバーがございますので、そちらのほうの資料を使ってプリンターで出す、そのために自分のところでやるんですけども、その抽出だとか、そういったものは委託して、あとは打ち出しをするため、その業務一覧、一括というふうにお考えいただきたいと思います。

また、ちょうど町制60周年の記念事業の資料ということなんです、参考までに先日の行政報告会で27年度の美浜町の当初予算主要事業というところの15ページ以降にもそういうものがございますが、それも参考にさせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○福祉課長（沼田治義君）

93ページの軽度生活援助事業委託料23万4,000円でございますが、この事業につきましては、簡単に言いますと介護保険外のホームヘルパーのサービス事業でございます。住宅で生活をしている65歳以上の高齢者の方々が簡易な日常生活、具体的に言いますと、例えば掃除だとか、洗濯だとか、買い物だとか、ごみ出しだとか、こ

ういったものをシルバー人材センターに委託をかけましてヘルパー事業をやっているというものでございます。

仕組みですけれども、これは1時間当たり900円で、御本人さんがその1割、90円を町のほうに納めていただいて、私どもがシルバー人材センターのほうに900円と事務手数料を合わせた972円をお支払いするという仕組みでございます。

利用実績につきましては年間数件ということで、利用実績が少ないのも事実でございますので、私ども、なるべくいろんな媒体を使いましてPRに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、99ページの地域生活支援事業でございますが、これは先ほど鈴木議員の御質問の歳入のところで説明させていただきましたものでございまして、障害のある方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、住民に最も身近な市町村が行う事業でございます。本町におきましては、ストマ等の日常生活用具の給付だとか、障害者の方々の移動支援、日中一時支援、それから福祉タクシーの助成だとか、授産施設通所者の援助だとか、そういったところに地域支援事業という形で事業を実施させていただいております。

財源につきましては、歳入でも説明をしましたが、国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1を町が持って実施させていただいておるという事業でございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

続きまして、子ども・子育て会議の委員のことについて御質問がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

委員がどなたなんだということでございますけれども、役職を紹介させていただきたいと思います。12人の委員が今おります。1番目、日本福祉大学の教授の方を委嘱しております。2番目に布土小学校の校長先生、3番目に美浜町教育委員会の指導主事、4番目に野間小学校PTA母親代表の方、5番目に知多大和幼稚園の園長先生、6番目に知多大和幼稚園のあゆみ会の会長さん、7番目に主任児童委員東部の方、8番目に主任児童委員の西部の担当の方、9番目に知多厚生病院かもめ園看護部長さん、10番目に布土保育所父母の会の会長さん、11番目に子育て支援ボランティアほっと・ミルク代表、12番目にうちの指導保育士ということで委員を構成しております。日額6,300円で、支払っている方は、この中の10名の方に支払っております。

何をやっておるのかということでございますけれども、今年度につきましては、子ども・子育て会議の中で子ども・子育て計画を立てていただいておりますので、間もなくでき上がりますので、また議員の皆さん方には行政報告会等で報告のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

その下の母子家庭日常生活支援事業委託金でございます。それと母子家庭等自立支援員保険負担金でございますけれども、これにつきましては、母子家庭の方に対するヘルパーさんを欲しいと御希望があると派遣いたしますので、その委託料でございます。そして、この保険につきましては、派遣された方に対する保険をこちらで負担するというものでございます。現実にはそういう要望がございまして、不用額となっております。ですけれども、一応あったときのためにということで、頭出しという形で予算をとらせていただいております。

続いて、わかば園の利用者負担額軽減事業補助金でございます。

これにつきましては、わかば園、町の任意事業ということで、各保護者の方から4,600円を頂戴して町の単独事業ということで今まで事業を進めてまいりましたけれども、県の指定を受けまして正式に児童発達支援事業ということで発足いたしました。そうしますと、ある程度所得がある方につきましては、今までの利用料が4,600円ではなくて限度額が3万7,200円に上がってしまう方もおみえになるものですから、その方の負担軽減を図ることと、その方、保育園に第1子の方が通ってみるとかいった場合に、第1子が保育園だったら第2子

以降は負担が要らないというようなこともやっておりますけれども、わかば園についても同等のサービスといたしますか、料金にしていく必要がございますので、そのための支出で、いただいたものに対してまたお返しするというような形で行うための支出でございます。

その次に、子育て支援センター増築を考えているかということでございます。

議員おっしゃられるとおり、子育て支援センターは、保育園に行かれる前のお子さんを連れた若いお母さんたちに本当に好評でございまして、たまに私どもも見に行きますけれども、狭い部屋の中でよくこんなにおるものだという状況であることは承知いたしております。

それと、また時間につきまして一日中いたいという要望ですとか、食事場所に弁当を持ってきてずっと一日中いたいという要望もいただいております。今後そういったことも考えて対策をしていく必要があるとは認識しております。しかしながら、今のところ建物に限界がございますので、増築等はできない状況ですので、何かしらまた今後考えていかなければならない問題であるというふうには考えております。

以上です。

○経済環境部長（齋藤 博君）

127ページの里山保全環境で、考え方だとか概念的なところがちょっとありましたので、私のほうから説明させていただきます。

里山といいますと、美浜の一番昔ながらの自然の大切さ、よさを今でもまだ美浜は持っております。また、両肩住宅地、通勤圏内での住宅地としての要素も持っておるわけですが、4款でいいますこの里山につきましては、当然、自然に親しむ機会をという中で、実は知多自然観察会に委託して年5回の事業をやっております。カワウの生息だとか、ヒメボタル、それから海辺の生物、これら自然観察会の方々、美浜にお住まいの方も会員の中でおみえになります。その方が年間ずっと継続して美浜の自然観察の状況を見守っていただいております。そういう意味で、わずかなお金なんです、美浜の自然についてを、里山というのか、監視していただいております。

また、4款の農業費でことし多面的何とかというのがありますが、これは田んぼや畑の防災だとか、多面的機能、ダムの役割を水田なんかはするんですが、こういったものを里地里山の間接、直接的といいますか、草刈りだとかいろんなものをやっておれば、やっぱり里地のハード的な保全というのか、そういった要素もありますが、この4款のほうにしては、そういったソフトな部分の委託料でございます。

それから、129ページの省エネでございます。これは太陽光だとか緑のカーテンをやっておるわけですが、もともと国民全体、省エネ生活を常日ごろから考えながら生活をしていこうという中で、いろんな企業だとか、個人、私たちの生活の中にCO₂の削減とかがありまして、原発以降ちょっと飛んじやったところがあるんですが、何にしましてもこの太陽光発電、やっぱり個人の住宅への補助であります。これは県も補助して今いただいております。今はまだもう少し続けていこうと、補助を続けていこうという考えでおりますが、時期を見て、この時期、いつだと言われるとまた難しいところなんですけれども、機能を満たしたというか、十分この補助事業の目的が達成したと思われる時点では、また考えていく事業費だと考えております。

それから、指定ごみ袋の販売の、破れてふぐあいがあって、切れ目がちゃんとミシンができていなかったとかいうことなんです、私の知っておる限りでは、そういう内容での苦情は初めてでございます。中には、どういうケースだったか記憶にないですが、役場の窓口へ見えて役場が手持ちで持つとるやつと交換したりはしております。その部分、この間教えていただきましたので、納入業者にはそのことを伝えまして、多分ロットの関係で、工場で何十万枚という大量生産の中でちょっと機械に不都合があったのかと。だけれども、不都合があつて

はいけませんので、また業者のほうを指導していきますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

以上ですが、鈴木君、ちょっと時間がありますからここで一旦切りまして休憩にさせていただきたいと思うんです。あとまたあるというのであれば、いきます。

ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

〔午前10時53分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

今は1款から4款までの質疑で途中で終わっていました。鈴木君、どうぞ。

○6番（鈴木美代子君）

先ほどのリニアの問題ですけれども、民間会社が一生懸命やっているというのはわかりますが、私は、リニアが走って利益を上げれば、それは民間会社のものですから、そんな民間会社の利益のためにそういった公的機関がたとえ3,000円でも補助金を、負担金を出す必要はないと思っています。

それで、もう一つリニアについて早期建設がなぜ必要なのかという点ですけれども、本当に普通の新幹線の4倍の電気代を使う大変なお金がかかるリニアですけれども、確かに早いかもしれません。でも、誰か乗った人に聞いたら、トンネルばかりで何にもおもしろくないという話でしたが、なぜ早期建設が必要なのか、もう一回お尋ねいたします。

それから、ヘルメットです。交通安全対策のヘルメットが、何か今、担当の方が防災にも使えるようなことを言われましたけれども、ヘルメットについて1つ安いと思います。1,000円以下だったかと思うんですけれども、どの程度の震度に使えるかということをはかってあるそういったヘルメットじゃないと記憶しているんですけれども、どうでしょうか。上から落ちてきたりして、それに耐えていけるヘルメットでしょうか。

それから、子育て支援センターです。確かに本当に狭くて、私も実は行ったことがあるんですけれども、布土のほうに、狭いということで、実は嫁さんなんかも子供を連れてよく行くんです。子供は行きたがります。それについてもやっぱり狭くて、手狭ですという、そういう説明も聞きました、担当の女の方でしたけれども。やっぱり狭いという、そういう要望があって、子育て支援という冠をかぶっているセンターですから、私は本当にできるだけ増築について町が本気で考えなければ子育て支援にならないと思います。その辺で本気で考える気があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、里山保全については、そういった半分ボランティアの人が定期検査みたいに里山保全のために頑張ってくれているという話を聞いて、感激しました。本当に大変なことだと思うんですけれども、ぜひ引き続いて頑張ってもらいたいと思います。

それから、省エネです。省エネルギーについては、私がこの質問をしたからやめるなんて言わないで、どのぐらい普及しているのか、新築の人がどのぐらい屋根にそういったエネルギー、太陽光を受ける反射板ですか、あれをどのぐらいの人がやっているか、その辺は調べたことがあるでしょうか。私はまだまだ少ないと思うんですけれども、そのためには、まずはこの省エネ事業をやっていかなきゃならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、指定のごみ袋についてです。1枚最低でも10円以上で売っている品物ですから、そういった未完成品みたいなものが見つかったら、やはり行政がかかわって売っているものですから、きちんと対応しなければ私

はいけないと思います。たとえ10円でも、買った人は、何だこれは、役場が関係している指定袋じゃないか、こんなことがあっていいかというふうに本当に怒ります。何度か私は遭っていますので、その袋に、やはり本気できちんと改善することをすべきだと思いますが、いかがですか。

○企画政策課長（大井徳男君）

リニア中央新幹線の早期建設促進が何で必要かという御質問かと思いますが、今、この日本経済、アベノミクスの矢、1本、2本、3本放たれてもまだまだ疲弊している状態かと思っています。そうした中で、中部国際空港と絡めながら、リニア中央新幹線を早期建設して、この中部経済界の今後のより一層の発展に拍車をかけるために少しでもと、漁協さん、農協さん、商工会さん、観光協会さんも含めた中で取り組んでいきたいということで、行政としても側面から協力したいという考えを持っておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○防災安全課長（天木孝利君）

ヘルメットの件につきまして、検定品かどうかという御質問でございます。

検定品で落下対応だとか、防災対応としての検定品ではございません。

以上です。

○経済環境部長（齋藤 博君）

省エネの太陽光の関係です。

判断は難しいにしても、今のところ県の補助金もありますので、個人の環境意識を高める上で推進していきたいと思います。件数なんですけれども、大体年に40基ぐらいずつが、後で報告しますが、40基、45基というふうな推移で来ております。ちょっとトータル、今ここにありませんので、済みません。

それから、ごみ袋の関係ですが、もう一度、この間は電話で連絡しましたが、指導のほう、改善のほう、やはり厳しいチェックを今後引き続いていきたいと思っております。

5年ほど前、袋の底が全くのりがついていないというのがありまして、それをかえた記憶があるんですが、2回目縛るあそこの部分は今回初めての経験であります、あつてはならないことですので、また指導していきたいと思っております。

○環境保全課長（岩本健市君）

鈴木議員からの質問で、今、うちの部長が説明させていただきましたけれども、住宅用太陽光発電システムの実績でございますが、25年度が52件、26年度はこれは1月末現在ですけれども、42件の補助を行っております。このうちおよそ、年度によって多少誤差はございますが、新築が約5割から6割というふうに想定しております。以上でございます。

○厚生部長（岩瀬知平君）

子育て支援センター、真剣に考えておるのかということでございます。

真剣に考えております。子育て支援センターでございますけれども、親同士が子育ての悩みとか喜びを分かち合える場ということで、今は狭いですが、狭いなりよさはあるというふうに聞いておりまして、いましばらく辛抱していただきたいと思っております。

○議長（磯部輝次君）

そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めまして、以上で1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

それでは、また提出した資料に基づいて順次お願いしたいと思います。説明があったかもしれませんが、よく理解できなかったので繰り返して説明をお願いします。

161ページの河川測量調査委託というのがあります。青山池だったか、杉谷川のようなことを言っていたと思うんですけども、どういう形の目的を持って、この後測量してどういう工事を前提としているのかをお願いしたいと思います。

165ページの奥田駅前東地区開発可能性調査、ここは以前、東地区じゃなく全体として区画整理が検討されておったと思うんですけども、その当時の概要と今回検討している計画の概要の違いというんですか、それをお願いしたいのと、都市計画課のほうとしていわゆる調査を依頼するわけですから、前提としてはこんな青写真というのがあろうかと思いますけれども、この青写真のポイントはどういうのを前提としているのか。

それから、50ヘクタールといいますとどの辺のところまでになるのか。今、日福大のグラウンドを整備していると思います。あの幅とこちらの今度、西部線のところがあるところとの位置関係でいくと、この辺までというのを示していただけるとよくわかるかと思います。

それから、167ページの効率的污水处理整備計画策定業務、委託するということになってはいますが、私は、やめろということじゃなくて、委託でじゃなくて職員の中でまとめられるんじゃないか。といいますのは、せっかく都市計画課の中に下水道の担当の部署も担当者も配置しました。そして、26年度の事業で6,300万円からの予算をつけて公共下水道についての基本の策定、あるいは事業計画の策定、もう一つは計画の着手ですから、ちょっと中身は違うと思うんですけども、当然どんな工事をやるかについては、下水道の該当するところ、しないところ、あるいは小野浦の農業集落排水について将来どうするかだとか、美浜緑苑をどうするかとか、そういうのも全部含まれた検討をしていると思うんです。そこに6,300万円からこの年度に使って、今はもう報告書が出てくるわけです。言い方をかえると、その資料を県に提出することになると思うんですけども、その計画に置きかえるわけですから、700万円新たにすぎ込む必要はないんじゃないかということを思うわけです。

171ページの小野浦ドッグラン管理委託、ここは新規に始まったわけですけども、年間の利用の実績あるいは今後の見通しはどうか。やはりこの予算をつけてはいますが、費用対効果という面では、説明ではわからないことはないです。ここの利用者がふえれば、食と健康の館あるいは浜のほうの利用者がふえるだろうということですけども、実態はどうなんでしょうか。

それから、173ページの交流拠点整備事業でございます。これはいろいろ一般質問と重なっちゃいかんですけども、私は率直に同僚議員からも指摘がありました。今この事業が本当に緊急に必要なのかということを思います。そして、この事業の要望を住民にどういう形で意向調査されて進めているのか、どうしても当局のほうの一方的な町長の構想のもとに計画をし続けていかないかというところがすごく気になるところでございます。

そして、とりわけこの中身としては、都市計画税をつぎ込んでずっと進めてきたわけですけども、資料をつくっていただきました。1つは遊歩道の整備事業、一覧表がずっとあります。国・県からの補助もありながら、前半のほうでは例の埋蔵文化財の発掘で、これは県が全て出してくれるからということでしたけれども、全体で3,000万円ちょっと、3,300万円ぐらい。それから、その後の歩道の整備に関しては、ずっとトータルして計算してみましたら1億5,200万円ぐらい、そのうちの50%が都市計画税をつぎ込んでいるわけです、補助があると言いながら。そして、国の補助は32%ぐらいですか、計算が違っていたらごめんなさい。それから、県の補助が

22%ということですから、普通の公共事業ですと国が2分の1、事業の中身によって違うんでしょうけれども、県が4分の1、町が4分の1という形です。この場合は逆転しているんじゃないかと思います。

そういうことでは、もう一つこの交流拠点のことを言いながら、公共下水道事業を準備している、いわゆる240億円近い大きな事業を用意しているのに、本来だったら私は大きな事業をするときは、先ほど基金のところがありましたけれども、いろんな形でそこにつぎ込むための基金を準備しておかなければならないんじゃないかと思うわけですが、そうではなくてどんどん使っている。この今の資料の2ページのところに都市計画税の充当事業明細というのがあると思うんですけれども、25年度で一番下の公園償還、今までの公債の借金、それが5,000万円ぐらい、その前は2億円ぐらいの都市計画税のうちの相当のウエートで1億8,000万円とか1億5,000万円と下がってきて、25年度で5,000万円ぐらい、正確な数字はちょっと別ですけど、26年度はここに書いてある2,400万円、27年度はもう1,000万円です。その後は多分もっとぐっと減ると思うんです。というのは、もう相当の分、新しい事業に展開していなければ、都市計画税はうんと余裕があると思うんです。多分にこういう言い方をされるかもしれませんが、山本たちから指摘されなくても使い方は私たちが考えると。ただ率直に言えるのは、大きな事業、私たちはいろんな批判が住民からあるので賛成しかねる事業です。公共下水のようなことをやるのに何で万葉の森だ、グラウンド拡張だとか、どんどんそれにつぎ込んで、しかもことしの場合は借金も準備してやっているのか、このことがどうしても理解できない。率直に後で提起したいと思います。予算の組み替えも含めて要求していきたいと思います。

質問にもう一回戻ります。住民にどういう形で説明して理解を求めているのかが全然見えてきません。

175ページの町営住宅の問題でございます。河和のところにある42軒を16軒の平家建てということですが、その後のことも含めて結構ですけど、いわゆる子育て支援だとか、少子化対策として若い世代向けにこの住宅の位置づけが検討に入っているのか。例えばそのうちの5世帯でも、6世帯でも、若い人にも使ってほしいというが入っているのか、また、将来の中期計画で若い世帯向けの町営住宅についてどういう方針を持っているのかお聞きしたいと思います。

最後ですけど、181ページの家具転倒防止対策事業、これまでの、資料としては要求していませんけれども、口頭でいいと思います。年度別の利用実績……

○議長（磯部輝次君）

山本君、今はそこまでいってありませんから、8款までですから。それは消防費ですから。

○5番（山本辰見君）

わかりました。済みません。

以上でございます。

○土木課長（石川喜次君）

161ページの河川維持費の13節の委託料のうちの河川測量調査業務委託料についてでございますが、野間地区の準用河川の杉谷川の未整備区間の延長約700メートルの改修計画の見直し、現地測量及び実施設計の業務に係るものになっております。この業務の区間につきましては、名鉄野間駅から上流に約100メートル地点から700メートルさらに上流に行った区間となっております。工事の概要につきましては、両護岸の整備とこの河川にかかっている橋梁のかけかえ工事となります。

以上でございます。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、165ページにあります奥田駅前東地区開発可能性調査についてでございます。

こちらについては、これまで駅周辺、主に線路から市街地側、22ヘクタールほどですけれども、そちらを中心に検討を進めてまいりました。今年度は、事業実施の判断に必要な資料としてリスク調査というのをやっております。事業の採算性ですとか、災害対策ですとか、動植物の調査などをやっております。

27年度は、私は50ヘクタールと言ってしまったかもしれないんですが、それは以前区画整理を計画していたときの50ヘクタールで、それよりも狭い面積で今度検討しようとしています。27年度については、大学前、線路より東側、こちらの3.5ヘクタールになりますけれども、整備のあり方を検討しようと考えています。特に大学がある駅前ということで、そのあり方を検討するためのものがございます。大学と連携しまして、構想図を描きたいと思っております。意見交換などもしながら、開発の手順なども話し合いたいと思っております。

それから、167ページ、効率的污水处理整備計画策定でございます。

今年度については、下水道事業のための調査、前提とした計画策定を実施しております。来年度、27年度についてはアクションプランということで、町全域の污水处理整備の計画を策定する予定になっています。これは町全体の污水处理人口の普及率の向上を目指す計画として位置づけております。この計画なんですけれども、平成16年と平成22年にも同様の計画を策定しました。おおむね5年間隔で策定している計画を来年度も行おうとしているものでございます。ただ、今回は効率的に10年間で整備する計画ということで、そのような計画を立てまして、国からの重点的な支援も受ける予定でございます。内容としては、合併浄化槽ですとか、農村集落排水も含めた町全体の污水处理計画となる予定でございます。この計画は愛知県に提出を求められておりますので、提出する予定になっております。今年度、6月から住民説明会を行いますので、その意見も把握した上でこの計画を策定することというふうになっておりますので、よろしくお願いします。

都市計画課、新たに下水道係ができました。ただ、こういった計画策定については、専門的な見地からデータの分析なども必要になってきますので、外部委託をさせていただきたいと思っております。職員としては、今この大きな事業で、重要な事業ですので、また全町にわたる計画ということで、慎重に細心の注意を払ってやっております。また、これからの事務としては、国・県との協議もあります。さまざまな協議をしていかなきゃいけないと思っておりますし、前段となる条例づくりなどもあります。また、地元説明に入る前にしっかりとしたそういった検証も必要だと考えておりますので、精いっぱいやっておりますので、よろしくお願いします。

それから、171ページ、ドッグランについては、管理委託料と用地借地料を上げさせていただいております。このドッグランなんですけれども、小野浦の食と健康の館の隣接地に26年2月にオープンさせていただきました。

これまでの利用実績なんですけれども、小野浦区からの報告から推計した数字なんですけれども、年間約2,300頭ほどとなっております。今後も同様の利用が見込まれると思います。費用としては、こちらの予算に上げさせていただいた管理料と借地料で58万円ということです。費用対効果がどうかということなんですけれども、十分に効果を上げておりますし、観光に資する施設として喜ばれていると思っております。

それから、173ページ、交流拠点整備事業です。こちらで実施設計委託料を上げさせていただいております。こちらは総合公園にグラウンドを増設するという事業でございます。

今、総合公園と町民第2グラウンドで延べ2万人の利用があります。今回この2つの施設をというか、総合公園に統合しまして利用しやすくしていきたいと思っております。総合公園については、スポーツイベントだけでなく、いろんな各種大会などもさまざまに使われてきております。また、都市計画課としては、例えば応急仮設住宅の建設候補地にもさせていただいております。防災という位置づけもあります。また、実際に防災の拠点とも位置づけられております。第5次総合計画にも明確に位置づけられておまして、今回の計画については、現在の利用者の方からの要望を踏まえた計画とさせていただいております。

トータルで10億円というふうなんですけれども、半分は国費で賄って、それからその残りについては都市計画税を充てる予定です。また、地方債を起こしまして、薄く長く世代にわたって負担していただけるようなものにしていくというふうに考えています。

下水道があるということなんですけれども、コストキャップ下水道については、年間1億円を限度として都市計画税を使わせていただくという前提がございます。ですから、都市計画税が不足して他の事業ができなくなるということではありませので、よろしくお願いします。

それから、175ページ、こちらで町営住宅の実施設計業務、建設工事費を上げさせていただいております。設計については、今年度基本設計を進めさせていただいております。町営住宅は福祉的な位置づけが強いものですから、高齢者の方ですとか生活弱者の方に利用しやすい施設設計を心がけております。現在、取り壊し住宅に22世帯が住んでみえるんですけれども、このうちの9世帯についてはほかの住宅に移られるというふうに聞いておりますので、残り13世帯の人に新築に入っただいて、残り3世帯が新規募集ができるというふうに今予定しております。若者の方にできるだけ入っただきたいと町としても思っておりまして、ただ、そのためにハードルがございまして、公営住宅ですので収入基準というのがございます。ある一定額以下でないと入れないというのがありまして、そういう方でも入れるような特例基準のようなものを設けたいと思っています。そのためには条例の改正なども必要ですので、そのあたりは前から予定しておるんですけれども、そのような事務を進めていきたいと思っています。子育て世帯に的を絞った募集なども可能だと考えておりますので、そのように進めていきたいと思っています。

以上です。

○5番（山本辰見君）

少し繰り返して確認したいところがあるので、もう一回お願いいたします。

今、課長のほうからありました効率的污水处理の整備計画のところ、決して職員が遊んでいるとか何かそんなことを言うつもりは毛頭ございません。ほとんど下水道の計画を検討していると言いながら、当然、美浜町全体をどうするのかという前提で検討しているんだと思います。もう既に計画の中に、緑苑をどうするかとか、ビーチランドのところをどうするかというのも想定になっておりますし、それから市街化調整区域のほう、南部のほうとか、あるいは小野浦のことも当然位置づけて検討されていると思います。そっちのほうは公共下水道は関係ないという計画ではないと思います。そういう意味では、将来どうするかというのは、もうほとんどこの中で検討はされていると思うわけですから、改めて町全体の総合的なといいますか、言葉はそのとおりです。けれども、じゃ、今のやつにいわゆる合併浄化槽の地域だとか、合併浄化槽でいこうと思っている、あるいは農業集落はもう今後は見込めないとか、そういう関係する3省の制限条項もあったと思います。それが全部組み込まれて6,300万円の予算で検討しているわけですから、ということは7,000万円かけてまたさらに検討し直すというようなことにも見えるわけです。ですから、決して私は職員が遊んでいるなんて、そう言うつもりは毛頭ございません。わざわざ新たな業者に出すんじゃなくて、職員の中で検討することが公共下水道を進める上でも本当に大事な、職員あるいは当局のほうの中にこの認識を一致させる意味でも大事な課題ではないかと思うわけです。

もう一つ、その前の奥田東地区の3.5ヘクタールと、私さっき言いましたように、例えば奥田の入り口のグラウンドがあると思うんです。グラウンドのこの辺から縦に南北にこの辺の位置とか、そういう形でちょっと手で示してもらえると、絵で示してもらえるとわかるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

それと、公共下水のところ、ちょっと私の質問に答えていただければ、住民に対してどのような形で意向調査をされてこれを進めたのかというのが全然伝わってきません。町のほうのやりたい、進めたいというのが一方的

に示されてどんどん進められているように思います。必要だったらこの6月から公共下水のほうで住民の中へずっと入っていくわけですから、そのときにあわせて公共下水に関連して交流拠点もこういう絵を今持って、もしかして予算が通ったらこういう絵なんだということを進める中でも説明していく必要があると思いますけれども、意向調査のことで再確認したいと思います。

以上です。

○都市計画課長（河村伸吉君）

今年度の下水道の調査なんですけれども、下水道を利用することが有利だという区域をまず設定しまして、そこをこじは集中的に検討している状況です。本年度の事業としては、下水道の事業化という前提の中の業務が中心です。ですから、それ以外の区域についてはほぼまだ何も検討できていないという状況ですので、そのことも含めて来年度については一体的にやりたいと、計画づくりを進めたいということですので、よろしくお願いします。

あと、奥田の区域ですけれども、奥田の線路の東側、都市計画道が走っております。その都市計画道路ですけれども、その脇に町道があります。その町道から河川がありますので、その間です。農免道路までの区間、そのあたりをイメージしていただければいいと思います。

あと、交流拠点の意向調査、交流拠点については総合計画の中できちんと位置づけられておりますし、皆さんの意向がそれに反映しているというふうに考えておりますので、あとその施設の内容ですとか、そういったことは利用者の方にいろいろお聞きしまして、それが反映できるような仕組みをつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ございませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

私も少しお聞かせいただきたいと思います。

先ほど以来ですけれども、165ページですか、奥田駅前の開発可能性調査ということですが、どの業者へ委託されるのかお伺いしたいと思います。

それと、167ページ、先ほど来ありました効率的な水処理という、この策定業務においてもどの業者に委託されるのか。それで、またここにおける予算というのは、先ほど来言われておりますように工事単価それから全体の額、そういう算出の中で枠は決められているはずじゃないかと、枠を先に見出してからでないという単価とか割り出せないんじゃないですかという、私もその部分を聞きたいです。

それと、173ページの13節、この交流拠点グラウンド実施設計業務という、これもどこの業者に委託されるのかという。それと、17節、公有財産購入費、幾らの単価で購入を予定しているのかという、この額に対してどういった積算をされたのかということですが、坪単価ないし積算内容を教えてください。

○都市計画課長（河村伸吉君）

まず、奥田ですか、どの業者にということで、今から入札という形で業者を選定しますので、今どの業者ということとはわかっておりません。

それから、効率的な汚水処理構想ですけれども、こちらも今のところまだ決めておりませんというか、入札もしくは見積もりという形になると思いますので、まだ決まっております。

173ページ、交流拠点グラウンドの設計について、こちらも今年度、基本設計を策定しまして、その業者さんはみえるんですけれども、まだその業者さんになるのか、来年度についてはまだ業者は決まっております。土

地の購入財産購入費で1億1,750万円という予算を上げさせていただきました。今鑑定をやっておりまして、正式な単価についてはまだ出ておりません。ただ、予算ということで見積もらなければいけないということで、一応4.8ヘクタールを考えております。割り返しますと平均2,500円ぐらいになると思います。単純な計算です。農地ですとか、雑種地ですとか、いろいろな地目がありますので、またそれぞれの単価が割り当てられると考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

途中ではございますが、ここで休憩といたします。再開を13時、1時からといたします。

以上でございます。

〔午前11時55分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○都市計画課長（河村伸吉君）

午前中の石田秀夫議員の質疑に対してお答えした内容について少し訂正させていただきたいと思いますので、お願いします。

173ページの交流拠点の土地の購入費なんですけれども、坪幾らかというふうなお尋ねであったんですけれども、私、平米当たりでお答えしてしまいました。平均2,500円というふうにお答えしたんですけれども、坪当たりですと8,250円ということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（磯部輝次君）

いいですか。

では、5款労務費から8款の土木費まで、鈴木君、始めてください。

○6番（鈴木美代子君）

まず、137ページ、補助金の中の機構集積協力金、それと同じ137ページの経営所得安定対策推進事業ですけれども、説明を願います。

また、139ページの地域食育推進事業補助金、これは70万円ですか、これも説明してください。

151ページ、観光施設等維持管理事業1,463万6,000円ですか。

153ページの製塩事業負担金ということで、これが60万円予算化されていますが、いつも毎年製塩事業負担金が出てくるんですけれども、少ないと思うんですけれども、どうして減ったのか説明してください。

また、157ページ、工事請負費、道路維持修繕工事、通学路安全対策工事についてどの程度を予測しておるのか答えてください。

また、159ページ、橋梁調査委託料ですけれども、どこの橋の調査かということです。

もう一つは、165ページの建築物耐震改修促進事業からも民間木造住宅耐震改修費補助金、これですけれども、耐震診断まではするんですけれども、なかなか耐震化は難しいというふうに住民に聞きました。お金がどうしてもかかるということで、これについて町としてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○農業水産課長（永田哲弥君）

私のほうから3点御説明のほうをさせていただきます。

最初に、機構集積協力金についてでございます。これにつきましては、事業の名称ということで、わかりにく

い事業名になっております。平たく言いますと、経営転換協力金、内容につきましては、農地を中間管理機構という機構に貸し出しまして、農業経営をリタイア、やめる方、それと経営転換、例えばA、B、Cというような3つの農業をやってみえる方が1つだけやめちゃうというようなことで、そういうような方について10年間中間管理機構というところに貸し出しまして、借り手が10年借りるということが調いましたら、貸し手側に0.5ヘクタール以下であれば30万円の協力金がいただけるという、そういう制度です。この制度につきましては、今現在耕作放棄地だとかございます。そういうようなものも解消につながるということで、農地の集積と農業振興を図るためにこういう制度が設けられておるものでございます。以上でございます。

それと、139ページの経営所得安定対策推進事業費補助金ですが、この経営安定対策につきましては平成22年ぐらいから始まっておる制度でございまして、自民党政権にかわりましてこの名称に変更されたものでございます。事業の内容につきましてはほぼ変わりはございませんが、目的としましては、米だとか麦、大豆が輸入に頼っておる状況でございます。こういうようなものを、水田を活用してつくることによって自給率を上げていくというような内容でございます。その米とか麦とか大豆とか、水田活用作物を作付していただいた方について金額を国からお支払いしていただくというような制度の事務的経費というのが今回160万円ほどの予算で措置させていただいておる内容でございます。

3つ目に、食育推進事業の補助金でございます。これにつきましては、今、日本中がパン食だとかに頼っておられる状況にあります。海外では日本食の見直しというようなことで叫ばれておりますが、まさに日本食を普及する、日本の食材を普及する事業の一つとさせていただければ結構かと思います。農業体験学習なんかを通じまして、自分でつくったもの、それを加工して食べるというようなことで、現在、季の野の森の農楽隊という布土の方なんです、その方に指導いただいて国から補助をいただいているというような状況でございます。

ちなみに、布土小学校だとか、布土保育園にも出向きまして、いろいろな食の安全も含めて豊かな食をもたらす自然との触れ合いを楽しんでいただくというような事業でございます。

以上でございます。

○商工観光課長（竹内康雄君）

鈴木議員から、観光施設等維持管理事業並びに製塩事業負担金について御質問がございました。お答えをいたします。

今回、観光施設等維持管理事業では、御指摘のとおり1,463万6,000円を計上いたしましたところでございますけれども、内訳といたしましては、一番大きなものは食と健康の館に対する指定管理の委託料700万円でございます。このほかに、町内に幾つかの観光用の公衆トイレ等の観光施設がございます。トイレで申し上げますと、布土、矢梨、小野浦、野間、若松、奥田、奥田北、鶯の山というところの各公衆トイレの水道料金ですとか電気料がございます。そのほかに小野浦と野間の灯台の公衆トイレにつきましては、集落排水の使用料もここに入っておるわけでございますけれども、主にですけれども、観光用の公衆トイレの維持管理費というんでしょうか、そういったものがございます。

そのほかに、27年度からは観光協会の事務局が独立するという予定をしておりますものですから、管理委託料につきましては、これについてはシルバー人材センターですとか、各地元に掃除なんかの管理をお願いしておるわけでございますけれども、それを一括まとめまして観光協会に対する委託事業ということで、一般会計からは削りまして、観光協会に同額を交付いたしまして、観光協会の事業としてやっていってもらおうと、そんなふうを考えておりまして、予算の総額はふえておりませんが、予算の組み替えをやらせていただいたところでございます。

それから、もう一点が製塩事業の負担金60万円、これが鈴木議員からはちょっと安過ぎるのではないかという御指摘があったわけですが、この60万円そのもので塩をつくっているわけではございませんで、これは実は富具崎港で海水をくみ上げているわけなんです、そのポンプ、井戸を使わせていただくということで、野間漁協さんに対しましてお支払いしているものでございます。これは何に使うのかといいますと、くみ上げ用のポンプの電気代ですとか、それから修理代ですとか、そういったポンプの維持管理に係る経費をこの中からお支払いしていると、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○土木課長（石川喜次君）

157ページの道路維持修繕事業のうちの工事請負費につきまして件数はどれぐらい予定しておるかという御質問でございますが、20件ほど予定をしております。参考に、今年度、26年度におきましてはこれまで27件の工事を実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、159ページの橋梁の調査委託料でございますが、この委託料につきましては、役場の交差点から南、浦戸に続く町道4093号線の2級河川、新江川にかかっている川、河浦橋の調査になります。

調査の内容につきましては、橋梁の桁とその下にある橋台の間に支承というのがございまして、その更新のための調査になりますので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（河村伸吉君）

165ページをお願いします。建築物の耐震改修促進事業でございます。

予算の内容ですけれども、診断については20件分をお願いしました。それから、耐震改修補助金、お尋ねのこの補助金の関係ですけれども、耐震改修に対して120万円の補助を出させていただいています。120万円の補助のうち半分は国から、4分の1は県からということで、国県の補助事業となっております。8件分を用意させていただきました。

それから、段階的改修といいまして、100%じゃないけれども一応人命が損なわれない程度の耐震改修というものも中間段階として設けておりまして、これが60万円を補助する制度でございます。これを2件用意しました。あと耐震シェルター、建物が壊れてしまってもその部屋の中にシェルターを組み立てておきまして、その中に入ると安全という、そのようなシェルターを各メーカーが販売しております。その工事費に対しては30万円ということで、2件分の用意をさせていただいております。

なかなかお金がかかって促進できないという、そのとおりでございます。中には安価な耐震改修方法を使って申し込んでいただいております方もいます。まずは建築士さんに相談していただいて、そのような工法もあると思いますので、そのような工法でやれば安くできると思いますので、その工法もあるということを御承知おきください。お願いします。

○議長（磯部輝次君）

ほかにございませんか。

○3番（石田秀夫君）

先ほどの交流拠点のグラウンドの173ページ、13節委託料ですけれども、今回は今からだということだったんですけれども、ちなみに基本設計をやられたのはどの業者の方でしょうか。

○議長（磯部輝次君）

石田君、声が小さいのでマイクに近づいてください。

○3番（石田秀夫君）

基本設計をやられたのはどの業者の方だったですか。

○都市計画課長（河村伸吉君）

基本設計をやったのは、株式会社中央コンサルタンツでございます。

○議長（磯部輝次君）

そのほかございませんか。よろしいですか。

○6番（鈴木美代子君）

先ほど答弁してもらった中で、地域食育推進事業について布土の方に指導してもらって日本の食材を普及する事業だということでしたけれども、もう少し詳しく説明願えますでしょうか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

どういうものをやっておるかということをお話しさせていただきます。

まず、米とか大豆などを作付しております。当然、布土地区内の圃場で行っております。それを刈り取り、大豆でいけば味噌づくりなどをやっていただいておりますということで、体験農場という形でございまして、教育ファームという称号をいただいております。去年、おとしぐらいいったと思いますが、新聞にも載っております。国のほうで表彰をたしかいただいた方でございます。それで、先ほど布土小学校で、布土保育所という話もちょっとさせていただいたんですが、ことしも布土小で2回、保育園で1回、それで年間、26年度の、まだ終わってはいませんが、12回体験講座というのか、体験学習を予定されております。募集等は東海農政局のホームページだとカチャシ等で御案内させていただいておりますが、250名弱ぐらいの受講者をお迎えして、地場産業というのか地場のものを使って体験してもらって、食べていただいて、日本食は安全ですよというような、そういうような一つの教育の一環ということで日本食を普及しようというような意気込みでやっていただいております。それで、140万円ぐらいの事業費を持っておるわけなんです、そのうちの2分の1が国から補助をいただいております。ということで、今回、美浜町の予算が70万円ということで、トンネルでやっていただくというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降についてこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

教育の分野で質問いたします。

まず、学校図書館用の図書ですけれども、小学校のもの、中学校の2校分と予算化されていますが、この図書館用の図書ですけれども、文科省が指定している基準を多分全部充足していると思うんですけれども、どうでしょうか。

それから、189ページ、いじめ不登校対策事業ですけれども、改めていじめ不登校について26年度分を反省してこうやって27年度の予算化がされていると思うんですけれども、いじめ不登校で今、本当に深刻に考えている問題があるかどうか、お答え願います。

それから、191ページですけれども、通級指導教室ですが、通級指導教室は私も学校訪問で見せていただいたりするんですけれども、本当に先生方も一生懸命やっておりますが、困った問題などはないですか。大

丈夫ですか。

次は193ページです。小学校の施設整備事業が、これはもう決まっていることだと思うんですけども、もう少し詳しく説明してください。もし説明会で聞き取れていなかったら、申しわけないと思っています。

199ページの中学校施設整備事業も同じようにお答えください。

それから、学校給食について、本当に栄養士の方や調理員の方には苦勞してつくってもらっていますが、いわゆる除去食という、アレルギーで例えばソバを食べると死んでしまう子がいたり、そういうものが現実に本当に深刻な問題があると思うんですけども、除去食を今全体で小学校、中学校で何人分をつくってみえるか。それから、どうしてもこの点は困ったという点もあるかと思うんですけども。

次は、排水処理施設汚泥処理委託料と排水処理施設管理委託料について説明ください。

また、学校給食の職員は、私が知らないで、ごめんなさい、正職員が何人いますか。調理員は正職員ですか。一部パートになっていると思うんですけども、その辺をお答えください。

以上です。

○教育部長（牧 守君）

まず、学校図書館用図書の小・中学校の蔵書の関係は文科省の基準を満たしているかについてでございますが、本町におきましては、小学校については議員資料のほうに書いていただいております258万4,000円、中学校については218万5,000円という予算を、昨年と同額ですけども、予算措置のほうをさせていただいております。議員言われるように、文部科学省が示している標準冊数につきましては、それぞれ小学校、中学校ともその標準となる蔵書数については満たしております。

続きまして、いじめ不登校対策事業について26年度、深刻な問題はあるかというような話でございますけれども、いじめ不登校については、いじめの問題については世間、いろいろ川崎市でこの間も悲惨な事件や何かがありましたけれども、町教育委員会のほうとしましては、やはり今、スマートフォンによるインターネット系、ああいったツールによりまして子供たちがそういった事件だとか、事故だとか、いろんなものに巻き込まれるということが非常に危惧されておまして、本町におきましても各小・中学校におきましてそれぞれPTAも含めてスマートフォンの講習会というんですか、県のほうでやっていただいておりますが、そういった講習会だとか、自主的に研修会等を開いていただいて、スマートフォンの怖さというのか、そういったものを知っていただくための取り組みをしていただいております。

生涯学習課のほうにおきましても、家庭教育推進連絡会議におきましてスマートフォンについてのアンケート等も26年度、とらせていただきまして、それについてせんだって連絡協議会の中でも報告がありました。教育委員会としまして、今後またPTAの総会等、そういった場面を利用しましてスマートフォンの怖さというのか、そういったものをこういったアンケートの結果も含めて、こういうことですと。特に子供さんばかりじゃなくて、親御さんに対して、本当はいけないんだと、こういうことに気をつけてくださいということを訴えていきたいということを考えております。そんなことだろうと思います。

それから、通級指導教室の運営事業ですけども、通級指導教室については、通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うために、河和小学校と野間小学校に専門の先生を置きまして、指導員を配置しておまして、それぞれ西部と東部の地区を担当していただいております。西部につきましては、その通級学級に対象となる子供の数が14人、東部につきましては20人ということで、それぞれ県の先生になるわけですけども、こういった方々が適切な指導というんですか、また通常学級に帰って授業が受けられるようにということで、いろいろお骨折りいただいております。

そのための、今回予算に計上しておりますのは、知能テスト、改定されたということで、今回、知能テストの用紙のほうを購入させていただいております。昨年度におきまして、そういった通級学級での指導をできるだけ有効にということで、通級学級用のその備品、そういったものも整備しております、いろいろ通級学級についても町としては努力しているというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、小学校の施設整備事業でございます。小学校の施設整備につきましては、今回、修繕と工事を含めて1,650万円、昨年よりも700万円ぐらい増額しているんなものをやらせていただく予定となっております。重立ったものについては、議案説明会の中でもばばっと簡単に説明してもらいましたけれども、布土小学校については低身長児の方がおみえになるので手すりをつけるだとか、それから河和小学校については教室の床の修繕、それから屋外倉庫の電源が不良でするのでその改修の工事を行うと。それから、南部小学校についてはプログラムチャイム、誘導灯、体育館の換気のルーバー、雨漏り対策工事。野間小については教室のロッカー等の裏側が抜けちゃってきていますので、そういったものの修理だとか給食室の修理。奥田小学校については北校舎の爆裂、コンクリの落下防止のための工事だとか、特別支援学級として使用するために、フロアがシロアリでちょっとやられていますので、使用できるようにするために室内の改修工事をやらせていただくというようなことを予定しております。また、工事費については、毎年、浄化槽やプールの点検を業者にやっていただいていますけれども、そこで指摘のありました修繕工事等々をやらせていただくほか、あと河和小学校については体育館の屋内の防球ネット、学校開放で利用していただいておりますけれども、ステージのほうにボールが入るということで、そういった防球ネットの設置だとか、南部小学校においては体育館の倉庫の雨漏りが非常に激しいので、防水工事をやる。それから、野間小学校については体育館の下足入れが非常に風雨にさらされて傷んでしまったので、その改修もさせていただきます。

備品としましては、ことしから新たに小学校の牛乳保冷庫を2校ずつ整備していこうというようなことで、いずれも20年ほど経過しておりますので、壊れちゃってからは遅いものですから、ある程度対応年数が来ていると思いますので、更新をかけていくというようなことでございます。

中学校のほうにつきましては、施設整備の修繕としましては、先ほど申し上げました浄化槽の関係はやらせていただくということと、あと河和中学校ではクラブハウスの扉が非常に傷んでいるというようなことで、クラブハウスの扉の取りかえ、屋外倉庫の修繕、職員室の東、東南の角のところから職員室のほうに雨漏りがしますので、その防水工事。野間中学校におきましてはバックネットの上部が非常に腐食も進んで危険ですので、上部の撤去工事、それから体育館と校舎をつなぐ渡り廊下の修繕工事を行う予定としております。

教育施設の工事としましては、主なものについては、規格が変わりましたバスケットコートのライン、総合公園体育館のほうはもう既にラインのほうを新しい規格に変えさせていただいておりますけれども、中学校につきましてもやはり授業の中でバスケットがありますので、新しくそのバスケットコートラインの変更工事をさせていただく予定をさせていただいております。

おおむね施設整備については、以上のとおりでございます。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

鈴木美代子議員の御質問で、学校給食についての職員数ですとか、食物アレルギーの関係についてお答えさせていただきます。

最初に職員のほうですけれども、私と主幹、2名の事務職員が行っておりまして、調理員につきましては今17名、そのうち正職員が6名、非常勤職員が11名という内訳になっております。

それから、食物アレルギーの関係ですけれども、今、給食センターのほうで給食、毎日約2,000食をつくらせ

ていただきまして、毎日配送して食べていただいておりますが、そのうち児童・生徒の食物アレルギーの子供が約50名ほどおります。そのうちで除去は、軽度の必要ないですという方もおりますし、それから自分で除去ができるというお子さんもおります。そのうちセンターでどうしても除去が必要だという子供さんが今約10名ございます。あと、新1年生でまたこの4月から数名が食物アレルギーのお子さんが入ってきますので、十二、三名という形になります。

アレルギーの関係で今困っている点ということですが、特に困っている点というか苦労している点ですが、食物アレルギーのお子さんがふえてきますと、今の体制で全てのお子さんに除去作業ですとかそういったものがどこまでできるかという、職員の調理員の人数にもよりますし、そういったことが不可能になってくることも考えられます。その辺が今後の課題、どこまで体制を整備できるのかという点が今後の課題となります。

それと、毎日献立が違いまして、作業工程から動線、毎日違う中で、アレルギー除去食の材料を間違いなく毎日除去していくということで、調理員も毎日神経をすり減らして頑張ってもらっています。その辺のチェック体制をきちっと確実なものにしていくという点が苦労しているところでございます。子供さんのためにクラスの子と同じ給食を食べてもらうということを前提に、今、保護者の方、学校、それから給食センターのほうで毎年、三者面談ということでしっかり話を聞きながら、連携しながら除去対応をしているのが現状でございます。その辺のところが苦労している点でございます。

それから、219ページのほうの排水処理施設汚泥処理委託料と管理委託料の関係でございますが、これにつきましては給食センターの施設、し尿浄化槽とは別にこの施設を設けてやっております。合併浄化槽ではございませんので、以前からのちょっと旧式ではございますが、排水処理、汚泥とそれから底にたまる油汚泥、それを年に1回引き抜き作業ということでやってございます。約15立米ぐらいは毎年引き抜きをさせてもらっております。

それから、管理委託業務のほうですけれども、こういった排水処理施設ですと定期的な点検が必要になってきますので、その点検と、あと年に6回ほどですけれども、水質検査、pHですとかBOD、CODですとか、そういったものの検査をしております。その管理委託業務として99万8,000円、汚泥引き抜きが104万2,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○6番（鈴木美代子君）

給食センターについてですけれども、私、そんなにたくさんいると思わなかったものですから、除去食を食べている子が約50名もいるということで、本当に大変だと思いますし、また調理員の方に本当にありがたいと感謝申し上げます。本当にありがとうございますとお伝えください。

この除去食がこれ以上ふえると本当にやっていけるかどうか心配だというお話ですけれども、その点では、ほかに調理員というのか、人手があれば全ての子供に同じものを食べさせるならその点の配慮をまたトップのほうでもしてもらわなければいけないと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

先ほどの、除去食50名ということではなくてアレルギーを持ったお子さんが50名みえるということで、その中でセンターで除去しているお子さんが10名になります。そのほかのあと40名のお子さんは、自分で除去できたり、軽度で除去が不要ですということですので、センターで除去は今、十数名という形でございます。

今後、アレルギーで除去食のお子さんがふえてくるということになりますと、毎日毎日の対応になりますし、材料もお子さんによって全て違いますので、その辺神経を使ってやらざるを得ないということで、やっぱり限度というものがありますので、15名ぐらいまでは何とかいけそうかという気がしております。ただ、一つのものを

簡単にとれるお子さんもおりますので、今後の動向によっては、どこまで対応できるかというのがまた人数だけでは把握できないところもありますけれども、今後の課題としましてはどういった形をとっていくかということで、除去できないから全て弁当にしてくださいということでも、子供さんもいろんな学校生活の中で支障が出てくるかと思うので、その辺も考えながら今後の対応は検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

学校給食について職員の方に本当に配慮していただいて、子供は本当に学校に行く、給食がうれしくてたまらない、そんな子供が多分多いと思いますので、ぜひ頑張って調理のほうもよろしくお願いします。

最後に1つ聞きたいことがあります。それは子供のヘルメットについてであります。

教育長のほうに以前、私は一般質問もしたりいろいろしたんですけれども、教育長からヘルメットについては強制はしていないと、要するに……

○議長（磯部輝次君）

鈴木議員に申します。今、予算の質疑ですから、それでちょっと御確認を。

○6番（鈴木美代子君）

わかっています。そのことについて確認ですけれども、教育長は長としては強制はしていないということですが、ということなら私は、前もって、町のほうはヘルメットについては強制はしていないけれども、ぐあいの悪い人やいろんな人がいると思うんです。その辺で悪かったら申し出ていただいて、ヘルメットじゃなくてもいいですということをぜひ言っていただきたいのと、もう一つは、不登校について今聞きませんでしたけれども、26年度の実績ですけれども、不登校について何人ぐらいいて、適応教室から学校のほうに戻れた子が何人ぐらいいるかということを知っていただけたら、また来年度の教育の実施について参考になると思うんですけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

まずは、予算がございませんけれども、ヘルメットの考え方、これについては、例えば頭にけががある、あるいは身体的にヘルメットをかぶることについて支障がある子供さん、そのほか夏場の熱いときにどうしてもヘルメットについてかぶることが困難だというような場合については、保護者の方から校長のほうに申し出いただいて、必要であれば当然ヘルメットをかぶらないでも済むように、そういった配慮を今既にやっておりますので、その点だけ御理解いただきたいということを思います。

それから、いじめ不登校、適応教室の関係ですけれども、26年度については適応教室のほう、子供さんというのか、生徒の方が2名一応通ってきてくれました。今回1名卒業されるということで、来年1名になりますけれども、そういった受け皿については必ず要るところだというようなことは、人数は少ないですけれどもいつ何どきそういった子供さんたちが来られるのかもわからない、いざというときのためにもそういった場所が用意されていないといけないということを思いますので、今後についても教育相談員と、それから指導員さんを配置して、すぐにでも対応できるような体制は常にとっておきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

以上で、これをもって議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算についてに入ります。これに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成27年度美浜町土地取得特別会計予算についてをします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてを審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算についてを、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第29号の質疑を終わります。

以上7件の平成27年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第26 発議第3号 政党助成金の廃止を求める意見書についてから

発議第4号 全原発の再稼働の断念を求める意見書についてまで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第26、発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書についてから発議第4号、全原発の再稼働の断念を

求める意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案者より提案理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明をお願いします。山本君。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

○5番（山本辰見君）

発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書について。

政党助成金の廃止を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、提出者、同じく美浜町議会議員 鈴木美代子です。

提案理由は、この案を提出するのは、支持をしていない政党に事実上の「献金」を強要するものであり、「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反し、憲法違反の制度であるため強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文、短うございますので、読み上げて紹介したいと思います。

政党助成金の廃止を求める意見書（案）。

政党助成金制度が1995年に創設されて以来、毎年320億円もの国民の血税が日本共産党以外の政党に投入されてきました。2014年末までの総額は既に6,311億円にものぼります。

そもそも政党助成金制度は、支持をしていない政党に事実上の「献金」を強要するものであり、法律で定めている「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反する、憲法違反の制度です。

加えて、何の苦労もなしに巨額の税金が転がり込む制度が、政党・政治家の金銭感覚を麻痺させ、政治腐敗を加速させています。政党助成金欲しさに、政党が離合集散するなど、政党と政治を墜落させる元凶になっています。

政府は、政党助成金を廃止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月17日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣でございます。

ぜひこれを真摯に検討いただきたいと思います。

もう一点でございます。発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書について。

全原発の再稼働の断念を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月10日提出、代表提出者として、美浜町議会議員 山本辰見、提出者として、同じく美浜町議会議員 鈴木美代子です。

提案理由は、この案を提出するのは、国内にある全ての原発は運転を停止していますが、需要が集中した夏場もまた冬場も電力の需要が賄えており、「原発ゼロ」に進む条件が一層広がっているので断念を求める必要があるからであります。

一緒に読みながら考えていただきたいと思います。あえて読ませてください。

全原発の再稼働の断念を求める意見書。

福井地裁は昨年5月、原発が抱える本質的な危険を認め、大飯原発の運転差し止めを命じました。

判決文は冒頭、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められる」と指摘し、原発事故には憲法上の権利である生存を基礎とする人格権が極めて広範に奪われる可能性、そうした事態を招く具体的な危険性が

あり、「差し止めが認められるのは当然だ」と断じています。

また、「電力供給の安定性、コストの低減につながる」など関電側が挙げる運転再開の理由づけについても、「極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と、電気代が安いかわい問題等とを並べて論じる」ことは「法的には許されない」と厳しく批判しています。

さらに、原発稼働がCO₂排出削減に資するとの言い分に対し、「福島原発事故はわが国始まって以来最大の公害、環境汚染」「環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違い」と厳しく退けている。

そして判決は最後に、「地震列島日本には原発適地はどこにも存在しない」と断じています。

日本弁護士連合会会長の声明は、「国民の生存を基礎とする人格権に基づき、国民を放射性物質の危険から守る画期的判決」と高く評価するとともに、政府には、「本判決を受けて、従来のエネルギー政策を改め、速やかに原子力発電所を廃止し、原子力発電所の立地地域が自律的发展ができるよう、必要な支援を行うことを強く求める」と要請しています。

NHKは昨年11月、世論調査で、鹿児島県の川内原子力発電所の再稼働について尋ねました。結果は、「賛成」「どちらかといえば賛成」が32%、「反対」「どちらかといえば反対」が57%と多数が再稼働を認めていません。

東京電力福島第1原発の事故から4年、国内にあるすべての原発は運転を停止しているが、需要が集中した夏場も冬場も電力の需要が賄えており、「原発ゼロ」に進む条件がいつそう広がっています。

政府は、原発の再稼働を断念すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

少し長くなって失礼しましたが、ぜひよろしく御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について順次議事を進めてまいります。

最初に発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。島田君。

○12番（島田昭夫君）

提案者にちょっとお聞きいたします。

私も議運の委員をやっておって、本来であればその段階で気づかなきゃいかんかったんだと思うんですけども、今初めて気づいたというよりも、ちょっとおかしいなという点がわかりました。お伺いします。

まず、最初の意見書でございますが、提出先につきまして衆議院議長、それから参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。提案理由の中に、政府は取りやめるべきであるという文言を使っておられます。立法府と行政府という形であれば、政府というのはちょっとおかしいのではないかと。

そして、最初の政党助成金の廃止を求める意見書につきまして、経産大臣はどういう関係があるのでしょうか。これが1つの疑問です。

それから、次の提案につきましても政府とうたっておりまして、衆参両議長宛てになっている。こちらは経産省は妥当だと思うんですが、このあたりの御見解をお伺いいたします。

以上です。

○５番（山本辰見君）

政党助成金の廃止を求める意見書の問題、政府に廃止すべきだと出したのは、これは政府のほうから提案した法律でありまして、議員のほうで発議した法令ではないものですから、政府が主導して政党助成金の廃止をすべきだという形で意見書を提出しました。

それと、経済産業大臣の問題については、少し検討は要るかもしれませんが、このいわゆる税金そのものの使い方の問題で、これは本来、福祉だとか、そういう生活のほうに支援すべき使い方を政治の分野に使っているんで、そちらではないという立場で経済産業大臣としてあります。

それから、もう一点のほうの質問をもう一度確認したいんですけども。

○議長（磯部輝次君）

今は、一緒にあれですが、１つずついきます。３号から。

○１２番（島田昭夫君）

政府とうたっているから、衆議院議長、参議院議長、それから今、経産大臣の説明に至っては、何かもってのほかの理論を、それじゃ、全部大臣ですか、そんなのを言うんだったら。なぜ経産大臣だけがこれになるのか。ほかの部署も全部税金を使いませんか。その辺の理由、両議長の、これは立法府でしょう。そうしたら政府はおかしいね。国はにでも変えれば別です。

以上です。

○５番（山本辰見君）

今の指摘はそういう捉え方もあると思いますが、私どもは政府が主導して廃止すべきだという立場でございましたから、その中でもあえて衆議院、参議院と入れたのは、国会の中にもそういう問題を提起したいということがありましたので入れさせていただきました。

○１２番（島田昭夫君）

間違いであれば間違いと言ったらどうなのか。おかしくないですか。そういうのはへ理屈というやつです。そう思いませんか。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

山本君、訂正はできますから、訂正を出して、どれが正しいかわかりませんが、あとまた議会運営委員会に諮ればできます。これは最終的には採決、討論は最終日になるというようにしておりますので、いかがでしょうか。一応そこら辺を私のほうから助言しておきます。

結論をどうぞ。

○５番（山本辰見君）

一度検討させてください。

それから、次の第４号についてももう一回、質問の趣旨がちょっとわからなかったので、お願いしたいと思います。

○１２番（島田昭夫君）

今の訂正の仕方はそれでいいんですか。この議会においてもそういう結論でいいのか。

○議長（磯部輝次君）

だから、今言ったように、訂正の請求書を私のほうに、議長宛てにいただきます、正式に。

○１２番（島田昭夫君）

山本議員から。

○議長（磯部輝次君）

そうです。それで次にいって、また議会運営委員会でそれを検討して決定をしていきます。そして、きょうは一応質疑を終えまして、あとはもうきょうここで結論を出しませんから、最終日に今うちのほう、いろいろ審議の予定表を最終日に討論と採決を予定しております、ということにしたい。

○１２番（島田昭夫君）

この議案の採決か。今の訂正書類の提出の手続はどうするんですかとお聞きしているんです。

○議長（磯部輝次君）

今言ったように訂正するということがなれば、訂正の請求書を私のほう、議長宛てに提出をしていただきます。うちは受理します。それからまた議会運営委員会の方にこういうふうに来ましたということで説明して……

○１２番（島田昭夫君）

議会運営委員会に諮るのは結構です。その後はどうするんですか。

○議長（磯部輝次君）

最終日になります。

○１２番（島田昭夫君）

議会ではどうするんですか、この訂正を。

○議長（磯部輝次君）

議会で、今言ったように審議はいたしますが、もう一遍、ごめんなさい、新しく出てくれば訂正の請求書で議長宛てに、それに基づいて受理します。審議をして新たに。つまり今……

○１２番（島田昭夫君）

わかりました。議長にあとはお任せしますが、一応これはこれとして訂正の書類を出してもらうという結論ですね。

○議長（磯部輝次君）

はい。

○１２番（島田昭夫君）

それから、２番目の件につきましては、同じく経産省は結構です。妥当、あると思います。あと両議長も同じ考え方ではないかということです。

○議長（磯部輝次君）

その辺の提出者、再確認でどうですか、お答えのほう。

○５番（山本辰見君）

発議の第３号と同じ趣旨でございますから、私は基本的には間違っていると今は判断しておりません。改めて検討して直すところがあれば考えますけれども、今のところ先ほど政府と言ったのは内閣総理大臣を代表しますし、それを審議する議会が衆議院、参議院でありますから、そういう形の提案をさせていただきました。文言の修正が必要であるのかどうか一遍検討させていただいて、再度、再度というのはこの修正ではなくて、宛て先あるいは意見書の本文そのものが先ほど指摘されました政府のところがどうなのかということを検討してからもう一

回、もう一回じゃなくてもいいんです、最終日に議決をする前に提案させていただきたいと思います。議長宛てにそういう相談をさせてください。

○12番（島田昭夫君）

その説明につきましては、納得のいく説明でない限りは了解できないということは申したいと思います。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

いいですね。先ほどと一緒にいいですね。

お諮りします。この件も委員会付託を省略したいということで、最終日に再質をさせていただきます。今の段階ではこれに御異議ありませんかということで、私のほうからということで。よろしいですか。異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第3号から発議第4号の討論、採決は最終日に行います。再提出の上です。

日程第27 発議第5号 消費税10%への増税の中止を求める意見書についてから

発議第6号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書についてまで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第27、発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書についてから発議第6号、国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明をお願いします。鈴木君。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

○6番（鈴木美代子君）

発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書について。

消費税10%への増税の中止を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく山本辰見です。

この案を提出するのは、家計収入の伸びが物価上昇に追いついておらず、実質収入が減り続けているため中止する必要があります。

提案理由を述べさせていただきます。

2014年9月から12月期の国内総生産（GDP）は、物価変動の影響を除いた実質で年率マイナス1.9%と落ち込んでいます。このGDPの大幅な落ち込みは、中小企業や下請企業を苦境に追いやっています。消費税増税分の販売価格や下請代金への転嫁に四苦八苦しているのに、景気後退で売り上げも脅かされる、文字どおりのダブルパンチとなっています。

今必要なのは、莫大な内部保留の一部活用による賃上げなどで国民の所得を大幅にふやすとともに、中小企業の苦境を直視した手厚い対策を強めることです。賃金が上がり所得がふえれば国民の消費購買力も大きくなり、経済の好循環が起こります。それによって税収も大きく伸びます。

毎日新聞の10月の世論調査は、消費税10%引き上げに反対が73%、圧倒的多数（賛成は25%）となっています。政府は、国民世論を正面から受けとめ、消費税10%への増税はきっぱり中止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

以上です。

続いて、発議第6号、国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書について。

国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、山本辰見であります。

この案を提出するのは、愛知県の助成対象の拡充を強く求める必要があるからであります。

提案理由として一部意見書を朗読させていただきます。

愛知県は政府に対し、「市町村国保の状況は65歳～74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万円未満の割合が70%」と国保をめぐる構造的な問題を指摘したうえで、「医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は一般会計から法定外繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している」と市町村国保の財政基盤強化策を求めている。（平成26年度「国の施策・取組に対する愛知県からの要請」）。

これらのことから、国民健康保険事業費補助金を廃止する理由は何ら存在せず、削減してきた施策を改めるべきである。

よって、県民の3分の1が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守る砦となるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費補助金を復活させ、大幅に増額・拡充することが肝要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先は愛知県知事であります。

以上で提案を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第6号、国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第5号から発議第6号の討論、採決は最終日に行います。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月11日から3月16日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、3月11日から3月16日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

〔午後2時13分 散会〕

平成27年 3 月 17 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成27年 3 月 17 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 3 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 9 号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

議案第 12 号 美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例について

議案第 13 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町教育委員会委員定数条例について

議案第 16 号 美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 17 号 指定管理者の指定について

議案第 18 号 町道路線の廃止及び認定について

議案第 19 号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 20 号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 21 号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 22 号 平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 23 号 平成27年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 24 号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 25 号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第9 議案第27号 平成27年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第28号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第10 発議第3号の訂正の件

発議第4号の訂正の件

日程第11 発議第3号 政党助成金の廃止を求める意見書について

日程第12 発議第4号 全原発の再稼働の断念を求める意見書について

日程第13 発議第5号 消費税10%への増税の中止を求める意見書について

日程第14 発議第6号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書について

日程第15 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	粂山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

本定例会も、本日をもって最後の会議となります。本年度、来年度の予算も決める大事な会議であります。慎重審議、よろしくお願いいたしますと思います。

さて、今後春の行事が続きます。まず、卒業、卒園、それから入学式ですね。あと、それぞれ大事な地区の祭礼がございます。そして、皆さんに関心にある選挙があります。お互いに頑張ろうではありませんか。

以上で終わります。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第 3 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第 8 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで 6 件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、議案第 3 号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 8 号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上 6 件を一括議案といたします。

以上 6 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る 3 月 11 日午前 9 時より役場 3 階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第 3 号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 8 号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで以上 6 議案は、審査、採決の結果、6 議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で、議案第 3 号において次のような質疑がありましたので、御報告します。

今回の改正の意味するところと内容は、また改正しなければならない理由は何かとの質疑があり、国の特別職の法律の一部改正に合わせたもので、夏のウエートを大きくしたものであるとの答弁がありました。

また、議案第 4 号において次のような質疑がありましたので、御報告します。

単身赴任の手当の中で、距離の区分により加算額が決定されるとのことだが、今後、対象となる職員が出てく

るということかとの質疑があり、対象の職員は既に1名いるとの答弁がありました。

なお、その他の議案については質疑はありませんでした。

また、討論は6議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号、美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号、美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第2 議案第9号 美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてから

議案第16号 美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてまで8件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第9号、美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第16号、美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてまで、以上8件を一括議案といたします。

以上8件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月12日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第9号、美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第16号、美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてまで、以上8議案については、審査、採決の結果、8議案とも全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論は8議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号、美浜町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号、美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号、美浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号、美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号、美浜町教育委員会委員定数条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号、美浜町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第17号 指定管理者の指定についてから

議案第19号 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
まで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第17号、指定管理者の指定についてから議案第19号、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議案とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第17号、指定管理者の指定についてから議案第19号、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3議案については、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で、議案第17号において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

食と健康の館の指定管理の期間が3年から5年になったが、その理由は何かとの質疑があり、食と健康の館については、開館当時は美浜町が運営していた、小野浦区指定管理に移行するに当たり、収益を上げる施設であることも考えて、当初3年の管理期間を設けたもので、更新に当たり、他の指定管理期間同様に5年間で定めたとの答弁がありました。

また、議案第18号において次のような質疑がありましたので、御報告します。

今度、廃止及び改めて認定し直す町道河和古布矢梨線と矢梨切山初神線はほとんど同じ箇所だが、廃止認定の内容は何かとの質疑があり、この部分は町道河和古布矢梨線と矢梨切山初神線がダブルで認定されており、それを外すものだとの答弁がありました。

なお、議案第19号については質疑はありませんでした。

また、討論は3議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号、町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号、美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採

決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第４ 議案第20号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第５号）

○議長（磯部輝次君）

日程第４、議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第５号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告します。

歳出の２款１項７目13節の総合戦略策定委員委託料の概要は何かとの質疑があり、国の緊急対策事業の交付金で３月に予算化し、繰越明許して27年度に事業実施するものであり、内容は長期人口ビジョンの策定と、今後５カ年で町の活性化を進める施策を決定するものであるとの答弁がありました。

次に、歳出２款１項12目19節、区長会運営事業の行政協力特別交付金は何かとの質疑があり、切山区が県に区有地を売却したもので、名義は美浜町のため、美浜町に入った売却代金を切山区に行政協力特別交付金として戻すものであるとの答弁がありました。

次に、歳出の７款１項３目15節の食と健康の館施設工事費の内容は何かとの質疑があり、館の内部の改装費用で、具体的には現在内部にある製塩工房を外部のガラスハウスに移設し、販売用の店舗面積を拡大し、レストラン部分を改装する工事であるとの答弁がありました。また、館の周辺整備や塩の増産は考えているかとの質疑があり、道の駅を視野に入れて、館の整備基本計画策定業務で考えていきたいとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第５号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、３款民生費の中で、次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

民生費の中で、放課後児童クラブにおける機械器具費48万6,000円はどんなものかとの質問があり、バランス平均台など、バランスが悪い子供のため、遊びながらバランス感覚を養う遊具ですとの答弁がありました。

また、保健衛生費補助金の中の疾病予防対策事業費等補助金45万2,000円の説明をとの質問があり、国から大腸がん、子宮がん、乳がんについて２分の１の補助がいただけるものですとの答弁がありました。

また、風疹ワクチン接種事業補助金とはとの質問があり、妊娠を希望、予定している女性に対して風疹ワクチンを接種することと、その夫に対して風疹の抵抗力を高めるため、混合ワクチンを接種するものです、なお風疹ワクチンは１人5,000円、混合ワクチンは１人１万円との答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。石田君。

○３番（石田秀夫君）

討論をさせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

まず反対の討論……

○３番（石田秀夫君）

反対の。

○議長（磯部輝次君）

いいですか。石田君、どうぞ。

○３番（石田秀夫君）

商工費、観光協会交付金についてでございます。観光協会樹立についてとうたわれて、今回予算に上がっておりますが、観光協会自体、既に独立した組織ではないでしょうか。二重行政、また天下り先をつくっているようなものになりかねないと考えます。人口２万3,000人の町で果たして必要なのでしょうか。国の補助金があるうちは維持できるが、町単独になったとき、負担がもろにかぶってまいります。25年もの間、課題であったことからしても、樹立について考え直すべきではないだろうかと考えます。まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、地方人口ビジョンとともに、地方が地方として生き残り、いかに潤うかという創生資金であると考えます。職員が町の観光に力を出して、当然のことではないでしょうか。事務所、事務員を置いて、発展につながるとは思いません。行政のスリム化を含め、この戦略に対して策定段階や効果的検証において、十分な審議を行うことが重要と地方議会の役割が位置づけられておると理解しております。この樹立についてもっと考えるべきと思い、賛成できません。

○議長（磯部輝次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、これをもって討論を終わります。

これより議案第20号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第5 議案第21号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（磯部輝次君）

日程第5、議案第21号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号、平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 6 議案第22号 平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（磯部輝次君）

日程第 6、議案第22号、平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号、平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号、平成26年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 7 議案第23号 平成27年度美浜町一般会計予算

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に対し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算のうち当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において多くの質疑がありました。その中で主なものを御報告します。

審査の順番に御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

歳出2款1項1目13節の個人情報保護制度再構築支援等業務委託料の内容はどのようなものかとの質疑があり、平成27年度から開始されるマイナンバー制度に対して、いろいろな用途に対応させるため、町の条例、規則、要綱や様式を改正するための業務委託料であるとの答弁がありました。

次に、歳出2款2項2目の賦課徴収事業で、平成27年度より税の前納報奨金がなくなったのはなぜかとの質疑があり、この制度は納税者の納税意識の高揚や税収の早期確保を目的にできたものであるが、創設当時の目的が達成されたこと、納税の公平性の問題や、既に廃止している市町が多く、本町でも平成27年度より廃止したとの答弁がありました。

次に、歳出の9款1項2目14節の土地購入費は、布土地区の防火水槽、建設予定地の購入費と思うが、消火栓の設置はどうなっているかとの質疑があり、この予算は布土地区に40立米の防火水槽建設予定地の購入費で、消火栓設置は本管の太さによって設置できないところが多い、一部設置できるところがあるので、今後消火栓の設置を検討するとの答弁がありました。

次に、9款1項4目13節の家具の転倒防止対策事業の実績がまたどのようにPRしているかとの質疑があり、平成24年度は47件、25年度は14件、26年度は9件、事業の周知は防災訓練や出前講座等で行っており、商工会のリフォーム会と連携してより積極的なPRに心がけたいとの答弁がありました。

次に、歳出9款1項4目19節の防災ヘリコプター運営協議会負担金はどのようなもので何回飛んでいるのかとの質疑があり、愛知県の防災ヘリコプターへの負担金で、今年度、訓練で2回、搬送で2回、行方不明の方の捜索で1回の飛行実績があるとの答弁がありました。

次に、歳入1款1項2目の固定資産税収入が大きく減っているが、その原因は何か、またその対策として長期的にはどのようなことを考えているかとの質疑があり、地価の下落が7%を超えるものであり、あわせて人口減少が税収減の主な原因と考えられる。長期的には町の魅力をアップさせて地価の下落を抑制したいとの答弁がありました。

次に、歳入の1款1項2目の固定資産税で、以前は物納ができ、大変助かった人がいたが、今はどうかとの質疑があり、現在は物納を受け付けていないとの答弁がありました。

次に、歳出4款1項4目19節の合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、26年度の実績と27年度の予定基数は幾つかとの質疑があり、26年2月末現在で84基、27年度は90基を予定しているとの答弁がありました。また、住宅用太陽光発電システム設置補助金について、1戸当たりの補助率の基準は何かとの質疑があり、現在1キロワット当たり2万円の補助で、4キロワットの8万円が限度で、42基を予定しているとの答弁がありました。

次に、歳出7款1項3目13節の食と健康の館指定管理委託料について、昨年度の500万円から700万円に増額された理由は何かとの質疑があり、各種の事業展開する中で新たに発生する副館長及びレストランパークの人件費など、歳出に見合うように700万円にしたとの答弁がありました。

次に、歳出8款4項1目の海岸飛砂対策事業は総額で昨年の300万円から560万円に増額となっているが、その

理由は何かとの質疑があり、ネットの張りかえ等海岸飛砂対策工事費が増額となったためとの答弁がありました。

次に、歳出の8款5項1目の奥田駅前東地区開発可能性調査業務委託料の内容は、またどの程度の期間が必要かとの質疑があり、この地区には区画整理があるがそれより先にまず手をつけようとするもので、大学とも話し合い3.5ヘクタールを開発するもので、3年後を目指しているとの答弁がありました。

次に、歳出8款5項1目の公共下水道事業のところで、今検討している下水道の予算が入っていないがなぜかとの質疑があり、今は決まっていないが12月に公共下水道を整備すると決定したら、その後の都市計画決定や認可手続等、法的な手続の経費が必要になってくるとの答弁がありました。

次に、歳出の8款5項5目の都市公園整備事業で文化ホールの規模及び内容は何かとの質疑があり、文化ホールは水野屋敷やグラウンド及び遊歩道の中心に建設予定で、町民が集えるようにサブアリーナよりも気軽に借りていただける施設を計画しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

〔「済みません、トイレ休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、トイレ休憩ということで、ここで休憩いたします。再開は10時といたします。

〔午前9時45分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算のうち当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

3款民生費で、敬老事業の記念品は誰が決めているのかという問いに対し、老人クラブの会長やシルバー人材センターの高齢者に聞いたりして、予算に見合ったものを選んでいる、記念品は500円相当で探しているという答えがありました。また、敬老事業実施補助金について、これはどういうものかという問いに対し、各地区で区長さんや区会議員の方、地域の方がボランティアで敬老会事業をやってくれている、1人1,500円補助をしているという答えがありました。また、記念品500円も区に任せたらどうかという問いに対し、先ほどの敬老事業の記念品500円相当も区に任せたらどうかという御意見については私どもも賛成ですが、ただ現在、野間地区が敬老会が実施されていません、全地区で実施ができるようになったら500円の部分も各区に補助金として出していると考えています。

また、4款衛生費では、保健センターの所長は今誰がやっているのかとの問いに対し、河和地区の開業医の先生にやっていただいております、毎月水曜日の健康相談もやってもらっているという答えがありました。

また、10款教育費では、適応指導教室に今何名通っており、どのような指導を受けているのかとの問いがあり、

子供は2名通ってきている、指導体制は教育相談員と指導員が1人ずつついています、また指導内容については在籍校との連絡をとりながら、個別のカウンセリング、子供の主体性、自主性の育成が図られているとの答えがありました。また、その他のいじめ不登校はとの問いに対し、30日以上欠席した子供は不登校扱いとなります、小・中学校合わせて不登校扱いの生徒が33名おります、県のケースワーカーも配置しており相談に乗ってもらっているとの答えがありました。

また、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告は終わりました。

本案に対して、山本辰見君ほか1名からお手元に配付しました修正動議が議長宛てに提出されております。したがって、これを本案とあわせ議題といたします。

本修正動議について、提出者の説明を求めます。5番 山本辰見君、説明をお願いします。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

○5番（山本辰見君）

私は、ただいまの修正動議について説明を申し上げます。

地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案について、歳出歳入予算事項別明細書を添えて、磯部議長宛てに提出させていただきました。今回議案として取り上げさせていただきます、ありがとうございます。

議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算に対する修正でございますが、全国町村議会議長会で編集発行しています「議員必携」、皆さんもお手元にお持ちだと思いますけれども、この中には第2章、予算審議の中に次のようにうたっております。「町長はその政策を盛り込んだ予算を提案することになるが、一方議員も住民の代表として住民福祉の向上を願い、予算審議を通して議論し、町の政策を予算として確定するが、その過程において町長と考え方が異なる場合も充分あり得る」、地方自治法の中には「議会は、予算について増額してこれを議決することを妨げない」、こう決めています。しかし、逆の減額修正のことについては何ら規定はありません。

ところが、もともと議会というのは住民に対して金銭や労力の提供を強制的に求める権限、課税権というそうですけれども、これを持つ権力者、美浜町でいけば町長に当たると思いますが、これに対抗する住民代表として議会が生まれました、こういう歴史的な経過というのはあると思います。そして、議会は代表する住民の負担を軽減する。すなわち、住民に負担を課する課税権に制限を加えることを、本来の役割、使命とする機関だと思っておりますし、先ほどの「議員必携」にこういうふうなうたっております。

こういう背景から、私は27年度の予算の中で、どうしても住民の立場から修正しなければならない事項があり、修正動議を提出することとなりました。以下に提案理由を述べさせていただきます。議員各位におかれましては、住民の皆さんの意を酌んでいただき、修正案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算に対する修正案、この予算の一部を次のように修正いたしたく、修正案を提出いたします。

代表発議者として、美浜町議会議員、山本辰見。先ほどの規定では連署が必要ということで、連署の発議者として、美浜町議会議員、鈴木美代子でございます。

第1条中、70億4,500万円を69億2,733万4,000円に改めるものでございます。

また、第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改めるものでございます。

歳入で、14款国庫支出金、2項国庫支出金2億516万4,000円を1億5,799万8,000円に改め、また、21款の町債、1項町債4億4,430万円を3億7,380万円に改めるものであります。

歳入合計では、第1条と同じように、70億4,500万円を69億2,733万4,000円に改めるものでございます。

歳出におきましては、2款総務費、1項総務管理費6億8,954万9,000円を7億4,038万3,000円に改め、8款の土木費、5項都市計画費2億6,928万9,000円を1億78万9,000円に改めるものです。

歳出合計は、歳入合計と同じ金額となります70億4,500万円を69億2,733万4,000円に改めるものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書に基づき、説明を申し上げます。

数字が皆さんにわかりやすいように、実は上のほうからでなく、逆に下のほうから説明させていただきたいと思います。一番下の3、歳出から説明させていただきます。

今回、修正動議で提起したのは、一番下の右端にあります8款土木費、5項都市計画費、5目公園管理費のうち、都市公園整備事業、交流拠点グラウンド実施設計業務委託料3,500万円と、総合公園遊歩道整備工事1,600万円、そして、公有財産購入費、土地購入費1億1,750万円をそれぞれゼロ円に修正するものです。この説明書には合計金額は提示されておりませんが、合計しますと1億6,850万円、これを修正するものでございます。

ところで、この事業費の財源につきまして、担当部局に確認させていただきました。交流拠点グラウンド実施設計業務委託料3,500万円は、全額が都市計画税からでありました。また、その下の総合公園遊歩道整備工事1,600万円のうち半分の800万円が国庫補助金、国庫支出金ですね。残り半分は都市計画税から、また土地購入費につきましては3分の1の3,916万6,000円が国庫補助金、残り3分の2のうち、その90%、全額は借り入れないらしいです、90%、7,050万円が借入金、いわゆる町債でございます。3分の2のうちの残り10%、783万4,000円が都市計画税から充当されております。

一番下の表のうち、財源内訳のところに示したのが、今説明させていただきました国庫補助金、これがゼロになるわけですが、遊歩道整備工事の土地購入費800万円プラス土地購入費の3分の1の3,916万6,000円、合計で4,716万6,000円であります。地方債は、土地購入費の3分の2のうちの90%、7,050万円であります。残りの都市計画税のところは、3,500万円プラス800万円プラス土地購入費の3分の2のうちの残り10%、783万4,000円で、合わせて合計が5,083万4,000円となりますので、この金額を一般財源から修正するものであります。

しかし、この都市計画税分は歳入の項目から減額することにはまいりません。さらに、目的税でありますので、使用目的がなくなったわけですから、その下から2段目の表、総務費、総務管理費とあると思いますけれども、2款総務費、1項総務管理費、11目基金費、その中の25節積立金に、先ほど計算させていただきました5,083万4,000円を追加し、合計が5,088万9,000円となるものです。

同様に、歳入につきましては、その少し上ですが、今説明させていただいたように、14款の国庫支出金、2項国庫補助金、その中の4目土木費国庫補助金、第2節都市計画補助金を修正するもの、また21款総務費、1項町債、1目土木債、2節の都市計画債を修正するもので、いずれもゼロ円になります。

なお、一番上の総括のところは、今説明させていただきました内容を加味した修正でございます。歳入のほうは、本予算にあります14ページのところ、また後で見ていただきたいと思いますけれども、その中に14款国庫支出金というのがあります。6億391万6,000円、これを修正するものです。そして、21款町債4億4,430万円を修正するものでございます。

同じように、歳出の方では、当初予算の15ページにあります、この歳出の一覧表の中で、2款総務費、この9億3,843万7,000円の修正をするもの、また8款土木費の5億4,812万7,000円を修正するものでございます。

この1款については、あえて数字を一つ読み上げることを行なっても、先ほど下のほうから積み上げたのを、合計のところを上げたものでございますから、御理解いただけるものと思っております。

修正の理由でございます。私たちが一般質問、本会議での議案質疑並びに総務産業常任委員会等の審議を通じて、さらには私たちだけではなくて同僚議員からも数々の疑問が提起されました。また、私たち日本共産党議員団では、昨年取り組んだ町民アンケートにも200通を超えるたくさんの町民の皆さんから御意見が寄せられ、そのほとんどがいわゆる万葉の森の遊歩道整備事業並びに総合公園グラウンドの拡張事業については、今の美浜町の経済環境等から絶対進めるべき事業ではない、こういう強い疑問が寄せられています。今はそれどころではないだろうと、今からでも中止してほしい、こういう声が本当に圧倒的でした。もちろん、いいじゃないかという賛成意見も一部ありました。200通のうちの本当に、パーセントにしたら反対のほうに9割を超える、そういう中身でございました。

私は、住民こそ主人公、町民こそ主人公だ、こういう立場で今回の問題を考えさせていただきました。決して、町長が提案する側、執行する側でありながら、トップではありますけれども、役場のほうが上で、住民がその下にいるんだと、そういう形ではないと思っております。町長も、私たち町議員も、いわゆる税金で暮らしていると言ったらおかしいですが、自分で手に仕事を持っている人もいますけれども、そういう立場で、町民の税金で本当に活動しているわけでございますけれども、1点目として指摘したいのは、総合公園整備事業といいながら、公園整備ということであれば、6つあるそれぞれの学区の中にある公園整備ならまだ許せるということも言われました。しかし、駐車場も確保されていない山の公園に誰が足を運んでくれるのか、この万葉の森の整備については、この事業に約1億5,000万円を超える財政をつぎ込んで、町に、町民の今経済的に本当に苦しい実情があると思いますけれども、こういうことをつかんでいるんだろうかと、特に国民年金だけで暮らしているような方々は、ほかの項目でも質問させていただきまして、固定資産税や都市計画税を納めるのに、本当にわずかな貯金を切り崩してやっと納めている、こういう方が本当に多くなっています。率直に言って、はげ山にして散歩道のめどができたと思ったら、今度は新しい事業、グラウンド拡張にこれ都合10億円近い事業だと聞いておりますけれども、果たしてそれを進めていいのかどうかというのが本当に多くの町民から、はっきり言って叱られています。

2点目は、3・11の災害があつて、ちょうど4年目になりました。特に、大型地震災害、防災に関係する関心が高まっているといいながら、2期目の山下町政、2期目になりますけれども、新しい発想の、それと評価できる防災事業が何ら展開されていない。避難場所を見直す課題や旧市街地の中の避難路の確保、あるいはそれを改修する計画、以前から住生活基本構想の中では、ほかの市町村の例を写真も添えてかざして考え方を示していながら、それらの取り組みは何ら取り組まれておりません。

そして、逃げおくれた方々への避難ビルの発想、これ幾つかもう提案させていただきましたけれども、それらの発想も見えてきません。近隣市町では、この避難ビルの考え方も一定の努力の跡が見られると思います。率直に住民からは、そういうことを優先するべきではないのか、安心・安全のまちづくりと、また身の丈に合った行政運営と口では言っているけれども、やっていることが全く方向違いではないかと指摘されております。

率直に、私たち議員に対しても、反対意見を言っているだけでは何ら変わらないぞ、予算を削減して工事をストップしてほしい、ほかの市町の人たちのためではなく、こういうことについてはそういう形も多くあると思いますけれども、税金はぜひ払っている人たちのために使ってほしい、本当に涙ながらに訴えてくれております。私たちは、この2つの事業は、当初計画が提示された段階から、正当なしかるべき理由を述べて反対してきました。今回、こういう予算を削減する苦渋の決断をさせていただきました。

なお、この金額につきましては、私たちの考え方で試算するとういうふうになるけれどもということで、確認したいと相談申し上げて、都市計画課、また財政担当、議会事務局の皆さんの御協力をいただいて作成したものでございます。担当部局の皆さんには、御多忙の中、本当に大変お世話になりありがとうございました。

最初をお願い申し上げましたけれども、議員の各位におかれましては、ぜひともこの住民の皆さんの意を酌んでいただき、修正案に賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上で修正動議の内容、修正案について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

説明が終わりました。

これより各担当常任委員長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論は、最初に原案に賛成のもの、2番目に原案に反対のもの、修正案に反対のもの、つまり原案と修正案ともども反対のものでございます。3番目は原案に賛成のもの、4番目には修正案に賛成のものの順に行い、人数が多い場合はこれを繰り返します。なお、討論は議員1人につき1回でお願いいたします。

最初に、原案に賛成の討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（磯部輝次君）

2番目に……、丸田君。

○11番（丸田博雅君）

議長、ちょっとお伺いしますが、原案にというのは23年度一般……

〔「27年」と呼ぶ者あり〕

○11番（丸田博雅君）

27年、ごめんなさい。27年度の……

○議長（磯部輝次君）

今提出されているやつですね。

○11番（丸田博雅君）

予算案に賛成ですかということですか。それでいいですか。

○議長（磯部輝次君）

そうです。丸田君。

○11番（丸田博雅君）

それでは、議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

平成27年度は、町制施行60周年となります。町長の施政方針にもありましたが、この記念の年を町民の皆様とお祝いし、未来につなげる新たな出発、活気あふれる年とするため、議会といたしましても努力していかなければと考えているところでございます。

さて、依然として町財政は、地価の下落、景気の低迷、人口減少等、非常に厳しい状況となっていますが、そのような中で、新年度予算では一昨年に策定された第5次美浜町総合計画の基本理念である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現のために、施策、特に少子化、人口減少、地域の活性化等に対する予算がバランスよく確保されており、限られた財源の中で適切な予算と評価するものであります。内容といたしましては、まず少子化、人口減少問題として、既に実施されている保育料の第3子無料化に加え、新たに3歳児以上の児童が同時に入所している場合において、そのうち2人目以降の無料化、また児童虐待防止として家庭児童相談員の配置、さらに放課後児童クラブの利用料の値下げなど、より住民の方々に安心して子育てができる環境の整備として評価できるものであります。

次に、地域の活性化については、名鉄奥田駅前を地域の核となる市街化整備を行うことを目的とした調査費が盛り込まれております。この奥田駅前整備につきましては、町民の意見として議会から要望していた事業であり、評価できるものであります。

さらに、老朽化が進んでいる町営住宅の一部建てかえについては、低所得者の生活環境の保持改善、また定住者確保、増加という観点から必要な事業であると考えています。この町営住宅建てかえは平成27年度からの2年にわたる事業として、それにかかる経費については国庫支出金、町債のほか、家賃収入を充てることとしており、適切な財源計画が立てられていると判断をいたします。

昨年より検討されてきました総合公園周辺の交流拠点整備につきまして、新たなグラウンド整備実施計画は、まだ土地購入費について1億5,000万円余りの予算が計上されており、町債7,050万円を新たに起債することとなっておりますが、住民の健康増進、さらに交流人口の増加、住民の憩いの場を提供できる場となることから、多額の費用がかかるものの、推進していくべき事業であると考えます。

ほかに、本町の基幹産業である農・漁業については、新規就農者に対する支援、アサリ稚貝の放流補助、漁場改良など予算が計上されていますし、また町民の関心の高い防災対策についても、防火水槽の新設、修繕計画に基づく橋梁耐震化長寿命化修繕工事など、住民が安心して生活ができるための予算が盛り込まれております。さらに、住民の利便性を高めるため、住民税、国民健康保険税のコンビニエンスストアでの収納対応、またパスポートの発給事業を行うこととしたことも、住民の利便性を高めるための施策として評価できるものでございます。

ところで、議会だけでなく多くの住民もその動向を注視している公共下水道につきましては、効果的汚水処理整備計画策定事業委託として703万9,000円が予算計上されております。町長の施政方針でもありましたが、公共下水道事業は本町の将来にわたる安定したインフラ事業としての効果は大きく、魅力あるまちづくりを進める上で必要性は認めるところでありますが、それが本当に本町の身の丈に合っているか、町財政への負担はどうか、議会としても引き続き特別委員会にて真剣に検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

新年度一般会計予算は、総額70億4,500万円と平成26年度に比べ0.6%の減となっておりますが、町税及び地方交付税初め、各種交付金を低く見積もった結果、町の貯金である財政調整基金からの繰り入れが大幅な増となっております。しかし、本町の持つ地域の特性を生かした魅力あるまちづくりをしていくためには必要であると判断しており、よって本予算は適正に評価できると考え、賛成討論とさせていただきます。

最後に一言つけ加えさせていただきます。行政も、議会も、町、町民のために真剣に取り組むことは当たり前のことであり、改めて私が言うことではありませんが、行政も我々議会もしっかりと考え、議論し、美浜のまちづくりに取り組んでいかなければならないと強く思っております。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

そのほかに、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「違う、違う、次に……」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

なんですか。ごめんなさい。ちょっと順番が……。

次に、原案に反対、修正案に反対、つまり原案、修正案ともに反対の方の討論ありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

○議長（磯部輝次君）

いいですか。

次に……よろしいですか。次に……。原案に賛成の討論という、こちらはどうか。

4 番 千賀君、どちらのほう。どの討論でいきますか。あと、4 番目に修正案に賛成のというのがありますが。

○4 番（千賀荘之助君）

何だかさっぱりわからないんだけど、27年度の当初予算に賛成か反対かということじゃないのか。事務局長、その辺のところしっかり連携しなければだめじゃないか。

○議長（磯部輝次君）

もう一遍説明します。

最初は、原案に賛成の討論ですね。

〔「うん」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

いいですね。次は、2 番目には原案に反対、それから修正案に反対……

〔「議長、今賛成討論に改めて、ほかに賛成討論ありますかを聞いてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

違うでしょう、順番で……

〔「順番にいかないと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

今言ったように、2 番目は原案と修正案ともに反対の討論ありますかということです。

○4 番（千賀荘之助君）

違うって。当初予算じゃなければ、当初予算の賛成か反対かということだけでも、おかしいじゃないか。

○議長（磯部輝次君）

ちょっと私が勘違いしました。

行きます。2 番目ですね。原案に今度は反対の方の答弁に行きます。ごめんなさい。3 番 石田君。

○3 番（石田秀夫君）

一般会計当初予算について、以下4点、反対の部分がありますものですから、討論させていただきます。

1 つに、公共下水道事業、効率的污水处理整備計画策定業務委託料についてでございます。合併浄化槽と公共下水道のすみ分けをどのようにしていくか、これをつくることにより国の補助金を受けやすくなるという観点から反対討論いたします。

海がまだ海水浴ができないほど汚れているのかと、人口減少下での本町で公共下水を推し進める必要があるのか。県下で美浜と南知多町だけと言われる。別になくてもいいんじゃないでしょうか。合併浄化槽でいいのでは

ないでしょうか。個別浄化槽で災害時、行政の負担、住民への影響も一番少ないのではないのでしょうか。国の補助金において、今回で受けられなくなるものではないと考えます。今回、モデル事業、美浜が最初だ、こういうことはほかのところで、コストキャップ下水道の成果を見てからやるべきもので、最初にやるものではないと考えます。この地での危険性、ほかの面においての障害をも考えるべきではないのでしょうか。

他町村で新たに公共下水を始めたところ、公共下水が人口減少の歯どめになったという点、土地下落の問題、高齢者世帯がふえ、空き家がふえている現在、下水道価値がつくことにより評価額を上げることができても、実勢価格は果たして下落をとめることができるのか。かえって町民を苦しめることになるのではないのでしょうか。これ以上安易に進んでいく公共下水道整備事業に反対するものであり、この効率的汚水処理整備計画策定業務委託料についても納得するものではありません。

総合公園遊歩道整備工事、今回国からの2分の1の補助金をいただいて行われる工事であるが、長い年月にわたり池の形が保たれております。樹木によって保たれております。本来なら、町が手本を示すべき工事のやり方ではないかと思えます。誰の指示でそのような、10年、20年と待たなければ、育てなければならないようにしたのか、はっきりさせて進めていくべきだと、今回の予算を安易に認めることはできません。

交流拠点グラウンド実施設計業務委託料、公有財産土地購入費、現在のグラウンド利用について調べさせていただきました。第1グラウンドが平成23年1万9,451名、平成24年1万9,779名、平成25年2万1,350名、第1グラウンドにおいて平成14年には3万1,484名、平成15年2万3,870名、平成16年3万1,922名、第2グラウンドにおいては平成23年3,105名、平成24年2,673名、24年です、25年4,124名、第2グラウンドの平成14年3,728名、平成15年6,327名、平成16年6,462名、過去10年、12年を見ても、第1グラウンドが3分の2の利用率、第2グラウンドが2分の1の利用率と考えられますが、いかがなものでしょうか。第2グラウンドの移設と考えるならば、第2グラウンドの売却を先にめどを立ててかかるべきで、管理費用も今後発生してくるのは当然のことであり、身の丈に合った事業とはとても考えられません。

以上、4点において、このような身の丈に合う、しっかりと考えていくべきで、今回のこの一般会計当初予算について反対させていただきます。

○議長（磯部輝次君）

次に、原案に賛成の討論はございませんか。4番 千賀君。

○4番（千賀荘之助君）

27年度予算の賛成の立場から討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地方政治の基本としての信条は親切、正直、丁寧な政治だと思います。そういった観点から、山下町長は国からの補助金、県の補助金を最大限有効に活用し、最小限の町の資金、いわゆる税金を活用し、住民の負託に精いっぱい頑張っていると思っております。強いて指摘すれば、職員の教育をいま一度しっかりしていただくことと、公共下水に関して住民にわかりやすく丁寧な説明を望むことを期待して、また、社会保障制度改革、財政の健全化、地方創生問題、少子高齢化の問題、教育の問題等々、今こそ国・県・町がしっかりと手を携えて、改革を進めていくときに、27年度予算は的を射た予算になっておると私は思います。

以上で、簡単ではございますが、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

次に、修正案に賛成の皆さんの討論。鈴木君。

〔発言する者あり〕

○議長（磯部輝次君）

先ほど言った4つの方法でぐるぐる回っていきます。

〔「4つの方法で……」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

だから、修正案に賛成の立場。鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

私たちは昨年の秋、町民の皆さんにアンケートをとりました。その中で町民からは、都市計画税が負担が重い、国保税の負担が重い、そういった声がいっぱいありました。

はい。15年以上、賃金も上がらず、非正規の労働者がいっぱいふえた中で、町民の生活は私たちが思っている以上に厳しいものがあるんです。

町民アンケートの中でも圧倒的に、公共下水道事業あるいは美浜町の交流拠点事業は税金の無駄遣いという声がいっぱいありました。町民は、人口減少下の折、またグラウンドの利用状況は減少傾向にあり、町民にはこのような事業は必要ない、山下町長が言う身の丈に合った予算執行をすべきだという人が圧倒的に多かったことに驚いています。

私たち日本共産党は町民の代表として、町民の声を代弁する大きな役割があります。今までは私たち、修正動議も修正案も出さずに、ただ反対するだけでしたけれども、今回は一生懸命山本議員が勉強して、修正案をつくることを大変努力されました。私は同僚議員の皆さんに、この修正案に賛成していただき、町民の皆さんの声を実際議場で、私たちは大きく感じていますので、ぜひ町民の皆さんの願いに応えるような、そういった修正案に賛成していただきたいと思います。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（磯部輝次君）

よろしいですか。じゃ、これをもって討論を……

〔「何を言っているんですか。議長、次、賛成、反対の順番にやると言っとるに、どういうことですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

原案に賛成の方の討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

原案に、次、行きます。原案に反対の方。山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

議長にちょっと申し上げます。今の討論の順番の形が何かわけがわからないような形でありましたから、修正案のことはちょっと置いておいても、賛成、反対を交互にやると言いながら、議員に対しても、先ほどの千賀さんも発言あったようにおかしいやり方です。その同意が正しいかどうか分かりませんが、提案したらそのとおり言ってくれないと、反対討論受け付けなくて終わりですかという、それはないでしょう。はい、いいです。

私は、ただいま議題となっています議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算に対して、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論をさせていただきます。

安倍内閣は、昨年の総選挙の結果、さも全ての政策が信任されたかのように振る舞っておりますけれども、今進めているどの課題も国民の気持ちと大きくかけ離れて、このまま進むなら私たちの暮らしがどうなるのか非常に心配すらされる状況であります。昨年4月に8%に増税された消費税によるしわ寄せが、ほんの一部の輸出企業にとっての利益が出ているかもしれませんが、多くの国民を苦しめ、中小企業あるいは中小業者は消費税の支払いすらできずに苦しんでおります。そして、多くの町民、住民は8%の負担から立ち上がれていません。

また、福島第一原発事故の処理方向が何ら示されてもいないのに原発の再稼働にまっしぐら、あるいは沖縄での市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙での沖縄全選挙区で米軍基地建設ノーのこういう審判が下されたのに、県民の気持ちを逆なでするように強行に新基地建設に突き進んでいます。税と福祉の一体改革と称しながら、中身は国民へ増税負担を押しつけて、福祉は切り捨てのオンパレードであります。その一方で、例えばニア中央新幹線にゴーサインを出すとか、自動車産業など大企業応援の政治、法人税は減税する金持ち優遇税制など逆立ちした政治にまっしぐらです。

こういう国の流れに対して、私たち地方自治体の仕事がいかに住民の福祉増進、暮らしを守るために心血が注がれているのか、このことが問われると思います。これまで、私たちが国の情勢をどのように見るのかに触れますと、そんなこと美浜町には関係ないだろうという意見もありましたけれども、私たちは国も地方も国民、住民こそ主人公の立場から、予算含めて行政の執行がなされなければならないと考えるところであります。

本題に入らせていただきます。

最初に申し上げたいのは、審議の中で説明していただきました消費税に関してでございます。26年4月から8%に増税されて、美浜町の一般会計予算に占める金額が1億円少し超えたところと示されました。国の消費税に対する説明と、実際に国家予算の中で振り向けられる内容が余りにもかけ離れております。私たちの支払っている税金が国民に還元される、そういう形になっておりません。今回、ここでこの国の制度をあれこれ論ずることは本意ではありませんけれども、この1億円強という金額が、美浜町一般会計の中に大変大きなウエートを占めていますので、これだけあれば、後でちょっと指摘させていただきます、例えば保育料無料化などの子育て支援、給食費応援の課題など、相当な事業に投入できると判断をしております。この消費税の問題、基本のところは廃止をしていただきたい。最低でも、以前のように低い税率に戻していただきたい。あわせて、10%へのさらなる増税に対しては、私たち議員も提言しますが、町当局のほうからも、国に対して増税ストップの声を大きく上げていただきたいと思います。

それでは具体的に、歳入の項から述べていきます。

美浜町の職員の皆さん、町民税等の回収には精力的に努力され、滞納の一掃に御尽力されておるとおもいますが、お疲れさまでございます。一方、町民の側でも、最近の地価の下落、路線価格の下落、あるいは農業・漁業・畜産業など地場産業の衰退、後継者不足、跡取りが町外に出て行ってしまっている問題などさまざまな要因から、町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税等の支払いに本当に四苦八苦しているところであります。このような状況から、町民が納めた税金がしっかりと住民に還元されているか、無駄な事業はないのか、福祉や暮らしに十分に目が向けられているか、防災関連ではしかるべき対応策に予算を投入されているか、こういうことを判断材料にさせていただきました。

保育料の2人目以降について、3歳以上の児童の無料化を提案いただきましたが、日本共産党は年齢制限を加えず、ぜひ乳児保育のお子さんも含めて無料化を要求するものであります。親御さんの御要望にお応えし、必要なら乳児室や1歳から3歳未満の子たちの部屋の確保も検討・研究するべきであります。

それでは、歳出の項でしかるべき問題点を指摘いたします。

今回、国の補正予算からまち・ひと・しごと創生交付金による、繰越明許費による事業が幾つか展開されておりますけれども、一部、子育て世帯応援事業や商業団体育成事業など賛成できる事業もありますが、逆に総合戦略策定事業、社会保障・税番号制度システム整備事業などは住民にとって何ら期待するものでないどころか、国からの制度の押しつけによる住民サービスの低下、負担にもつながるものと言わざるを得ません。

2款総務費の1目一般管理費、個人情報保護制度再構築支援業務委託料に代表される共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の予算が各部署にわたり合計で5,610万9,000円、こういうふうに報告がありましたけれども、予算がつきました。国の鳴り物入りでスタートした事業で、国は全国で3,000億円をつぎ込んで整備するものだと聞いておりますけれども、これが国会の論議等でも国民、住民に対して必要性を全く示すことができずにあります。逆に、プライバシーの侵害、社会保障の給付抑制や、税金や社会保険料の徴収強化、こういうことがあることも見え見えであります。

7目の企画費、この中にリニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金というのがあります。一民間企業が投資する事業に、さも公共事業のような取り扱いになっておりますけれども、中身を調べてみましたらさまざまな規制が取っ払われており、例えば住民にとって情報公開の問題は必要な情報が公開されなくてもいいようになっています。ここでは、私はあえて事業の内容の問題点まで具体的に指摘するつもりはありませんけれども、一民間の事業に遠く離れた自治体あるいは住民を巻き込まないでいただきたいというのが本心であります。

2目賦課徴収費、この中に知多地方税滞納整理機構負担金というのがあります。実は、美浜町は職員が行政の組織の中でこれまで、これまでというか以前は対応されて、住民目線できちっと対応してきていただきました。いわゆる住民に寄り添って、この立場から成果も上げていたように私たちは記憶しております。今、この滞納整理機構に参加する中で、強制的な取り立て業者のような機構の仕事、先日もほかの市町から指摘がありました。差し押さえが強行されている。ぜひこういう状況を、早く機構に別れを告げて、抜けて美浜町独自で、美浜町の財務のほうでしっかりと仕事をしていただきたい、このことを思います。

3款民生費でございます。2目の老人福祉費、扶助費の中に保養施設利用助成事業、いわゆるかんぽの宿の利用券がありました。ぜひこれは以前の仕組みに戻し、高齢者の方々、今は70歳以上となりましたけれども、ぜひ60歳からということにして、家に閉じこもるような高齢者の方々をなくすためにも60歳から、早い段階から支援する事業に戻してもらいたい。予算的にはたかだか250万円、300万円ぐらいで行える事業ではないかと考えます。

8款土木費、都市計画課の中には専門部署も新設されましたので、担当職員の力をかりて、26年度の予算で調査研究している公共下水道調査研究のデータを活用し、委託の規模を縮小されたい。済みません、ちょっと、今、これ原稿が切れたので、先ほど同僚議員も指摘した新しい将来にわたっての汚水処理の調査研究をする予算についてでございます。この検討、計画策定業務は前提条件が多分公共下水道ありきから検討されていることと思いますので、このことも指摘しておきたいと思います。私たちは、それは認めるわけにはいきません。

5目公園管理費、小野浦のドッグラン管理委託料があります。ぜひ、指定管理を委託しているわけですから、指定管理を委託しているこの関係先に、予算も含めて管理を委ねるべきだと考えます。

都市公園整備事業についてであります。この中の交流拠点グラウンド実施設計業務委託料、先ほど修正案を提出させていただきましたように、私たちは住民から寄せられた意向を酌み取り、予算を削除し工事をストップすることにより、住民目線で一から検討をやり直すことを求めるものであります。同様に、総合公園遊歩道整備工事並びに総合公園グラウンド拡張に伴う土地の購入費の予算、この予算についての削除を求めるものであります。

公共下水道事業がこれほど町民の関心が示されているにもかかわらず、今度の予算には説明会資料作成など、当然要るべきはずの予算が1円も計上されておられません。先ほどというか審議の中で、12月ごろに方向が見出せ

たらそれから提案するんだということでしたけれども、本来この27年度に説明がずれ込むということで、そう当初からわかっていたのであれば、この調査研究の予算を昨年と27年度に分けて計上すべきではなかったのかということも甚だ疑問であります。26年度中に、もしくはこの選挙を迎えた4月前半にも、説明会を何度求めても一切考えないことが明らかとなっておりますけれども、年度がわりの町長選挙を前にした、山下町長のこの町の大きな課題であります公共下水道事業、このことにいわゆる争点隠しのように、私は住民からも何度かも指摘されました。こういうふうに言われても私は仕方がないことだと考えております。

もう一点は、土木費の予算の中で消防費の災害対策事業、この中には避難路の見直しの問題、あるいは避難経路を指定、確定した場合のその周辺の耐震化の支援だとか、あるいは避難路の見直しによって道路を広げてほしい、あるいは第一次避難場所を、広場を確保してほしい、こういう予算が調べて検討もしたのか、計上もされておられません。安心・安全のまちづくりの課題、こういう項目がおざなりではないでしょうか。万葉の森の遊歩道整備よりも、また総合公園グラウンド拡張より、こちらのほうが優先だろうかという多くの皆さんの住民の声を紹介しておきます。

10款教育費でございます。10目学校給食センター運営費、私たちは小・中学校の皆さんの給食費の半額助成を求めています。本来なら全額無償化を要求したいところでございますが、当面、保育料で支援していただいた2人目以降の問題と同じような、いわゆる多くのお子さんを育てている家庭の支援を行い、美浜町に住んでいただける、戻ってきたい、こういう子供たち、若い世帯をふやすことを提起したいと思います。

次に、少し款の順は前後しましたがけれども、福祉の分野でございます。

平成19年に齋藤前町政に反対して誕生した山下町長ですが、町民に淡い期待を持たただけで、齋藤町政の時代に後退した福祉行政を回復させることはしませんでした。山下町長は、前町長が最後に行った人間ドックや節目検診の廃止、がん検診の有料化など、本来山下町政のときに回復する努力をするべきでありました。今、町民の基本の一つに町民の健康というテーマを挙げるならば、これらの政策を回復させる必要がありました。

今、美浜町政が取り組んでいる公共下水道事業や交流拠点事業、二百数十億円という税金を使うのではなく、少子高齢化の中で町民が願う福祉の充実にもっと力を入れなければ、財政にも破綻を来しますし、世論が指摘しているように限界集落に近づいていくのではないかと心配しております。

3款民生費の3目児童福祉施設費です。議案質疑でも指摘しました。子育て支援にもっと力を入れてほしい。子供はなかなかふえることになりません。既設の保育所の2階に設置した子育て支援センター事業、この事業は本当に住民の皆さんに大変好評です。手狭になってきております。公共下水道事業よりはこういった施設、設備の増築あるいは拡充が求められると思います。

2目老人福祉費です。高齢者福祉の中で、町民のボランティアによるサロン活動が各所で取り組まれて、お年寄りの方々に生きがいを持ってもらっています。敬老会も18区に補助金を出して、区に敬老会の開催を任せておりますけれども、町の主導権というのはどこに行ったんでしょうか。残念ながら、私が所属している野間地区では区の役員さんの負担があって、26年度も敬老会を開催できなかったということでもあります。ぜひこれは、27年度、町のほうが主導権を持って、この敬老会を開催する方法をとれないか、こういうことを訴えたいと思います。

次に、教育の分野でございます。

10款教育費、3目義務教育振興費、この中で一番気になるのは、児童・生徒の不登校の数が市民の中で33人いたということが報告されました。適応指導教室に2人通ったということでもありますけれども、この33人の方々、先生方がそれなりにというか、いろいろ力を注いで指導されてきたと聞いております。果たして、町としてこのままでいいのか。子供たちのために何が必要か考えるべきであります。とりわけ、33人の不登校の皆さんの、子

供たちの背景に何があったのか、緊急に状況を調べて、そしてこれを明らかにすることが求められているものと思います。ぜひこの件では、新しい年度、教育関係者の皆さんのさらなる努力が必要だと思います。

最後になります。2目事務局費の中に入るのか、教育の事務局費の中に入るのかわかりませんが、予算上では直接明確な項目は出てきませんが、教育労働者、いわゆる先生方の長時間労働が非常に問題になっております。ぜひ教育行政の中で、先生方が過労死にならないよう、こういった努力をされることを強く要望しまして、全体としての一般会計予算の問題点の指摘を終わります。

新規事業の予算の一部で、町の新たな取り組みを一定評価するところもありますけれども、重大な点での住民から寄せられた反対する立場の住民の声を取り上げさせていただき、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに反対討論。杉浦君、どうぞ。

〔発言する者あり〕

○議長（磯部輝次君）

どちらの討論、賛成でいいですか。違うね。賛成ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

反対の討論ですね。行きます。杉浦君。

○9番（杉浦 剛君）

27年度一般予算、反対討論をさせていただきます。

バブル崩壊とリーマン・ショック後遺症で長く低迷した日本経済も、ようやく活力を取り戻しつつあります。株価上昇や円安効果が観光客を呼び込み、輸出は伸びる反面、輸入資材や家畜飼料の高騰で中小企業や農家は厳しい現実でもあります。そして、いまだアベノミクスは地方に波及していないことを、平成27年度予算の町税収は示しています。町民税はマイナス1,300万円、主に法人税収です。そして、土地下落の続く中、固定資産税、都市計画税は合わせてマイナス8,000万円の大幅な収入減を見込みました。ここ数年で、都市計画税は1.8%と既に二、三千万円も落ち込んでおります。今後、人口減少は加速し、少子高齢化が進むにつれ、生産人口も減少し、自己財源の長期低落傾向は免れません。土地神話はいつのことであったのか。今、農地山林は売れず、市街地の土地も動きは鈍い。路線価はマイナス7.5%と、美浜町と隣町の南知多町は知多半島の中でも特に厳しく、復調の兆しすら見えません。相続する土地さえお荷物と拒否する話題も伝わってきます。

そして、3・11の東日本大震災から丸4年、当町でもいつ来るかわからない東海・東南海地震への備えとして、東部の災害拠点の厚生病院、そして西部の災害拠点の野間中学校への水道耐震化工事が本年度から始まります。初年度は、400メートルの工事で6,500万円の予算がつきました。これから16年間で約10億円をかける計画です。そして、40年を過ぎた水道の老朽管の取りかえ工事を初め、道路、橋などのインフラ改修工事も待ったなしの状態です。

子供やお年寄りへの扶助費は、毎年数千万円から1億円ぐらいいふてきます。介護保険料の改定が今年度もなされますが、始まったときの保険料の約2倍になりました。10年後、団塊世代が75歳を迎えるときはどれほどになるのでしょうか。60歳前と比べて、1人当たり75歳を超えれば、5倍ほどの医療費がかかると言われております。このような時代に山下町長は、今年度当初予算には計上されておりましたが、公共下水道整備計画を初め、第1グラウンド周辺の拠点整備事業、奥田駅前調査委託料など、まるでバブル期を思わせる整備計画花盛りの予

算編成を打ち出しました。この中で、奥田駅前調査委託料については将来の奥田地区活性化につながる大切な事業と考え、地元と日福大とともに大いに協議していくべきと考えております。

しかし、今何が必要なのか、住民の声をよく聞いて選択すべきです。国は、1,000兆円を超す借金を抱えており、いろんな事業が国・県からの補助金が幾ら多くあるとはいえ、これらの補助金は国民一人一人の税金です。我が町の財源も限られたものです。知恵を出し合って、我が町の将来を見据え、それこそ身の丈に合ったまちづくりを目指すべきです。

拠点整備事業と公共設備計画は勇気を持って見直すべきです。どんなときでも、私たちは未来に向かって新たな選択ができるはずで、全ての人が問題の当事者となって、おのおのの場所でできる限りの力を尽くして、これからの元気な美浜を皆でつくっていくこともできます。40年、50年の先々の美浜町を思い考えるとき、これから始まる多額の負債を孫子の代まで負わせるのではなく、安心して住み続けられるよう残していくのが我々世代の責任ではないでしょうか。そのような願いを持って、今予算の反対の立場での討論といたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。まず、賛成の討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

反対の討論。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第23号、平成27年度美浜町一般会計予算を採決します。

まず、本案に対する山本辰見君のほか1名から提出された修正案について挙手によって採決いたします。本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について挙手によって採決します。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第26号 平成27年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第8、議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議案とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3議案については、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。鈴木君、反対ですね。最初に。

○6番（鈴木美代子君）

議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算に、委員長ではありますけれども、反対の立場で討論いたします。私は、町民の信託を受けた町民の代表の議員として発言をいたします。

国保税をこんなに高くした最大の原因は、国の予算削減です。1984年、当時の自民党政府は医療費掛ける45%としていた国保の定率国庫負担を給付費掛ける50%に変える法改正を行いました。45%から50%になったという、一見国庫負担率が上がったようですが、実際には大幅な削減でした。国保では、かかった医療費の3割が窓口負担、7割が保険給付となります。給付費掛ける、50%は医療費全体で見ると7割掛ける50%で35%です。ただし、入院や手術などで高額療養費が適用されると給付は7割以上になるので、実際の給付費掛ける50%は大体医療費の38.5%となります。つまり、自民党政府は法定の国庫負担を給付費掛ける50%に書きかえることで、医療費への国庫負担を45%から38.5%へと削減したのです。その後の改悪で、国保の総会計に占める国庫支出の割合は事実上、1984年度の約50%から何と24.7%、2009年ですけれども、と半減しました。

国保加入者の平均所得は、1990年度には年間240万円でしたが、2009年度には158万円に下がっています。前日のような国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしました。

美浜でも私の周りにいる若者は非正規労働者が多く、結婚して子供が産めない状況にあります。町内の小さなお店や中小企業の事業主など、国保税を払いたくても払えないと、店を閉め悲鳴を上げています。年金生活者や失業者も加入する国保はもともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。高過ぎる国保税を払い切れない滞納者は436万世帯、全加入者の2割に上ります。生活や営業が苦しくなり、国保税を払えない人には親身に相談に乗り、生活実態を把握して、分割納付や保険料減免の措置をとるのが自治体の本来の役割です。ところが、現在知多地方税滞納整理機構などによる強硬な取り立てが横行しています。知多地方税滞納整理機構から撤退させ、町職による徴収業務で町民の側に立った、心のこもった相談に乗っていただくよう要請します。

不景気が15年以上続き、労働者の賃金も15年以上値上がりしていません。美浜町民も苦勞ばかりで、働いたお

金は税金でほとんど消えていく厳しい生活を強いられています。国保会計が26年度決算で黒字が生まれ、国保税を下げる余裕が少し生じています。国民に働く意欲を与えるためにも、国保税の引き下げを考えていただくよう強く要望し、討論を終わります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第24号、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。鈴木君、まず反対ですね。

○6番（鈴木美代子君）

はい。議案第25号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場で討論いたします。

75歳以上になると、今まで加入していた社会保険や国民健康保険から追い出されて、後期高齢者医療に加入しなくてはなりません。個人加入ですので、御夫婦で75歳まで健在ですと、一人ずつ保険料を払わなくてはならず、なかなか割高です。若いころ一生懸命働いて地域や家族に貢献してきたのに、長寿であること、いつまで医療費を使うといった、一部の人たちの冷たい考え方をする人は残念であり、余りにひどいと思います。長寿はみんな支えて、喜び合いたいものです。年金が一月1万5,000円あれば口座から天引きし、1万5,000円ない人は普通徴収として滞納すれば保険証を取り上げ、資格証明書も発行するとなりました。国民年金の平均的受け取り額は全国で一月4万9,000円と少なく、この保険料が高齢者の大きな負担となっていることは言うまでもありません。

私たち日本共産党は、後期高齢者制度は撤廃し、お年寄りが安心して医者にかかる、そして安心して老後を暮らしていける制度を時間をかけてつくるべきだと考えています。

以上で討論を終わります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第25号、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

鈴木君、まず、反対討論ですね。

○6番（鈴木美代子君）

議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるための介護保険制度を導入するとうたっていました。それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者や子供が高齢者を介護する老老介護などが常態化しています。介護保険導入後、10年で介護心中は何と400件も起きております。深刻な事態がますます広がっています。

高齢者2,900万人のうち介護保険サービスを利用しているのは417万6,000人であり、14%にすぎません。介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人は約83万人にも上っています。多くの高齢者が介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。保険料もスタートした当初2,500円でしたが、3年ごとに見直され、4月から始まる第6期介護保険事業計画では、美浜町は5,100円と2倍以上にはね上がりました。町民にとってこの負担は大変であります。美浜町独自の介護保険料・利用料の減免制度をたびたび要求してきましたが、美浜町は一向にやりません。

介護保険は超高齢社会の中で、利用はふえ続け、国と市町村の負担がふえない限り保険料が上がる仕組みになっており、現状の保険料負担は極めて重い。3年ごとの改定により、どんどん青天井で上がっていきます。こうした状態を解消するために、国の負担をせめて現行の20%に5%の調整金のプラスを求めていくことを町として国に対して声を大にして要求し、町民負担が少しでも下がるようにしたいと思います。

最後に、美浜町も独自の低所得者保険料・利用料の減免制度をぜひ設けてほしいと求めるものであります。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかにございせんか。4 番 千賀君。

○4 番（千賀莊之助君）

同じ文教厚生常任委員会で委員長さんに反論するわけではございませんが、いずれにいたしましても、国の予算で見る限りは年間4兆円ずつ高齢者福祉対策費として、国債を発行しているのが現状だと思います。ということは、負担は嫌だ、金は出せ、そういう道理に合わないことは、私は議論にはならないと思います。

よって、私は原案どおり賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

よろしいですか。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号、平成27年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第9 議案第27号 平成27年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第29号 平成27年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第9、議案第27号、平成27年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議案といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第27号、平成27年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算までの以上3議案については、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で、議案第28号において次のような質疑がありましたので、御報告します。

農業集落家庭排水です。歳出の2款1項1目15節の工事請負費の補助率は幾らかとの質疑があり、機能強化対策事業として処理場施設工事費の2,200万円に対する補助で、国が50%、県が14%、合計64%の補助をいただいで実施する事業だとの答弁がありました。

また、20年たった今でも毎年およそ2,000万円を一般会計から繰り入れをしている状態だが、この状態から抜け出せるのはいつかとの質疑があり、県の施設の美浜少年自然の家の集落排水への加入や維持管理費の抑制等で

バランスのとれた効率的な運用を心がけたいとの答弁がありました。

また、議案第29号において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

水道事業会計です。老朽管の整備事業の中で、東西地区の基幹部分に対する耐震工事の予定はとの質疑があり、来年度は奥田河和線の奥田寄りの部分を奥田方面へ400メートル延伸したいとの答弁がありました。

また、水道料金の改定はあるのかとの質疑があり、今後中長期的にいかに水道料金を安定的に継続していくかということ算出して、その中で料金改定も検討させていただくとの答弁がありました。

なお、その他の議案については質疑はありませんでした。

また、討論は3議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号、平成27年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号、平成27年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 発議第3号の訂正の件から

発議第4号の訂正の件まで2件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第10、発議第3号の訂正の件から発議第4号の訂正の件まで、以上2件を一括議案とします。

以上2件について、提出者より訂正の理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明を願います。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

○5番（山本辰見君）

それでは、さきに3月10日に提出しました意見書について、次の理由で訂正したいので、会議規則第19条の規定によって請求させていただきました。

件名は、発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書についてであります。

訂正の内容は、下にありますように、本文中の「政府は」を「国は」に、そして提出先の経済産業大臣を削除するものであります。この理由は、所轄を明確にするため訂正するものでございます。最初の「政府は」とあったのが、参議院、衆議院にも国会にも提示したいということで、「国は」という形に改めさせていただきました。

もう一件は、もう一枚はねていただきたいと思います。同様に発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書について。これも同様に、本文中の「政府は」を「国は」に訂正するものでございます。理由は同様に「政府」となっていたのを国会も含めて所轄をはっきりさせたいということから、「国は」に訂正させていただくものでございます。

準備不足で、少し正確でなかったことをおわび申し上げて、ぜひよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

説明が終わりました。

これより順次、議事を進めます。

ただいま議題となっています発議第3号の訂正の件についてをお諮りします。許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号の訂正の件を許可することに決しました。

次に、発議第4号の訂正の件についてをお諮りします。許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号の訂正の件を許可することに決しました。

日程第11 発議第3号 政党助成金の廃止を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第11、発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。鈴木君、反対。

○6番（鈴木美代子君）

賛成。

○議長（磯部輝次君）

賛成、いや反対のほうに、今。いいですか。

じゃ、よろしいです。

○6番（鈴木美代子君）

発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

政党助成金は1995年に創設されました。政党助成金制度がなぜ創設されたかという、その当時金にまつわる政党腐敗事件が多発していたからです。汚職がいっぱいある中で、国会でどうしたらいいのか話し合い、企業団体献金をやめることを前提条件に、政党助成金制度を創設しました。これは、みんなで合意したことなんです。

ところが、この約束をほごにして企業団体献金ももらい、政党助成金ももらうという道理に合わないことをやっているのが現状です。毎年320億円もの国民の血税が日本共産党以外の政党に投入されてきました。2014年末までの総額は6,311億円に上ります。国は政党助成金を廃止すべきであります。

以上で終わります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第3号、政党助成金の廃止を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第12 発議第4号 全原発の再稼働の断念を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第12、発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君、反対。

○6番（鈴木美代子君）

賛成。

○議長（磯部輝次君）

賛成ですね。反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、賛成行きます。

○6番（鈴木美代子君）

発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

福井地裁は昨年5月、原発が抱える本質的な危険を認め、大飯原発の運転差し止めを命じました。判決文は冒頭、一たび深刻な事故が起これば、多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められると指摘し、原発事故には憲法上の権利である生存権を基礎とする人格権が極めて広範に奪われる可能性、具体的な危険性があり、差し止めが認められるのは当然と断じています。

また、電力供給の安定性、コストの低減につながるなど、関電側が掲げる運転再開の理由づけについても、極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と、電気代が高いか低いかの問題等を並べて論じることは法的に許されないと厳しく批判しています。

東日本大震災による東京電力の原発はいまだに汚水が海に流れ、人間の命の危険と隣り合わせで、被災者の3割の人は避難所暮らしです。こんな危険な原発の再稼働は絶対に許せません。運転を停止しているが、国内にある全ての原発は福島第一原発の事故から4年、電力の需要が集中した夏場も冬場も電力の需要は賄えており、原発ゼロに進む条件は一層広がっています。

人の命は何よりもとういんです。国は、このような危険な原発の再稼働を断念すべきです。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

いいですか。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号、全原発の再稼働の断念を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第13 発議第5号 消費税10%への増税の中止を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第13、発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

反対、賛成。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

賛成。反対の討論ございませんか。いいですか。じゃ、どうぞ。山本君。

○5番（山本辰見君）

ただいまの議案となっております発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書についてでございますが、意見書の本文で詳細については触れていますのであえて繰り返しませんけれども、実は予算案の審議の中でも、8%の状態での苦しい状況も論議になりました。そして今度は、特に次の10%を計画しているのが、以前はいろいろ条件があって経済環境がよくなったとか、そのときの状況で判断すると言いながら、今回は安倍首相は、そのときどんな状況だろうがやっちゃうんだということを強引に決めております。しかし、いわゆる8%の中でも、町にとってもそうですし、個々の業者あるいは個人にとっても非常に大変苦しい中で、経済をいわゆる引きずっております。そういう意味から、10%へのさらなる増税の中止を求めるこの意見書、ぜひ地方から国へ届けていかなければ、地方から声を上げていかなければならない、こう思う立場でございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第5号、消費税10%への増税の中止を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第14 発議第6号 国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第14、発議第6号、国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

反対討論、賛成討論。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

いいですか。賛成討論、山本君。

○５番（山本辰見君）

この意見書についても、本文の中で県が思っていることが率直に訴えられました。県は国に対しては、国民健康保険の状況が非常に厳しい、助けてほしいということを言っておりながら、県自体は当時28億円ぐらい各市町に出していたいわゆる国民健康保険の市町村への支援、これをカットしてしまいました。このことを率直に県は、言っていることとやっていることが違いますかという形で、さきの１月に行われました県知事選挙の中でも多くの市町から意見が出て、そういうのが大きく政策の中にも訴えられておりました。私たちにも、それから先ほど特別会計の予算の中での討論の中でも、少し指摘がありましたけれども、国・県がしっかり見ていかないと、この問題、それからもう一つ心配されるのは市町村の管轄から国民保険税が、国民健康保険の制度が県のほうへ一括になっていく、そういう形ですと、今は各市町がそれぞれ一般会計から予算を投入しながら中身を何とか確保していきたい。それから、県も少し前までは県としてもいろいろ手を打たないと大変だと、もう一つ今言われた国のほうが進めている、二、三年後にはもしかしたら反対だろうが何だろうが強引にやっちゃうんじゃないかという、愛知県一本で国民健康保険税の制度を一本化する、この流れになりますと、一般会計からの予算の補充支援というのは考えられなくなる、かかった分は全部患者の負担になるということになりますから、さらなる保険料、保険税の高騰につながっていくものと考えますので、県の補助金の復活を今の段階ではっきりしておかなければならない、こういう状況でございますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第６号、国民健康保険への県補助金の復活と拡充を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第15 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（磯部輝次君）

日程第15、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付したとおりでございます。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

平成27年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました、報告第1号、専決処分事項の報告についてを初めとして、32件いずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

さて、開会の挨拶におきまして、日差しに春の気配を感じることもふえてまいりましたと申し上げましたが、この2週間余りの間に、春の訪れを肌で感じられることが日に日に増したように感じています。暦も、間もなく春分を迎え、気持ちも一段と晴れやかになる季節となります。

間もなく始まる新年度におきましても、よりよい町をつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすい町にしたいという思いを遂げられますよう、新たな気持ちで日々精励してまいりたいと考えております。議員の皆様方には、それぞれの場面において、御理解、御協力願うことも多々あらうかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

これにて平成27年第1回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時50分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月17日

美浜町議会

議長 磯部 輝次

議員 大崎 卓夫

議員 家田 昇